

# 人口減少社会における公共施設等に関する 地方行財政制度の在り方に関する調査研究

平成 29 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

# 人口減少社会における公共施設等に関する 地方行財政制度の在り方に関する調査研究

平成 29 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構





## 1 はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、多様化する住民ニーズに的確に対応し、地域の特性を活かしながら、安心・安全の確保、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の高度化・複雑化する諸課題の解決に取り組まなければなりません。

また、地方分権の進展に伴い、住民に最も身近である地方公共団体が、自らの判断と責任において担うことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

地方では、景気の回復がいまだ実感できず地方財政の財源が大幅に不足する中で、公共施設の老朽化等による更新費用の増大に的確に対応するとともに地方交付税等の一般財源の充実確保が極めて重要であります。

このような背景から、今年度の研究会では、公共施設等に係る政策運営や地方財政の問題を中心に人口減少社会における公共施設等に関する地方行財政制度の在り方を考察し、その考えを整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成 29 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構  
理事長 山中 昭 栄



# 目 次

研究概要	3
<b>第1部 災害復旧・復興のための財源スキーム</b>	5
第1章 災害における主な地方財政措置について	7
第2章 熊本地震に係る地方財政措置について	13
<b>第2部 投資的経費にかかる補助金</b>	17
第1章 後進地域特例制度と過疎・辺地対策について	19
第2章 事業費補正について	25
第3章 社会資本整備総合交付金について	29
<b>第3部 「地方財政の見える化」と公共施設総合管理</b>	37
第1章 地方財政の「見える化」	39
第2章 新潟市財産経営推進計画による取り組み	59
<b>第4部 財務会計制度のあり方</b>	75
第1章 財務会計制度の歴史的展開について	77
第2章 財務会計制度の見直しと監査制度について	85
第3章 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告について	101
<b>第5部 第三セクターと地方公営企業の改革</b>	113
第1章 公営企業・第三セクターの経営改革	115
<b>第6部 平成29年度予算</b>	143
第1章 平成29年度地方財政計画について	145
第2章 平成29年度「社会保障の充実」等について	161

第7部 今年度の研究のまとめ .....	171
投資的経費の財源措置のあり方をめぐって .....	173
委員名簿等 .....	187

# 研究概要



# ・ 研究概要

## 1 本調査研究の趣旨

日本の人口は減少局面に入っており、平成 27 年国勢調査によると、日本の総人口は、平成 27 年 10 月 1 日時点で 1 億 2,709 万 4,745 人と、平成 22 年の前回調査から 96 万 2,607 人減り、大正 9 年（1920 年）の調査開始以来、初めてのマイナスに転じた。

このように人口減少が進む中、地方公共団体においては、高度経済成長期に大量の公共施設やインフラが建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれている。また、地方財政は依然として厳しい状況にあり、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難となる可能性があることから、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。このため、総務省においては、各地方公共団体に対し、平成 28 年度末までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請しているところである。

以上のような背景から、今年度の研究会では、人口減少社会における公共施設等に関する地方行財政制度のあり方や個別分野における喫緊の行政課題を中心に、委員及び行政側の発表並びに意見交換に加え、地方公共団体からの意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

## 2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少社会と公共施設等に係る地方行財政制度に関するテーマを中心に、全 5 回の研究会を開催した。

第 1 回研究会（平成 28 年 4 月 28 日開催）では、経済財政諮問会議での議論を受けた、公共施設等総合管理計画の策定や地方公会計の整備促進など地方財政の「見える化」の取組と、公営企業・第 3 セクターの経営改革の取組について報告・質疑が行われた。

第 2 回研究会（同年 5 月 26 日開催）では、平成 27 年 12 月に地方公共団体の財務制度に関する研究会の報告書がとりまとめられたことから、財務会計制度の見直しについて、また、平成 28 年 3 月に議会制度や監査制度等のあり方に関する第 31 次地方制度調査会の答申が出されたことから、監査委員制度について、それぞれ報告・質疑が行われた。あわせて、財務会計制度の歴史的展開についても報告・質疑が行われた。

第 3 回研究会（同年 7 月 21 日開催）では、投資的経費に対する財政措置の歴史を振り返るという観点から、「後進地域特例制度と過疎・辺地対策」、「事業費補正」及び「災害における主な地方財政措置」について歴史的経緯も含めた報告があり、質疑が行われた。



新潟県、新潟市及び長岡市を調査対象とした事例研究（同年8月25日～26日実施）では、公共施設等総合管理計画に基づき、地域住民と協同して公共施設の維持管理や老朽化更新、統廃合・集約化に取り組む事例や、中心市街地の活性化を目指して都市機能の集積に取り組む事例などを視察し、公共施設等に関する地域の現状と課題を把握した。

第4回研究会（同年11月15日開催）では、統一的な基準による地方公会計の整備に関する最新の議論の動向として、平成28年10月にとりまとめられた「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告」について報告があり、質疑が行われた。あわせて、投資的経費に係る国庫補助金の代表例である社会資本整備総合交付金と、平成28年4月に発生した熊本地震に係る地方財政措置についても報告・質疑が行われた。

第5回研究会（平成29年3月10日開催）では、今年度の議論の総括として、平成29年度の地方財政計画及び社会保障の充実等をテーマに議論が行われた。

## 第1部 災害復旧・復興のための財源スキーム



# 災害における主な地方財政措置について



平成28年7月21日

総務省自治財政局財政課

理事官 八矢 拓

## 災害における主な地方財政措置概要（市町村の事例）

### ○施設の復旧に係る地方財政措置（地方債＋交付税）

- ・補助災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：95%）  
公共土木、農林水産施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担に対する措置
- ・単独災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：47.5～85.5%）  
国庫補助対象外の公共施設等の復旧事業に対する措置
- ・小災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：66.5～100%）  
激甚災害の被災団体が行う国庫補助対象外の小規模事業に対する措置
- ・公営企業災害復旧（充当率：100% 交付税措置：1/2）  
元利償還金に対する一般会計から公営企業会計への繰出額に措置

### ○災害時の個別の財政需要に対する地方財政措置（特別交付税）

- ・災害等廃棄物処理（地方負担額×0.8）  
環境省の国庫補助事業に伴う地方負担に対して措置
- ・応援職員派遣の受入れ（受入れ経費×0.8）  
災害復旧等に従事するため、地方自治法の規定による  
中長期派遣職員の受入れ経費に対して措置
- ・応援経費（応援・被災者受入れ経費×0.8（上限））  
被災地周辺自治体が被災市町村に対して行った応援職員の派遣や、被災者受  
入れ等の経費を措置
- ・文化財の災害復旧（地方負担額×0.8）  
民間所有の文化財の復旧に対する市町村の任意の補助に対して措置
- ・地方税の減免による減収（歳入欠かん債の元利償還金×0.57）  
激甚指定を受けた団体が、地方税等の減免による財政収入の不足を補う  
ために発行する地方債（災害復旧事業費が標準税収入を超える場合等が要  
件）について、後年度の元利償還金に対する措置

### ○災害時の財政需要に対する包括的な措置

- ・災害復旧事業費に基づく算定（特別交付税）  
災害復旧事業費 × 0.03
- ・り災世帯数等に基づく算定（特別交付税）  
り災世帯数、全壊・半壊家屋件数  
死者・行方不明者数等 × 単価

### ○その他個別の被災状況に応じた措置

- ・災害時の被災者支援のため、国庫補助  
事業を拡充にあわせ、地方負担に特別交  
付税措置を行う例あり  
例：H25年度の大雪対策に係る農業用  
ビニールハウス等の再建・撤去
- ・大規模災害時に国庫補助事業の隙間を  
埋める単独事業を行うため、復興基金に  
対して交付税措置を行う例あり  
例：阪神・淡路、中越、東日本大震災等で復興  
基金を設置

### ○東日本大震災に対する地方財政措置

- 復興財源により特別に財源を確保したうえで、  
東日本大震災の復旧・復興事業のための  
補助事業・単独事業の地方負担を全額措置

## 災害復旧に係る地方債措置等

### ●補助災害復旧事業債

国の補助を受けて行う災害復旧事業又は国が直接行う災害復旧事業に係る地方負担額に対し、地方債を同意(許可)

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%  
農地・農林漁業施設 90%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の95%を基準財政需要額に算入(普通交付税より措置)

### ●単独災害復旧事業債

国の補助を受けないで単独で行う災害復旧事業に対し、地方債を同意(許可)

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%  
農林漁業施設 65%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の47.5%~85.5%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

阪神・淡路大震災を契機として平成7年度に交付税算入率を引き上げ  
(従前)28.5%~57.0%  
(改正後)47.5%~85.5%

### ●小災害復旧事業債

1カ所の工事が国庫補助対象外の事業に対し、地方債を同意(許可)

小災害債の対象となるのは、激甚災害の被災団体に一定要件を満たす地方団体

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%  
農林漁業施設 50%~80%(被害の大きさや農林施設の種類に応じて変動)

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の66.5%~95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

2

## 地方債の元利償還金の算入(地方交付税法抜粋)

≪補助災害復旧事業債の例≫

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。)
市町村	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇
市町村	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇

3

## 被災市町村庁舎の復旧に対する財政措置（単独災害復旧事業債）

- 被災庁舎の復旧については、原形復旧相当分の建て替えに要する経費のほか、仮庁舎の設置に要する経費について、単独災害復旧事業債により対応。
- 通常、庁舎の建設については資金手当のための地方債措置のみ（充当率75%、交付税措置なし）となっている。

		庁舎の災害復旧に係る地方財政措置
建替え	建設工事	◇地方債（一般単独災害復旧事業債） 充当率100% 交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正）  ※解体撤去については、以下の条件を満たす場合に、起債可能。 ①既存施設を撤去しなければ、施設の新増築ができない。 ②解体工事と同一又は翌年度に、建替え事業が確実に行われる見込みがある
	被災施設の解体撤去（建替えと一体的に実施する場合）	
	用地取得費用 ※移転が必要な場合	
仮設庁舎	設置工事、既存施設の改修工事、リース費用	

※上記のいずれも、原則として、原形復旧相当分に限った措置。

（参考）倒壊の恐れなどがある庁舎について、住民の危険を回避するために、建替えと切り離して、解体撤去のみを応急的に実施する場合も、上記と同様の措置

4

## 災害に対する包括的な地方財政措置

○災害復旧事業費に基づく算定

- （道府県分）

  - ・国庫関連災害復旧事業費 × 0.015

（市町村分）

  - ・国庫関連災害復旧事業費 × 0.03

○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、死者・行方不明者数等に基づく算定

- （道府県分）

  - ① り災世帯数 × 17,600円
  - ② 農作物被害面積 (ha) × 3,200円  
（被害面積30%超）(ha) × 5,400円
  - ③ 死者・行方不明者数 × 875,000円
  - ④ 障害者の数 × 437,500円

（市町村分）

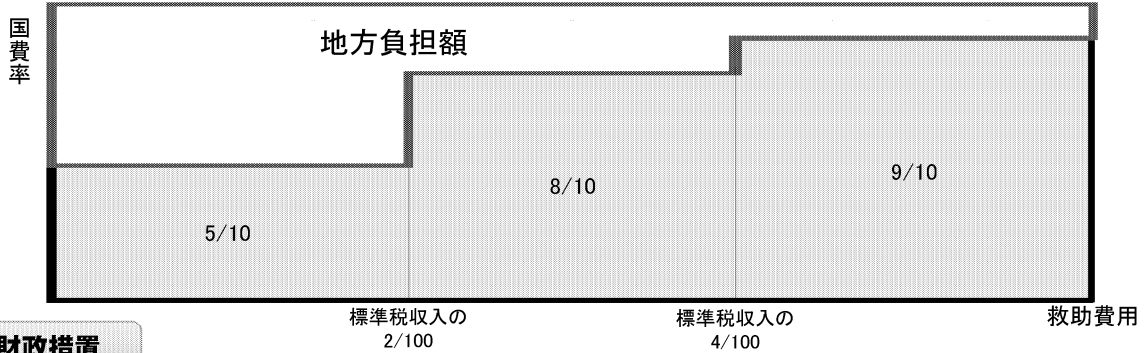
  - ① り災世帯数 × 23,500円
  - ② 全壊家屋戸数 × 169,400円
  - ③ 半壊家屋戸数 × 84,800円
  - ④ 床上浸水家屋戸数 × 4,800円
  - ⑤ 床下浸水家屋戸数 × 2,700円
  - ⑥ 農作物被害面積 (ha) × 6,800円  
（被害面積30%超）(ha) × 9,600円
  - ⑦ 死者・行方不明者数 × 875,000円
  - ⑧ 障害者の数 × 437,500円
  - ⑨ ①～⑧の算定額の合算額 × 0.2

5

## 災害救助費関係

- 標準税収入に対する救助費用の割合に応じて、国庫負担率が嵩上げになる仕組み。
  - 地方財政措置
    - ① 災害救助費の40%を特別交付税により措置(地方負担額を限度)。
    - ② ①による特別交付税措置残の地方負担額について、100%まで災害対策債を充当できるとし、後年度においてその元利償還金の57%を特別交付税により措置。
- ※ 災害対策債の発行要件を満たす必要あり

### 国費率と救助費用の関係



### 地方財政措置

国庫負担 5/10～ 救助費用／標準税収入に応じて 国庫負担率が嵩上げ	特別交付税措置 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)
---	-----------------------------------

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能  
 昭和50年代までは災害救助費×0.2(地方負担限度)、昭和51年から平成2年度までは災害救助費×0.3、平成3年度以降は現行の算定方法

6

## 災害廃棄物処理関係

- 環境省による国庫補助率は1/2
  - 地方財政措置
    - ① 地方負担額の80%を特別交付税により措置。
    - ② 下記のいずれかに該当する団体については、①による特別交付税措置残の地方負担額について、100%まで災害対策債を充当できるとし、後年度においてその元利償還金の57%を特別交付税により措置。
- ※ 災害対策債の要件を満たす必要あり

### 国費率と地方財政措置

国庫補助 1/2	特別交付税措置 地方負担額×0.8 (平成10年度算定より創設)
----------	--

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

7

## 災害等に伴う職員派遣について

- 災害等に伴う被災地への職員派遣について、特別交付税による財政措置を講じている。
  - 阪神・淡路大震災に係る応援経費は平成6・7年度に時限的に算定項目を創設。平成12年度以降、以下の内容を一般的な算定項目として創設。
- 地方自治法に基づく職員派遣か否かにより、費用負担を行う自治体が異なるため、特別交付税の対象自治体等が異なる。

	「中長期派遣」	「災害応援」
対象経費	地方自治法に基づく職員派遣の受入れに要した費用	被災地域の応援に要した費用
財政措置の対象	派遣先自治体 (地方自治法の規定により、費用は派遣先自治体が負担する)	派遣元自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担している)
算定方法	総務大臣が調査した額(実績額)の8割	・単価方式(※)により算定した額 ※ 応援職員の延べ日数×単価 等 ・総務大臣が調査した額(実績額)の8割 上記のいずれか少ない方(5割保証)
算定時期	12月・3月	
備考	・地方自治法第252条の17に基づく派遣 ・実際には期間の定めはなく、短期での派遣も行われている	地方自治法に基づかない派遣

- 東日本大震災に係る職員派遣について、地方自治法に基づく職員派遣は復興特別交付税により措置(全額措置)し、地方自治法に基づかない職員派遣は通常の特別交付税より財政措置(被災団体は全額、被災団体以外は実績の8割)を行っている。

8

## 歳入欠かん債・災害対策債について

区分	歳入欠かん債	災害対策債
起債できる地方公共団体 (激甚災害の被災団体で一定の要件を満たす団体)	以下のいずれかに該当する地方公共団体 (1) 災害対策基本法第102条第1項第1号の徴収金の減免額と同条同項第2号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が限度額を超え、かつ、以下の①②のいずれかに該当する地方公共団体 ① 激甚災害に公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の補助災害復旧事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体 ② 激甚災害につき、災害救助法第4条第1項又は第2項に規定する救助が行われた市町村で、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の100分の1に相当する額を超えるもの (2) 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体	
起債対象の事業	以下の徴収金に係る減免による減収額 ① 都道府県及び市町村が課する普通税 ② 使用料(公営企業に係るものを除く)及び手数料 ③ 分担金及び負担金 ※ ①～③が災害対策基本法第102条第1項第1号の徴収金	国庫補助金又は国庫負担金の交付を受けて実施する以下の事業に係る地方負担額 ① 水防対策 ② 災害救助対策 ③ 伝染病予防対策 ④ 病害虫駆除対策 ⑤ 農作物種子対策 ⑥ 湛水排除対策 ⑦ これらに類する対策
充当率・交付税措置	充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率57%(特別交付税)	
償還期間等	償還期間: 4年以内(うち据置期間1年) 起債対象年度: 災害発生年度及び翌年度以降の年度で政令で定める年度	
根拠法令	災害対策基本法 第102条 災害対策基本法施行令 第43条 災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令 第1条	災害対策基本法 第102条 災害対策基本法施行令 第43条 災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令 第2条

9



## 地方交付税の繰上交付について

### ① 普通交付税の繰り上げ交付

#### 制度の趣旨

- 災害により多大な被害を受けた地方団体においては、応急対策や復旧対策等のため、様々な資金需要が生じる。このため、**当面の対応に係る資金繰りを円滑にするため、普通交付税の交付時期(4月、6月、9月、11月)の特例として、一定の基準により、交付時期を繰り上げて交付する。**

#### 繰上げ交付の考え方

- 繰上げ交付を要する市町村における基準財政需要額の合計額に対する当該市町村における**公共施設被害額の合計額の割合に応じて、次期交付額の30%から70%。**

要繰上げ交付市町村の公共施設被害額の合計額×0.8 ／当該市町村の基準財政需要額の合計額	繰上げ交付額
10%～50%	次期交付額×30%
50%～70%	" ×50%
70%超	" ×70%

↓  
上記の基準に該当しない場合

- 災害救助法が適用された市町村がある場合には、当該市町村について次期交付額の30%(上記の最低基準に該当するものとみなして、繰り上げ交付を行う)。**

### ② 特別交付税の繰り上げ交付

- 普通交付税の交付時期の終了後**において、災害救助法の適用を受けた市町村や、積雪積算値(毎日の積雪深の合計)が多量となり平年を大きく上回る市町村等に対し、過去の特別交付税の交付額平均をもとに一定額を繰り上げて交付する。

10

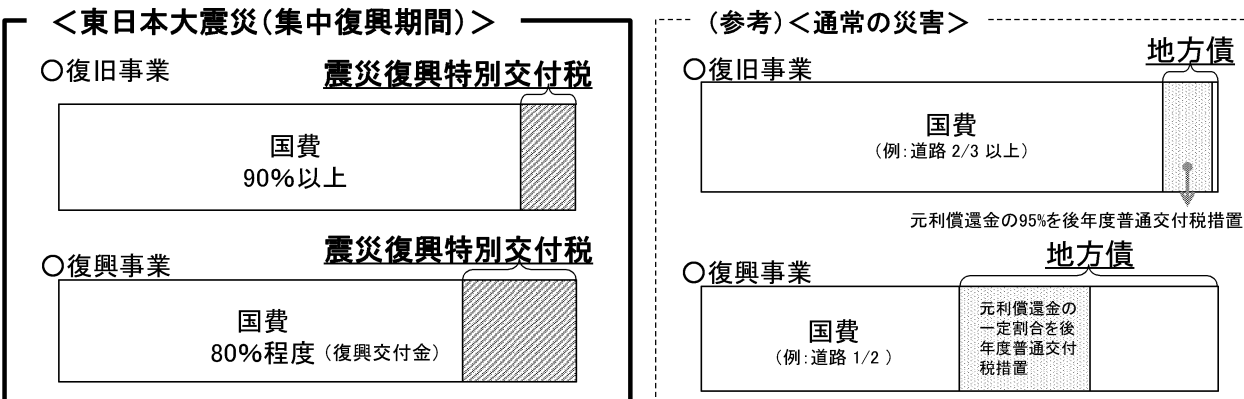
## 震災復興特別交付税について

平成23年度第3次補正予算において制度を創設。

東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分。

〈主な算定項目〉直轄・補助事業の地方負担額、単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、地方税等の減収額

【イメージ】



震災復興特別交付税について、平成27年度までの集中復興期間中は、その財源を確保。

平成27年6月24日の復興推進会議(全閣僚が委員)において、平成28年度から平成32年度の復興事業費を6.5兆円程度とし、復興事業等に係る被災団体の負担について、震災復興特別交付税により、必要な財政措置を講じていくことを決定。

11

# 熊本地震に係る地方財政措置について



平成28年11月15日

総務省自治財政局財政課

理事官 八矢 拓

## 熊本地震に係る主な地方財政措置

	事業の内容	国庫補助	地方財政措置
<b>応急対策</b>          <b>復旧・復興</b>	① 災害救助事業 ・避難所の設置や仮設住宅建設等	補助率5/10~9/10 ※標準税収入と事業費の割合に応じ段階的に高上げ	<特別交付税措置> 事業費×0.4(地方負担額上限) ※ 28年度は県負担の全額が措置される見込み
	② 応援派遣・中長期派遣職員受入れ		<特別交付税措置> 実績×0.8
	③ 被災者等への税等の減免による減収への対応		<歳入欠かん債> 充当率100%、交付税措置率75%(減収割合の特に大きな団体には最大85.5%まで加算)(従前:57%) ※ 事業所税・都市計画税を発行対象税目に追加(一般ルール化)
	④ 災害復旧事業、災害関連事業 ・公共土木施設等の災害復旧(国庫補助事業) ・再度の災害を防止する事業(補正予算) ・国庫補助を伴わない災害復旧(単独事業)  被災庁舎の災害復旧	国庫補助(公共土木施設等の場合) 7/10~9/10程度 ※激甚指定による補助率高上げ (通常:6/10~8/10程度)  国庫補助(熊本城復旧の場合) 75%又は90%(通常よりも5%高上げ)  国庫補助(宅地被害対策の場合) 1/2(通常:1/4)	<補助災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率95% →熊本城の復旧について適用 <補正予算債> 充当率100%、交付税措置率80%(通常:50%) ※復興特交創設前の東日本大震災の措置と同水準 <一般単独災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率47.5%~85.5% ※庁舎被災市町村における交付税措置率は85.5%の見込み  <被災庁舎の災害復旧> ・「実面積」から「職員数に応じた標準面積」に見直し(一般ルール化) ・「被災庁舎と分庁舎を合わせた職員数に応じた面積」まで対象拡大
	⑤ 公営企業 ・被災施設の災害復旧 ・被災公営企業の減収対策	8/10(水道・簡易水道・工水) ※阪神淡路並みの補助率高上げ (通常:2/3程度)	【施設復旧】<公営企業災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率50%(上下水道、病院等) 【減収対策】公営企業の減収対策のための特例債の創設 ※東日本大震災と同様の特例措置
	⑥ 災害廃棄物処理事業 ・被災市町村におけるがれきの処理	補助率1/2+財政負担の重い市町村への環境省基金による追加措置 (通常:補助率1/2のみ)	<災害対策債> 充当率100%、交付税措置率95% 国費の追加措置と併せ、実質負担を事業費の2.5%以下に軽減 ※益城町(現時点見込み):実質負担0.32% (通常:実質負担4.3%)
	⑦ 中小企業等グループ補助金 ※ 過去の実績は東日本大震災のみ	補助率1/2	<災害対策債> 充当率100%、交付税措置率95%
<現時点で見込まれる今後の検討課題> ➢ 宅地被害対策(一部補正予算により対応) ➢ 南阿蘇鉄道の災害復旧 ➢ 熊本市民病院関係	<地方債> 公的資金の償還期限延長 ・補助・直轄・一般単独災害復旧事業債 10年→20年 ・歳入欠かん債 4年→15年 ・地方公営企業災害復旧事業債 10年→25年 ・公営住宅建設事業債 25年→30年 ※東日本大震災と同様の特例措置	個別の国庫補助・地財措置の対象にならない、制度の隙間の事業のための地方単独事業に対し、 <b>取崩し型復興基金の創設を支援</b>  ・大規模災害時のみの特例措置 ・今回の基金規模は、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方に基づき算出 ⇒ 熊本県に510億円を特別交付税措置	

## 熊本地震に係る主な地方財政措置について

自治財政局

激甚災害指定等による国庫補助の拡充・強化とあわせ、復興財源に基づく震災復興特別交付税による措置を除き、阪神淡路大震災以降の震災における最高の措置と同水準の地方財政措置を講じることとし、被災国体の財政運営に支障が生じないよう対処。

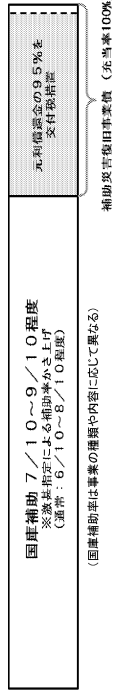
主な地方財政措置は以下のとおり。なお、事業費については補正予算ベースの額。また、(※)印を付したものは、特例措置を講じたもの。

### (1) 補助事業

#### ① 公共土木施設等災害復旧事業

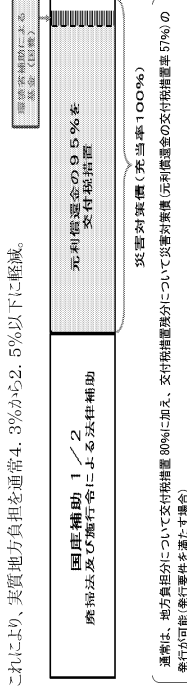
公共土木、農林水産施設等の災害復旧に係る国庫補助事業等について、激甚災害指定に伴う国庫補助率等のかさ上げを行った上で、地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

《公共土木施設の場合》



#### ② 災害廃棄物処理事業(※)

災害廃棄物(がれき等)の処理に係る経費について、通常の環境省の国庫補助(補助率1/2)に加え、特別の措置として環境省の基金による支援措置を創設。国庫補助に伴う地方負担の全額を災害対策費の対象とした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。これにより、実質地方負担を通常4.3%から2.5%以下に削減。



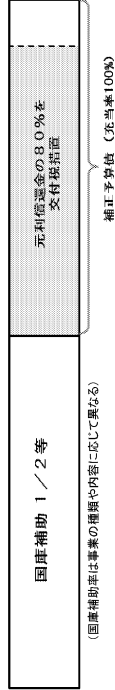
#### ③ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(※)

被災した地域の中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設の復旧について補助を行うもの(当該国庫補助事業は、過去には東日本大震災においてのみ実施)。国庫補助事業に伴う地方負担を新たに災害対策費の対象とすることとした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。



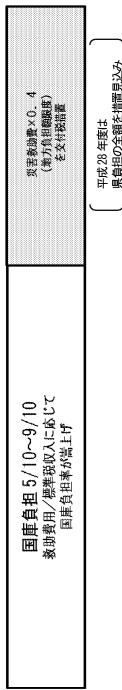
#### ④ 補正予算関連(再度の災害を防止する事業等)(※)

再度の災害を防止する事業(被災したがけ地の崩落対策工事等)など国の補正予算に伴う国庫補助事業の地方負担について補正予算債の対象とし、その元利償還金に対する交付税措置率を通常50%から80%に拡充。



#### ⑤ 災害救助事業

被災者に対して行う応急救助(避難所の設置や仮設住宅の建設等)に要する費用について、内閣府の災害救助事業に係る地方負担に対して交付税措置。



#### ⑥ 文化財災害復旧(国宝重要文化財等保存整備事業)

#### ア. 熊本城に係る災害復旧事業

熊本城の文化財の災害復旧に係る国庫補助事業について、特別の措置である国庫補助率のかさ上げにあわせ、地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

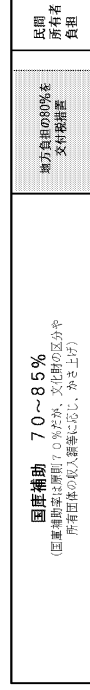


※ 文化財部分以外の公園施設部分の災害復旧については、公共土木施設の災害復旧及び激甚指定による国庫補助率のかさ上げによる枠組み((1)①)により、国庫補助事業の地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

※ 事業費の634億円は、公園施設部分も含めた熊本城の総被害額(熊本市発表)。

#### イ. 熊本城以外の文化財(民間所有の場合)に係る災害復旧事業

熊本城以外の文化財(民間所有の場合)の災害復旧に係る国庫補助事業の地方負担に対して交付税措置。



⑦被災農業者向け経営体育成支援事業(※)

被災した農産物の生産又は加工に必要な施設等(農業用ビニールハウス・畜舎等)の再建等に係る農林水産省の国庫補助事業について、地方団体が任意で負担した場合に措置。

当該国庫補助事業は、「過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、緊急に対応する必要がある場合」に限り実施されるものであり、さらに、国庫補助率のかさ上げ等を実施するとともに、事業に伴う地方負担について交付税措置。

(施設等の再建・修繕、撤去)	
国庫補助 ※熊本県に 係る補助率 (原則 3/10)	地方負担の (70% (再建・修繕) 80% (撤去)) を交付税措置

(2)単独事業  
・単独災害復旧事業

国の補助を受けないで単独で行う公共施設等の災害復旧事業に対する措置

元和債還金の4.7. 5~8.5. 5%を 地方公共団体の財源力に充じて 交付税措置
一般単独災害復旧事業債(充当率100%)

(被災した庁舎の復旧)(※)

現行では「被災庁舎面積」を上限としている一般単独災害復旧事業債の取扱いについて、今後は、職員数に応じた標準的な面積までを対象にするとともに、熊本地震の特例として、被災していない庁舎との統合等による面積増加についても対象とする。

当該特例措置は、庁舎の建て替えが必要となる8市町(※)の8施設に適用。これらの市町の一般単独災害復旧事業債に対する交付税措置率については、上限である85.5%になる見込み。

※八代市、人吉市、水俣市、宇土市、天草市、大津町、小国町、益城町

(3)その他  
・復興基金の創設(※)

被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、取崩し型復興基金の創設を支援。

熊本地震に係る復興基金の規模は、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方にに基づき算出し、特別交付税により510億円を措置(平成28年度第2次補正予算及び地方交付税法の改正により対応)。

(参考1)  
災害復旧に係る国による直轄代行  
・ 国道325号阿蘇大橋の災害復旧について、道路法に基づき国が直轄事業として実施(代行)

> 都道府県が維持・修繕や災害復旧その他の管理を行う国道について、国は、工事が高度の技術を要する場合は、都道府県に代わって自ら災害復旧に関する工事を行うことができるとされている(道路法第13条第3項)。

・ 県道及び南阿蘇村内の村道の一部区間における災害復旧について、大規模災害復興法に基づき国が直轄事業として実施(代行)

(大規模災害復興法について)  
> 東日本大震災による激震と関連を踏まえ、大規模災害からの復興のために共通する枠組みをあらかじめ法制化するものとして、平成25年に制定されたもの(「大規模災害からの復興」に関する法律)  
> 熊本地震は、大規模災害復興法で規定する「非常災害」として指定されたことにより、被災自治体が管理する道路の災害復旧事業等に関する工事の代行を国に要請した場合、円滑かつ迅速な復興のために必要があるときは、国が直轄工事を行うことができるとされている(大規模災害復興法第40条(道路法の特例))。

(参考2)  
普通交付税の繰上げ交付

応急対策や復旧対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付(県：定例交付額の5割、市町村：定例交付額の7割)。

【これまでの繰上げ交付額】

4月22日(6月定例交付分)	熊本県：266億円、熊本県内16市町村：156億円
5月16日(6月定例交付分)	熊本県内6市町：78億円
6月2日(9月定例交付分)	熊本県：266億円、熊本県内21市町村：189億円
9月2日(11月定例交付分)	熊本県：283億円、熊本県内17市町村：176億円

(参考3)  
緊急防災減災事業債(全国において実施)

防災情報の伝達体制等の整備のほか、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化するため、緊急防災・減災事業債の対象事業を次のとおり拡充。

- (1)指定避難所(公立学校体育館等)における空調整備を対象として追加
- (2)被害情報一元化・共有機能、救援物資管理機能、罹災証明書発行機能等を有する防災情報システムを対象として追加
- (3)災害対策本部や消防本部等に設置する災害時オペレーションシステムを対象として追加



## 第2部 投資的経費にかかる補助金



## 後進地域特例制度と過疎・辺地対策について

平成28年7月21日(木)  
 総務省自治財政局財務調査課  
 西川 亨

### 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例について

#### 1 趣旨

後進地域の開発のため重要な開発指定事業の実施を推進するため、当分の間、後進度の強い都道府県(財政力指数が0.46未満)について開発指定事業に対する国の負担又は補助の割合の特例を定める措置によって、財政力の乏しい都道府県における開発指定事業に係る負担を軽減し、後進地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を図ろうとするもの。

#### 2 対象団体 (法第2条)

財政力指数が0.46に満たない都道府県

#### 3 引上率の算定方法 (法第3条)

$$1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}}$$

但し、適用団体の負担割合が10%未満となるときは、上の式による引上率にかかわらず、当該適用団体の負担割合を10%となるように定める。

#### 4 補助率差額の交付時期

法施行令第3条1、2項に、以下のとおり規定されている。

直轄事業：適用団体が納付すべき負担金を当該年度に納付(翌年度精算あり)

補助事業：事業の翌年度に交付(翌年度の交付もあり)

#### 5 適用団体数と引上率実績の推移

	(単位：億円)						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
適用団体数	2.5	2.1	2.2	2.4	2.7	2.7	2.7
引上額	1,500.8	1,474.3	1,132.0	1,195.9	1,076.5	1,192.8	1,003.8

(※引上額は直轄事業負担金引上額、国庫補助交付金の合算額)



後進特別法 引上りの推移

都道府県名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	差 (H28-H27)
北海道	1.11	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.05	▲ 0.02	
青森県	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.17	1.17	1.17	1.16	1.16	1.15	▲ 0.01		
岩手県	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.18	1.17	1.16	1.14	▲ 0.02		
宮城県	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
秋田県	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	▲ 0.01		
山形県	1.18	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.16	1.14	▲ 0.01		
福島県	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.03	1.00	0.00		
茨城県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
栃木県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
群馬県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
千葉県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
埼玉県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
神奈川県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
新潟県	1.10	1.10	1.09	1.09	1.07	1.04	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	▲ 0.03	
富山県	1.12	1.12	1.11	1.09	1.05	1.01	1.00	1.00	1.01	1.03	1.04	1.04	1.03	▲ 0.02	
石川県	1.08	1.08	1.08	1.07	1.05	1.01	1.00	1.00	1.00	1.02	1.04	1.03	1.02	▲ 0.02	
福井県	1.12	1.13	1.14	1.12	1.10	1.07	1.05	1.04	1.06	1.09	1.11	1.10	1.10	0.00	
山梨県	1.14	1.14	1.14	1.12	1.09	1.05	1.03	1.04	1.07	1.10	1.11	1.10	1.10	0.00	
長野県	1.05	1.06	1.07	1.07	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03	1.03	1.02	1.01	▲ 0.01	
岐阜県	1.03	1.03	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
静岡県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
愛知県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
三重県	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
滋賀県	1.01	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
京都府	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
大阪府	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
兵庫県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
奈良県	1.13	1.13	1.13	1.11	1.07	1.05	1.03	1.03	1.05	1.07	1.08	1.07	1.06	▲ 0.01	
和歌山県	1.21	1.21	1.20	1.18	1.17	1.15	1.15	1.14	1.15	1.16	1.18	1.17	1.17	0.00	
鳥取県	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22	1.22	1.23	1.23	1.24	1.24	1.24	0.00	
島根県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	0.00	
岡山県	1.07	1.07	1.06	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
広島県	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
山口県	1.11	1.11	1.12	1.10	1.06	1.01	1.00	1.00	1.03	1.06	1.07	1.07	1.06	▲ 0.02	
徳島県	1.19	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.18	1.17	▲ 0.01	
香川県	1.10	1.10	1.09	1.07	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.04	1.03	1.02	▲ 0.02	
愛媛県	1.14	1.15	1.14	1.12	1.10	1.07	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.08	1.07	▲ 0.01	
高知県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	0.00	
福岡県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
佐賀県	1.19	1.18	1.18	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.16	1.16	1.17	1.17	1.16	▲ 0.01	
長崎県	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
熊本県	1.15	1.15	1.15	1.13	1.11	1.09	1.08	1.09	1.11	1.12	1.12	1.11	1.10	▲ 0.01	
大分県	1.19	1.19	1.18	1.17	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.13	1.14	1.14	1.13	▲ 0.01	
宮崎県	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
鹿児島県	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
沖縄県															
団体数	33	32	31	30	27	25	21	22	24	27	27	27	26	23	▲ 3

適用除外

6 対象となる事業（政令第1条）

対象施設	対象事業
1 河川	一級河川及び二級河川に係る小規模河川改修事業（総額5千万円未満以外のもの）
2 海岸	海岸保全施設に係る直轄事業及び一部の補助事業
3 砂防	直轄砂防事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川流域における補助砂防事業
4 林地荒廃防止施設	森林保安施設事業で土砂の流出又は崩壊を防止するための事業のうち、直轄事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域における補助事業
5 地すべり防止施設	直轄地すべり防止事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域における補助地すべり防止事業
6 急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止事業のうち、シラス対策に係る補助事業
7 林道	興地幹線林道の開設事業
8 道路	高速自動車国道、一般国道及び都道府県道に係る事業のうち、土地区画整理事業として行われるもの及び特殊改良事業以外のもの
9 港湾	重要港湾、地方港湾で乙号港湾として指定されたもの及び遊覧港に係る港湾工事
10 漁港	特定漁港整備事業並びに一部の指定漁港整備整備事業及び農林漁業用揮発油税財源替漁港関係整備事業
11 空港	国土交通大臣が設置し、及び管理する国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（但し、成田、羽田、中部、関西は除く）及び地方管理空港に係る新設又は改良の工事に関する事業
12 農地及び農業用施設	国営土地改良事業のうち、農業用排水施設に係る直轄事業、農業用排水施設、防炎ダム及び湖岸堤防に係る補助事業、灌水防除事業として行われる補助事業、地盤沈下対策事業として行われる補助事業並びに農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業、広域営農団地農道整備事業及び畑地帯総合土地改良事業として行われる農業用道路に係る事業等
13 その他	上記の事業以外に掲げる事業 (ア) 新潟地盤沈下対策事業 (イ) 特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画に基づく事業

※公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例を定める措置によって、財政力の乏しい都道府県の負担を軽減する。（過疎地域自立促進特別措置法第15条第9項等）

## 平成28年度の地方財政措置について(平成27年7月24日、総財調第25号)(抜粋)

(国土交通省)

1 (略)

### ➤ 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

## 過疎法による過疎対策について

### I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、現行の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～)の法期限を平成22年に**平成28年3月末日まで延長(6年間)**。
- 3 平成24年に東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、法の期限を平成33年3月末日まで**再延長(5年間)**。
- 4 平成26年に平成22年の過疎法改正時の衆参総務委員会の決議等を踏まえ、平成22年国勢調査結果を用いた過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の拡充。

### II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長・平成24年再延長・平成26年一部改正)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること**を目的とする。

### III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件：(例)S40～H22(45年間)の人口減少率33%以上。 かつ  
財政力要件：(例)H22～H24の財政力指数0.49以下。

### 【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4%
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9%
面積(平22国調:km <sup>2</sup> )	221,911	377,950	58.7%

- ①産業の振興 ②交通通信体系の整備 ③生活環境の整備  
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保  
⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備  
⑨その他(自然エネルギー、防災等)  
※上記事業に係る基金積み立ても可能

### IV 過疎法に基づく施策

#### 過疎対策事業債による支援(H28計画額4,200億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))

- ・ H22年法改正により、H22年年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ・ H26年法改正により、H26年年度から、**さらにハード事業を拡充**した。

①市町村所有の貸工場・貸事務所 ②地域鉄道 ③一般産業物処理のための施設 ④火葬場 ⑤障害者福祉施設 ⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール ⑦市町村立高等学校の校舎等 ⑧市町村管理の都道府県道

①認定こども園 ②市町村立の幼稚園 ③図書館  
④自然エネルギーを利用するための施設

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

## 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。  
 過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

### 1 対象事業

産業 振興 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
交通 通信 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育・ 文化 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村立の幼稚園</li> <li>○公立の小中学校、義務教育学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備</li> <li>○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート</li> <li>○図書館</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> </ul>
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)		○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

### 2 地方債計画額

平成28年度4,200億円(対前年度(当初)100億円、2.4%増)  
 平成27年度4,100億円(当初)、4,240億円(改定後)

## 過疎対策事業債(ソフト分)について

### 1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
  - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

#### ①地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



#### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



#### ③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策等

#### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)



### 2 発行状況等

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能

※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出  
 最低限度額は3,500万円

年度	発行額A	発行限度額B	活用率A/B
H22	379	662	57.3
H23	458	702	65.2
H24	566	727	77.8
H25	616	745	82.6
H26	686	769	89.3
H27	709	769	92.2

←弾力運用(2倍)開始

<根拠> 過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項において地方財政法第5条の特例として規定。

# 辺地法による辺地対策

## 1 辺地法の経緯

- 昭和30年代、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他のへんぴな地域は、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低位
  - ⇒ 相当数の住民が石油ランプを用い、天水を飲み、医者の手当てすら満足に受けられない状況
- こういった地域とその他の地域の格差は正にあって、個別法による独自の行政目的による財政支援ではなく、総合的な見地に立って、計画的、かつ、速やかに施設整備を実施する必要があることから「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年4月25日法律第88号)」を制定

## 2 辺地法の目的（法第1条、2条）

辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村について、**当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。**

## 3 辺地の要件（政令第1条、規則2条、3条）

- ① 「人口要件」  
地域の中心を含む5km以内の面積に50人以上の人口を有すること。  
※ 地球の中心： 同百番番台間に整備された宅地の3.3m当たり  
※ 辺地地域の単位： 地方自治法第260条の市町村の区域内の町若しくは字又は相互に隣接する2以上の町若しくは字の区域を単位とする。
- ② 「へんぴな程度」  
中心地からの公共施設等までの距離等のへんぴな要素に係る点数が100点以上

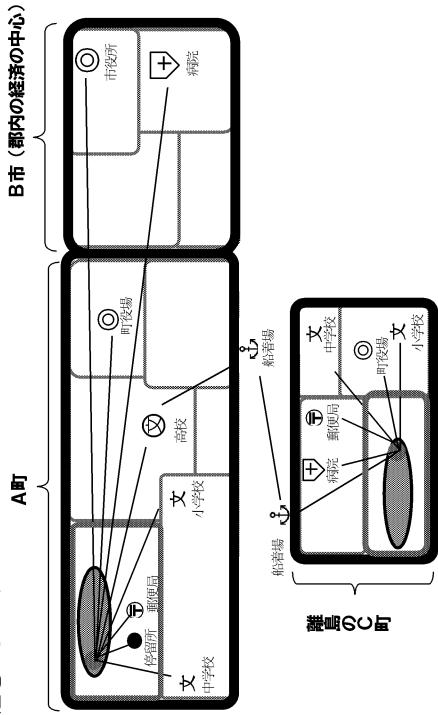
辺地数 (H28.3.31)	6,137
うち計画(策定予定を含む)を有する辺地	2,292
うち辺地を有する市町村数 (H27.3.31)	977
人口 (H22年国調、万人)	163
面積 (H22年国調、km <sup>2</sup> )	81,540
辺地地域の割合	56.9%
人口の割合	1.3%
面積の割合	21.6%

- ①交通施設、②教育文化施設、③厚生施設、④産業振興施設

## 4 財政上の特別措置

- 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備の財源として地方債の発行が行われる。
  - ⇒ 辺地対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村毎に同意。
- その元利償還金の80%は、普通交付税の基準財政需要額に算入
- 地方債計画額：H28年度465億円  
H27年度465億円(当初)、481億円(改定後)

## 辺地のイメージ



- ……市町村の区域
- ……市町村の区域内の町若しくは字
- ……市町村の区域外の町若しくは字における地域の中心
- ……地域の中心を含む5km以内の面積
- ……辺地(地域の中心から公共施設等までの距離等)によるへんぴな程度が100点以上の市町村の区域内の町若しくは字

## Aの要素に係る距離をそれぞれ単位距離で除して得た点数

本土の場合	離島の場合
1. 停留所 3km÷0.20=15.00	なし
2. 小学校 5km÷0.33=15.15	2km÷0.17=11.76
3. 中学校 5km÷0.67=7.46	2km÷0.33=6.06
4. 高校 10km÷2.00=5.00	20km÷2.00=10.00
5. 病院 20km÷0.33=60.61	5km÷0.17=29.41
6. 郵便局 2km÷0.67=2.99	1km÷0.33=3.03
7. 町役場 15km÷1.33=11.28	2km÷0.67=2.99
8. 市役所 20km÷3.33=6.01	20km÷3.33=6.01
9. 船着場 なし	5km÷0.27=18.52
10. 本土の発着場 なし	14km÷0.50=28.00
	73点

116点	120点
1. 交通機関が線番により90日以上運休	なし
2. 本土までの月間平均乗船航行回数	151回以上
3. 携帯電話が一社も通じない	通じない
4. 特定崖崩山村	離島(空港なし)
181点	215点

## 辺地度点数合計

※ 点数が50点以上となるときは、50点とする。

## 辺地対策事業債の概要

辺地対策事業債は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

辺地対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の80%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

### 1 対象事業

10	産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> </ul>	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館</li> <li>○母子健康センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
	交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ボート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> </ul>
				○電灯用電気供給施設

### 2 地方債計画額

平成28年度 465億円 (対前年度同額)

平成27年度 465億円 (当初)、481億円 (改定後)

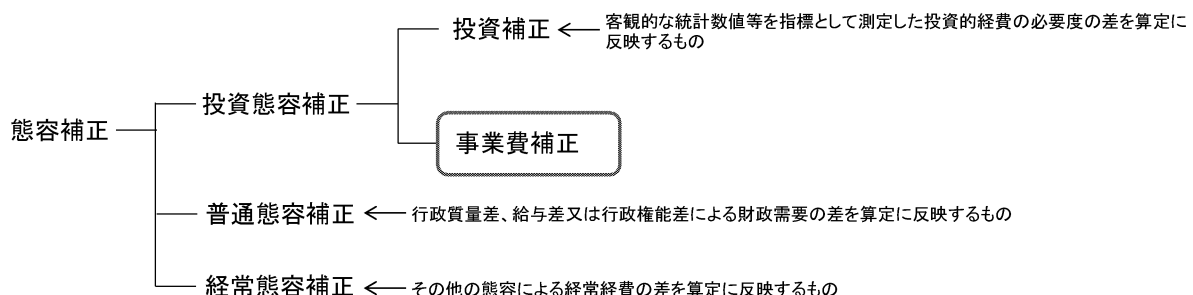
# 事業費補正について

平成28年7月21日(木)  
総務省 自治財政局 交付税課  
理事官 進 龍太郎



## 事業費補正について

- 普通交付税の基準財政需要額の算定は、費目ごとに「単位費用」×「測定単位の数値」の算式によって計算されるが、自然的・社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるため、補正係数により測定単位の数値を割増し又は割落としている。
- 補正係数の一つとして、地方団体の都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて、財政需要が異なる状況を算定に反映しようとする「態容補正」があり、さらに「態容補正」は以下のように分類される。



**【事業費補正】**： 地方団体の公共事業費の地方負担額等、実際の投資的経費の財政需要を反映するもの。

## 事業費補正の沿革

- 地方財政平衡交付金制度以来、当初の地方交付税制度においては、標準的な施設における減価償却費を単位費用に算入する減価償却費算入方式を採用。(静態的な方法)
  - 一方、減価償却費算入方式は標準的な施設がすでに整備されている前提で算定するものであり、公共施設の整備が遅れている後進地域の団体においては、必要な投資財源が確保できないという問題が発生。→昭和31年度から道府県分について特別態様補正(俗に後進地補正と呼ばれた)が適用。(投資的経費の動的算定)
- 合理的かつ妥当な水準、標準的な経費⇔必要な財源を保障
- 昭和37年度から、港湾費及びその他の土木費中の海岸費について、公共事業費の当該年度の地方負担額の一部を直接基準財政需要額に算入する当該年度事業費補正が適用。(その後、河川、道路等に拡大)
  - 昭和44年度に減価償却費方式は廃止し、標準事業費等を一定の計画に従って算入する計画的事業費算入方式を導入。また、経常経費と投資的経費を分別し、当該年度事業費補正の対象を拡大するとともに、元利償還金に対する事業費補正を導入。
  - 昭和51年度から、オイルショックによる地方財政の悪化により、当該年度の交付税措置額の不足を補うため、投資的経費の地方債振替(財源対策債の発行)。
  - 昭和59年度から、地域的な課題を解決するための地方単独のプロジェクトに対し、まちづくり特別対策事業が開始され、元利償還金の一部を基準財政需要額に算入する方式が採用。

内需主導型の経済成長を目指す、バブル崩壊後の経済対策→地方単独事業の拡大

2

## 事業費補正の適否に係る議論

景気対策にもかかわらず景気回復せず、国・地方ともに財政状況の悪化

### 事業費補正の問題点

- ① 政策誘導効果がある
- ② モラルハザードにつながっている
- ③ 無駄な公共事業の実施の原因となっている

### 事業費補正の必要性

- ① ダム建設等の地域偏在性が強い事業に対し、的確な財政措置が可能
- ② 財政力の弱い団体においても、小中学校建設のような不可欠かつ経費が多大な事業が可能
- ③ 廃止した場合、先発地域と後発地域との間に不公平が発生
- ④ 港湾等、事業効果が周辺地域にも広く及ぶものについては、事業実施地域に共有財源により的確な財源措置を行う方が、事業を実施していない周辺地域にも一律に財源措置するよりも公平
- ⑤ 災害復旧、学校耐震化、経済対策等、国の重要政策には的確な財源措置が必要

- ・地方分権推進計画(H10)
- ・地方分権推進委員会最終報告(H13)
- ・地方分権改革推進委員会第4次勧告
- ・行政刷新会議「事業仕分け」(H21)

等において見直しの要請。

地方六団体から  
事業費補正継続の要望

3

## 事業費補正見直しの概要について

- 骨太の方針(平成13年6月26日閣議決定)において、「地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである」とされていることを受け、平成14年度から地方債の元利償還金について、事業費補正方式等による交付税算入率や地方債充当率を見直し。
- その後、平成15年度から平成21年度にかけ、順次各種事業債に係る事業費補正を廃止。
- 平成22年度において、地方分権改革推進委員会第4次勧告において、事業費補正について、財政力が弱い地方自治体において財政力が弱い地方自治体における事業の執行等にも配慮し、可能な限り縮減する方向で検討すべきとされたことを踏まえ見直し。
- 平成23年度において、引き続き、各種事業債に係る事業費補正の廃止・縮減を実施。
- 平成27年度において、今後急激な人口減少が見込まれる中で、高度成長期に建設した公共施設の老朽化対策、とりわけ施設の統廃合が求められることを踏まえ、公共施設の統廃合に係る事業について、事業費補正を新たに講じる。  
  
←喫緊の課題であって、団体間で事業量の差があると見込まれるものについて、各団体の財政需要を的確に算定するため。

4

## 平成14年見直し内容

### 公共事業

- (1) 地方債の充当率を原則90%(財源対策債を含む)に引き下げ(従前95%)
- (2) 地方債に係る事業費補正等の算定による算入率を引き下げるとともに、その分を標準事業費方式(人口等の測定単位に応じた算入措置)に振り替え。
  - (A類型) B類型に属するものを除き、次の通り事業費補正等の算入率を引き下げ(河川改修、海岸、農道、ほ場整備等)  
算入率(対地方負担額)概ね60~70% ⇒ 30%(従来の概ね1/2)
  - (B類型) 標準事業費方式では、地方負担を的確に捕捉できないものにつき、例外的に引き下げ率を緩和(港湾、ダム等)  
算入率(対地方負担額)概ね60~70% ⇒ 45%(従来の概ね2/3)

具体的には、

財源対策債元利償還金の公債費方式による算入率(A, B共通)	50%(従来80%)
通常債(充当率原則30%に統一)元利償還金の事業費補正による算入率(原則)	上記A類型0%
	上記B類型50%

### 地方単独事業

- (1) 地域総合整備事業債を廃止
- (2) 喫緊の政策課題である重点7分野に対象事業を限定した「地域活性化事業」を創設(ハコ物は原則対象外)
- (3) 地域活性化事業債の充当率は75%、元利償還金の算入率は30%(従前の「地域総合整備事業債」は充当率75%~90%、算入率は財政力に応じ30~55%)
- (4) 旧地域総合整備事業については、平成13年度以前の既発債に係る元利償還金及び平成13年度までに着手済みの事業については、経過的に従来どおりの財政措置を行う。

5



## 平成15年以降見直し内容

○ 平成15年度から平成21年度にかけて、以下の事業費補正を廃止又は縮減。

平成15年度 : 河川等関連公共施設整備促進事業債(都道府県分)

平成16年度 : 臨時河川等整備事業債(一般分)

平成17年度 : 臨時高等学校整備事業債(都道府県分)

平成18年度 : 住宅市街地総合整備促進事業債(都道府県分)

平成19年度 : 住宅市街地総合整備促進事業債(市町村分)

平成20年度 : 臨時高等学校整備事業債(市町村分)

平成21年度 : 地下鉄建設事業等(当該年度事業費補正)(市町村分)

○ 平成22年度の抜本見直し

○全国偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題の生じない事業の見直し

【補助事業】港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム等

【地方単独事業】地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生等

○交付税制度との関係上必要な地方債(臨時財政対策債、減収補てん債、財源対策債、補正予算債)、個別の事業法に特別な財源措置が定められているもの(過疎辺地債等)、国民の生命・安全に係るもの等(災害復旧事業債等)は、現行制度を継続

平成23年度 : 消防広域化事業、地下鉄事業(出資金・補助金)、防災対策事業(「特に推進すべき事業」)、地域活性化事業(「合併の円滑化」)、施設整備事業(算入率引下げ)

# 社会資本整備総合交付金について

平成28年11月15日(火)  
総務省 自治財政局 調整課  
課長補佐 志賀 真幸



## 地方分権推進委員会 第5次勧告（平成10年11月19日）

- ◎ 個別補助金を交付する事業は、国直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定
- ◎ その他の事業については、以下の2種類の「統合補助金」を創設
  - ① 地方団体の計画内容に応じて国が配分額を決定するが、個所付けは実施しない。  
（地方団体は計画の範囲内で事業箇所や内容を変更可能）  
  
＜想定分野＞ 二級河川、都市公園、下水道、農業農村整備 等
  - ② 一定の政策目的のため、複数の事業を地方団体が主体的・一体的に実施できる仕組みの創設  
  
＜想定分野＞ まちづくり、住宅関連施策

⇒ 平成12年度予算から、「統合補助金」を創設（予算額約6,000億円）

※ ただし、運用上、所管省庁の関与は存続し、地方団体からは、「従来とかわらない」との評価

⇒ この後の交付金化に引き継がれるアイデア

# まちづくり交付金の創設（平成16年度）

- ◎ 国庫補助金の廃止・縮減を進める三位一体改革の流れを受け、補助金の枠組みの中で地方団体の裁量を拡大する交付金化の取組が進展
- ◎ その最初の例として、平成16年度には、市町村にとってより使い勝手のよい制度となるよう、都市再生特別措置法の改正により、「まちづくり交付金」を創設

## <都市再生特別措置法の改正内容(平成16年4月)>

### ① 市町村の創意工夫が活かせる新たな「まちづくり交付金」の創設

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p>(補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象施設等の種類は限定</li> <li>○ 施設別に一件審査</li> <li>○ 国の詳細な事前関与</li> </ul> | ⇒ | <p>(交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の提案に基づく事業も対象</li> <li>○ 計画を一体として採択</li> <li>○ 事後評価重視へ</li> </ul> |
|---|---|---|

### ② 市町村にまちづくりに関する権限をできる限り一体化

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が決定する都市計画</li> <li>○ 国道・都道府県道に関する事業</li> </ul> | ⇒ | <p>都市再生に必要な場合、都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施</p> |
|---|---|--|

### ③ 行政とNPO法人等の民間まちづくり主体との協働

⇒ 「都市再生」の政策目的実現のため、従来の個別補助金の分野を横断的に対象とし、市町村の計画に基づくパッケージ施策を一体的に支援

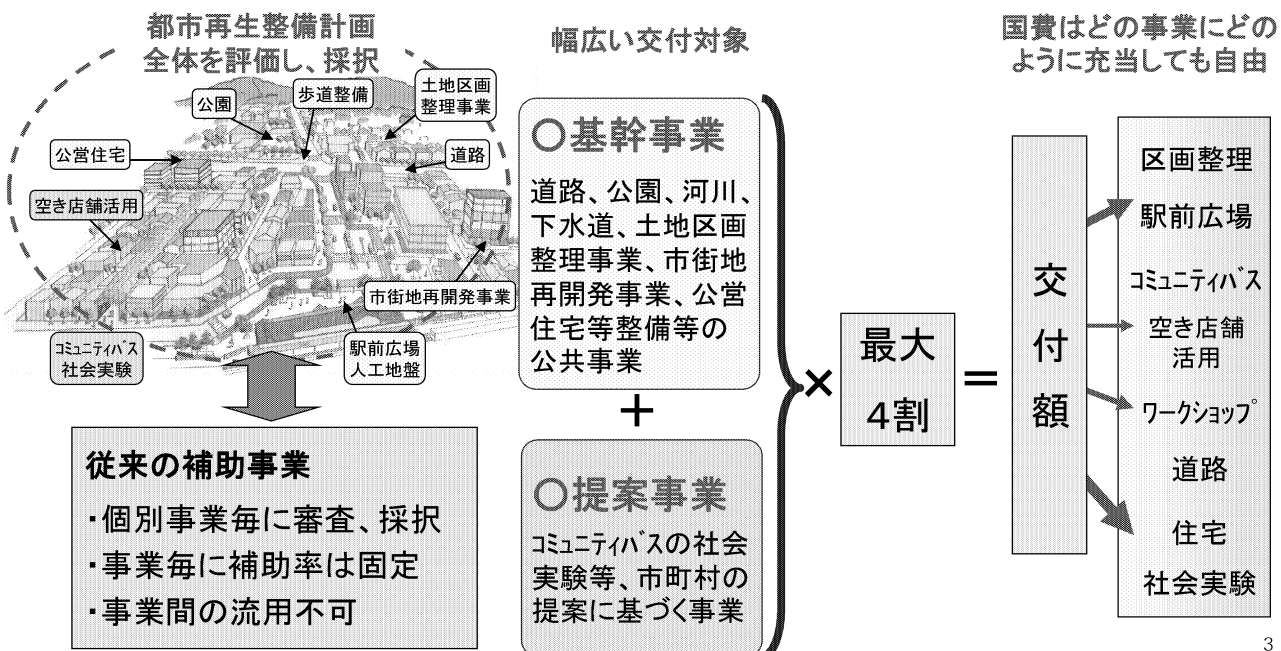
2

## まちづくり交付金の概要

【国土交通省作成資料】

- ポイント1 地方の自主性・裁量性の大幅な向上
- ポイント2 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上
- ポイント3 目標・指標の明確化

平成19年度予算  
2,430億円(国費)  
現在、全国764市町村  
1,326地区のまちづくりを支援中  
(平成19年4月1日時点)



3

## 社会資本整備総合交付金の創設（平成22年度）

- 民主党政権は、野党時代から、政権公約として「一括交付金」の導入を主張
- 政権交代後の最初の予算編成となった平成22年度予算において、国土交通省所管の個別補助金を原則一括化した交付金として、「社会資本整備総合交付金」を創設  
※あわせて、農林水産省所管分野についても、「農山漁村地域整備交付金」を創設

個別補助金を原則廃止

<従前の補助金>

道路、河川、下水道、住宅、砂防、港湾、  
海岸、まちづくり…



社会資本整備総合交付金

<交付金の特徴>

- これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- 計画に位置づけられた事業の範囲内で、地方団体が国費を自由に充当可能
- 基幹となる社会資本整備の効果を高める事業についても、創意工夫により実施可能

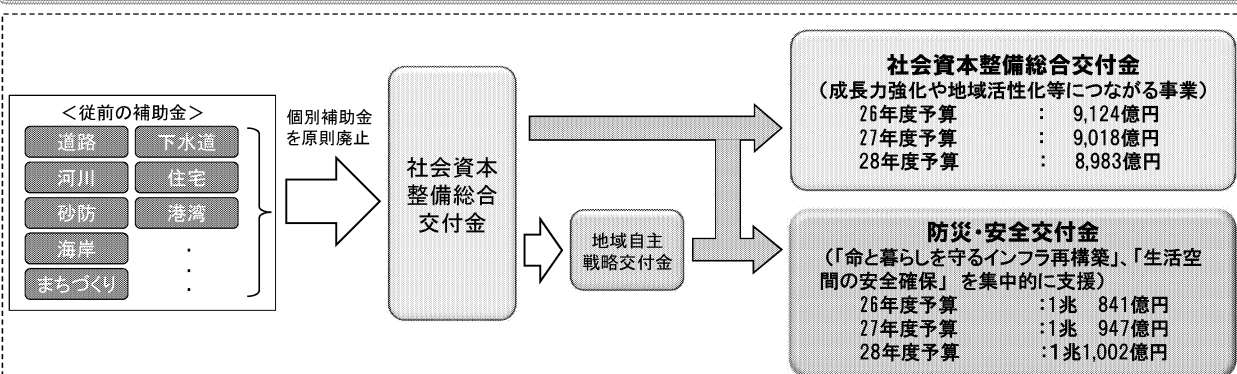
⇒ 「まちづくり交付金」のように一定の政策目的の範囲に限らず、国土交通省所管の個別補助金を原則一括化して支援

4

## 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

【国土交通省作成資料】

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設

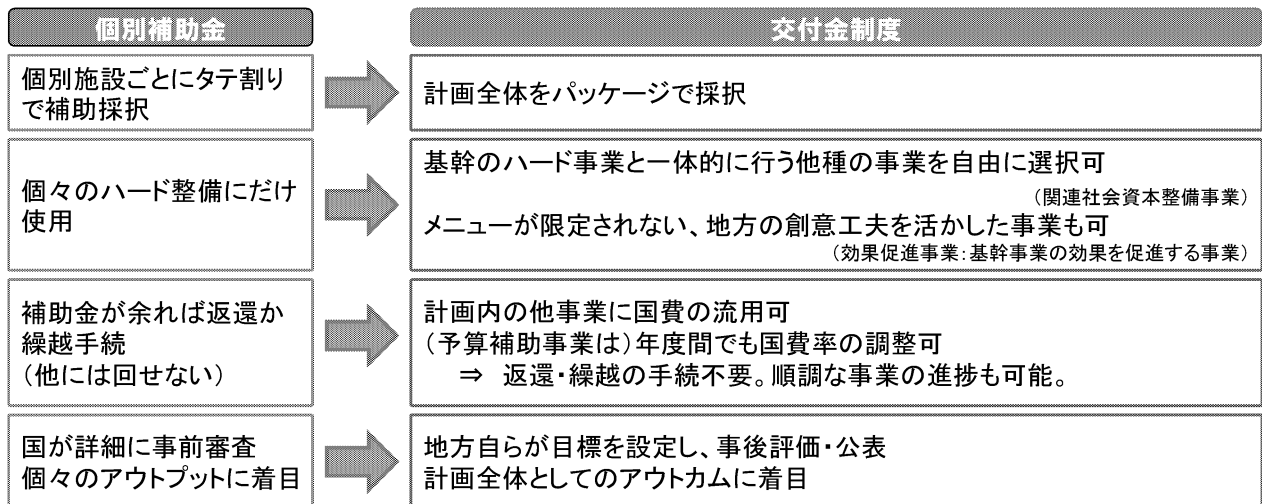


両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

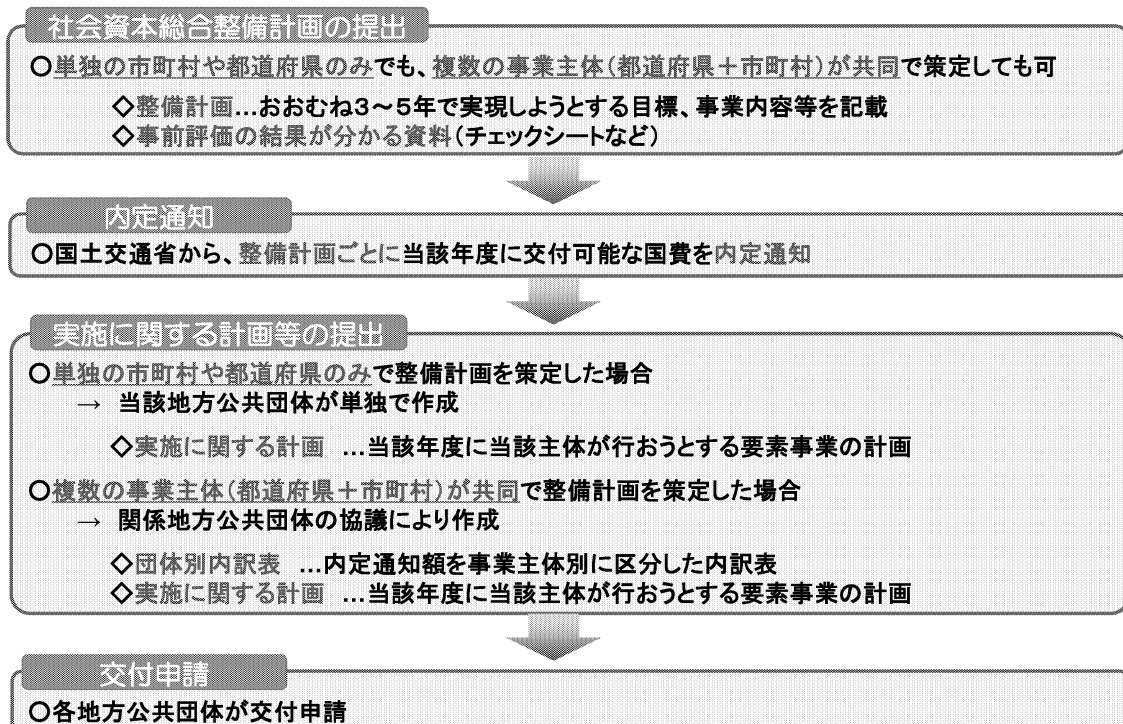
5

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



6

## 整備計画提出から交付申請までの手続き



7

## 地域自主戦略交付金の創設（平成23年度）

- 民主党政権は、一括交付金化をさらに推進し、平成23年度予算において、省庁横断的な交付金である「地域自主戦略交付金」を創設
- 平成23年度は、第一段階として、都道府県を対象とし、平成24年度は指定都市を対象に追加

### <特徴>

- 窓口を内閣府に一本化
- 客観的指標(対象施設延長・面積等)に基づく配分の導入  
※ ただし、年度毎の事業量変動や継続事業に配慮し、平成23年度は1割程度、平成24年度は2割程度の導入
- 所管省庁横断的な予算の活用が可能

### <課題>

- 公共事業に必要な予算額は地域の地理的特性や事業進捗状況等の個別事情によって決まるため、客観的な配分を行うと配分額と事業ニーズにミスマッチが生じる
- 事実上、内閣府と所管省庁の双方に申請が必要となり、地方団体にとってかえって手続きが煩雑(※ 自民政権の説明)

⇒ 政権交代により、平成25年度予算から、地域自主戦略交付金は廃止  
※ 社会資本整備総合交付金を再編(防災・安全交付金を創設)

8

## 地域自主戦略交付金

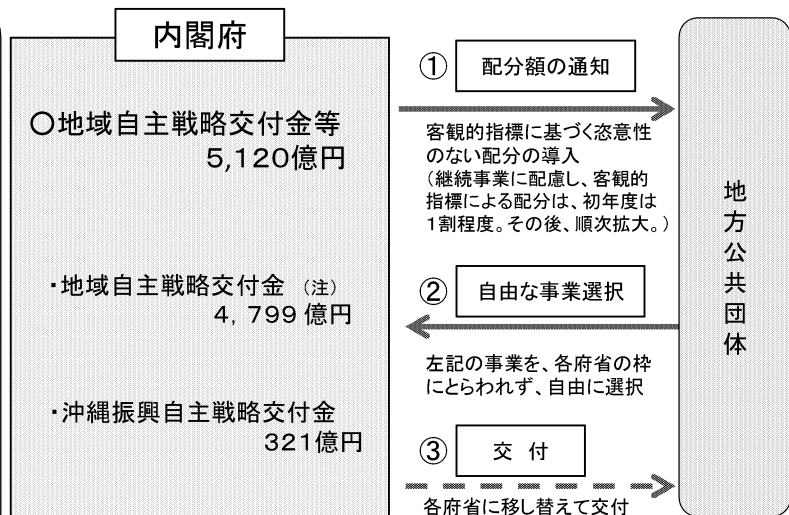
【内閣府作成資料】

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

### <対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部 (国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部 (農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

### <スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。  
なお、金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

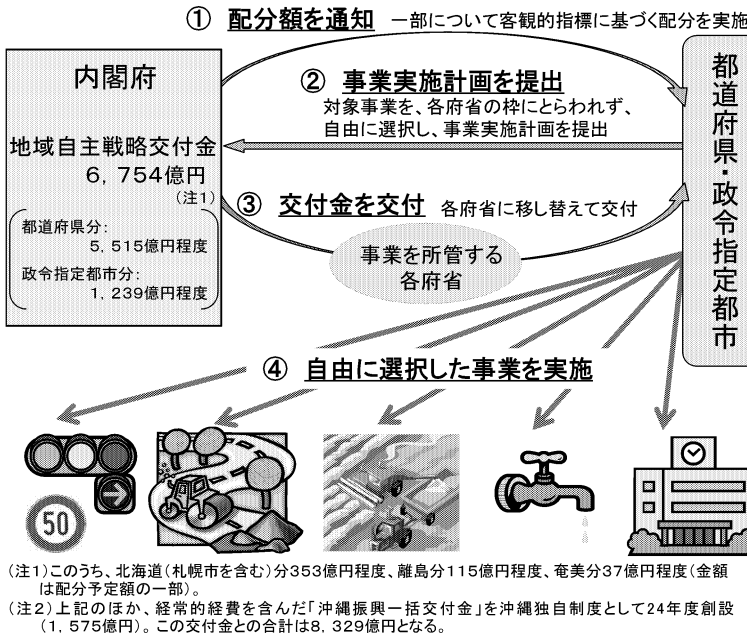
9

# 地域自主戦略交付金

【内閣府作成資料】

- 地方向けの投資補助金を所管する8府省から拠出を受け、従来の補助事業の一部について、内閣府に一括して予算を計上。各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。
- 平成23年度に都道府県分を対象に創設。平成24年度は、対象事業を拡大・増額したほか、政令指定都市に導入。対象事業は8府省18事業。

## <スキーム>



## <主な対象事業>

- 交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【拡充】
  - ◎消防防災施設整備費補助金(総務省)
  - ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【拡充】
  - ◎水道施設整備費補助の一部(厚生労働省)
  - ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【新設】
  - ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【拡充】
  - ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
  - 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
  - 水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
  - ◎工業用水道事業費補助(経済産業省)
  - ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【拡充】
  - 自然環境整備交付金(環境省)【拡充】
  - ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【新設】
- ◎:都道府県及び政令指定都市を交付対象  
○:都道府県を交付対象 ☆:政令指定都市を交付対象

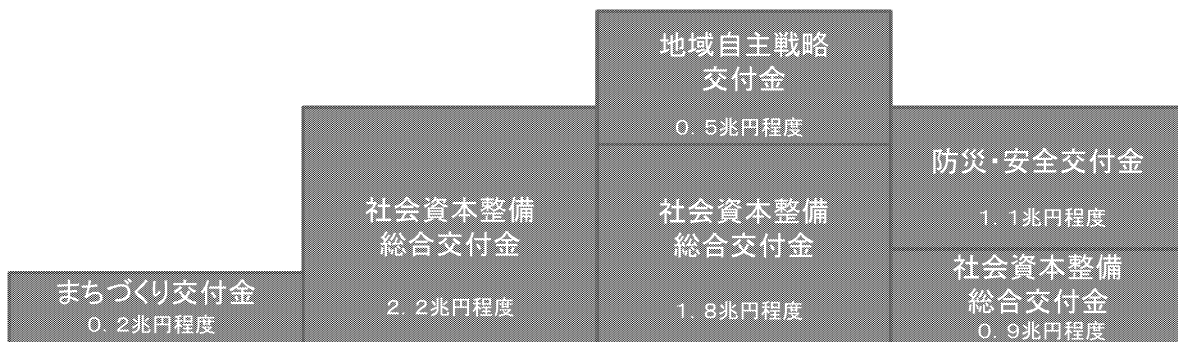
## 社会資本整備総合交付金の経緯

【平成16年～】

【平成22年～】

【平成23年～】

【平成25年～】



【背景】  
三位一体改革を受けた補助金の交付金化

【概要】  
政策目的の下での分野横断的支援

【背景】  
民主党政権の公約である一括交付金化

【概要】  
政策目的に限らず、国交省所管補助金の一括化

【背景】  
一括交付金化の推進

【概要】  
省庁横断的に交付金を一括化

【背景】  
自民政権の復活

【概要】  
地域自主戦略交付金の課題解消

## 社会資本整備総合交付金の課題

- ◎ 地方団体からの要望額は年々増加。一方で、予算総額は横ばいであり、要望額に対する配分額の割合が低下
  - ※ 財政審からは、地方団体は措置率を見越して要望額を上乗せしているとの指摘
- ⇒ 地方団体にとって、どのような内容の計画に対して優先的に配分がされるのか、予見可能性が低下していることが課題ではないか

### ＜社会資本整備総合交付金に関する平成28年度からの見直し内容＞

- 道路、河川などの事業類型ごとに、交付金を重点的に充てるべき事業内容を明確化
  - ＜重点配分対象の例＞
    - ・ ストック効果を高めるアクセス道路の整備
    - ・ 立地適正化計画に基づく事業(コンパクトシティ)
    - ・ 橋梁等の老朽化対策 等
- 上記に特化された計画に対し、交付金を重点配分

⇒ 平成29年度予算各府省申入れにおいて、国土交通省に対し、以下の取組を要請

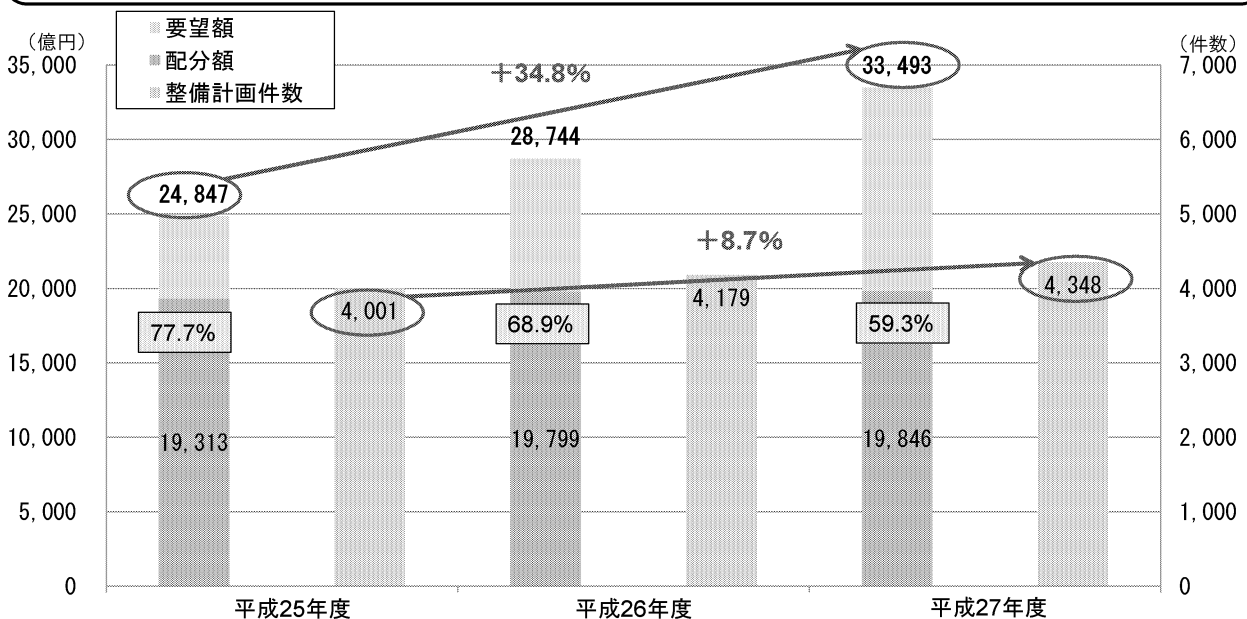
- ◎ 社会資本整備総合交付金制度の改善等
 

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、平成28年度から実施している政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。なお、交付金の重点配分の対象となる好事例の横展開についても取り組まされたいこと。

## 社会資本整備総合交付金等の要望額・配分額等の推移

【財政制度等審議会  
財政制度分科会 資料】

- 地方公共団体からの要望額は年々増加傾向にあり、要望に対して配分される金額の割合は年々低下傾向にある。
- 一方で、「整備計画」の件数は要望額ほどには伸びていない。「整備計画」当たりの要望額が増えているということは、効果の薄い事業内容が新たに追加されていたり、消化できる金額以上の要望を行っていたりする場合もあるのではないか。







## 第3部 「地方財政の見える化」と 公共施設総合管理



地方財政の「見える化」  
～経済財政諮問会議での議論を受けて～

平成28年4月28日(木)  
総務省自治財政局財務調査課  
課長補佐 仁井谷 興史



## 目 次

---

**P 2. 地方財政の「見える化」に関する政府における議論**

**P 5. 公共施設等総合管理計画の整備促進**

**P22. 統一的な基準による地方公会計の整備促進**

**P37. 地方財政の「全面的な見える化」への対応**

## I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論①

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. (2) 社会資本整備

（賢く使う観点からの取組）

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

#### 2. (3) 地方行財政制度

（地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）

（中略）

・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

（中略）

・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

2

## I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論②

経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [2] 社会資本整備等

（時間軸）

・・・地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

（賢く使う観点からの取組）

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国公有財産の最適利用を加速する・・・また、公共施設等総合管理計画の実施については、財政支援における同計画策定の要件化、地方財政措置の改善等を通じ、ストック適正化に向けて国が積極的な役割を果たす。

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

（時間軸）

ストック情報（固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等）を集中改革期間内に整備し開示する。

（国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用）

2018年度（平成30年度）までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等（公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など）の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。

3

# I 地方財政の「見える化」に関する政府における議論③

経済・財政再生アクション・プログラム～“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」～

(平成27年12月25日閣議報告)

## 3. 主要分野ごとの改革の取組

### [2] 社会資本整備等

#### (1) 持続可能な都市構造への転換と公共施設のストックの適正化

…必要な機能を維持しつつ、公共施設等の集約化・複合化等を図るため、2016年度までに公共施設等総合管理計画を、2020年度までに個別施設計画を全国の地方公共団体で策定することとし、策定した地方公共団体数によりその進捗を管理する。それに併せて、2017年度までの固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備により把握される資産老朽化比率等の指標のほか、住民一人当たりの維持管理に要する経費など、公共施設に関する情報を「見える化」し、立地適正化計画との調和も図りつつ、ストックの適正化に対する住民の理解を深めていくこととする。

また、国有地の未利用資産等の有効活用を推進する。未利用資産等や売却可能な資産に関する情報の「見える化」を進め、これらについて、国と地方公共団体が連携し、民間からの提案も活用しつつ、最適利用の促進を図る。

### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

#### (2) 地方行財政の「見える化」

##### (取組方針・時間軸)

「見える化」は、行政サービスをめぐる問題の所在、改革の必要性や方向性を共有するための基盤的なインフラであることに鑑み、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報など地方財政の全面的な「見える化」を進める。

自治体の住民一人当たり行政コストを性質別・目的別に網羅的に「見える化」し、当該自治体における経年比較や類似団体との比較を可能にすること、公共施設等総合管理計画の策定と集約化・複合化等を推進すること、地方公会計(固定資産台帳)の整備に合わせて「資産老朽化比率」を明らかにし、将来負担比率との「組合せ分析」を行うことなどによりストック情報を全面的に「見える化」すること等に取り組む。…

##### (KPI)

公共施設等総合管理計画を策定した自治体数を100%にすることを目指して推進するとともに、これらのうち集約化・複合化等を実施した団体の割合や、資産老朽化比率についても検証する。固定資産台帳・統一的な基準による地方公会計を整備した自治体数を100%にすることを目指して推進する。…

4

## II 公共施設等総合管理計画の策定促進

### 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

#### <公共施設等総合管理計画の内容>

##### 1. 所有施設等の現状

- 公共施設等の現況及び将来の見通し
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

##### 2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間：10年以上
- 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

#### 【取組の推進イメージ】

##### 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

##### まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

##### 国土強靱化

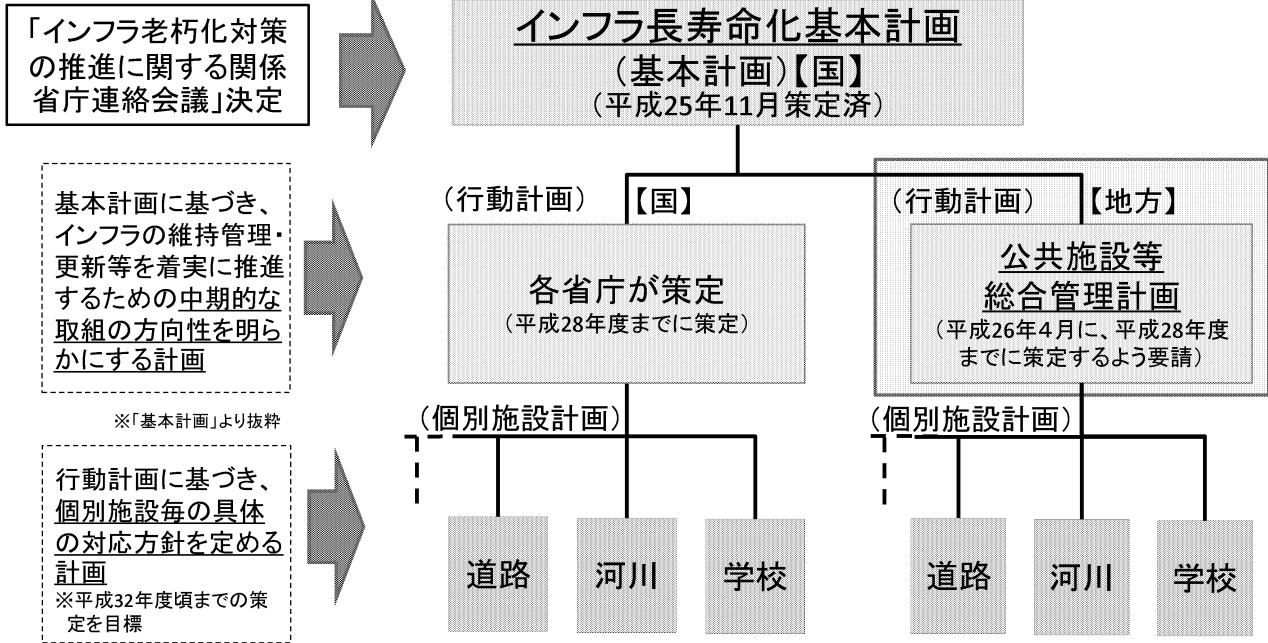
- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

#### 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日発行)

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

5

## Ⅱ インフラ長寿命化計画の体系



※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。  
 (インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

6

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針(概要) ①

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

#### 【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）②

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

##### 【主な記載項目】

##### (1) 計画期間(10年以上)

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。(名古屋市)

##### (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議(県有施設建築計画検討会議等)を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局(県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁)の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。(神奈川県)

##### (3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。(名古屋市)

##### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (次ページ以降で詳述)

##### (5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。(長野県)

#### 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (※ 個別施設計画との整合性に留意。)

施設類型(道路、学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）③

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。(名古屋市)

##### 【記載事項】

##### ① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。(群馬県)

##### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。(名古屋市)

##### ③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。



## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）④

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### 【記載事項(その2)】

##### ④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。(神戸市)

##### ⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5か年で30%以上低減し、次の5か年も同様とする。(神戸市)

##### ⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。(さいたま市)

##### ⑦ 総合かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。(静岡県)

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑤

### 総合管理計画策定にあたっての留意事項

#### 一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。(相模原市)

#### 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

#### 三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。(名古屋市)

#### 四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

#### 五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。(さいたま市)

#### 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産(施設等)を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。(堺市)

#### 七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑥

### その他

#### 一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当。

#### 二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

#### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

#### 四 更新費用試算ソフトの活用について

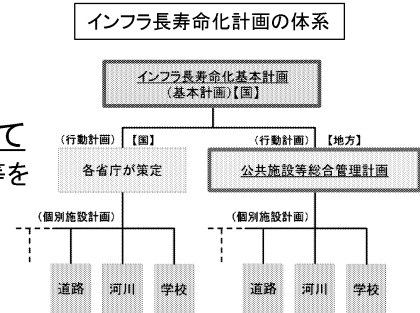
更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

#### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

#### 六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。



11

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑦

### その他

#### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

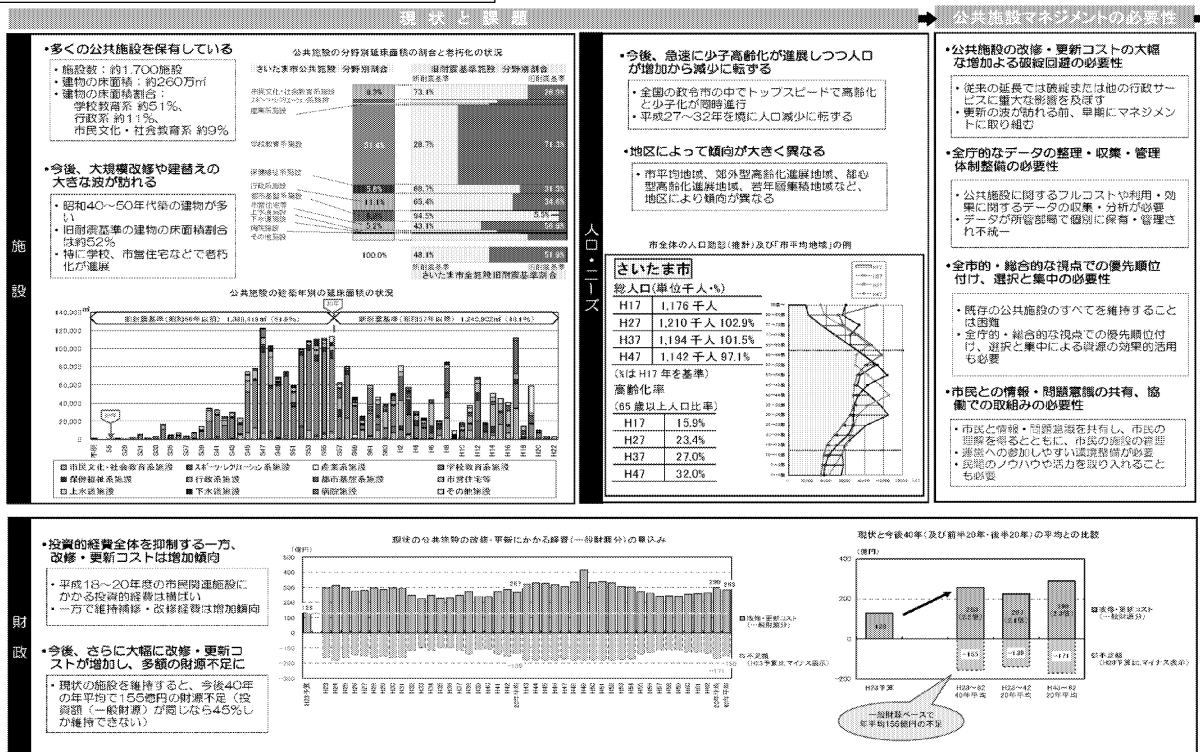
「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(平成27年10月1日現在)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	15	31.9%	10	50.0%	88	5.1%	113	6.3%	
	未策定	32	68.1%	10	50.0%	1,633	94.9%	1,675	93.7%	
	完了予定時期	H27年度	14	29.8%	6	30.0%	423	24.6%	443	24.8%
		H28年度	18	38.3%	4	20.0%	1,196	69.5%	1,218	68.1%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	14	0.8%	14	0.8%
H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,707	99.2%	1,774	99.2%		
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

13

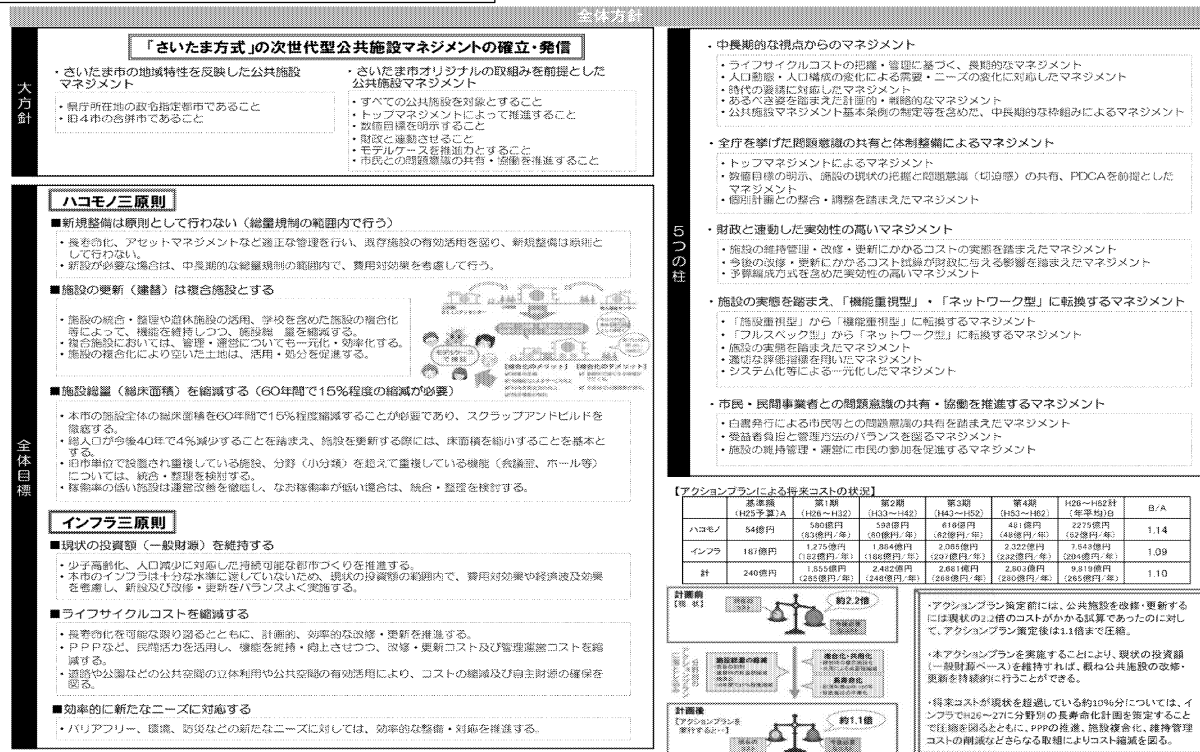
## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

### 先進団体の事例（さいたま市の事例①）



## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑨

### 先進団体の事例（さいたま市の事例②）



## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑩

### 先進団体の事例(岩手県久慈市の事例①)

- ・ 目的： 厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、その基礎資料として市が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「久慈市公共施設白書」を作成し、公共施設等の全体の状況を把握した上で、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う
- ・ 対象財産： 公営企業会計の公共建築物、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等
- ・ 計画期間： 平成27年度(2015年度)から平成56年度(2044年度)まで(30年間)
- ・ 目標設定： 平成56年度までの30年間で40%の削減

#### 【計画の構成(内容)】

### 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 市の概況
- 2 公共施設等の状況(公共施設の一覧、県内自治体との比較、地区別の状況、地区年度別床面積の推移、公営企業の施設)
- 3 人口の現況と課題(市全体の人口推計、地区別の人口推計)
- 4 財政の現況と課題(公共施設・インフラ資産の将来の更新費用、歳入・歳出の財政推計)

### 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間で設定

#### 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・ 公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理
- ・ 公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握する
- ・ 公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行う

#### 3 現状や課題に関する基本認識

人口減少・少子高齢化によるニーズの変化、インフラ資産等の更新、合併に伴う施設の重複等の配置、財源の限界

#### 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化、統合・廃止等について、それぞれの実施方針を策定 16

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑪

### 先進団体の事例(岩手県久慈市の事例②)

### 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

次の公共施設等について、それぞれ現状・課題の基本認識、管理に関する基本的な考え方を整理

(集会所、文化施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設、学校、その他教育施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、高齢福祉施設、その他社会保健施設、医療施設、庁舎等、消防施設、公営住宅、公営企業の公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、その他のインフラ)

### 第4章 フォローアップの実施方針

- ・ 公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況の評価を実施
- ・ 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、公共施設等総合管理計画を改定
- ・ 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や住民との協議を重ねる

#### 【久慈市公共施設白書について】

白書は、用途別・地区別の保有状況、将来必要となる施設の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにし、利用度とコストによる相対的評価等により、市民との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設のあり方の検討を行うための基礎資料として活用する。

さらに、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用を図るために、本市の実情に合った公共施設マネジメントの方向性等も併せて検討する。

なお、白書で対象とする施設は、小中学校等の学校教育施設や文化施設、市営住宅やスポーツ施設など、広く市民に利用されている公共施設のうち、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを除く、公共建築物のうち50㎡以上の施設とされている(病院、水道、下水道など公営企業会計に属する公共建築物は除く)。

## Ⅱ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑫

### 先進団体の事例（岩手県久慈市の事例③）

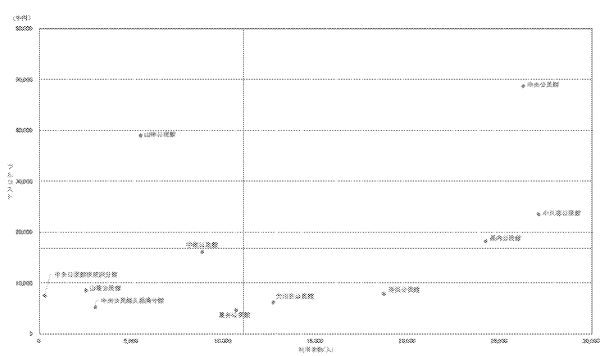
表 4-1-2 集会所の利用率とコストの一覧

施設名称	延床面積 (㎡)	事業 運営費 (千円)	コスト (千円)	利用費 数 (人)	利用 人数の コスト (円/人)	延床 面積 1㎡当り のコスト (千円)	利用 人数1 人当り のコスト (円)	収入 (千円)	コスト 削減率 (%)
<b>公民館</b>									
中央公民館	14,651	29,454	62,896	26,242	2,398	4,294	1,355	956	47.77%
山根公民館	894	2,292	2,213	1,013	2,183	2,509	1,973	1,194	51.70%
山根公民館久慈分館	6,524	2,267	2,874	479	5,997	4,385	23,310	11	2.87%
山根公民館	4,837	12,165	14,532	24,228	599	4,185	18,169	254	6.02%
中央公民館	5,419	1,542	17,517	27,919	629	4,460	22,311	817	21.31%
山根公民館	4,189	13,202	12,544	4,839	2,591	3,011	16,129	1,127	36%
山根公民館	89	4,467	5,759	2,314	2,487	3	6,314	3,207	0
山根公民館	89	5,178	5,205	15,435	433	604	6,171	486	8%
山根公民館	0	4,026	4,026	10,819	277	4,271	4,847	435	2%
山根公民館	181	2,284	2,727	15,789	434	49	7,932	410	0
山根公民館	0	5,449	5,449	5,449	1,558	11,514	35,242	7,104	19%
<b>合計</b>	<b>709</b>	<b>23,697</b>	<b>105,554</b>	<b>100,791</b>	<b>900</b>	<b>149,254</b>	<b>186,277</b>	<b>1,526</b>	<b>1,980</b>
<b>その他の施設</b>									
中央公民館	2,442	0	3,442	2,948	825	1,408	3,264	811	0
山根公民館	892	4,782	4,884	1,399	3,492	0	4,444	3,036	4%
山根公民館	5,119	2,269	5,816	12,443	2,424	1,244	10,564	564	9%
山根公民館	207	0	208	1,845	1,70	2,094	2,359	1,171	0
山根公民館	1,159	11,782	14,792	5,532	2,644	1,520	16,182	4,959	16.82%
山根公民館	2,684	9,849	6,498	6,673	1,302	497	6,457	1,427	7%
山根公民館	180	0	204	1,327	209	493	506	472	0
山根公民館	184	0	504	1,474	229	0	184	229	0
山根公民館	212	0	452	847	896	0	212	896	0
山根公民館	170	0	276	542	682	2,014	2,364	4,954	0
山根公民館	244	0	384	1,216	196	0	244	196	0
<b>合計</b>	<b>20,949</b>	<b>24,471</b>	<b>67,598</b>	<b>102,217</b>	<b>11,166</b>	<b>18,899</b>	<b>127,719</b>	<b>12,000</b>	<b>102,719</b>

公民館の延利用者数の合計は139,791人です。これらの施設にかかるフルコストは185,377千円です。

その他集会所の市内の延利用者数の合計は38,376人です。これらの施設にかかるフルコストは53,579千円です。

図 4-1-4 公民館の利用者数とフルコスト



公民館は、概ね各地区毎に設置し、市民活動の拠点として位置づけられている施設です。

昭和60年代に建築したものなど、老朽化が進行している施設も多くみられます。年間利用者数では、中央公民館較成沢分館、中央公民館久慈沢分館、山根公民館の利用者が少ない状況です。利用者数とフルコストの関係では、山形公民館、山根公民館などが、利用者数に比してフルコストが高くなっています。

今後の更新を検討するにあたっては、利用者数を適切に踏まえた規模とすることなどを検討する必要があります。また、市民活動の拠点とする観点からは、他の施設が有している機能を集約するなどの検討が必要です。

運営は、全て本市の直営で行われています。

## Ⅱ 平成28年度地方財政対策（公共施設等の老朽化対策）

### 地方財政対策において、公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置を拡充。

#### 1. 公共施設等最適化事業費の拡充

- 公共施設等総合管理計画の策定状況（※）を踏まえ、以下のとおり増額。

<p>平成27年度 (内訳)</p> <p>集約化・複合化事業 450億円 転用事業 100億円 除却事業 450億円</p>	➔	<p>平成28年度 (内訳)</p> <p>集約化・複合化事業 1,250億円 転用事業 120億円 除却事業 630億円</p>
---	---	---

※平成27年10月時点では全団体のうち6.3%が公共施設等総合管理計画を策定済みであり、平成28年度にほぼすべての団体において策定予定。

- それぞれの事業に充当可能な地方債措置は以下のとおり。

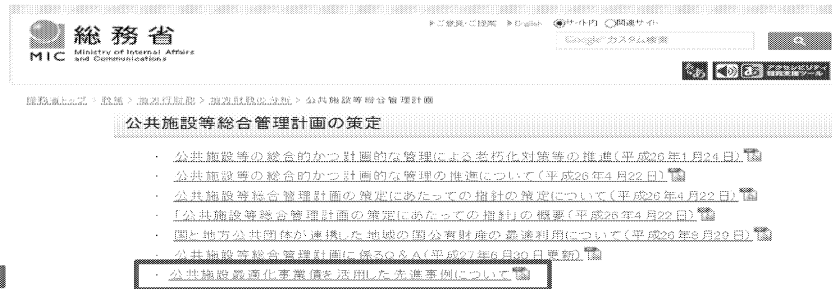
公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)	地域活性化事業債(転用事業)	除却事業に係る地方債
<p><b>【期間】</b> 平成27年度からの3年間</p> <p><b>【充当率等】</b> 地方債充当率：90% 交付税算入率：50%</p> <p><b>【平成28年度地方債計画計上額】</b> 1,130億円（平成27年度は410億円）</p> <p>※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象</p>	<p><b>【期間】</b> 平成27年度からの3年間</p> <p><b>【充当率等】</b> 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%</p> <p><b>【平成28年度地方債計画計上額】</b> 110億円（平成27年度は90億円）</p> <p>※ 広域連携により事業を実施する場合も対象</p>	<p><b>【期間】</b> 平成26年度以降当分の間</p> <p><b>【充当率】</b> 地方債充当率：75% (資金手当)</p> <p><b>【平成28年度地方債計画計上額】</b> 480億円（平成27年度は340億円）</p>

#### 2. 公共施設等の維持補修費の増額

- 地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額（1兆2,200億円程度（+600億円））。

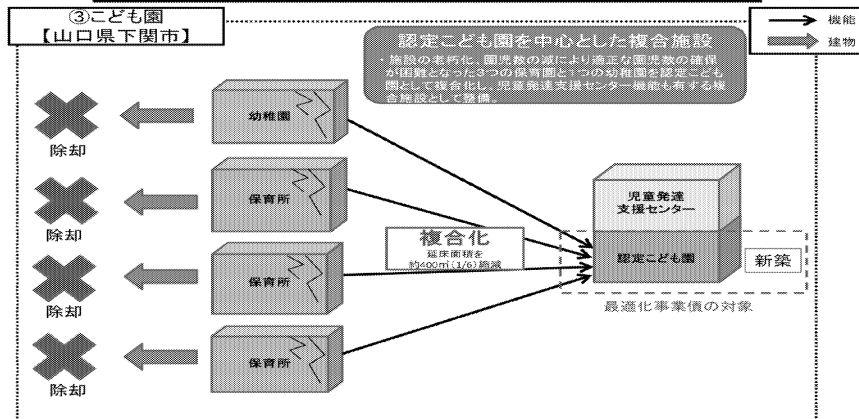
## Ⅱ 公共施設等総合管理計画に基づく先進事例の横展開（H28.3.28第一弾公表）

<総務省HP>



(※ 複数事例中から抜粋)

### ～公共施設最適化事業債を活用した先進事例について～



20

## Ⅱ 地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携について

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

### 1. 固定資産台帳の整備

地方公会計

○ 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。

※可能であれば平成27年度中、遅くとも平成28年度中に同台帳を整備しておくことが重要

### 2. 公共施設等総合管理計画の充実・精緻化

総合管理計画

○ 公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といった固定資産台帳のデータを活用して、将来の施設更新必要額の推計等を行い、当該推計結果等を公共施設等総合管理計画に盛り込むことで、同計画の充実・精緻化につながる。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

### 3. 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

○ 公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれるが、施設別の行政コスト計算書等を活用したセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。

### 4. 公共施設最適化事業債等の活用

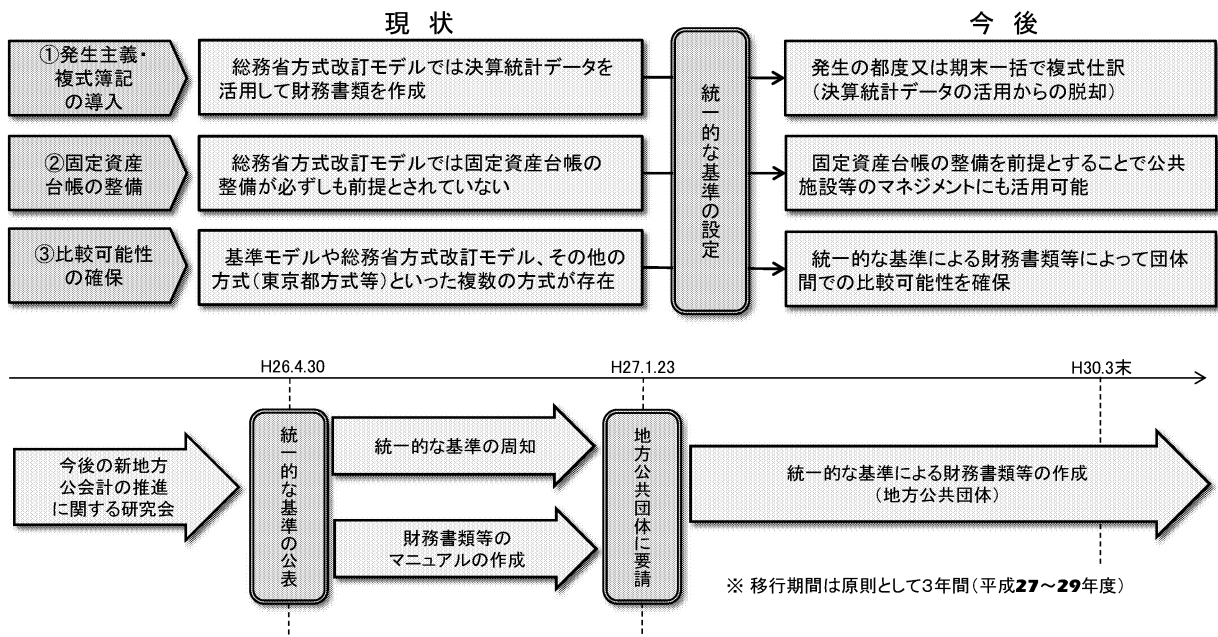
総合管理計画

○ 施設別のセグメント分析の結果、統廃合等を決定した公共施設等について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設最適化事業債や地域活性化事業債、除却債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

21

### Ⅲ 統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



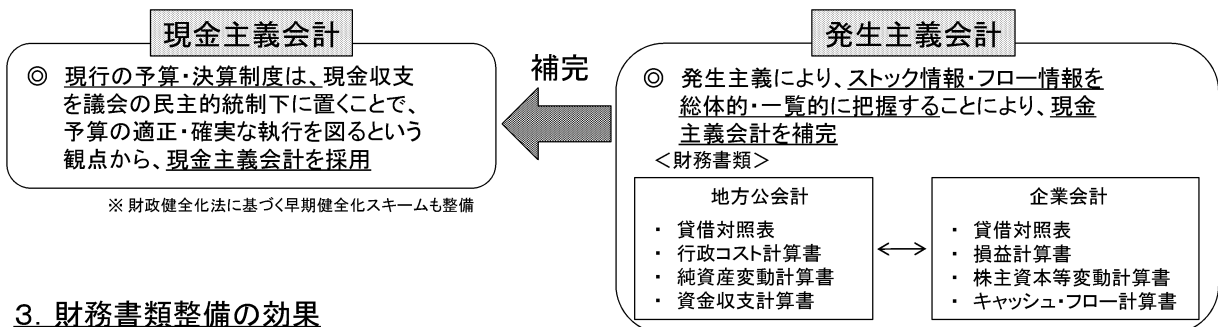
22

### Ⅲ 地方公会計の意義

#### 1. 目的

- ① 説明責任の履行  
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化  
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

#### 2. 具体的内容(財務書類の整備)



#### 3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握  
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握  
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用  
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

23



### Ⅲ 統一的な基準による財務書類の作成予定（平成27年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においても99.7%の団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.2%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,716	99.7%	1,783	99.7%
平成29年度までに作成	40	85.1%	20	100%	1,695	98.5%	1,755	98.2%
平成30年度以降に作成	7	14.9%	0	0%	21	1.2%	28	1.6%
作成予定なし	0	0%	0	0%	5	0.3%	5	0.3%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

24

### Ⅲ 統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

#### 1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

#### 2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

#### 3. 財政支援

地方公会計システムの整備・運用に係る経費について普通交付税措置（平成28年度～）

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置※（平成26～29年度）

➡ 地方交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

※措置率1/2（財政力補正あり）

#### 4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修をレベル別（基礎・ステップアップ）に実施する予定

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

25



### Ⅲ 統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成28年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 (東京都立川市)	地方公会計特別研修	平成28年5月16～20日 (5日間)	100名程度	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含み、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー：JAMP) (千葉県千葉市)	地方公会計制度(基礎)	平成28年7月11～13日 (3日間)	50名程度*1	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務(応用)	平成28年10月3～5日 (3日間)	50名程度*2	演習・班別討議(発表含む)を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー：JIAM) (滋賀県大津市)	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成28年4月25～27日 (3日間)	50名程度*1	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務(ステップアップ)	平成28年9月12～14日 (3日間)	50名程度*2	演習・班別討議(発表含む)を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
	固定資産台帳の整備	平成28年6月6～7日 (2日間)	50名程度	①固定資産台帳の整備実務、②固定資産台帳の活用方法等 ※①・②は演習を含む

\*1 公会計業務に従事して1年未満の者

\*2 公会計業務に複数年従事した者や簿記3級程度の知識を有する者(ただし、過去に自治大やJAMP、JIAMで公会計研修を受講した者はこの限りでない)

地方公共団体金融機構 (JFM)	都道府県等の単位で研修会等(1日間程度)を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士を派遣してサポートする事業(専門家派遣事業)を実施
自治体主催の研修等 (特別交付税 H26～29年度)	研修に要する経費について特別交付税により措置(措置率1/2、財力補正あり) ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

26

### Ⅲ 財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

ミクロ的視点

#### 財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定  
→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

#### 適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計  
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化  
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

#### セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用  
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合  
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化  
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携  
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

#### 行政外部での活用

##### 情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用  
→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用  
→ 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集  
→ 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

27

### Ⅲ 財政指標の設定（資産老朽化比率）

#### 【事例】資産老朽化比率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都〇〇市）

##### 背景・目的

- 市全体の老朽化比率だけでなく、施設類型別の老朽化比率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

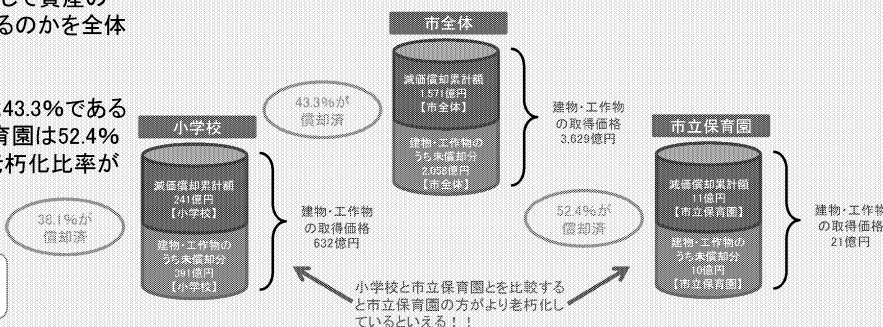
##### 事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

- 市全体の資産老朽化比率は43.3%であるが、小学校は38.1%、市立保育園は52.4%となっており、市立保育園の老朽化比率が高くなっている。

小学校と市立保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



##### 効果等

- 当該老朽化比率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

28

### Ⅲ 適切な資産管理（将来の施設更新必要額の推計）

#### 【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

##### 背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

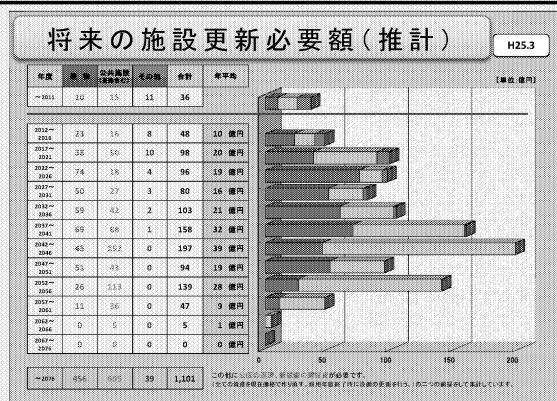
##### 事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。

- ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
- ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。

- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要ことが判明した。

- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。



##### 効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

29

### Ⅲ セグメント分析（予算編成への活用）

#### 【事例】ライフサイクルコストまでを含めた施設建設の検討（静岡県浜松市）

##### 背景・目的

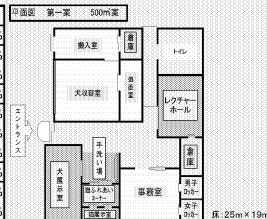
- 予算編成で施設の新規建設を議論する場合、従来は建設費用（イニシャルコスト）を中心に議論が行われており、将来の維持管理費用や更新費用（ライフサイクルコスト）までを含めた議論が必ずしも十分ではなかった。

##### 事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書（試算）を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案（500㎡・1,000㎡）について、施設別行政コスト計算書（試算）を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論を行った。

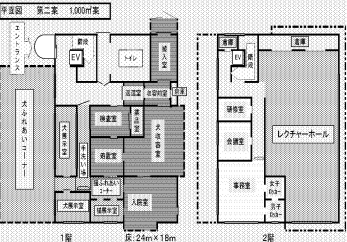
施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：2.5億円  
第1案(500㎡) (単位：千円)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	54.6%
人件費	20,783	51.0%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.6%
物にかかるコスト	18,506	45.4%
物件費	8,100	19.9%
維持補修費	600	1.5%
減価償却費	9,806	24.1%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	40,754	100.0%



施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：4.3億円  
第2案(1,000㎡) (単位：千円)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	45.4%
人件費	20,783	42.4%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.0%
物にかかるコスト	26,800	54.6%
物件費	9,900	20.2%
維持補修費	600	1.2%
減価償却費	16,300	33.2%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	49,048	100.0%



##### 効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論が行われた。

30

### Ⅲ セグメント分析（施設の統廃合）

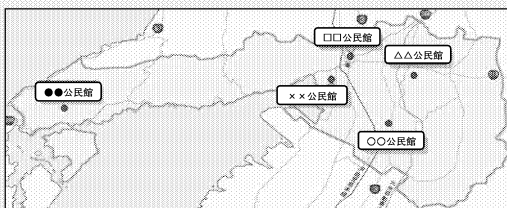
#### 【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

##### 背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書の他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

##### 事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書（右表参照）を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



【施設群名・公民館】	施設別バランスシート (単位：千円)			
	15-1	15-2	15-3	15-4
施設名	○公民館	×公民館	△公民館	□公民館
【資産】				●公民館
建物等	401,016	157,456	212,554	3,423
土地	34,314	36,270	33,932	59,718
資産合計	435,330	193,724	246,446	63,141
【負債】				
借入金	20,673			
【純資産】				
純資産	415,157	193,724	246,446	63,141
負債・純資産合計	435,330	193,724	246,446	63,141

施設別行政コスト計算書 (単位：千円)	施設別行政コスト計算書 (単位：千円)				
	15-1	15-2	15-3	15-4	15-5
【行政コスト】					
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908
雑用費	2,705	631	5,485	1,477	2,207
源償還費	9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他	288	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395	18,126
【収入】					
使用料	209	255	331	363	154
その他	35	31	177	147	228
収入合計	244	286	308	510	382
運営者負担割合	0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%
利用者一人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円

##### 効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

31

### Ⅲ 財政指標の設定（その他の指標）

#### 【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

##### 背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

##### 事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示
- 浜松市の財政指標（例）
  - ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）  
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
  - ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）  
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
  - ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）  
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H24						
		H25 浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

##### 効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

### Ⅲ 「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の算定式

#### (1) 資産老朽化比率

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産帳簿価額} + \text{減価償却累計額}}$$

⇒ 当該指標を導入することにより、既存の決算統計や健全化法の指標では把握できなかった資産の老朽化度合いという新たなストック情報の把握が可能

#### (2) 債務償還可能年数

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}(\ast 1)}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

← 実質債務  
← 償還財源

⇒ ストックとフローを組み合わせた当該指標を導入することにより、ストックの改善（地方債残高の抑制等）とフローの改善（事務事業の見直し等）の両面からの把握が可能

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書（地方公会計）における業務収入（地方税、地方交付税等）による。また、「業務収入等＝業務収入＋減収補填債特例発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書（地方公会計）における業務支出（人件費、物件費、補助金等）による。

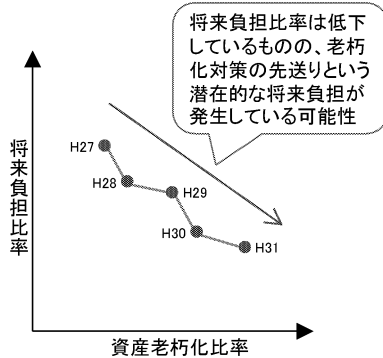
#### 【参考】「財政比較分析表」等における財政指標一覧

	決算統計等	健全化法	公会計
資産形成度			資産老朽化比率
世代間公平性		将来負担比率	
持続可能性 （債務償還能力）		実質公債費比率 将来負担比率	債務償還可能年数
効率性	住民一人当たり人件費、物件費等		
弾力性 （資金繰り能力）	経常収支比率	実質公債費比率	
自律性	財政力指数		

### Ⅲ 財政指標の「組合せ分析」のイメージ

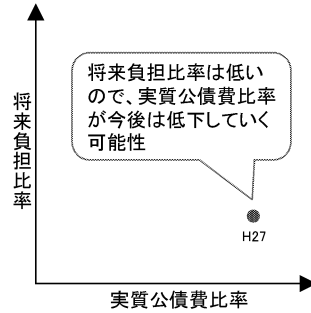
(1) 将来負担比率と資産老朽化比率

- 将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせることで、老朽化対策の先送りという潜在的な将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明する。



(2) 将来負担比率と実質公債費比率

- 将来負担比率について、実質公債費比率と組み合わせることで、フローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が高い場合に実質公債費比率も高いのはある意味当然であるが、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。



### Ⅲ 【参考】公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表</li> <li>○ 行政コスト計算書</li> <li>○ 純資産変動計算書</li> <li>○ 資金収支計算書</li> </ul> ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表</li> <li>○ 行政コスト計算書</li> <li>○ 純資産変動計算書</li> <li>○ 資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表</li> <li>○ 行政コスト計算書</li> <li>○ 純資産変動計算書</li> <li>○ 資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表</li> <li>○ 行政コスト計算書</li> <li>○ 正味財産変動計算書</li> <li>○ キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表</li> <li>○ 業務費用計算書</li> <li>○ 資産・負債差額増減計算書</li> <li>○ 区分別収支計算書</li> </ul>
台帳整備	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○ 開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○ 官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○ 官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末一括して複式仕訳を実施	○ 官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末一括して複式仕訳を実施	○ 決算統計データを活用し、期末一括して仕訳を実施	○ 官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○ 官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得原価が判明…取得原価</li> <li>・取得原価が不明…再調達原価</li> </ul> ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価</li> <li>○ インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共資産…決算統計データから取得原価を推計</li> <li>○ 売却可能資産…売却可能価額</li> </ul>	○ 取得原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額</li> <li>○ 公共用財産…取得原価</li> <li>○ 物品…取得原価</li> </ul>
税収の取扱い	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 行政コスト計算書に計上	○ 資産・負債差額増減計算書に計上



### Ⅲ 【参考】固定資産台帳の記載項目の例

#### ①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)	
2	枝番	33	会計区分※	
3	所在地※	34	予算執行科目	
4	所属(部局等)	35	用途	
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類	
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産	
7	リース区分	38	各種属性情報	
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分	
9	耐用年数	40	時価等※	
10	取得年月日	41	完全除却済記号	
11	供用開始年月日	42	数量((延べ床)面積)※	
12	取得価額等	43	階数(建物)※	
13	所有割合※	44	地目(土地)※	
14	増減異動日付	45	稼働年数※	
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※	
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※	
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※	
18	今回増加内訳	49	公有財産台帳番号※	
19		有償取得額	50	法定台帳番号※
20		無償所管換増分		
21		その他無償取得分		
22		調査判明増分		
23	振替増額			
24	今回減少額			
25	今回減少内訳		除売却額	
26		無償所管換減分		
27		その他無償譲渡分		
28		誤記載減少分		
29		振替・分割減額		
30		減価償却額		
31	評価等減額			

#### ②追加項目

51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

36

### Ⅳ 地方財政の全面的な「見える化」① ～新たな課題への積極的な対応～

平成27年11月27日  
経済財政諮問会議  
総務大臣提出資料

#### 現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。

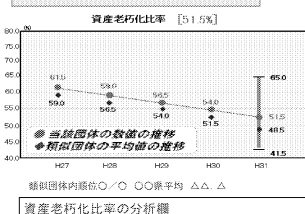
#### 今後の対応 新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実

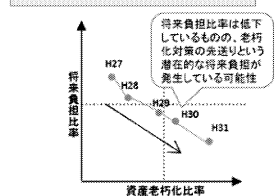
- ① 資産老朽化比率の追加** 固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加
- ② 新たな分析手法の導入** 新たな分析手法として、将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入
- ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加** 固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報も「見える化」

#### イメージ

##### ① 資産老朽化比率の追加

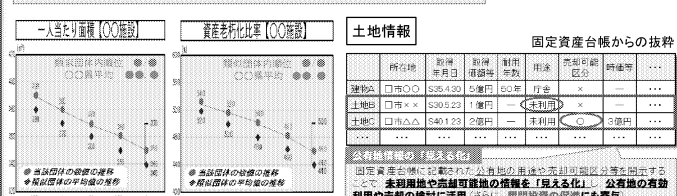


##### ② 新たな分析手法の導入



⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせて分析することにより、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能

##### ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加



これまで分からなかったストック情報も全面的に「見える化」

⇒ 公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」

⇒ 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」

※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一入当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない 37

## IV 地方財政の全面的な「見える化」② ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日  
経済財政諮問会議  
総務大臣提出資料

### 現状と課題

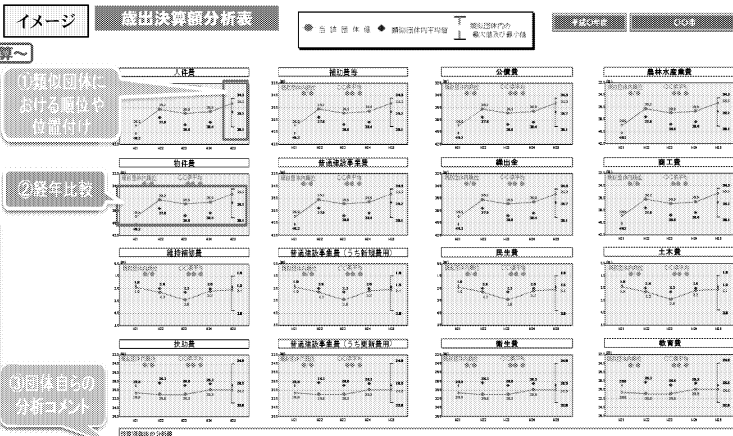
- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(\*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。  
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。

### 今後の対応 決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要
- 上記を踏まえた上で、住民一人当たりコストに

イメージ 歳出決算額分析表

①類似団体における順位や位置付け  
②経年比較  
③団体自らの分析コメント



について、性質別・目的別で網羅的に「見える化」**[H27決算～]**  
**<性質別>** ※下線部の項目が新規追加するもの  
 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金  
**<目的別>**  
 議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」  
 ⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

- ※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善
  - ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
  - ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない 38

## IV e-Stat (政府統計の総合窓口) 活用事例

- e-Stat(政府統計の総合窓口)では、各省庁の様々なデータが登録されており、データ同士を組み合わせた新たな分析が可能。  
・登録されている政府統計の統計表ファイルをキーワード等での検索を可能とする機能強化、決算情報に加え、データベース化された他の統計調査結果を用いた、データ利活用の拡大(e-Stat上で、分類項目の選択、レイアウト変換、グラフ作成可能)。

### 検索機能の強化

キーワード検索が可能  
「財政力指数」、「歳入」、「歳出」etc...

順位	キーワード
1	251 人口
2	290 国勢調査
3	118 産産センサス
4	110 国勢調査
5	115 人口動態
6	103 国勢調査
7	88 国勢調査
8	76 国勢調査
9	73 国勢調査
10	71 国勢調査

○ 利用者目線に立った分かりやすいデータアクセスの強化

### データ利活用の拡大

人口一人当たりの都道府県別決算額を横比較  
【棒グラフ】

高齢化率・扶助費の組み合わせ分析が可能  
【分布図】

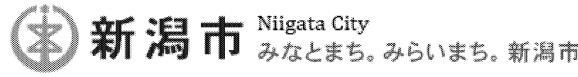
グラフ種別 7パターン  
グラフ配色 16パターン  
レイアウト 6種類 から選択

○ e-Stat上でグラフの種別、配色、レイアウト、表の並び順が自在に変更可能。さらに、編集や加工がしやすい汎用性の高いxml形式でのダウンロード可。

○ 決算情報と他の統計データを組み合わせることで、新たな分析が可能。(例えば、分布図を活用し、高齢化率と扶助費の関係性を明らかにするなど。)

※ グラフ、図、分布地図はイメージ 39

# 新潟市財産経営推進計画による取り組み



## 2-5 財産経営推進計画の位置づけ

財産経営推進計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点により、その取り組みを進めます。

また、内容が多岐に渡ることから、財産経営の基本的な考え方を示した「基本方針編」と、これを受け、公共施設とインフラ資産それぞれの経営的な視点による取り組みの進め方を示した「マネジメント編」を包含する集合体とします(図 2-1 参照)。なお、適宜、「財産白書」により公共施設等の保有状況をはじめ、利用やコスト、老朽化の状況、将来の見通しなどを把握・分析します。

また、財産経営推進計画は、国の「公共施設等総合管理計画」に相当するものとし、これに基づく個別計画は個々で策定します。

### 1. 基本方針編

- ・ 課題整理 将来推計人口、財政状況、公共施設等の更新費用
- ・ 基本的な考え方 公共施設、インフラ資産の基本方針、財産経営の4本柱
- ・ 推進体制 推進本部、部会、職員の有成等
- ・ 推進方策 市民ニーズや施設状況の把握と課題の整理、個別計画の策定、市民との意識共有 など

### 2. 公共施設マネジメント編

- ・ 公共施設の基本方針
- ・ 市民意見と意識共有、機能重視、計画的な保全、歳入確保
- ・ 施設運営における検討課題(用途別)
- ・ 地域別の課題整理、検討方法、施設最適化の考え方、ケーススタディ
- ・ 個別計画(地域別の実行計画等)、地域住民との意識共有、協働 など

### 3. インフラ資産マネジメント編

- ・ 道路、橋りょう、公園、上下水道等の維持管理の基本方針
- ・ 各施設の概要(規模、状況)
- ・ 施設の特徴に応じた計画的・効率的な維持管理と修繕及び更新
- ・ ライフサイクルコストの最小化を踏まえた長寿命化
- ・ 今後の取り組み など

### 財産白書(定期的に把握)

- ・ 将来推計人口(総人口、年齢3区分構成別)、財政状況
- ・ 公共施設等の保有状況(固定資産台帳の活用)
- ・ 更新費用、人件費を含む施設の取支と利用コスト
- ・ 利用状況とコスト(用途別、地域別)、老朽化状況 など



### 第1章 公共施設マネジメント編の目的等

本計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点による「財産経営推進計画（基本方針編）」に基づき、人口減少、厳しい財政状況、膨大な施設更新費用などの課題に対応し、公共施設を維持していくため、経営的な視点により、公共施設を効率的に管理・活用する取り組み（公共施設マネジメント）の進め方を示すものです。

#### 1-1 基本的な考え方

「財産経営推進計画（基本方針編）」では、公共施設の2つの方針と4つの柱を示しています。

##### ◆ 2つの方針

- 総量削減

- サービス機能の維持

##### ◆ 4つの柱

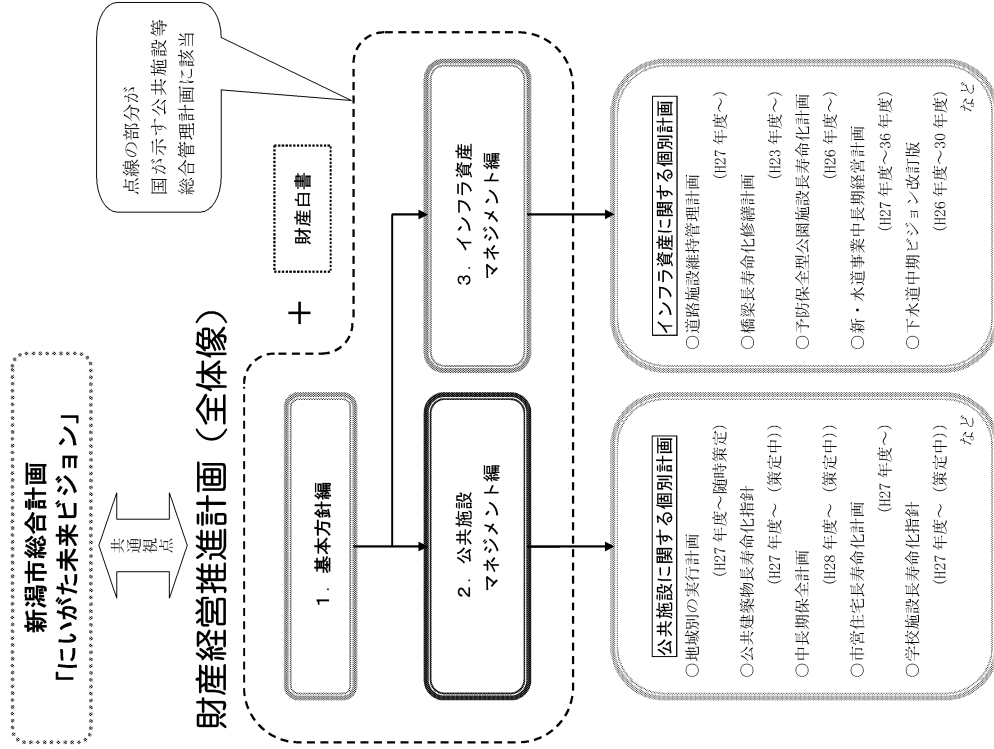
- 施設の最適化（活用最大化のため単一目的から多機能施設への転換など）
- 施設の長寿命化（計画的な維持保全の実施、安全確保など）
- 歳出の削減（施設更新時の規模適正化、効率的な運営など）
- 歳入の確保（未利用資産の売却、貸付、使用料見直しなど）

##### ◆ 公共施設に関する基本的な考え方

- サービス機能をできるだけ維持しながら総量削減を検討
- 活用すべき施設は適切な保全の実施により長寿命化を推進
- 運営の効率化、維持修繕・更新費用の削減や平準化等により歳出を削減
- 活用しない土地・建物は、原則として売却により歳入を確保

サービス機能をできるだけ維持しながら、公共施設の多機能化・複合化などによる総量削減を検討していきます。  
また、活用すべき施設は長寿命化を図り、管理・運営の効率化によるコスト削減や維持修繕・更新費用の削減や平準化などにより歳出の削減に努めます。  
活用しない土地・建物は、原則売却し、財源確保に努めます。売却が困難な場合は貸付などを検討し、歳入の確保に努めます。

図 2-1 新潟市総合計画と財産経営推進計画、公共施設等総合管理計画等の位置づけ



のアンケート結果などを踏まえ、施設を整備・運営する市がどのような課題を整理、改善していくかが重要となります。

生涯学習、地域コミュニティ、スポーツなど市が提供しているサービスには、それぞれに課題があり、地域によって状況も異なります。

このため、当面は、各用途の施設が抱える課題を整理した上で、地域別の「実行計画」策定時に効率的な方策を検討し、課題への対応を考えていきます。

### (3) 地域別の課題整理、検討方法と「実行計画」の策定

- 施設の更新が必要な時期に合わせて市民とともに検討開始
- 地域的な施設は、地域住民の合意を得ながら「実行計画」策定
- 全市的な施設は、都市の拠点性強化などを考慮しながら計画検討

公共施設には、大規模な音楽ホールや劇場など市を代表する施設もあれば、学校や保育園、公民館、コミュニティセンター、図書館などのように、地域で日常的に利用する施設もあります。

このため、公共施設マネジメントを考える場合、全市的な施設と地域的な施設を分けて整理する必要があります。

また、現在、多くの方が利用している施設をいきなり廃止することは、市民が利用しているサービスの低下を招いてしまいます。

総量を削減する現実的な方法のひとつとして、施設が老朽化し、更新するタイミングで、今後のサービスと施設をどうするかについて、市民とともに計画を策定することが考えられます。

地域的な施設は、中学校区を基本に住民の生活圏を設定し、現在の施設の配置や利用の状況、将来推計人口などから地域の課題を整理して、地域の中心的な施設の更新時期などに合わせて、地域の合意を得ながら「実行計画」を策定していきます。なお、地域別の実行計画は本計画の個別計画の一つとして扱います。

全市的な施設は、都市としての魅力向上や交流人口の増加など拠点性を強化していくことも重要ですので、これらを踏まえ、費用対効果やライフサイクルコストなども考慮しながら計画を検討していきます。

### 1-2 対象施設

基本的に全ての公共施設を対象としますが、上水道の浄水場や下水道の処理場といったインフラ関連施設は「財産経営推進計画（インフラ資産マネジメント編）」の対象とします。

### 1-3 計画の位置づけと進め方

- 本計画は、公共施設の「個別計画」策定のガイドライン

本計画は、2つの方針と4つの柱の柱の推進に向け、具体的な取り組みを実施していくための公共施設の個別計画を策定する際の考え方を示すガイドラインと位置づけます。

個別計画としては、地域別の実行計画や、適切な施設保全を行うための保全計画などが考えられ、それらの策定を進めるための考え方や手法を示します。

#### (1) 公共サービス、公共施設の利用実態、利用意向

- 市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討

平成25年度、平成26年度に行った市民アンケート及び施設利用者アンケートから公共サービスや公共施設について、利用頻度、アクセス、利用意向など多くのことが見えてきました。

これらの結果などを踏まえ、今後の公共施設と公共サービスのあり方を市民とともに検討していきます。

公共施設の総量削減は、施設の統廃合などについても検討する必要があるため、総論賛成各論反対（市全体での総量削減はよいが、個別具体の施設の廃止は反対）になりがちですので、市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討できるように努めていきます。

#### (2) 施設運営の課題整理、改善

- 各用途の施設が抱える課題を整理して、地域別の「実行計画」策定時に検討

公共施設の総量削減といっても市民が利用する施設やサービスは様々です。財産白書で明らかになった施設の利用やコストの状況、市民や施設利用者へ

#### 4-4 地域別の検討課題の整理

##### ○ 地域別の情報を網羅した資料を公開、地域と意識共有

地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域情報を網羅した資料（地域別検討資料）を作成し、公開します。

市では、これらに基づき、地域の施設の課題を地域の問題として、地域住民と意識共有を図っていきます。

意識共有にあたっては、地域住民のみならず、区役所、市の各部局など庁内での認識の統一を進め、地域と市が共に考え、歩んでいく協働となるよう努めていきます。

地域別検討資料の項目と内容（例）

項目	内容
地域設定	中学校区を基本 当初段階として55地域を設定
地域概況、動向	地域の特性 地域の施設動向
将来推計人口	今後のニーズを想定するため、平成52年までの年少、生産年齢、高齢者人口
利用状況、コスト状況及び施設の老朽状況	施設一覧から施設の現状について、留意（把握）すべき点など
将来に向けた検討課題	施設の現状から将来に向けた課題について、検討時期や視点など
児童生徒・学級数推計	小中学校の平成32年までの児童生徒数、学級数
施設配置図	地域内の施設の配置状況、小中学校区界、駅等
施設一覧（個別施設）	施設情報 配置情報 コスト 利用状況 圏域区分、建築年、償却率、耐震化率、 建替え想定時期、使用面積 用途地域、コミ協、避難所、危険区域 施設分類ごとに市全体平均と比較 〃

#### 第4章 地域別の課題整理、検討方法

公共サービス、公共施設のあり方を検討する際は、個々の施設単位ではなく、地域単位または市全体レベルで区分して考えていく必要があります。

ここでは、地域別の課題の整理の進め方と検討方法について示します。

##### 4-1 対象施設の考え方

財産白書では、公共サービス、公共施設の利用圏域を次の3つに区分しています。

- ・ I 類 全市域を対象（市で1、2つあればいいもの）
- ・ II 類 区または複数区を対象（1～2・3区単位で配置するもの）
- ・ III 類 上記以外の地域単位を対象（区内にいくつかが配置するもの）

当面は、これら圏域分類のうち地域に密着したII類とIII類の施設から検討を進めます。

I類施設と、II類施設のうち複数区を対象とする一部の施設については、全市的な施設として検討します。

なお、市営住宅は運営上の特性から圏域区分の対象外としているため、当初の検討段階では対象外として取り扱います。

##### 4-2 地域単位の考え方

##### ○ 中学校区を基本として地域を設定

本計画に基づき検討する地域の単位は、中学校区を基本とします。

ただし、その地域の成り立ちや施設の配置状況、コミュニティ協議会などの区域なども考慮して地域設定を行います（その後の計画策定の中で、地域設定を見直す場合もあります）。

##### 4-3 近隣地域間の連携

地域単位で考える際に、地域によっては、III類の施設でも設置されていない例もあります。隣接地域の施設や民間施設を便利に利用できるものがあり、地域のサービス機能を満たされることも考えられますので、地域それぞれに全てのサービス（施設）を揃えることを前提としません。

例えば「A地域には図書館はないが隣のB地域にはあって便利に使える。」、「逆に「B地域にはゲートボール場はないが、A地域にあって使うことができる。」といったケースです。

## 第5章 「個別計画」の策定

前章までにまとめた施設の利用実態と市民の意向把握、各用途の施設運営における検討課題、地域別検討資料などを基に、総量削減と地域内のサービス機能の維持に向けた本計画の個別計画としての地域別の「実行計画」を策定します。

全市的な施設については、更新時期を迎えた施設の検討時期に合わせて、施設の目的などを考慮しながら検討していきます。

なお、地域別の「実行計画」以外にも、公共施設を良好な状態で長く使い続ける（施設の長寿命化）ための指針や、維持修繕・更新費用の削減や平準化といった歳出の削減につながる保全計画などの個別計画を策定します。

### 5-1 地域別「実行計画」の策定

- 地域内の主要な施設の更新時期に合わせて「実行計画」を策定
- 策定された「実行計画」に基づき計画を実施
- 策定にあたっては、基本的な考え方（2つの方針と4つの柱）を重視

「実行計画」は、地域内の学校の統廃合や主要な施設の更新などがある地域から先行して策定します。

策定にあたっては、基本的な考え方で示した2つの方針（総量削減、サービス機能の維持）と、4つの柱（施設の最適化、施設の長寿命化、歳出の削減、歳入の確保）を重視し、これに基づいた「実行計画」となっているか確認しながら進める必要があります。

### 5-2 地域住民との意識共有、協働

- 「実行計画」は、地域住民との協働で策定

地域の現状や課題を地域住民と行政が共有しながら、今後の公共施設のあり方について検討し、「実行計画」を策定していきます。

また、フォーラムなどを開催し、地域住民や市民全体に公共施設をめぐる課題について周知するとともに、広く市民と意識共有を図りながら進めていきます。

「実行計画」は、地域住民と市の協働により策定していく必要があります。

## 地域別検討資料について

### 1. 地域別検討資料の目的

市は、財産経営推進計画が定める個別計画として、地域別実行計画を策定します。

地域別実行計画は、地域内の学校の統廃合や主要な施設の更新などがある地域から先行して策定します。

地域別検討資料は、この地域別実行計画を定めるにあたり、市と地域住民が意識共有を図ったうえで、協働で策定の作業を進めるために、参考資料として活用されます。

### 2. 地域別検討資料の内容

地域別検討資料は、既に公表されている財産白書のデータを、地域ごとにわかりやすく再編集したものです。

➤ 現在発行の地域別検討資料に記載の公共施設に関する内容は、基本的に平成25年度財産白書のデータに基づいており、最新の情報とは異なる場合があります。

➤ 「③利用状況、コスト状況及び施設の老朽状況」は、基本的に地域別検討資料中の「施設一覧」データに基づき、施設の状態を文章化したものです。文章中の施設状況に関する記述の基準は、下表のとおりです。

＝表＝

記述	基準
「老朽化が進んでいる」	「施設基本情報」中の「償却率」が75%以上※
「耐震性に課題がある」	「施設基本情報」中の「耐震化」が25%以下
「建物に課題はない」	上記※に該当せず、耐震化が90%以上
「コストが高い（低い）」	「コスト・利用情報」中の「コスト」において平均超であれば「高い」、平均未満であれば「低い」とした。単位あたりの数値から判別したもので、コストの実際の額の多寡を指すものではない。
「利用が多い（少ない）」	「コスト・利用情報」中の「利用率・利用量」において、平均超であれば「多い」、平均未満であれば「少ない」とした。単位あたりの数値から判別したもので、実際の利用人数の多寡を指すものではない。
「面積が大きい（小さい）」	「コスト・利用情報」中の「利用率・利用量」において、平均超であれば「大きい」、平均未満であれば「小さい」とした。単位あたりの数値から判別したもので、実際の使用面積の大小を指すものではない。

地域別検討資料 施設一覽表の見方

施設分類	市の保有する公共施設を分類、別表の「施設種別」における「中分類」を記載しています。また、同じ施設種別の中でも施設規模が異なるため一律に比較することが難しく考えられる施設については、別表の「現状分析の分類」にもつき、同じエリアイベントを付した施設種別同士で比較分析を行っています。
施設名	施設の名称を記載しています。
施設基本情報	
圏域区分	I. 全市域、市を代表する施設。 II. 区 域: 区を代表する施設、利用者が隣接区にまたがる施設。 III. 地 域: I及びII以外の地域に密着した施設。
複合施設	複合施設の場合、同じ番号を記載しています。
建築年	複合施設の場合、最も古い棟の建築年から最も新しい棟の建築年を記載しています。
償却率 (%)	減価償却累計額/再調達価額×100により算出。 この値が大きいく程、老朽化が進んでいる施設と考えられます。
耐震化 (%)	耐震化対応済みの延床面積/総延床面積×100により算出。 この値が大きいく程、新耐震基準に適合した床面積の割合が大きいと考えられます。ただし、学校については、「学校等施設の耐震化状況等」(平成28年4月現在)から引用しています。
建築え想定時期	「鉄筋コンクリート造または鉄骨造の建物」の場合、築後60年を建築え想定時期としています。 「軽量鉄骨造または木造の建物」の場合、築後40年を建築え想定時期としています。また、複合施設については、施設を構成する各棟の中で面積が最大の建物を基準とします。
使用面積 (㎡)	単体施設の場合、延床面積を記載しています。複合施設の場合、共用部分の床面積は複施設に含めて算出しています。
配置情報	
用途地域	施設配置箇所の用途地域を記載しています。
コミュニティ協議会	施設配置箇所のコミュニティ協議会を記載しています。
避難所	避難所として指定されている施設であれば「○」を記載しています。 指定状況 ( <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/index.html">http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/index.html</a> ) より引用。
危険区域	施設配置箇所が各危険区域(土砂、津波、洪水)に指定されていれば「○」を記載しています。 指定状況 ( <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/kouzui/hinanchizu/">http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/kouzui/hinanchizu/</a> ) より引用。 ○土砂・砂害区及び西蒲区土砂災害ハザードマップ ○津波・新潟市津波ハザードマップ ○洪水・新潟市ハザードマップ

▶ 地域別検討資料中の人口および人口の推計は、区分した地域単位ごとの、住民基本台帳人口(外国人住民数を含む)に基づいたものであり、既に公表した財産白書中の人口および人口推計とは異なります。

▶ 地域別検討資料の更新は、財産白書の全面改訂(5年に1回、国勢調査確定値公表後)に基づいて行われる予定です。

<改訂に関する例外>

平成26年度財産白書において新たに調査対象とした施設(平成25年度財産白書作成時では面積要件により除外されていた小規模な図書室およびひまわりクラブ)については、施設に関するデータのうち、施設分類、施設名、圏域区分、複合施設の有無について「施設一覧」に記載し、所在地について位置図に掲載しています。

また、精査の結果、今後数値や図表などの記載事項が変更されることがあります。

地域内の市のその他の施設	<p>財産白書の分析対象ではないものの、中学校区における公共施設の最適化を検討する上で配慮を考慮する必要がありますが、国及び県保有施設、民間類似施設を含むを一覧として記載しています。記載した施設の出典は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施設(博物館) <ul style="list-style-type: none"> <li>日本博物館協会加入施設(<a href="https://www.j-muse.or.jp/">https://www.j-muse.or.jp/</a>)</li> <li>くらしのガイド、新潟日報 県内主要美術館・博物館ガイド</li> </ul> </li> <li>○文化施設(美術館) <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県の博物館・美術館(<a href="http://e-museum.jp/nigata/">http://e-museum.jp/nigata/</a>)</li> <li>くらしのガイド、新潟日報 県内主要美術館・博物館ガイド</li> </ul> </li> <li>○文化施設(ホール、会館及び図書館(※点字図書館を除く)) <ul style="list-style-type: none"> <li>くらしのガイド</li> </ul> </li> <li>○学校教育施設(幼稚園、学校、大学)及び子育て支援施設(保育園)</li> <li>○スポーツ施設、日帰り入浴施設及び庁舎</li> </ul> <p>新潟市財産活用課調べ</p>
地域内の民間類似施設	

コスト・利用情報	<p>各施設に係る総経費(市の支出計一市の収入計)に基づいて別表のとおり算出しています。(平成24年度決算額を引用)</p> <p>指定管理者の場合、(指定管理料+指定管理料以外の市の支出一市の収入計)により純経費を算出しています。</p> <p><b>【主な市の収入】</b></p> <table border="1"> <tr><td>施設使用料収入</td><td>市営住宅家賃、スポーツ施設、文化施設等の入館料、公民館・コミュニティセンター等の使用料など</td></tr> <tr><td>財産付料収入、目的外使用料収入</td><td>自動販売機、電柱等の設置料、施設茶役スペースの賃料料など</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>保育料</td></tr> <tr><td>その他収入</td><td>各種手数料</td></tr> </table> <p><b>【主な市の支出】</b></p> <table border="1"> <tr><td>施設に係るコスト</td><td>賃料水費、エネルギー費、修繕費(修繕的支出を除く)、土地、建物の賃借料、施設、設備管理委託料、施設購入費、備品購入費、備用費など</td></tr> <tr><td>事業運営に係るコスト</td><td>事業委託費、車庫賃料、車庫賃料、雇用費、役員費など</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>人件費(当該施設に担当する市職員の人件費)</td></tr> <tr><td>指定管理料</td><td>指定管理者への市の支出</td></tr> </table> <p>全市平均は同一の分析分類の施設の施設の母集団から、「1:全市域」を圏域とした施設を除いて算出しています。</p> <p>偏差値は財産白書と同様、同一の分析分類を母集団として算出しています。</p> <p>現状分析の分類については、別表を参照願います。</p>	施設使用料収入	市営住宅家賃、スポーツ施設、文化施設等の入館料、公民館・コミュニティセンター等の使用料など	財産付料収入、目的外使用料収入	自動販売機、電柱等の設置料、施設茶役スペースの賃料料など	負担金	保育料	その他収入	各種手数料	施設に係るコスト	賃料水費、エネルギー費、修繕費(修繕的支出を除く)、土地、建物の賃借料、施設、設備管理委託料、施設購入費、備品購入費、備用費など	事業運営に係るコスト	事業委託費、車庫賃料、車庫賃料、雇用費、役員費など	人件費	人件費(当該施設に担当する市職員の人件費)	指定管理料	指定管理者への市の支出
施設使用料収入	市営住宅家賃、スポーツ施設、文化施設等の入館料、公民館・コミュニティセンター等の使用料など																
財産付料収入、目的外使用料収入	自動販売機、電柱等の設置料、施設茶役スペースの賃料料など																
負担金	保育料																
その他収入	各種手数料																
施設に係るコスト	賃料水費、エネルギー費、修繕費(修繕的支出を除く)、土地、建物の賃借料、施設、設備管理委託料、施設購入費、備品購入費、備用費など																
事業運営に係るコスト	事業委託費、車庫賃料、車庫賃料、雇用費、役員費など																
人件費	人件費(当該施設に担当する市職員の人件費)																
指定管理料	指定管理者への市の支出																
コスト	<p>全市平均は同一の分析分類の施設の施設の母集団から、「1:全市域」を圏域とした施設を除いて算出しています。</p> <p>偏差値は財産白書と同様、同一の分析分類を母集団として算出しています。</p> <p>現状分析の分類については、別表を参照願います。</p>																
利用量・利用率	<p>各施設の利用単位に基づいて別表のとおり算出しています。(平成24年度実績値を引用)</p> <p>利用者(市民)に貸出しを行っている部屋の稼働状況を示すことができる施設については(利用コマ数÷利用可能コマ数×100)により利用率(%)を算出しています。</p> <p>(稼働の真室が有る場合は、それぞれの真室の利用率の平均とする。)</p> <p>全市平均は同一の分析分類の施設の母集団から、「1:全市域」を圏域とした施設を除いて算出しています。偏差値は財産白書と同様、同一の分析分類を母集団として算出しています。</p> <p>現状分析の分類については、別表を参照願います。</p>																
分析領域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コスト状況、利用状況ともに相対的に良好な施設</li> <li>2. 相対的にコストが安いものの、利用が少ない施設</li> <li>3. 相対的にコストが高いものの、利用が多い施設</li> <li>4. 相対的に高コストかつ、利用が少ない施設</li> </ol> <p>中学校区に配属された全ての施設についてコスト状況と利用状況の偏差値を比較した際、コスト状況及び利用状況ともに偏差値50を超えている施設を「1」、利用状況の偏差値が50を下回る施設を「2」、コスト状況の偏差値が50を下回る施設を「3」、コスト状況及び利用状況ともに偏差値50を下回る施設を「4」としました。</p>																

【別表】

Table with columns for 施設名, 小分類, コスト, ソフトの形態, 利用量, 現状の分類. It lists various facilities like schools, sports centers, and community centers with their respective metrics.

地域別検査資料（西学区湯東中学校区）

8 西学区

8-3 湯東中学校区（湯東地域コミュニティ協議会）

①地域概況、動向

- ・地域内の多くは水田が広がる農村地帯である。
・3小学校区で構成されており、学校以外の公共施設は、湯東出張所から半径500m圏内に集積している。
・3つの小学校の統合が決定し、湯東中学校敷地内に統合新設校の整備が予定されている。

②将来推計人口

- ・人口減少、少子・高齢化が進む。

Table showing population trends for H22 and H62, including total population, elderly population, birth rate, and youth population.

③利用状況、コスト状況及び施設の老朽状況

【コミュニティ施設】

- ・湯東農村環境改善センター、かたひがし生活体験館は、耐震性に課題がある。また、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

【文化施設】

- ・湯東樋口記念美術館は、老朽化が進んでおり、耐震性にも課題がある。また、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストが高く、利用も少ない。
・湯東歴史民俗資料館は、建物に課題はなく、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

【社会教育施設】

- ・湯東ゆう学館は、建物に課題はなく、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

【スポーツ施設】

- ・湯東体育館は、建物に課題はなく、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

【レクリエーション施設】

- ・湯東物産館は、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

【学校教育施設】

- ・地域内の小中学校は、市の類似施設の平均と比べ児童・生徒1人あたりのコストが高く、面積も大きい。
・湯東西小学校、湯東中学校は老朽化が進んでいる。

【高齢者福祉施設】

- ・高齢者生きがいルーム寿菜は、老朽化が進んでいる。また、市の類似施設の平均と比べ利用者1人あたりのコストは低いが、利用が少ない。

④将来に向けた検討課題

【共通の課題】

- ・公共施設の大規模改修や改築などの更新時期には、多機能化・複合化と共に機能を確保しつつ、適正規模への検討が必要と考えられる。

【コミュニティ施設】

- ・湯東農村環境改善センター、かたひがし生活体験館は、利用向上に向けた施設の有効活用と共に、特定の施設のあり方について検討が必要と考えられる。

【文化施設】

- ・湯東樋口記念美術館、湯東歴史民俗資料館、湯東物産館は、一体管理を行っているが、民間ノウハウの導入など利用拡大に向けた検討が必要と考えられる。

【社会教育施設】

- ・湯東ゆう学館は、利用向上に向けた施設の有効活用と共に、将来の施設のあり方について検討が必要と考えられる。

【スポーツ施設】

- ・湯東体育館は、利用向上に向けた施設の有効活用と共に、将来の施設のあり方について検討が必要と考えられる。

【高齢者福祉施設】

- ・高齢者生きがいルーム寿菜は、地域包括ケアシステムにおける活用や世代間交流による高齢者以外の利用など、今後のあり方の検討が必要と考えられる。

【教育系施設】

- ・湯東学校給食センターは、将来食数が減少した際には、他の給食センターとの統合について検討が必要と考えられる。

将来推計人口（H22.9月末日現在の住民基本台帳からの推計）

Table showing projected population for H22, H32, H42, H52, and H62 across different age groups and birth cohorts.

児童生徒・学級数推計（通常学級）

Table showing projected number of children/students and classes for H26 and H32 across different schools.

※推計の結果、今後数値や内容などの記載事項が変更されることがあります。

8 西蒲区

8-3 湯東中学校区（湯東地域コミュニティ協議会）



施設一覧

8-3 湯東中学校区（湯東地域コミュニティ協議会）

最適化の対象となる施設（多機能化・複合化の検討が可能な施設）

施設分類	施設名	施設基本情報				配置情報				コスト・利用情報										
		面積 区分	種別 施設	建築年	築年 数(%)	耐震化 (%)	建築 費(千円)	使用面積 (㎡)	用途地域	コミュニティ 協議会	避難所 土砂	津波	洪水	コスト		利用率・利用量		分析 事項		
													実績(平均)	備置量	実績(平均)	実績(平均)	備置量			
コミュニティ施設	湯東農村環境改善センター	田	地域	S55	--	H52	0	H52	1,112,850	農業地域		○			724.1 円/人/年 (877.8)	51.4	11.3 % (28.5)	--	40.7 2	
コミュニティ施設	かたひがし生涯学習館	田	地域	S50	--	H15	59	J	1,147,819	農業地域					964.5 円/人/年 (877.8)	54.8	5.2 % (26.5)	--	51.4 2	
文化施設	湯東郷土記念美術館	田	地域	S47	--	H44	78	0	487,115	農業地域					2,036.3 円/人/年 (1,456.3)	51.3	8.7 人/日 (32)	--	44.2 2	
文化施設	湯東歴史民俗資料館	田	地域	H2	--	H3	57	100	604,114	農業地域					1,438.7 円/人/年 (1,456.3)	53.9	8.7 人/日 (32)	--	44.2 2	
社会教育施設	湯東ゆうな学校	田	地域	2	H13	--	H2	20	100	1,893,658	農業地域					699.2 円/人/年 (877.8)	51.7	10.7 % (28.5)	--	40.4 2
社会教育施設	湯東図書館	田	地域	2	H13	--	H2	20	100	1,893,658	農業地域					--	--	--	40.4 2	
スポーツ施設	湯東体育館	田	地域	S60	--	H57	57	100	3,905,000	農業地域		○			274.6 円/人/年 (252.8)	53.2	105.7 人/日 (293.3)	3.5 人/100㎡/日 (8.4)	41.1 2	
レクリエーション施設	湯東児童館	田	地域	S45	--	H15	66	42	1,281,311	農業地域					236.9 円/人/年 (240.7)	55.5	3.7 人/日 (37.5)	--	40.3 2	
学校教育施設	湯東南小学校	田	地域	S45	--	H23	70	100	658,377,225	農業地域		○	○		971.7 円/人/年 (76.4)	44.5	24.9 ㎡/人 (24.4)	--	43.2 4	
学校教育施設	湯東西小学校	田	地域	S43	--	H15	87	100	3,418,824	農業地域		○	○		1,187.7 円/人/年 (76.4)	42.9	28.8 ㎡/人 (24.4)	--	47.5 4	
学校教育施設	湯東中学校	田	地域	S33	--	H24	79	100	6,835,856	農業地域		○	○		842.7 円/人/年 (82.6)	49.5	30.5 ㎡/人 (27.6)	--	42.2 4	
子育て支援施設	湯東ひまわりクラブ	田	地域	H2	--	H2	57	100	1,204,822	農業地域			○		--	--	--	--	42.2 4	
高齢者福祉施設	湯東いきいきがらみ健康センター	田	地域	S56	--	H5	100	100	1,044,939	農業地域					708.9 円/人/年 (774)	50.7	2.9 人/日 (60.4)	2.7 人/100㎡/日 (13.8)	26.4 2	
保健施設	湯東健康センター	田	地域	1	H6	--	49	100	708,000	農業地域					--	--	--	--	43.0 4	
庁舎系施設	湯東出張所	田	地域	S37	--	H2	58	100	2,175,511	農業地域					10,989.2 円/人 (864.5)	38.4	209.7 ㎡/人 (161.8)	--	43.0 4	
教育系施設	湯東学校給食センター	田	地域	H14	--	H15	27	100	472,732	農業地域					222.9 円/食 (182.8)	42.4	524.0 食数/日 (1,601.0)	1,108 食数/㎡/日 (1,502)	43.2 4	

注1) 一覧表掲載情報は、平成25年度財産白書から引用した。(但し、学校の耐震化率は、「学校等施設の耐震化状況等」(平成26年4月現在)から引用した。)  
 注2) 施設分類欄の括弧内英字は、施設のコスト、利用を比較する現状分析の分類を表し、平成25年度版財産白書、第4章「表4-11用途分類別分析指標と現状分析の分類」から引用した。  
 注3) 施設分類欄「※」印の施設は平成25年度以降に新設又は新規調査した施設であり、現状分析の対象とはならないものの参考として施設情報を掲載した。  
 注4) 償却率は「減価償却累計額/再調達価額×100」により算出しており、財産上の残存価値(耐用年数からの経過)の基準とし建物老朽化の目安とした。  
 注5) 建替え想定時期は、鉄筋コンクリート及び鉄骨造を60年、木造及び軽量鉄骨造を40年と想定して算出した。

最適化の対象とならない施設（多機能化・複合化の検討が難しい施設）

施設分類	施設名	施設基本情報				配置情報				コスト・利用情報									
		面積 区分	種別 施設	建築年	築年 数(%)	耐震化 (%)	建築 費(千円)	使用面積 (㎡)	用途地域	コミュニティ 協議会	避難所 土砂	津波	洪水	コスト		利用率・利用量		分析 事項	
													実績(平均)	備置量	実績(平均)	備置量			
高齢者福祉施設	老人デイサービスセンター湯東	田	区域	1	H6	--	49	100	624,577	農業地域					--	--	--	--	

地域内の市のその他の施設	該当なし
地域内の国県施設	該当なし
地域内の民間類似施設	かたひがし保育園、愛楽結いずい

※精査の結果、今後数値や図表などの記載事項が変更される場合があります。



■コンセプトと対策案

多機能化・複合化 継続 廃止 売却・貸付 **カモネギまつり**の開催場所

**A' 【コンセプト】**  
新設小学校に機能を集約・複合化し、新たな子育て・多世代交流・地域活性化の拠点をつくる案

- 地域の機能を学校に集約し連携
- 地域活動交流と多世代交流を促進
- 地域と連携した教育環境を向上
- 既存施設を集約することでコスト削減

**【特長】**

- 新たな地域の中心となる小学校・中学校に、地域コミュニティにとって重要な機能（カモネギまつり・どろんこカップの場としての活用、多世代交流）を担わせる。
- 学校と地域活動の連携により、地域内交流、多世代交流の促進が期待できる。
- 地域と連携した教育プログラムがしやすくなることで、教育環境の向上が期待できる。

**【課題】**

- 現在の中心部とはやや離れており、既存施設との連携が図りにくい。
- 新設小学校に様々な役割を持たせるため、さらに建設費がかかる。

**B' 【コンセプト】**  
湯東体育館をコミセンに転用し、中心部をコンパクトにまとめつつ地域活性化・多世代交流を図る案

- 地域の機能を湯東体育館に集約し有効活用
- 湯東体育館に調理室などを増築しコミセン化
- 十分な駐車スペースの確保により、地域活動交流と多世代交流を促進
- イベント時の使い勝手の向上
- 既存施設を集約することでコスト削減

**【特長】**

- 地域の中心に、地域コミュニティにとって重要な機能（カモネギまつり・どろんこカップの場としての活用、多世代交流）を集約させる。
- 既存の施設を活用し、現在の中心部を活性化させることにつながる。
- 廃止施設跡地を活用し、十分な駐車などのスペース確保が可能に
- 体育館がスポーツ施設の位置付けでなくなることから、利用料の設定に地域の意向を反映することができる。

**【課題】**

- 体育館に関しては、比較的大きな規模のリニューアル工事が必要となる。

**C' 【コンセプト】**  
西小学校への機能集約とサルビアパークを拠点として、スポーツを軸とした地域振興を図る案

- 西小学校跡地の校舎の一部や体育館を活用し、スポーツを軸とした集約や地域活性化を促進
- 西小学校跡地は地域が管理運営（行政コスト削減）

**【特長】**

- 西小学校を行政が維持することにより、A,B案と比べて公共施設が分散化する。
- 配置が分散化され、より身近に公共施設が配置される。
- 隣接するサルビアパークとの連携により、地域の活性化が期待できる。
- カモネギまつりの開催場所が旧西小学校に移転する。

**【課題】**

- 中心性を担保する機能、にぎわいの分散化が懸念される。
- 西小学校に関しては、空調の整備などの工事が必要となる。

※これらの案は、比較検討のためのものであり、実現を担保するものではありません。

**D 【コンセプト】**  
特に今は対策をせず、現状のままとする案

- 統合が決まっている小学校以外の現施設は継続させ、その後更新時期まで使用を続け、更新時期時点での状況にあわせ整備のあり方を検討
- 新小学校以外は新たな施設整備は行わない

**【特長】**

- 中心性を担保する機能、にぎわいの分散化が懸念される。
- 西小学校に関しては、空調の整備などの工事が必要となる。
- 東小学校校舎に関しては、福祉施設に転用するための大規模な工事が必要となる。
- 南小学校校舎に関しては、福祉施設に転用するための大規模な工事が必要となる。

**【課題】**

- 中心部が空洞化するため、カモネギ祭り、どろんこカップを中心部で開催する場合は、不便が生じる。

**F' 【コンセプト】**  
旧小学校跡地それぞれに機能の特色を持たせ、分散配置とする案

- 中心部にあった機能を再編し、施設の分散配置
- 旧西小学校はスポーツ拠点、旧南小学校は福祉の拠点、旧東小学校は公園として整備（東公園は売却）

**【特長】**

- 機能が分散化され、各地域により身近な施設が整備される。

**【課題】**

- 中心性を担保する機能、にぎわいの分散化が懸念される。
- 西小学校に関しては、空調の整備などの工事が必要となる。
- 東小学校校舎に関しては、福祉施設に転用するための大規模な工事が必要となる。
- 南小学校校舎に関しては、福祉施設に転用するための大規模な工事が必要となる。

**B'+F' 【コンセプト】**  
湯東体育館をコミセンに転用するとともに、旧小学校跡地それぞれに機能の特色を持たせ、分散配置とする案

- 湯東体育館に調理室などを増築しコミセン化
- 十分な駐車スペースの確保により、地域活動交流と多世代交流を促進
- 旧西小学校はスポーツ拠点、旧南小学校は福祉の拠点、旧東小学校は公園として整備（東公園は売却）

**【特長】**

- 機能が分散化され、各地域により身近な施設が整備される。
- 廃止施設跡地を活用し、十分な駐車などのスペース確保が可能に
- 体育館がスポーツ施設の位置付けでなくなることから、利用料の設定に地域の意向を反映することができる。

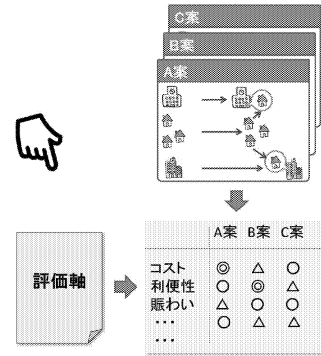
**【課題】**

- 体育館に関しては、比較的大きな規模のリニューアル工事が必要。
- 西小学校に関しては、空調の整備などの工事が必要となる。
- 東小学校校舎に関しては、福祉施設に転用するための大規模な工事が必要となる。

※これらの案は、比較検討のためのものであり、実現を担保するものではありません。

■ 対策案を比較評価するための評価軸

課題解決の狙い	評価軸	評価の方法（評価指標）
①過度な財政負担が将来世代に残らない	●短期的な運営コストをどの程度削減できるか ●長期的な維持更新コストをどの程度削減できるか	○施設の運営コストの削減額 ○維持更新費用（改修・改築費）の削減額（将来10年間～60年間のD案との比較） ○多機能化・複合化にかかる費用
②地域に必要な機能を維持・改善する	●高齢者福祉・子育て・多世代交流の機能は維持あるいは改善されるか ●災害時に避難できる十分な施設やスペースが身近にあるか	○高齢者福祉・子育て等のサービス内容 ○受けられるサービスの種類や条件の比較 ○一定距離内の避難施設の充足度
③地域のまとまりや中心性を保つ	●一か所に人が集まりやすくなるか ●地域の一体感に貢献するか	○徒歩圏内に集まる人数や年齢等の多様性（人が集まる施設の種類） ○にぎわいを創出する取組みのための利用可能なスペースや施設、実施の可能性
④地域が活性化（魅力が増す・雇用を生む・人口を増やす）	●地域の活動が活性化するか ●雇用や客が増えるか ●人口が増えるか（減少を抑えられるか）	○コミュニティ活動の利点 ○公共施設や緑地を利用した新たな投資の可能性（雇用や集客や新たな居住を生む施設など） ○上記の投資に伴う公的負担（整備費用やその維持管理のためのコスト）
⑤地域間や世代間で負担の公平性やバランスが取れる	●施設のサービス内容や地域に見合った利用料となっているか ●利用できる機能と利用者の負担のバランスがとれているか	○地域や施設サービス内容ごとの施設利用料水準の比較 ○利用状況と利用料の地域/バランスや世代間バランスの比較
⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる	●施設の利用率が高まるか ●施設が十分に維持管理され安全な状態を保てるか	○低利用施設の利用率向上の可能性 ○施設の維持管理の状態 ○防犯面への配慮
⑦アクセスしやすく、気軽に使える	●施設へのアクセスが困難でないか ●利用が制限されないか	○各施設の徒歩圏内（1km）利用対象人口 ○用途別乗車施設までの平均移動時間 ○駐車場の充実度
地域への想い	歴史的背景、地域資産としての価値、住民の思い入れ など	



■ 評価結果総括表

● 施設の評価はD案（現状のまま）と相对比较を行うことで分析する。各項目ごとにD案と比較し、下記のように判定する。  
（◎：現状より向上 ○：現状維持もしくは一長一短がある △：現状より低下）

新たに追加した部分

課題解決の狙い	A案	B案	C案	D案	E案	F案	B+F案
①過度な財政負担が将来世代に残らない	【判定：◎】 ●最もコスト削減が図られる  （▲32億円）	【判定：○】 ●D案よりコスト削減が図られる	【判定：○】 ●D案よりコスト削減が図られる  （▲28億円）	●最もコスト高	【判定：○】 ●D案よりコスト削減（改修改築にかかるコストは大削減となるもの、維持運営費がかかる） （▲14億円）	【判定：△】 ●D案よりコスト削減が図られる ●公園整備に多額の費用がかかる （▲28億円）	【判定：△】 ●D案よりコストが増加 ●公園整備に多額の費用がかかる  （＋7億円）
②地域に必要な機能を維持・改善する	【判定：○】 ●学校の連携による新たな施設活用が期待 ●学校体育館の共用化により利用時間に制限	【判定：◎】 ●イベント開催も含めて使い勝手が向上 ●体育館の避難所機能の充実	【判定：◎】 ●サルビアパークとの連携によるスポーツ拠点機能向上 ●小学校体育館利用による機能低下	●現状のまま	【判定：△】 ●機能が分散化される ●大規模な機能縮小	【判定：△】 ●機能が分散化されるが維持 ●類似用途の施設は近接した配置となり使い勝手が向上	【判定：○】 ●機能が分散化されるが維持 ●イベント開催時の使い勝手が向上
③地域のまとまりや中心性を保つ	【判定：○】 ●近接はするものの、従来の地域の中心と新設小学校との二極化が懸念	【判定：◎】 ●従来の中心性を維持・向上 ●イベント開催時の使い勝手が向上	【判定：△】 ●従来の地域の中心と旧西小学校周辺との二極化が懸念	●現状のまま	【判定：△】 ●機能縮小に伴う中心性・拠点性の低下が懸念	【判定：△】 ●機能が分散化され中心部の衰退が懸念	【判定：△】 ●機能が分散化され中心性・拠点性の低下が懸念
④地域が活性化（魅力が増す・雇用を生む・人口を増やす）	【判定：○】 ●学校とコミュニティ施設の連携による活性化が期待 ●民間活用による学校跡地活用の期待 ●中心部の活力低下の恐れ	【判定：◎】 ●中心性、拠点性が一層増す ●民間活用による学校跡地活用の期待 ●地域に新たな財源が生まれる	【判定：△】 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待 ●民間活用による学校跡地活用の期待 ●中心部の活力低下の恐れ	●現状のまま	【判定：△】 ●機能縮小に伴い衰退の可能性 ●民間活用による学校跡地活用の期待	【判定：△】 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待 ●中心部の衰退が顕著となる可能性	【判定：◎】 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待
⑤地域間や世代間で負担の公平性やバランスが取れる	【判定：○】 ●縮量縮減による将来世代の負担減 ●体育館共用化による利用時間の短縮	【判定：◎】 ●縮量縮減による将来世代の負担減 ●コミセン化による利用料金設定に裁量	【判定：○】 ●縮量縮減による将来世代の負担減 ●体育館機能の面積減少による機能低下	●現状のまま	【判定：△】 ●縮量縮減による将来世代の負担減 ●魅力ある地域を維持できない可能性	【判定：○】 ●縮量縮減による将来世代の負担減 ●コミセン化による利用料金設定に裁量	【判定：△】 ●将来世代の負担増 ●コミセン化による利用料金設定に裁量
⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる	【判定：○】 ●学校の複合化によりスペースの効率化、有効利用 ●安全面（動線分離）への配慮が課題	【判定：◎】 ●体育館とコミュニティ施設の一体化による利便性向上 ●調理室などの増設により、イベント開催時の使い勝手が向上	【判定：○】 ●旧西小は中心から離れていることにより利用率向上には工夫が必要 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待	●現状での課題解決に向けた取組は先送りされる	【判定：△】 ●機能縮小により無駄が省かれる	【判定：○】 ●小学校跡地の活用が図られる ●旧西小は中心から離れていることにより利用率向上には工夫が必要 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待	【判定：○】 ●類似の施設が複数できることにより利用率低下が懸念 ●旧西小はサルビアパークとの連携による活性化が期待
⑦アクセスしやすく、気軽に使える	【判定：○】 ●アクセス性は若干向上 ●一次避難所が設けられ、避難所へのアクセス性が向上 ●新設小学校の駐車場整備台数は制約を受ける可能性あり	【判定：◎】 ●アクセス性は若干向上 ●一次避難所が設けられ、避難所へのアクセス性が向上 ●尚東体育館の駐車場台数が増加（イベント時のアクセス向上）	【判定：△】 ●拠点が周辺に移るため、アクセス性が低下 ●一時避難所が設けられ、避難所へのアクセス性が向上	●現状のまま	【判定：△】 ●施設数が減るため、アクセス性が低下	【判定：△】 ●拠点が周辺に移るため、アクセス性が低下 ●一時避難所が設けられ、避難所へのアクセス性が向上	【判定：○】 ●アクセス性が若干低下 ●一次避難所が設けられ、避難所へのアクセス性が向上 ●尚東体育館の駐車場台数が増加（イベント時のアクセス向上）
地域への想い							

A 案コンセプト：新設小学校に機能を集約・複合化し、新たな子育て・多世代交流・地域活性化の拠点をつくる案

①過度な財政負担が将来世代に誇らない	②地域に必要な機能を維持・改善する	③地域のまとまりや中心性を保つ	④地域が活性化する																																																																				
<p>【従来の改修改善・維持運営費】(単位:百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設小学校に新規増設施設を整備するための費用が発生する</li> <li>・将来50年では、保有量が縮減されるため、D案と比較して費用が削減される。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A案</th> <th>10年期</th> <th>20年期</th> <th>30年期</th> <th>40年期</th> <th>50年期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修改善</td> <td>4,093</td> <td>4,041</td> <td>4,464</td> <td>7,454</td> <td>8,221</td> </tr> <tr> <td>維持運営</td> <td>107</td> <td>8</td> <td>-1,819</td> <td>-1,555</td> <td>-1,931</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,200</td> <td>4,049</td> <td>2,645</td> <td>5,899</td> <td>6,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>中校D案との費用率(上)下校D案との費用率</p>	A案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期	改修改善	4,093	4,041	4,464	7,454	8,221	維持運営	107	8	-1,819	-1,555	-1,931	合計	4,200	4,049	2,645	5,899	6,290	<p>【再編後の各施設の情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>維持・複合化・機能集約</th> <th>増設・複合化・機能集約</th> <th>廃止・統合・機能集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童クラブ</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童施設</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> </tbody> </table> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所(新設小学校)に加え、一次避難所として旧学校跡地を活用</li> </ul>	施設名	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	廃止・統合・機能集約	児童発達支援センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童館	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童相談所	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童クラブ	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童施設	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	<p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>○旧海東西小学校(売却・買付) ○旧海東東小学校(売却・買付)</p> <p>新たな地域の中心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童館</li> <li>児童相談所</li> <li>児童センター</li> <li>児童クラブ</li> <li>児童施設</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> </ul> <p>【判断: ○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心性・拠点を有した施設が従来の中心部から約 500m 離れた新設小学校に移動することになるため、機能がやや分散化し、にぎわいもたらず場所が分散化する。</li> <li>・カネ倉祭りの開催場所が新設小学校敷地へ移動する。</li> </ul>	<p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の活動拠点は、新設小学校となる。</li> <li>・【公共施設が跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな居住を生み出す)】</li> <li>・新設小学校でこれまでにない公共施設のあり方を構築し活性化を図る。</li> <li>・旧小学校跡地はテーマを設定し売却・買付を実施し、今までにない活用の方向性を定める。</li> <li>【基盤整備やその維持管理のためのコスト】</li> <li>・旧学校跡地については、売却・買付の上民間事業者による整備が行われるための公的補助は発生しない。</li> </ul>
A案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期																																																																		
改修改善	4,093	4,041	4,464	7,454	8,221																																																																		
維持運営	107	8	-1,819	-1,555	-1,931																																																																		
合計	4,200	4,049	2,645	5,899	6,290																																																																		
施設名	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	廃止・統合・機能集約																																																																				
児童発達支援センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童館	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童相談所	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童クラブ	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童施設	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
<p>⑤地域間や世代間で負担の公平性が取れる</p> <p>【地域や施設サービス内容ごとの施設利用状況の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海東体育館が中学校体育館との共通化を図られ、利用時間帯に制限が発生するものの、クラブハウスが新たに設けられ、更衣室や休憩スペースが整備される。</li> <li>・小中学校の体育館は、学校開放に準じた利用料金となる。</li> </ul> <p>【利用状況と利用料の地域/バランスや世代間/バランスの比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設小学校の体育館は、周辺施設の機能と比較し、必要となる機能をクラブハウスに設けられるか再検討する。</li> <li>・再編によりD案と比較コストが下がることから、将来世代への負担は軽減される案となっている。</li> </ul> <p>【判断: ○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有面積も削減され、将来世代への負担も軽減される。</li> <li>・海東体育館が中学校体育館と共用になり、利用時間帯が制限される。</li> </ul>	<p>⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる</p> <p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>○旧海東東小学校(売却・買付)</p> <p>【判断: ○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在提供されている機能は、多機能化・複合化、および幅広い市民となる施設があるものの維持される。</li> <li>・定款がない施設として、学校施設と連携した地域活動・多世代交流の実現が期待できる。</li> <li>・海東体育館が中学校体育館と共用化されることにより、使用時間帯に制限が生じる。ただし、これまでになかったクラブハウスが整備される。</li> </ul>	<p>⑦アクセスしやすく、気軽に使える</p> <p>【用途別歩歩距離 (1km) 人口】</p> <p>【判断: ○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の中心部であった機能が集約化され、現在の海東体育館にコミュニティ機能が移動するため、より人が集まりやすい拠点が生み出される。</li> <li>・カネ倉祭り、どんどこカップ等のイベントも従来通り、海東の中心部で開催される。海東体育館と調理室が一体で整備されることにより使いやすいと向上する。</li> </ul>	<p>④地域が活性化する</p> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【公共施設が跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな居住を生み出す)】</li> <li>・従来の中心部の機能が維持・向上されるため新たなにぎわいの創出が期待できる。</li> <li>・旧小学校跡地はテーマを設定し売却・買付を実施し、今までにない活用の方向性を定める。</li> <li>【基盤整備やその維持管理のためのコスト】</li> <li>・旧学校跡地については、売却・買付の上民間事業者による整備が行われるための公的補助は発生しない。</li> </ul>																																																																				

B 案コンセプト：海東体育館をコミセンに転用し、中心部をコンパクトにまとめる地域活性化・多世代交流を図る案

①過度な財政負担が将来世代に誇らない	②地域に必要な機能を維持・改善する	③地域のまとまりや中心性を保つ	④地域が活性化する																																																																				
<p>【従来の改修改善・維持運営費】(単位:百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海東体育館にコミュニティ機能を増強するための費用が発生する</li> <li>・将来50年では、保有量が縮減されるため、D案と比較して費用が削減される。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>B案</th> <th>10年期</th> <th>20年期</th> <th>30年期</th> <th>40年期</th> <th>50年期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修改善</td> <td>4,152</td> <td>4,705</td> <td>7,097</td> <td>9,012</td> <td>8,853</td> </tr> <tr> <td>維持運営</td> <td>172</td> <td>69</td> <td>215</td> <td>1,040</td> <td>1,539</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,324</td> <td>4,774</td> <td>7,312</td> <td>10,052</td> <td>10,392</td> </tr> </tbody> </table> <p>中校D案との費用率(上)下校D案との費用率</p>	B案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期	改修改善	4,152	4,705	7,097	9,012	8,853	維持運営	172	69	215	1,040	1,539	合計	4,324	4,774	7,312	10,052	10,392	<p>【再編後の各施設の情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>維持・複合化・機能集約</th> <th>増設・複合化・機能集約</th> <th>廃止・統合・機能集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童クラブ</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童施設</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> <tr> <td>児童センター</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> <td>増設・複合化・機能集約</td> <td>維持・複合化・機能集約</td> </tr> </tbody> </table> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所(新設小学校、海東体育館)に加え、一次避難所として旧学校跡地を活用</li> </ul>	施設名	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	廃止・統合・機能集約	児童発達支援センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童館	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童相談所	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童クラブ	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童施設	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約	<p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>○旧海東西小学校(売却・買付) ○旧海東東小学校(売却・買付)</p> <p>従来の地域の中心 機能を改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童館</li> <li>児童相談所</li> <li>児童センター</li> <li>児童クラブ</li> <li>児童施設</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> <li>児童センター</li> </ul> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の中心部にあった機能が集約化され、現在の海東体育館にコミュニティ機能が移動するため、より人が集まりやすい拠点が生み出される。</li> <li>・カネ倉祭り、どんどこカップ等のイベントも従来通り、海東の中心部で開催される。海東体育館と調理室が一体で整備されることにより使いやすいと向上する。</li> </ul>	<p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【公共施設が跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな居住を生み出す)】</li> <li>・従来の中心部の機能が維持・向上されるため新たなにぎわいの創出が期待できる。</li> <li>・旧小学校跡地はテーマを設定し売却・買付を実施し、今までにない活用の方向性を定める。</li> <li>【基盤整備やその維持管理のためのコスト】</li> <li>・旧学校跡地については、売却・買付の上民間事業者による整備が行われるための公的補助は発生しない。</li> </ul>
B案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期																																																																		
改修改善	4,152	4,705	7,097	9,012	8,853																																																																		
維持運営	172	69	215	1,040	1,539																																																																		
合計	4,324	4,774	7,312	10,052	10,392																																																																		
施設名	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	廃止・統合・機能集約																																																																				
児童発達支援センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童館	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童相談所	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童クラブ	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童施設	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
児童センター	維持・複合化・機能集約	増設・複合化・機能集約	維持・複合化・機能集約																																																																				
<p>⑤地域間や世代間で負担の公平性が取れる</p> <p>【地域や施設サービス内容ごとの施設利用状況の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海東体育館各コミュニティセンターとして位置づけることで利用状況にあわせて施設の集約が図る。</li> <li>・利用状況と利用料の地域/バランスや世代間/バランスの比較</li> <li>・再編によりD案と比較コストが下がることから、将来世代への負担は軽減される案となっている。</li> </ul> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有面積も削減され、将来世代への負担も軽減される。</li> <li>・海東体育館と海東センターを調理学や多目的室を一体化としてコミュニティセンターに位置づけることが可能となり、利用料金設定にあわせて地域の集約が増す。</li> </ul>	<p>⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる</p> <p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>○旧海東東小学校(売却・買付)</p> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在提供されている機能は多機能化・複合化、および幅広い市民となる施設があるものの維持される。</li> <li>・海東体育館にコミュニティ施設の機能が追加されることにより、イベント開催もしやすく人が集まりやすい施設が新たに生まれる。</li> <li>・海東体育館の増設などにより、避難所機能が充実する。</li> </ul>	<p>⑦アクセスしやすく、気軽に使える</p> <p>【用途別歩歩距離 (1km) 人口】</p> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の中心部であった機能が集約化され、現在の海東体育館にコミュニティ機能が移動するため、より人が集まりやすい拠点が生み出される。</li> <li>・カネ倉祭り、どんどこカップ等のイベントも従来通り、海東の中心部で開催される。海東体育館と調理室が一体で整備されることにより使いやすいと向上する。</li> </ul>	<p>④地域が活性化する</p> <p>【判断: ◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【公共施設が跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな居住を生み出す)】</li> <li>・従来の中心部の機能が維持・向上されるため新たなにぎわいの創出が期待できる。</li> <li>・旧小学校跡地はテーマを設定し売却・買付を実施し、今までにない活用の方向性を定める。</li> <li>【基盤整備やその維持管理のためのコスト】</li> <li>・旧学校跡地については、売却・買付の上民間事業者による整備が行われるための公的補助は発生しない。</li> </ul>																																																																				



E案コンセプト：行政コストの削減と効率化を重視した案

<p>①過度な財政負担が将来世代に残らない</p> <p>【従来の改修・維持運営費(単位:百万円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の施設を構築せず、廃止するために改修費用は大幅に削減される。</li> <li>ただし、耐用年数に到達する年度までは現状のまま存続とするため、その年度まではD案と同様の維持運営費用が発生する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>E案</th> <th>10年期</th> <th>20年期</th> <th>30年期</th> <th>40年期</th> <th>50年期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修費</td> <td>3,869</td> <td>4,352</td> <td>5,468</td> <td>7,222</td> <td>7,319</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-19</td> <td>-264</td> <td>-1,314</td> <td>-1,851</td> <td>-1,604</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>94%</td> <td>83%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>維持運営</td> <td>5,014</td> <td>9,815</td> <td>14,437</td> <td>16,637</td> <td>23,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-9</td> <td>-39</td> <td>-197</td> <td>-443</td> <td>-290</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>99%</td> <td>98%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,890</td> <td>14,166</td> <td>20,905</td> <td>26,059</td> <td>31,018</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-24</td> <td>-22</td> <td>-1,402</td> <td>-2,333</td> <td>-2,154</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>98%</td> <td>93%</td> <td>92%</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>中程D案との費用差額(下程D案との費用比率)</p> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最近10年間で、耐用年数に達しない施設が維持されるため、費用はほぼ削減されない。</li> <li>将来50年間で、改修費用は20%減、維持運営費用は3%減、合計で8%減となる。</li> </ul>	E案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期	改修費	3,869	4,352	5,468	7,222	7,319		-19	-264	-1,314	-1,851	-1,604		100%	94%	83%	80%	80%	維持運営	5,014	9,815	14,437	16,637	23,100		-9	-39	-197	-443	-290		100%	100%	99%	98%	97%	合計	8,890	14,166	20,905	26,059	31,018		-24	-22	-1,402	-2,333	-2,154		100%	98%	93%	92%	92%	<p>②地域に必要な機能を維持・改善する</p> <p>【再編後の各施設の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育や行政サービスの提供を主な機能とする施設である新設小・中学校、幼幼学館、保健センターを存続させ、それらの多機能化・複合化や自治集会所などの活用によりコミュニティ施設機能を維持する。</li> </ul> <p>【避難所機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>残るのは新設小中学校のみであり、別途検討を要する。</li> </ul>	<p>③地域のまとまりや中心性を保つ</p> <p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を階次廃止もしくは機能縮小していくため、中心性・集約性が低下する。</li> </ul>	<p>④地域が活性化化する</p> <p>【コミニティ活動への期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【公共施設や跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな住居を生む施設)】</li> <li>【後々に施設が廃止されていくため、その代替となる方を検討していくことが必要】</li> <li>【旧小学校跡地はテラスを設けて売却・貸付を実施し、今までにない活用の方向性を考える】</li> </ul> <p>【基礎整備やその維持管理のためのコスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【旧小学校跡地については、売却・売却の上民間事業者による整備が行われるため公費負担は発生しない】</li> </ul>
E案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期																																																										
改修費	3,869	4,352	5,468	7,222	7,319																																																										
	-19	-264	-1,314	-1,851	-1,604																																																										
	100%	94%	83%	80%	80%																																																										
維持運営	5,014	9,815	14,437	16,637	23,100																																																										
	-9	-39	-197	-443	-290																																																										
	100%	100%	99%	98%	97%																																																										
合計	8,890	14,166	20,905	26,059	31,018																																																										
	-24	-22	-1,402	-2,333	-2,154																																																										
	100%	98%	93%	92%	92%																																																										
<p>⑤地域間や世代間で負担の公平性やバランスが取れる</p> <p>【地域や施設サービス内容ごとの施設利用水準の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状から変化しない。</li> </ul> <p>【利用状況と利用料の地域バランスや世代間バランスの比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状から変化しない。</li> </ul> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来世代に負担を残さない形となるが、機能が大幅に縮小する形で将来世代に引き継いでいくことになる。</li> </ul>	<p>⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる</p> <p>【施設利用施設の利用率向上の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在未利用となっている施設はいずれも存続し、課題解決が先送りされる。</li> </ul> <p>【施設の維持管理の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した施設が依然として維持される。</li> </ul> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新時期が到来した施設は廃止される。</li> <li>施設への有効活用方法や地域のためになる施設配置のあり方は積極的に検討される。</li> </ul>	<p>⑦アクセスしやすく、気軽に使える</p> <p>【用途別徒歩圏内(1km)人口】</p> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設数が減少するため、アクセス性は低下する。</li> </ul>	<p>【用途別徒歩圏内(1km)平均所要時間(分)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来</th> <th>E案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧河東西小学校</td> <td>27.60</td> <td>27.60</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校</td> <td>28.52</td> <td>28.52</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校</td> <td>30.00</td> <td>30.00</td> </tr> <tr> <td>新設小中学校</td> <td>27.48</td> <td>27.48</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校</td> <td>28.48</td> <td>28.48</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校</td> <td>27.48</td> <td>27.48</td> </tr> <tr> <td>保健センター(旧河東)</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>小公園(旧河東)</td> <td>25.62</td> <td>25.62</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28.05</td> <td>28.05</td> </tr> <tr> <td>最低所要時間</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設数が減少するため、アクセス性は低下する。</li> </ul>		従来	E案	旧河東西小学校	27.60	27.60	旧河東南小学校	28.52	28.52	旧河東東小学校	28.06	28.06	旧河東北小学校	30.00	30.00	新設小中学校	27.48	27.48	旧河東南小学校	28.06	28.06	旧河東東小学校	28.48	28.48	旧河東北小学校	27.48	27.48	保健センター(旧河東)	28.06	28.06	小公園(旧河東)	25.62	25.62	合計	28.05	28.05	最低所要時間	0	0																					
	従来	E案																																																													
旧河東西小学校	27.60	27.60																																																													
旧河東南小学校	28.52	28.52																																																													
旧河東東小学校	28.06	28.06																																																													
旧河東北小学校	30.00	30.00																																																													
新設小中学校	27.48	27.48																																																													
旧河東南小学校	28.06	28.06																																																													
旧河東東小学校	28.48	28.48																																																													
旧河東北小学校	27.48	27.48																																																													
保健センター(旧河東)	28.06	28.06																																																													
小公園(旧河東)	25.62	25.62																																																													
合計	28.05	28.05																																																													
最低所要時間	0	0																																																													

F案コンセプト：旧小学校跡地それぞれに機能の特色を持たせ、分散配置とする案

<p>①過度な財政負担が将来世代に残らない</p> <p>【従来の改修・維持運営費(単位:百万円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年では単体施設が機能転移するものの、旧小学校のリニューアル改修を実施するための費用が発生する。また、将来30年間の間に、旧小学校跡地の改修が必要になるため、費用の負担が一次になる。</li> <li>将来50年では、保有面積が縮減されるため、D案と比較して費用が削減される。</li> <li>公園造成費用が約2億円の必要となる(前記WSでは其属の対象外)。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>F案</th> <th>10年期</th> <th>20年期</th> <th>30年期</th> <th>40年期</th> <th>50年期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修費</td> <td>4,935</td> <td>8,392</td> <td>7,719</td> <td>8,003</td> <td>5,847</td> </tr> <tr> <td></td> <td>109</td> <td>733</td> <td>-88</td> <td>-476</td> <td>-370</td> </tr> <tr> <td></td> <td>103%</td> <td>116%</td> <td>99%</td> <td>95%</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>維持運営</td> <td>4,955</td> <td>9,700</td> <td>14,104</td> <td>18,397</td> <td>22,854</td> </tr> <tr> <td></td> <td>84</td> <td>-153</td> <td>-550</td> <td>-383</td> <td>-1,218</td> </tr> <tr> <td></td> <td>88%</td> <td>98%</td> <td>97%</td> <td>95%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>公園整備(仮定値)</td> <td>202</td> <td>202</td> <td>202</td> <td>202</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,292</td> <td>18,271</td> <td>22,024</td> <td>27,202</td> <td>32,330</td> </tr> <tr> <td></td> <td>287</td> <td>783</td> <td>-386</td> <td>-1,154</td> <td>-1,433</td> </tr> <tr> <td></td> <td>103%</td> <td>105%</td> <td>98%</td> <td>98%</td> <td>98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>中程D案との費用差額(下程D案との費用比率)</p> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最近10年間で、既存校舎を活用するものの、旧小学校のリニューアル改修を実施するための改修費用が約2億円の必要となる。維持運営費用は、1%減となる。</li> <li>将来50年間で、改修費用は4%減、維持運営費用は8%減、合計で4%減となる。</li> <li>旧小学校跡地公園整備費用として約2億円の費用がかかる。</li> </ul>	F案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期	改修費	4,935	8,392	7,719	8,003	5,847		109	733	-88	-476	-370		103%	116%	99%	95%	96%	維持運営	4,955	9,700	14,104	18,397	22,854		84	-153	-550	-383	-1,218		88%	98%	97%	95%	95%	公園整備(仮定値)	202	202	202	202	202	合計	9,292	18,271	22,024	27,202	32,330		287	783	-386	-1,154	-1,433		103%	105%	98%	98%	98%	<p>②地域に必要な機能を維持・改善する</p> <p>【再編後の各施設の機能】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動場(旧河東西小学校跡地)</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東西小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校跡地</td> <td>運動場(新設小中学校)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【避難所機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所(新設小中学校・旧河東南小学校・旧河東東小学校・旧河東北小学校)に加え、一次避難所として旧河東南小学校・旧河東東小学校跡地を活用</li> </ul> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在提供されている機能は多機能化・複合化、および担い手が民間となる施設があるもの維持される。</li> <li>旧小学校跡地を積極的に活用することにより、従来中心部に集中していた機能が分散配置され、ワンストップで可能な多目的利用がでなくなる。</li> <li>複利用の施設は近接した配置となり、使い勝手が向上する。</li> </ul>	施設名称	機能	運動場(旧河東西小学校跡地)	運動場(新設小中学校)	旧河東西小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)	旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)	<p>③地域のまとまりや中心性を保つ</p> <p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の地域の中心にあった機能が旧小学校跡地のそれぞれに移転するため、中心部の機能が空洞化し衰退する可能性がある。</li> <li>中心部が空洞化するため、カネネぎ祭り、どんごんカップの開催を中心部で開催する場合、不便が生じる。</li> </ul>	<p>④地域が活性化化する</p> <p>【コミニティ活動への期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【コミニティ活動の拠点、旧河東南小学校となる】</li> <li>【公共施設や跡地を利用した新たな投資の可能性(雇用や集客や新たな住居を生む施設)】</li> <li>【旧河東南小学校とサバルパークを連携し、地域のスポーツ活動の拠点と位置付けることこれまでにはない需要を喚起できる可能性がある】</li> <li>【従来の中心部の機能が空洞化するため、あたらな活性化方を検討する必要がある】</li> </ul> <p>【基礎整備やその維持管理のためのコスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【旧小学校跡地の一部を公費負担により維持する。その代替として中心部にある機能を移転する】</li> </ul>
F案	10年期	20年期	30年期	40年期	50年期																																																																																														
改修費	4,935	8,392	7,719	8,003	5,847																																																																																														
	109	733	-88	-476	-370																																																																																														
	103%	116%	99%	95%	96%																																																																																														
維持運営	4,955	9,700	14,104	18,397	22,854																																																																																														
	84	-153	-550	-383	-1,218																																																																																														
	88%	98%	97%	95%	95%																																																																																														
公園整備(仮定値)	202	202	202	202	202																																																																																														
合計	9,292	18,271	22,024	27,202	32,330																																																																																														
	287	783	-386	-1,154	-1,433																																																																																														
	103%	105%	98%	98%	98%																																																																																														
施設名称	機能																																																																																																		
運動場(旧河東西小学校跡地)	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東西小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東南小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東東小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
旧河東北小学校跡地	運動場(新設小中学校)																																																																																																		
<p>⑤地域間や世代間で負担の公平性やバランスが取れる</p> <p>【地域や施設サービス内容ごとの施設利用水準の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧河東南小学校、学校開放に準じた利用料金となる。</li> <li>旧河東南小学校の体育館は、商業体育館に比べ面積が小さくなる。</li> </ul> <p>【利用状況と利用料の地域バランスや世代間バランスの比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【旧小学校跡地は公共施設として維持するものの、中心部の機能を移転することにより、D案と比較してコストがかかることから、将来世代への負担は軽減される案となっている】</li> </ul> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心部の機能を周辺に移転させることで、現在提供される機能は維持されるとともに、保有面積も削減され、将来世代への負担も軽減される。</li> <li>体育館としての機能は旧小学校の仕様となるため低下するものの学校開放に準じた利用料金となる。</li> </ul>	<p>⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる</p> <p>【施設利用施設の利用率向上の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の多いコミュニティ施設は旧河東南小学校に集約されるため利用率向上については工夫が必要。</li> <li>サバルパークとの連携が図られることが期待できる。</li> </ul> <p>【施設の維持管理の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出願者が増え、老朽化した施設は複合化・多機能化の対象となっていることから、老朽化が懸念される施設はほぼ解消される。</li> <li>出願者は大規模改修が必要になる。</li> </ul> <p>【判定：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心部の機能を移転することで、総量を縮減しつつ、全ての旧小学校跡地の積極的な跡地活用が図られる。</li> <li>旧河東南小学校は地域の中心ではない地域に位置する施設であり、地域全体からの利用向上には工夫が必要だが、旧河東南小学校はサバルパークとの連携が期待される。</li> <li>旧河東南・体育館の有効活用が図られるが、一定の改修が必要である。</li> </ul>	<p>⑦アクセスしやすく、気軽に使える</p> <p>【用途別徒歩圏内(1km)人口】</p> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の中心部から機能が旧河東南小学校に移転することで、不便となる市民が多くなる。(既存の中心部付近に住んでいる市民にとって施設が遠くなる)</li> <li>旧河東南校舎を一次避難所として活用することから、避難所までの所要時間は短縮される。</li> </ul>	<p>【用途別徒歩圏内(1km)平均所要時間(分)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来</th> <th>F案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧河東西小学校</td> <td>27.60</td> <td>27.60</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校</td> <td>28.52</td> <td>28.52</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校</td> <td>30.00</td> <td>30.00</td> </tr> <tr> <td>新設小中学校</td> <td>27.48</td> <td>27.48</td> </tr> <tr> <td>旧河東南小学校</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>旧河東東小学校</td> <td>28.48</td> <td>28.48</td> </tr> <tr> <td>旧河東北小学校</td> <td>27.48</td> <td>27.48</td> </tr> <tr> <td>保健センター(旧河東)</td> <td>28.06</td> <td>28.06</td> </tr> <tr> <td>小公園(旧河東)</td> <td>25.62</td> <td>25.62</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28.05</td> <td>28.05</td> </tr> <tr> <td>最低所要時間</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【判定：△】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の中心部から機能が旧河東南小学校に移転することで、不便となる市民が多くなる。(既存の中心部付近に住んでいる市民にとって施設が遠くなる)</li> <li>旧河東南校舎を一次避難所として活用することから、避難所までの所要時間は短縮される。</li> </ul>		従来	F案	旧河東西小学校	27.60	27.60	旧河東南小学校	28.52	28.52	旧河東東小学校	28.06	28.06	旧河東北小学校	30.00	30.00	新設小中学校	27.48	27.48	旧河東南小学校	28.06	28.06	旧河東東小学校	28.48	28.48	旧河東北小学校	27.48	27.48	保健センター(旧河東)	28.06	28.06	小公園(旧河東)	25.62	25.62	合計	28.05	28.05	最低所要時間	0	0																																																									
	従来	F案																																																																																																	
旧河東西小学校	27.60	27.60																																																																																																	
旧河東南小学校	28.52	28.52																																																																																																	
旧河東東小学校	28.06	28.06																																																																																																	
旧河東北小学校	30.00	30.00																																																																																																	
新設小中学校	27.48	27.48																																																																																																	
旧河東南小学校	28.06	28.06																																																																																																	
旧河東東小学校	28.48	28.48																																																																																																	
旧河東北小学校	27.48	27.48																																																																																																	
保健センター(旧河東)	28.06	28.06																																																																																																	
小公園(旧河東)	25.62	25.62																																																																																																	
合計	28.05	28.05																																																																																																	
最低所要時間	0	0																																																																																																	

B+D\*案コンセプト：湯東体育館をコミセンに転用するとともに、旧小学校跡地それぞれに機能の特色を持たせ、分散配置とする案

<p>①過度な財政負担が将来世代に残らない</p> <p>【従来の改修改築・維持運営費削減（単位：百万円）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設では、湯東体育館にコミュニティ機能を増強するための費用より、旧小学校のリニューアル改修を実施するに費用が発生する。また、従来の30年間の間に旧小学校は耐震性の改修が必要となるため、費用が1案と比較し高くなる。</li><li>従来の50年でも、保有量が縮減され、D案と比較して費用が高くなる。</li><li>公造成立費用が約2億円必要となる（前回WSでは試算の試算外）。</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th>B+D*案</th><th>10年前</th><th>20年前</th><th>30年前</th><th>40年前</th><th>50年前</th></tr></thead><tbody><tr><td>改修改築</td><td>4,676</td><td>6,150</td><td>6,137</td><td>10,083</td><td>11,018</td></tr><tr><td></td><td>890</td><td>1,514</td><td>1,255</td><td>1,010</td><td>1,108</td></tr><tr><td>維持運営</td><td>122%</td><td>133%</td><td>112%</td><td>111%</td><td>111%</td></tr><tr><td></td><td>5,091</td><td>9,888</td><td>14,540</td><td>18,860</td><td>23,284</td></tr><tr><td>公造成立費用</td><td>93</td><td>138</td><td>151</td><td>230</td><td>307</td></tr><tr><td></td><td>101%</td><td>88%</td><td>97%</td><td>85%</td><td>80%</td></tr><tr><td>合計</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td><td>202</td></tr></tbody></table> <p>【判断：△】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>最近10年間で、改修改築費用は湯東体育館の増築および旧小学校の改修のため高くなる。維持運営費用は、1%増となる。</li><li>従来50年間で、改修改築費用は旧小学校跡地施設の改修が必要となるため11%増、維持運営費用は1%減、合計で2%増となる。</li><li>旧小学校跡地公園整備費用として約2億円の費用がかかる。</li></ul>	B+D*案	10年前	20年前	30年前	40年前	50年前	改修改築	4,676	6,150	6,137	10,083	11,018		890	1,514	1,255	1,010	1,108	維持運営	122%	133%	112%	111%	111%		5,091	9,888	14,540	18,860	23,284	公造成立費用	93	138	151	230	307		101%	88%	97%	85%	80%	合計	202	202	202	202	202	<p>②地域に必要な機能を維持・改善する</p> <p>【再編後の各施設の機能】</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>機能</th></tr></thead><tbody><tr><td>湯東健康センター</td><td>福祉・健康（施設）</td></tr><tr><td>湯東中学校</td><td>福祉・健康（施設）</td></tr><tr><td>湯東高等学校</td><td>福祉・健康（施設）</td></tr><tr><td>湯東中学校</td><td>福祉・健康（施設）</td></tr><tr><td>湯東高等学校</td><td>福祉・健康（施設）</td></tr></tbody></table> <p>【判断：○】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>旧小学校跡地を積極的に活用することにより、従来の中心部に集中していた機能が分散され、ワンストップで必要だった多目的利用ができなくなる。</li><li>類似用途の施設は近接した配置となり、使い勝手が向上する。</li><li>湯東体育館にコミュニティ施設の機能が追加されることにより、イベント開催もやすくなる。</li></ul>	施設名	機能	湯東健康センター	福祉・健康（施設）	湯東中学校	福祉・健康（施設）	湯東高等学校	福祉・健康（施設）	湯東中学校	福祉・健康（施設）	湯東高等学校	福祉・健康（施設）	<p>③地域のまとまりや中心性を保つ</p> <p>【施設再編後の施設配置と中心性】</p> <p>【判断：△】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>従来の地域の中心にあった機能が多くの旧小学校跡地のそれぞれに移転するため、中心性・拠点性が低下する。</li></ul>	<p>④地域が活性化される</p> <p>【コミュニティ機能の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>コミュニティ機能は、旧小学校となる。</li><li>【公共施設や跡地を利用した新たな投資の可能性（雇用や集客や新たな居住を生む施設）】</li><li>旧小学校跡地とサルビアパークが連携し、地域のスポーツ活動の拠点となることで、これまでにない需要を創出できる可能性がある。</li><li>機能が分散するため、中心部の活力維持を検討していくことが必要。</li><li>【整備費などその維持管理のためのコスト】</li><li>旧小学校跡地の一部を公営負担により維持する。</li></ul>
B+D*案	10年前	20年前	30年前	40年前	50年前																																																										
改修改築	4,676	6,150	6,137	10,083	11,018																																																										
	890	1,514	1,255	1,010	1,108																																																										
維持運営	122%	133%	112%	111%	111%																																																										
	5,091	9,888	14,540	18,860	23,284																																																										
公造成立費用	93	138	151	230	307																																																										
	101%	88%	97%	85%	80%																																																										
合計	202	202	202	202	202																																																										
施設名	機能																																																														
湯東健康センター	福祉・健康（施設）																																																														
湯東中学校	福祉・健康（施設）																																																														
湯東高等学校	福祉・健康（施設）																																																														
湯東中学校	福祉・健康（施設）																																																														
湯東高等学校	福祉・健康（施設）																																																														
<p>⑤地域間や世代間で負担の公平性及びバランスが取れる</p> <p>【地区別施設サービス内容の施設利用水準の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>旧西小学校は、学校開放に準じた利用料金となる。</li><li>湯東体育館をコミュニティセンターとして位置づけることで利用料金設定にあたって地域の数量が増す。</li></ul> <p>【利用状況と利用料の地域バランスや世代間バランスの比較】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>旧小学校跡地は公共施設として維持しつつ、中心部の機能の一部を維持することにより、D案と比較コストが上がることから、将来世代への負担は増やす案とされている。</li></ul>	<p>⑥施設が有効に利用され、安全で地域のためになる</p> <p>【施設の利用率向上の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者の多いコミュニティ施設が複数できることにより、さらなる利用率向上が懸念される。</li><li>サルビアパークとの連携が図れることが期待される。</li></ul> <p>【施設の維持管理の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>出張所を除き、老朽化した施設は多機能化、複合化の対象となっており、老朽化が懸念される施設はほぼ解消される。</li><li>出張所は大幅な修繕が必要となる。</li></ul>	<p>⑦アクセスしやすく、気軽に見える</p> <p>【用途別徒歩圏内（1km）人口】</p> <p>【判断：○】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>類似の施設が複数できることにより、利用率の低下が懸念される。</li><li>旧小学校は地域の中心ではない地域に位置する施設であり、地域全体からの利用率には工夫が必要だが、旧西小学校はサルビアパークとの連携が期待される。</li></ul>	<p>【用途別施設間までの平均所要時間（分）】</p> <table border="1"><thead><tr><th>目的地</th><th>徒歩</th><th>自転車</th><th>車</th></tr></thead><tbody><tr><td>湯東体育館</td><td>28.52</td><td>12.08</td><td>5.00</td></tr><tr><td>湯東中学校</td><td>28.52</td><td>12.08</td><td>5.00</td></tr><tr><td>湯東高等学校</td><td>28.52</td><td>12.08</td><td>5.00</td></tr><tr><td>湯東中学校</td><td>28.52</td><td>12.08</td><td>5.00</td></tr><tr><td>湯東高等学校</td><td>28.52</td><td>12.08</td><td>5.00</td></tr></tbody></table> <p>【判断：○】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>コミュニティおよびスポーツ施設は、湯東体育館および旧小学校に整備されるため、利便性は向上。</li><li>補修施設は、旧西小学校に移転することで、不便になる市民が多くなる。</li><li>旧小学校跡地を全て一時避難場所として活用することから、最寄避難所までの所要時間は短縮される。</li><li>利用率の低いコミュニティ施設の跡地に駐車場が整備され、湯東体育館の駐車可能台数が増加する。</li></ul>	目的地	徒歩	自転車	車	湯東体育館	28.52	12.08	5.00	湯東中学校	28.52	12.08	5.00	湯東高等学校	28.52	12.08	5.00	湯東中学校	28.52	12.08	5.00	湯東高等学校	28.52	12.08	5.00																																				
目的地	徒歩	自転車	車																																																												
湯東体育館	28.52	12.08	5.00																																																												
湯東中学校	28.52	12.08	5.00																																																												
湯東高等学校	28.52	12.08	5.00																																																												
湯東中学校	28.52	12.08	5.00																																																												
湯東高等学校	28.52	12.08	5.00																																																												

新湯東市財産経営推進計画

湯東地域実行計画

【背景】

湯東地区では、3小学校の統合を契機として、公共施設のこれからを考えるワークショップを、平成27年8月から平成28年7月まで開催してきました。市では、ワークショップなどで得られた成果をもとに、公共施設の将来のあり方を示す「湯東地域実行計画」を策定しました。

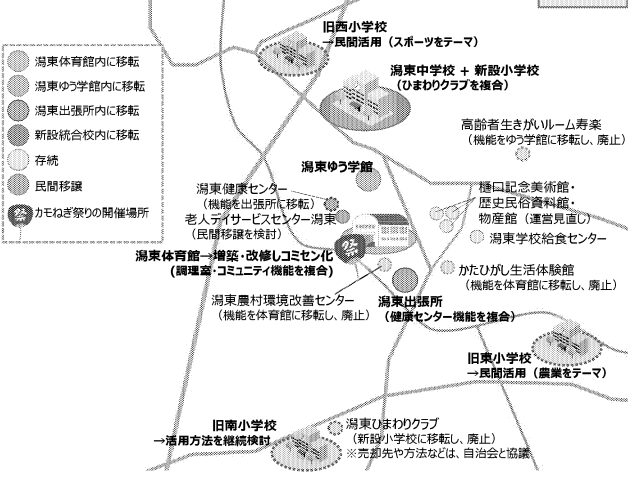
【再編の実施時期】

主要な施設の再編および民間への移管については、平成29年度から具体的な検討着手し、5年を目標に再編を実施することとします。また、詳細な検討の進捗状況や、財政状況などにより、適宜見直しを行うこととします。

公共施設の再編計画

<p>【コンセプト】</p> <p>湯東体育館をコミセンに転用し、中心部をコンパクトにまとめつつ地域活性化・多世代交流を図る</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>湯東体育館を増築し、従来のスポーツ機能に加え、調理室などコミュニティ機能を複合し、コミセン化</li><li>改善センター跡地は、駐車場として整備</li><li>旧東小・西小は、地域の活性化に資するテーマを設定し、売却または貸付（民間活用）</li><li>旧小学校を民間活用する際は、一時避難場所とする条件（旧西小・南小は短期滞在条件）</li><li>旧南小の活用方法は、引き続き検討</li></ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>湯東体育館に施設が集約されコミセン化するとともに、駐車場も拡充されることで、中心性、拠点性、祭り時の使い勝手が向上し、賑わいや多世代交流が期待</li><li>学校跡地の民間活用による地域の活性化が期待</li><li>施設量が縮減され、将来世代の負担軽減</li></ul>
--	--

注）コミセン：コミュニティセンターの略称



再編スケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
湯東体育館	存続	存続	改修・増築工事	改修・増築工事	コミセンとして利用
農村環境改善センター	廃止	存続	機能移転に向けた準備	機能移転に向けた準備	廃止
生活体験館	廃止	廃止	機能移転に向けた準備	機能移転に向けた準備	売却・貸付
湯東ゆう学館	存続	存続	商業の機能受け入れに向けた整理・調整・検討	商業の機能受け入れに向けた整理・調整・検討	ゆう学館として存続
生きがひルーム寿楽	廃止	存続	機能移転に向けた準備	機能移転に向けた準備	廃止
ゲートボール場	廃止	存続	機能移転に向けた準備	機能移転に向けた準備	売却・貸付
湯東小学校	新設	存続	敷地内への新設小整備に向けた設計	敷地内への新設小整備に向けた設計	新設小利用開始
湯東中学校	存続	存続	敷地内への新設小整備に向けた設計	敷地内への新設小整備に向けた設計	敷地内への新設小整備に向けた設計
旧東小学校	廃止	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用(一時避難場所とする協定締結)
旧西小学校	廃止	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用(スポーツをテーマとした民間活用(一時避難場所とする協定締結))
旧南小学校	検討	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用に向けた準備	民間活用(一時避難場所とする協定締結)
ひまわりクラブ	廃止	存続	湯東小学校として利用	湯東小学校として利用	検討内容を実施
湯東出張所	存続	民間移転を検討	民間移転を検討	民間移転を検討	民間移転
健康センター・デイサービスセンター	移転	民間移転を検討	民間移転を検討	民間移転を検討	民間移転
美術館・資料館・物産館	存続	運営方法について検討	運営方法について検討	運営方法について検討	検討内容を実施
給食センター	存続	存続	存続	存続	存続

【今後の進め方】

詳細な検討を行う中で、必要な機能を確認し、機能の維持に努めます。

跡地については、民間事業者の意向調査を実施するなど可能性を把握します。また、事業者の選定にあたっての条件整理は、地域のみなさんとの協働を行い、将来像が分かるように進めます。



## 第4部 財務会計制度のあり方





# 財務会計制度の歴史的展開 について

関西学院大学 小西砂千夫

2

## 地方財政制度の形成と財務会計制度

- 制度形成期（～昭和41年度）
- 改革の時代（平成13年度～）
- 開発財政と再建法制との関係
- 現在の公会計の動きをどのようにみるのか

図1-1 地方財政制度の成り立ちとその展開

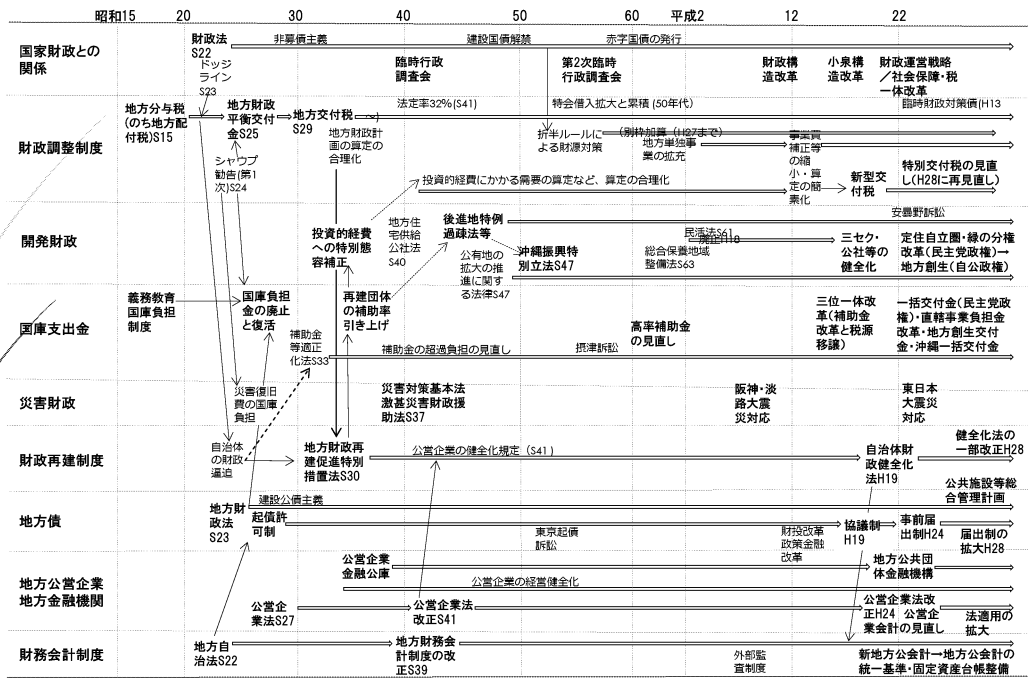


表1 財務会計、地方公営企業の法整備、開発財政と財政再建制度等の推移

昭和	地方公営企業関連	開発財政・災害財政関連	財政再建・財政再建関連
20	地方自治法施行(財務確定)		
25	地方自治法施行(財務確定)	21 財政再建特別措置法	22 地方自治法施行(地方債許可制) 23 地方自治法施行(地方債発行) 24 地方自治法施行(地方債償還)
30	27 地方公営企業法制定(地方公営企業法制定) 28 地方公営企業法制定(地方公営企業法制定)	25 地方自治法の名称変更 26 地方自治法の名称変更 27 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 28 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 29 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 30 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定)	30 地方財政再建促進特別措置法
35	35 地方公営企業法の適用範囲の拡大 36 地方公営企業法の適用範囲の拡大 37 地方公営企業法の適用範囲の拡大 38 地方公営企業法の適用範囲の拡大	31 地方交付税の特別措置(地方交付税法) 32 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 33 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 34 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定) 35 地方公営企業法の制定(地方公営企業法制定)	31 地方財政再建促進特別措置法 32 地方財政再建促進特別措置法 33 地方財政再建促進特別措置法 34 地方財政再建促進特別措置法 35 地方財政再建促進特別措置法
40	39 地方自治法の財務確定の拡大 40 地方自治法の財務確定の拡大	36 地方自治法の適用範囲 37 地方自治法の適用範囲 38 地方自治法の適用範囲 39 地方自治法の適用範囲 40 地方自治法の適用範囲 41 地方自治法の適用範囲 42 地方自治法の適用範囲 43 地方自治法の適用範囲 44 地方自治法の適用範囲 45 地方自治法の適用範囲 46 地方自治法の適用範囲 47 地方自治法の適用範囲	41 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 42 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 43 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 44 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 45 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 46 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 47 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)
45		41 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 42 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 43 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 44 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 45 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 46 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 47 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)	41 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 42 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 43 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 44 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 45 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 46 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 47 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)
50		53 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 54 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 55 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 56 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 57 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 58 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 59 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 60 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 61 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 62 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 63 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)	53 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 54 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 55 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 56 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 57 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 58 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 59 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 60 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 61 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 62 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 63 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)
55		63 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 64 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 65 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 66 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 67 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 68 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 69 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 70 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 71 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 72 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 73 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)	63 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 64 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 65 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 66 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 67 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 68 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 69 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 70 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 71 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 72 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 73 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)
60		7 阪神・淡路大震災の財政再建法	7 阪神・淡路大震災の財政再建法
平成			
1			
5			
10	12-13 地方公営企業法(地方公営企業法)		11 第三セクターに関する規制(15年に改正)
15	18 地方公営企業法(地方公営企業法)		17 第三セクター等の地方公営企業法 18 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 19 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 20 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 21 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 22 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 23 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 24 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 25 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 26 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 27 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 28 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 29 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 30 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 31 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 32 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 33 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 34 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 35 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 36 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 37 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 38 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 39 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 40 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 41 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 42 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 43 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 44 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 45 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 46 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正) 47 地方公営企業法の改正(地方公営企業法の改正)
20	24 地方公営企業法(地方公営企業法)		21 第三セクター等の地方公営企業法 22 第三セクター等の地方公営企業法 23 第三セクター等の地方公営企業法 24 第三セクター等の地方公営企業法 25 第三セクター等の地方公営企業法 26 第三セクター等の地方公営企業法 27 第三セクター等の地方公営企業法 28 第三セクター等の地方公営企業法 29 第三セクター等の地方公営企業法 30 第三セクター等の地方公営企業法 31 第三セクター等の地方公営企業法 32 第三セクター等の地方公営企業法 33 第三セクター等の地方公営企業法 34 第三セクター等の地方公営企業法 35 第三セクター等の地方公営企業法 36 第三セクター等の地方公営企業法 37 第三セクター等の地方公営企業法 38 第三セクター等の地方公営企業法 39 第三セクター等の地方公営企業法 40 第三セクター等の地方公営企業法 41 第三セクター等の地方公営企業法 42 第三セクター等の地方公営企業法 43 第三セクター等の地方公営企業法 44 第三セクター等の地方公営企業法 45 第三セクター等の地方公営企業法 46 第三セクター等の地方公営企業法 47 第三セクター等の地方公営企業法
25	24 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 25 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 26 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 27 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 28 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 29 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 30 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 31 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 32 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 33 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 34 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 35 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 36 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 37 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 38 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 39 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 40 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 41 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 42 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 43 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 44 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 45 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 46 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法) 47 統一運用による地方公営企業法(地方公営企業法)		24 地方債・事前届出制の導入 25 地方債・事前届出制の導入 26 地方債・事前届出制の導入 27 地方債・事前届出制の導入 28 地方債・事前届出制の導入 29 地方債・事前届出制の導入 30 地方債・事前届出制の導入 31 地方債・事前届出制の導入 32 地方債・事前届出制の導入 33 地方債・事前届出制の導入 34 地方債・事前届出制の導入 35 地方債・事前届出制の導入 36 地方債・事前届出制の導入 37 地方債・事前届出制の導入 38 地方債・事前届出制の導入 39 地方債・事前届出制の導入 40 地方債・事前届出制の導入 41 地方債・事前届出制の導入 42 地方債・事前届出制の導入 43 地方債・事前届出制の導入 44 地方債・事前届出制の導入 45 地方債・事前届出制の導入 46 地方債・事前届出制の導入 47 地方債・事前届出制の導入

※1 以降、10年ごとの年法に準拠

## 地方財政における建設公債主義

### 地方財政法

#### (地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

1. 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
2. 出資金及び貸付金の財源とする場合（出費又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
3. 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
5. 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

#### (地方債の償還年限)

第5条の2 前条第5号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

### 地方財政法施行令

第6条 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

### 総務省告示によって充当率を提示

バランスシートは基本的に債務超過にならない（＝当期利益にあたるものは基本的に黒字となる＝減価償却分の収入は確保できる）

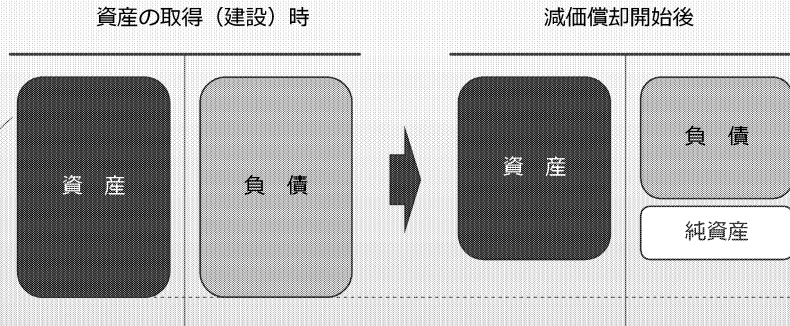
5

6

## 現金主義会計・予算制度・再建法制の関係

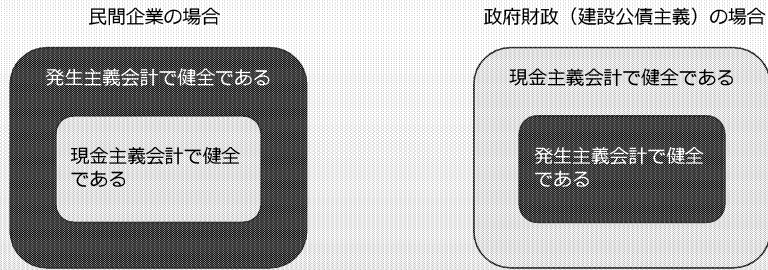
- 建設公債主義の会計上の含意：現金主義会計の欠点を結果として補完する機能
- 地方債の安全性は現金主義会計を前提
- 再建法制の理念はデフォルトを避けるために自主再建が可能な範囲で強制再建すること
- 地方債の協議制度・届出制度における同意等基準の中心は適債性の確認

建設公債主義の下での貸借対照表



7

現金主義会計と発生主義会計の関係：民間企業と政府財政の違い



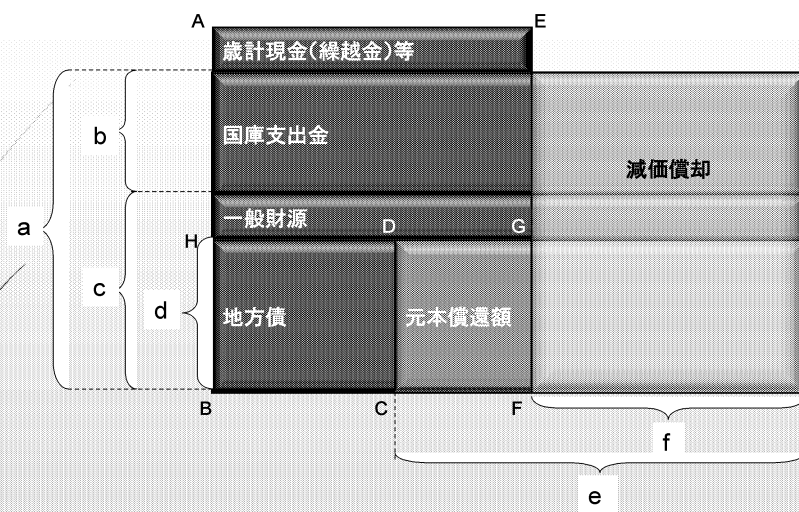
発生主義会計で健全であれば、償還能力があるとみなされるので、金融機関から融資を受けられ、現金主義会計で不健全となることがない  
→発生主義会計の方が相対的に重要

建設公債主義では、発生する費用に前倒して税金等を投入して負担することが求められ、資金不足を借入でしのぐことができないので、現金主義会計で不健全でなければ、発生主義会計は基本的に不健全になることはない  
→現金主義会計の方が相対的に重要。

8

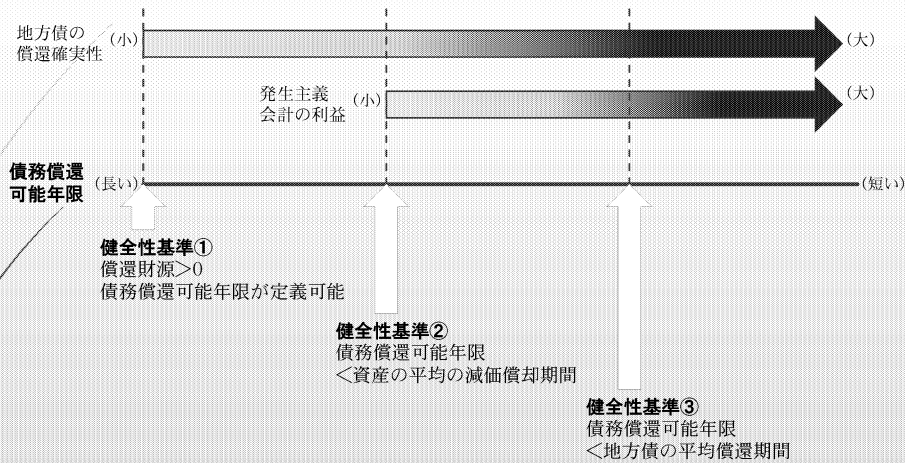
自治体における貸借対照表と純資産

9



発生主義会計でみた利益と償還確実性の基準の違い

10



## 地方債の安全性をめぐる説明

### ①地方債の元利償還に要する財源の確保

自らの課税権に基づいて地方税収入を確保

地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上

公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保

地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

### ②早期是正措置としての起債許可制度

実質公債費比率が **18%**以上の地方公共団体に対する起債制限

赤字団体への起債制限

→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

### ③財政の早期健全化、財政の再生

財政指標の公表による情報開示の徹底

財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化

財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

## 財政逼迫と地方債のデフォルトリスク

デフォルトの  
リスク（確率）

健全化法による  
早期健全化基準

健全化法による  
再生基準

財政逼迫の度合い



## 現金主義会計とそれを補完するルール



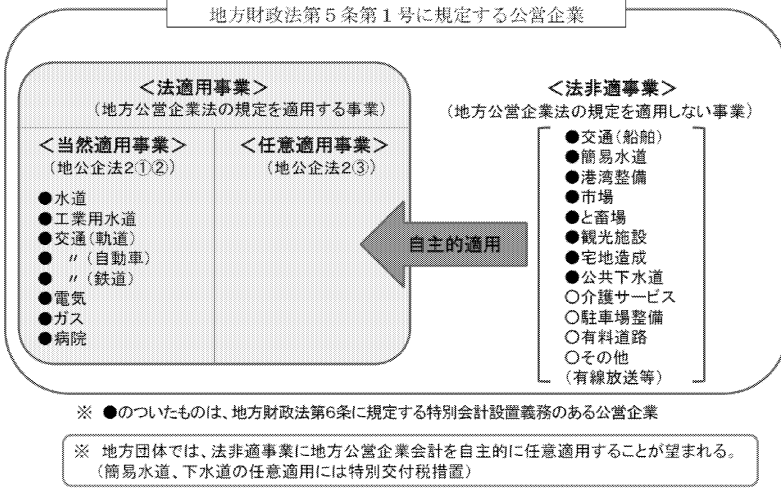
## 地方公営企業会計と法適用の拡大

- ▶ 地方公営企業法の創設：実存としての公営企業とその近代化
- ▶ 地方公営企業の会計原則の創造と会計基準の全面改定
- ▶ 独立採算をめぐる逡巡と法適用
- ▶ 自治体財政健全化法を受けた法適用の拡大



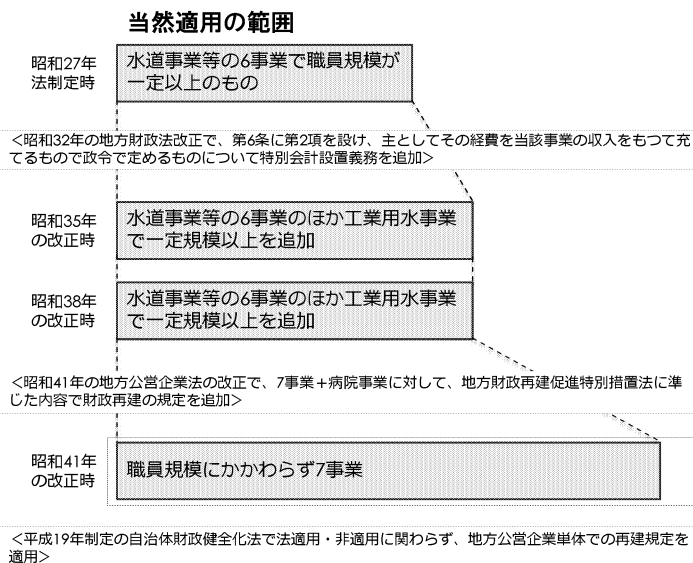
### 地方公営企業会計の適用範囲

出所) 総務省資料



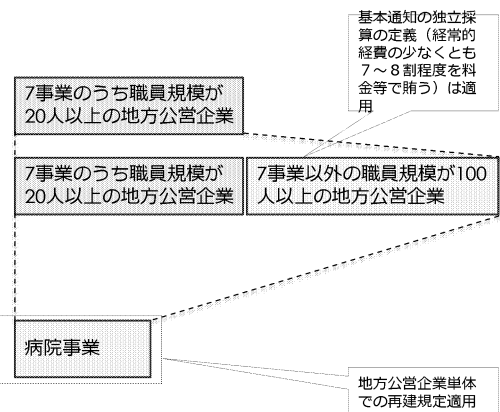
### 地方公営企業法の法適用の範囲と独立採算制

<昭和23年の地方財政法の制定時に、第6条において、第6条で政令で定める公営企業について特別会計の設置義務を設け、原則として独立採算を求める>



- 独立採算が要請される事業
- 独立採算が要請されない事業

### 財務規定のみの適用を義務付ける範囲



# 財務会計制度の見直しと監査制度について

平成28年5月26日(木)  
総務省自治行政局行政課  
山口 憲明

## 目次

1. 財務会計制度の見直しについて	
○ 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要)……	1
2. 監査制度について	
○ 第31次地方制度調査会の概要……	1
○ 答申の概要(「ガバナンスのあり方」部分)……	2
○ 地方公共団体のガバナンスの適正性確保について……	3
○ 各主体におけるガバナンスのあり方	
・ 1 ガバナンスのあり方(長)……	5
・ 2 ガバナンスのあり方(監査委員等)……	8
・ 3 ガバナンスのあり方(議会)……	13
・ 4 ガバナンスのあり方(住民)……	14

# 1. 財務会計制度の見直しについて

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書（概要）

平成27年12月  
地方公共団体の財務  
制度に関する研究会

### I 地方公共団体の財務制度の見直しの必要性

#### 俯瞰的な見直しの必要性

昭和38年の地方自治法改正以降、情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化を踏まえた俯瞰的な見直しが行われていない

#### 合理的な財務制度の構築

行政が公正で、効率的に行われるためには、地方公共団体の財務制度が社会経済情勢の変動を踏まえた合理的なものであることが必要

#### より効果的・効率的な財務制度の構築

人口減少社会の進展に伴い、地方公共団体の事務執行には一層の効率化が求められ、より効果的・効率的な財務事務の仕組みに改変することが必要

地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化のための見直しが必要

### II 財務制度の見直しの基本的方向性

- (1) ICTの進展への対応
- (2) 財務制度における柔軟性の確保  
上記(1)、(2)の今日的な課題を踏まえ、俯瞰的な検証・検討を行い、現時点において見直しを行うべき具体的な事項を提示

### III 財務制度の見直しのあり方【ポイント】

- (1) クレジットカードによる収入方法の見直し  
電子マネーによる収入方法の確立 など
- (2) 口座引き落としによる支出方法の導入  
行政財産の貸付け範囲の拡大 など

○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(1/4)

現状の課題	見直しのあり方
<p><b>クレジットカードによる収入方法の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間のクレジットカード決済の仕組みの多様化 (カード発行業務と加盟店の開拓・管理業務の分業化や決済代行業者の介在)</li> <li>・ クレジットカード決済による水道料金などの支払いに係る納付時期が不明確</li> </ul>	<p><b>クレジットカードによる収入方法の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在対応できていないケースがあることを踏まえ、<b>現行のクレジットカードによる収入方法の規定を見直すべき。</b></li> <li>・ <b>水道料金などについて、納付時期の規定の明確化を図るべき。</b></li> </ul> <p>クレジットカードによる収入方法を地方公共団体がより活用しやすく</p>
<p><b>電子マネーによる収入方法の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が電子マネーによる収入方法を導入する場合に、<b>弁済効果の発生時期の面で難しくなっている。</b></li> </ul>	<p><b>電子マネーによる収入方法の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間取引と同様に、<b>電子マネーを使用した時点で歳入が納付されたものとみなすことで、電子マネーによる収入方法を確立すべき。</b></li> </ul> <p>電子マネーによる収納が広がればより便利に</p>

2

○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(2/4)

現状の課題	見直しのあり方
<p><b>口座引き落としによる支出方法の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、公共料金などを支払う際に、<b>口座引き落としによる支出方法を選択できない。</b></li> </ul>	<p><b>口座引き落としによる支出方法の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が公共料金など定期的に支出する一定の経費については、<b>口座引き落としによる支出方法を許容すべき。</b></li> </ul> <p>地方公共団体の事務手続が効率化</p>
<p><b>行政財産の貸付け範囲の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、行政財産の屋根や壁面を第三者に貸付けることができない。</li> </ul>	<p><b>行政財産の貸付け範囲の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政財産の貸付け対象に<b>庁舎等の屋根や内外壁面を加える。</b></li> </ul> <p>地方公共団体はより行政財産の有効活用が可能に</p>

3

## ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(3/4)

### 会計年度の独立の原則の弾力化

- ・ 庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。
- ・ 情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

### 支出方法の多様化

- ・ 海外出張時など職員個人がクレジットカード決済を行う場合にも、適正利用を確保できる方策と併せて、より活用しやすくする。
- ・ 電子マネーを使用した支払いは、適切な時期に必要な最小限度の額をチャージする運用を基本とし、管理簿などにより使用履歴を記録するなど、適正な使用を確保する。

### 新たな契約方法等の導入

- ・ リバースオークション(いわゆるせり下げ)による調達は、国や地方公共団体における試行的な実施状況を見極め、積極的な導入のメリットが明らかとなった段階で改めて検討する。
- ・ インターネットを利用した物品購入は、少額の随意契約の範囲内で運用が可能であるが、注文時に現物を確認できないなど、特有の商慣行を踏まえた対応が必要

4

## ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(4/4)

### 指定金融機関に係る制度の見直し

- ・ 指定金融機関を未指定の市町村は、近年のICTの進展等を踏まえて指定のあり方を検討することが望ましい。
- ・ 指定金融機関の担保提供義務については、長等が不要と判断した場合にその義務を解除することや、新たに賠償責任規定を設けることといった方策が考えられるが、影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要

### その他の事項

- ・ 私人に収納委託できる歳入を柔軟に追加できる仕組みとして、現行の地方税の私人への収納委託の制度と同様の枠組みで、歳入の対象を条例又は規則で定める。

### 地方公共団体の財務制度に関する研究会構成員（平成27年12月現在、◎＝座長、○＝座長代理）

◎碓井 光明	明治大学法科大学院教授			
○森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	遠山 宏幸	千葉銀行地方創生部長	
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授	中山 正行	さいたま市財政局契約管理部長	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	早坂 勝治	山形県会計局会計課長	
白濱 博人	東京都会計管理局管理部会計企画課長	三好 規正	山梨学院大学法科大学院教授	
建部 雅	成蹊大学法学部准教授	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授	

5

## 2. 第31次地方制度調査会答申と 監査制度について

### 第31次地方制度調査会について

#### 1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

第31次地方制度調査会の第1回総会では、総理大臣より、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」及び「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」について諮問を受け、第2回総会において審議項目が決定された。第2回総会以降、専門小委員会において審議が進められ、第3回総会において「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方」に関する答申がとりまとめられた。

※ 開催実績: 総会3回(H26.5.25、H27.3.2、H28.2.29)、専門小委員会28回(おおむね2回のペースで開催)

#### 2. 委員 (任期: H26.5.15～H28.5.14)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

##### 委員 第3回総会時点(H28.2月29日時点)

##### 【学識経験者18名】

飯島 淳子 東北大学教授  
池内比呂次 (株)テクノ・コーポレーション代表取締役  
伊藤正次 首都大学東京教授  
○ 碓井光明 明治大学教授  
太田匡彦 東京大学教授  
大山礼子 駒澤大学教授  
鎌田由美子 カルビー(株)上級執行役員  
◎ 畔柳 儒雄 (株)三菱東京UFJ銀行特別顧問  
弁護士  
小林裕彦 中央大学教授  
佐々木 信夫 関西大学教授  
清水涼子 関西学院大学教授  
勢一智子 (株)宣伝会議取締役副社長兼編集室長  
田中里沙 東京工業大学准教授  
谷口尚子 一橋大学教授  
辻 琢也 早稲田大学教授  
★ 長谷部 恭男 法政大学教授  
武藤 博己 千葉大学教授  
村木 美貴

##### 【国会議員6名】

石田 真敬 衆議院議員  
坂本 哲志 衆議院議員  
西銘恒三郎 衆議院議員  
小川 淳也 衆議院議員  
石井 正弘 参議院議員  
野田 国義 参議院議員

##### 【地方六団体6名】

古田 肇 岐阜県知事(全国知事会)  
本木 茂 埼玉県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)  
森 民夫 新潟県長岡市長(全国市長会会長)  
岡下 勝彦 高松市議会議長(全国市議会議長会会長)  
藤原 忠彦 長野県川上村長(全国町村会会長)  
飯田 徳昭 三重県朝日町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員30名)

(◎: 会長、○: 副会長、★: 専門小委員会委員長)

#### 3. 諮問事項

- ・人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方
  - ・議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方
- H28.2.29の第3回総会において、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」をとりまとめ、H28.3.16に、答申を内閣総理大臣に手交。

# 第3 1次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」の概要（「ガバナンスのあり方」部分）

## 基本的な考え方

- ・地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。
- ・住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる。
- 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要。

## 各主体におけるガバナンスのあり方

### 1 長

- ・内部統制を制度化すべき
- 全ての長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確化。ただし、具体的手続きは団体の規模に配慮。

### 2 監査委員等

- ・監査の実効性や独立性・専門性の向上
- 地方公共団体共通の統一的な基準の策定や監査委員の研修を行うとともに、監査を支援する全国的な共同組織の構築等が必要。

### 3 議会

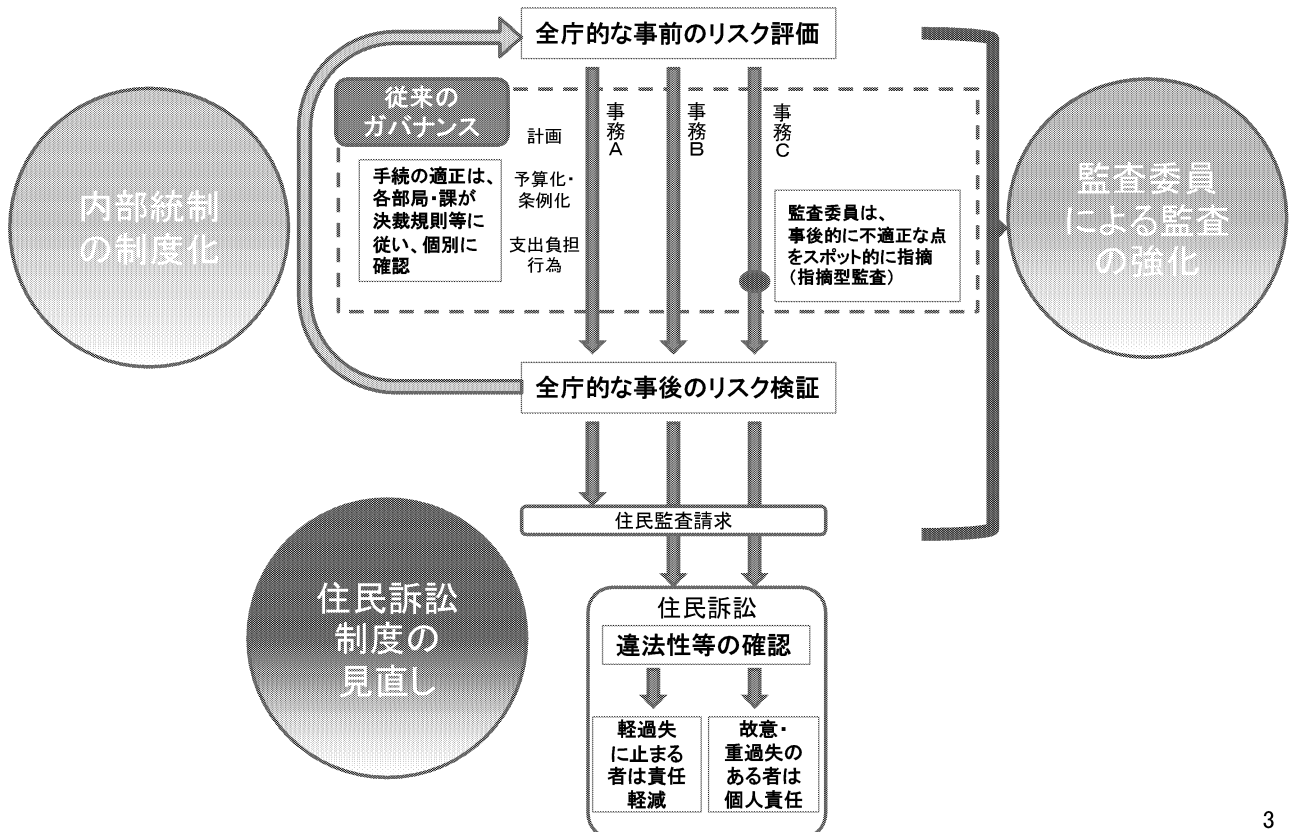
- ・議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき
- 決算不認定の指摘事項に対する長の説明責任を果たす仕組み、議選監査委員設置の選択制の導入。

### 4 住民

- ・住民がチェックできるよう、透明性を確保すべき
- ・ガバナンス全体の見直しとあわせて、軽過失の場合の長等への責任追及のあり方の見直しや違法性等を確認する仕組みの創設、権利放棄の手続の整備等の住民訴訟制度等の見直しをすべき

■ これらの見直しは、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応することにも資する。  
2

## 地方公共団体のガバナンスの適正性確保に向けた手続（イメージ）



# 地方公共団体のガバナンスの適正性確保に向けた方策

地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、下記の取組をパッケージとして実施。

## 内部統制の制度化

- ①長による基本方針の策定
- ②各部局でのリスクの評価・検証(PDCA)
- ③全庁的な取組を推進する体制の整備

## 監査委員監査の強化

- ①全国統一の「監査基準」の策定  
⇒内部統制から住民訴訟まで、行政の全プロセスの適正性を確保するための全国統一基準に基づいて、監査する責任を有することを明確化
- ②研修による監査委員の専門性強化
- ③執行機関等に監査結果の回答を求める「勧告」制度の導入

## 住民訴訟制度の見直し

- ①違法性等の確認請求  
・裁判所による事後的評価の導入
- ②損害賠償請求権の放棄の適正化  
・時期の適正化(訴訟継続中は放棄の禁止)  
・手続面の適正化(判決後は第三者意見の聴取)

4

## 1 ガバナンスのあり方(長)

### 基本的な考え方

- 民間企業においては、既に会社法等により内部統制制度が導入されている。
- 公金を扱う主体である地方公共団体においても、内部統制体制を整備及び運用することが求められる。

※内部統制体制:地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

### 内部統制のあり方

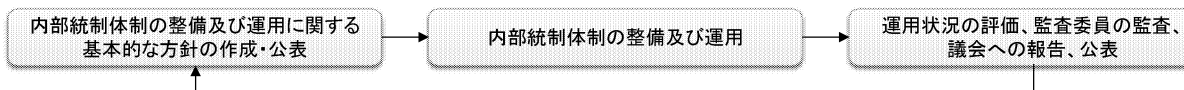
#### (1) 内部統制体制の整備及び運用の責任の所在

・長と議会の二元代表制の下において、地方公共団体の事務を適正に執行する義務と責任は、基本的に事務の管理執行権を有する長にあることから、内部統制体制を整備及び運用する権限と責任は長にある。

#### (2) 評価及びコントロールの対象とすべきリスク

・財務に関する事務の執行におけるリスクは、最低限評価するリスクとすべき。  
・それ以外のリスク(例:情報の管理に関するリスク)についても地方公共団体の判断により内部統制の対象とする。

#### (3) 内部統制体制の整備及び運用のあり方



#### (4) 内部統制の制度化に当たっての留意点

・内部統制への過大な期待により、コストと効果が見合わない過度な内部統制体制の整備につながらないようにすべき。

#### (5) 内部統制体制の整備及び運用の具体的な手続き等の制度化

・全ての地方公共団体の長には、内部統制体制を整備及び運用する権限と責任がある(1)ことを、制度的に明確化すべき。  
・都道府県や指定都市等の大規模な地方公共団体は、さらに(3)についても制度化すべきであり、運用の結果として、モデルを確立すべき。  
・小規模な市町村については、国や都道府県が必要な情報提供や助言等を行っていくべき。

5



## 内部統制の概要

地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格	＜参考＞民間における取組み(新日鉄住金)
<p>○ 長が基本方針を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長は通常想定されるような不適正な事案を防止するため、職員に対して指揮・監督する責任を負っている。</li> <li>・ 全職員に対する指揮・監督を明確にするため「基本方針」を策定。</li> <li>・ 「基本方針」には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の部署の取組みに関する基本方策(PDCA) と、</li> <li>○ 全庁的な取組みを推進するための体制 を記載する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、「内部統制基本規定」を制定して内部統制・リスク管理に関する体制を整える。</li> </ul>
<p>○ 個々の部署の取組みに関する基本方策(PDCA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の部署が、継続的に実施すべき事項を定める。 具体的には、①各部局でのリスク洗い出し ⇒ ②マニュアル等の対応策の整備 ⇒ ③日常の業務を通じたチェック ⇒ ①リスクの再評価</li> <li>・ 業務の見える化、標準化に基づく自主点検など自律的な取組みを推進。</li> <li>・ 大小ある個々の部署に併せて実態にあった柔軟な取組みを採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内各部門に「リスクマネジメント担当者」、各グループ会社に「リスクマネジメント責任者」を置き、各部門・各グループ会社の自主的な活動を促し、定期的な会議等を通じて内部統制・リスク管理に関する情報を共有化。</li> <li>・ 部署の規模に併せた取組みを柔軟に採用。</li> </ul>
<p>○ 全庁的な取組みを推進するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制担当部署の設置、内部統制担当を指名(副知事・副市町村長等)。</li> <li>・ 全部署で上記PDCAの取組みを徹底するための支援や監督を行う。 (例: リスクを評価するための手順書の策定、リスク評価の実施確認)</li> <li>・ 全部署に共通するリスク情報を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」にて年度計画の進捗状況、内部統制・リスクに関する事項等を定期報告。</li> <li>・ 内部統制・リスク管理に関する点検、監督の仕組みを整え、グループ全体にわたって内部統制の状況を定期的に確認。</li> </ul>

出所: 新日鉄住金 アニュアルレポート 2015 6

## 内部統制の具体例 (姫路市の事例)

### リスク管理基本方針

＜はじめに＞

- 市民との信頼関係を構築し、効果的・効率的で、かつ質の高い公共サービスを提供し続けていくためには、様々な「リスク」を管理する体制を整備・運用し、総合的にリスク管理を行っていくことが必要不可欠である。
- 基本方針に基づき、リスク管理体制を整備・運用し、全職員及び全部局が組織的かつ自律的にリスク管理に取り組むことで、市民に「信頼される市役所の実現」を目指していく。

＜リスク管理の基本方策＞

PDCAサイクル

図表: 『姫路市リスク管理基本方針』(平成23年3月)参照

＜リスク管理の推進体制＞

市長	基本方針の実施に関する最終責任者
各局・部	基本方針の具体化(リスク点検、マニュアル作成)、日常的なモニタリング
リスク管理推進部署	リスク管理推進の手順書策定、全庁的なリスク管理に係るコーディネート

＜姫路市の活用事例＞

例: DV支援措置申出者への住民票交付

- \* リスク管理推進部署が「姫路市リスク管理基本方針」の下、全庁的な「リスク管理手順書」を作成。全部局にリスク点検シートを作成指示。
- ① 市民局においてリスク点検シートを作成。その中で、DV被害者の住民票を誤って加害者に交付するリスクを特定(リスクの「見える化」)。リスク回避策を検討・整備。
- ② 各課・各局単位で内部モニタリングを実施。リスク回避の徹底のため、DV被害者の住民票交付を住民窓口センターで手続きを一本化することや、検索システムの改良(アラーム表示)などを実施。
- ③ 事務要領・総合マニュアルに反映し、職員への周知徹底とともに、日常的に業務をチェックし、再びリスク点検シートに記載。

## 2 ガバナンスのあり方（監査委員等）

### 基本的な考え方

- 監査委員は、長による内部統制体制の整備及び運用の状況をチェックするとともに、その結果を踏まえた監査を実施することにより、リスクの高い分野の監査を集中して行う等、専門性の高い部分に重点化した監査を行うことが可能。
- 地方公共団体全体の資源に限られる中で、監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、必要な見直しを行うべき。

#### (1) 監査の実効性確保のあり方

- ① 監査について、地方公共団体に共通する規範として、統一的な基準を策定する必要。地方公共団体は、統一的な監査基準に従って監査を実施。  
監査基準の内容については、地方分権の観点から、国が定めるのではなく、地方公共団体が、共同して定めることが適当。
- ② 監査委員の合議が調わない場合でも監査委員の意見が分かるようにする必要。
- ③ 必要に応じて監査委員が必要な措置を勧告できる仕組みが必要。

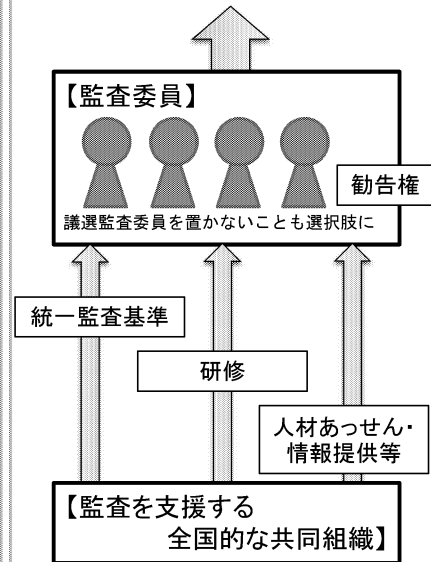
#### (2) 監査の独立性・専門性のあり方

- ① 外部の視点からの監査の充実や監査委員の権限拡充により、独立性向上を図る。
- ② 監査の実施に当たって専門性を高めるための研修制度を設けることが必要。
- ③ 監査委員が、特定の事件につき専門委員を任命できるようにする必要。

#### (3) 監査への適正な資源配分のあり方

- ① 各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべき。
- ② 包括外部監査制度について、条例により導入する地方公共団体が条例で頻度を定めることができるようにすることにより、導入団体を増やしていくことが必要。
- ③ 監査委員事務局の充実のため、研修の充実や事務局の共同設置も有効。
- ④ 地方公共団体に共通する監査基準の策定や、研修の実施、人材のあっせん、監査実務の情報の蓄積や助言等を担う、地方公共団体の監査を支援する全国的な共同組織の構築が必要。  
この場合、小規模な市町村等からの求めがあるときは、その監査の支援を当該共同組織が行うことも考えられる。

### 監査による監視機能の向上



8

## 現状の監査基準と監査報告について

### 都道府県監査委員監査基準 抄 (全都道府県監査委員協議会連合会作成)

#### 第1 総則

##### 1 監査実施基準 (基本方針)

- (1) 監査を行うに当たっては、都道府県の事務事業が、**最小の経費で最大の効果**をあげるようになされているか、**組織及び運営が合理化**されているかどうか特に配慮して実施するものとする。  
(年間計画の策定)
- (2) 監査は原則として、対象の事務事業の動態、監査所要期間等を勘案して、**あらかじめ年間監査計画を策定し、これに基づいて行うものとする。**

##### 2 監査報告基準 (報告書の作成)

- (1) 監査報告書は、監査終了後すみやかに作成し、**実施した監査の概要及び結果を簡潔明瞭に記載するものとする。**

#### 第2 監査実施準則

監査の実施に当たっては、監査種別ごとに定める実施方針に準拠し、事務の種別ごとに定めた**監査着眼点を必要に応じて選択し**、かつ監査技術を適切に採用して行うものとする。

##### 2 監査着眼点

- **収入確保は適正**に行われているか  
(前年度収入未済額の繰越手続は適切、調査事務 等)
- その他**違法、不当な会計処理**がなされていないか  
(記帳・計算の記載、現金・証紙等の出納保管 等)
- **債権の管理は適正**に行われているか  
(強制執行・保全・取立、債権の徴収停止、履行期限延長又は債務の免除 等)
- **徴収事務は適正**に行われているか  
(徴収簿は整備 等)
- 補助金、交付金、負担金、貸付金その他の**財政援助の決定は適正**になされているか。

など

### 監査報告の例

#### 財務監査

<対象> 全136機関について監査を実施

<主な監査結果> ※各部局毎にそれぞれ指摘

##### 保健福祉部

- ⇒ **児童扶養手当返納金等の収入未済額が増加**しており、一層の収入確保に努める
- ⇒ **就学調査を適正に実施していない**ため、看護学生奨学資金の返還を求める者に対し返還命令、調定を行っていない
- ⇒ **収入証紙貼付実績簿の未作成**があり、適正な処理に努める 等

##### 県民局

- ⇒ **母子寡婦福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金等の収入未済額**について、引き続き収入確保に努める
- ⇒ **庁用自動車**を車検切れのまま使用したものがあり、今後はこのようなことがないように努める 等

##### 教育庁

- ⇒ **奨学金貸付金の収入未済額**について収入確保に努める
- ⇒ **設計金額を超えた予定価格の設定**があり、適正な処理に努める

#### 行政監査

<対象> 県が実施している団体等への検査等のうち、**30事務**  
(水道検査、社会福祉法人検査、医療機関検査等)を監査

<主な監査結果> ※部局横断して特定の事項に指摘

- 法令や要綱等に定められた**実施頻度を下回るもの**、実施計画の**目標の達成ができていないもの**がある  
⇒ 実施体制や方法について**適時適切な見直し**に取り組むこと
- 内部研修の実施、外部研修への参加がされていないものがある  
⇒ **研修機会の確保、研修内容の充実**に取り組むこと
- 改善措置状況の報告に対する確認は、**実地・書面、口頭など様々**  
⇒ **確実な方法かつ最適な時期での確認**に取り組むこと

9

# 求められる監査基準と監査報告について

【趣旨】内部統制を前提として監査の基本原則や実施手順等を定めることで、①監査委員の責任を明確にし、②被監査主体に対して責任をもった対応を求めるとともに、③ガバナンスの状況について住民に対してわかりやすく伝えるもの。基準に従って監査することを規範として明らかにする。

## 求められる主な監査基準のイメージ

- <監査の目的>
- ・ **住民の視点に立った公共の福祉の増進のために監査を行う。**
- <一般基準>
- ・ 監査委員等は、専門的能力の向上と知識の蓄積を図り、専門性を維持するため**継続的な研修を通じて研鑽を努める。**
  - ・ 監査の説明責任を果たすため、監査の過程で入手した**監査資料、監査証拠、監査結果内容を記録整理し、保存する。**
  - ・ 監査委員は、**事務局職員に対して適切な指示、指導及び監督**をし、事務局職員が実施した監査内容を把握する。など
- <実施基準>
- ・ **違法不当の指摘にとどまらず指導・勧告を意図した監査を実施する。**
  - ・ 監査計画の策定に当たり、事業内容、地方自治法や関連法規、内部統制の整備状況、過去の監査結果等を分析した上で、**重点的に取り組むべき事項を設定する。**
  - ・ 事情変更、新たな事実発見など見直しの必要があれば、弾力的に監査計画を修正する。
  - ・ 監査の実施に当たり、違法不当な事態又は改善を要する事態の**金銭的影響や質的影響の重要性**を十分に考慮し、**原則としてそれらの高い項目に重点的に監査の人員や時間を充てること**により、効率的・効果的に監査を行う。
  - ・ 監査結果を形成するため、法規準拠性、正確性、経済性、効率性、有効性などの**監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠**を入手する。
  - ・ 監査対象が**複数の機関に共通・関連する事項**がある場合等、状況に応じて監査重点事項を設定するなど、**横断的に監査を実施** など
- <報告基準>
- ・ 監査委員は、監査結果報告案の提示を受け、事案の事実関係や事態の規模、重要性などを検討し監査結果について決定する。
  - ・ 監査の結果に関する**報告及び意見**において、**監査の対象・実施した監査概要、監査結果等を記載する。指摘すべき事項がない場合は、監査の結果に関する報告及び意見にその旨を記載する。** など

※その他詳細の着眼点等は、ガイドラインや要綱等により定める。

## 監査報告の例

### ICT調達に関する財務監査及び行政監査

- <リスクの特定>
- ICT調達においては、契約に関する業者見積などITベンダーに**過度に依存し客観的な評価・分析がされていない、IT調達ガイドラインに準拠した取り扱いができていない**事態が見受けられ、**以下のリスクが認められるところ。**
    - ① ICT調達において過大な支出が行われるリスク
    - ② ICT調達において競争性が適切に確保されないリスク
    - ③ 委託業務の品質が確保されない、委託先・再委託先から重要な情報が漏えいするリスク
  - そのため、保有する200超の情報システムのうち、**契約額が比較的多額であった21のシステム調達を対象に、リスクを踏まえ監査を実施**
- <主な監査結果>
- ① ICT調達の**経済性を阻害するリスク**
    - ⇒ 保守業務の見積作業単価について、同一委託業者であってもシステム間で差異があることから、**予定価格の算定における作業単価の情報共有の仕組み**を検討
    - ⇒ 競争入札方式の調達において、**見積書の複数取得を徹底** 等
  - ② ICT調達の**公平性・競争性を阻害するリスク**
    - ⇒ **二者入札となった場合に原因分析**を行い、それを他の類似案件に活用できるように契約担当局は検討 等
  - ③ ICT調達の**効率性や品質、情報セキュリティの確保を阻害するリスク**
    - ⇒ 再委託先の情報セキュリティ対策状況・業務遂行能力等に基づき承認する手続とすべく、**再委託承諾申請書の改訂**等を行う
    - ⇒ 再委託先の情報セキュリティの対策状況の確認を確実に行う 等
  - ④ その他（ICT調達に係る環境整備について）
    - ⇒ 市全体として**過去のICT調達の情報・仕様などの情報を共有し**、各部局がこれらの情報を活用できる環境を整備
    - ⇒ 内部の**ICT人材の確保の研修を計画的に実施し**、研修効果を検証、中期的には**外部のICT専門人材の活用**も検討

## 地方公共団体の監査制度の充実強化に関する提言

(平成26年9月11日 全国都市監査委員会)

- ◆ 我が国における基礎的自治体（市）には、人口約4,000人から約370万人までの規模の大小、また多様な地域特性を有する地方公共団体が混在しているが、それらの諸都市間では監査実施体制などにも大きな差異があるため、その現状を踏まえた上で、監査制度の見直しを行うことを求める。
- ◆ 報告書における「監査サポート組織」の権限は、各都市監査委員や監査事務局職員の認証、外部監査人の認証、監査報告書の検証を通じた監査品質の評価にまで及び、**地方公共団体監査委員業務を全て監督、管理する中央集権的機能とも解され、地方自治の理念に反する**という深刻な懸念を抱かざるを得ない。一方、経験ある監査事務局職員の採用や識見監査委員の確保が容易でない小規模な地方公共団体からは、「**監査実務を支援するような仕組み（クラウド的なもので誰もが利用できるサービスやシステム）**」は**監査体制強化に役立つものであるとの意見もあるものの、その活用についての判断は各地方公共団体に委ねるべきである。**
- ◆ 監査基準については、全監作成の監査基準準則を参考に、更に実務的観点を加味した監査基準を策定し適切に監査実務を実践している地方公共団体は少なくない。**市民、国民からの監査委員監査への信頼性を高めることを目的に、「統一的な監査基準に基づき監査を行うこと」を法的に位置付けることは意義があるもの**と考えるが、監査基準や細則等の策定に当たっては、**全監の監査基準準則等を参考とすること、及び地方公共団体監査委員組織が策定に参画していくことを求める。**
- ◆ **適切な内部統制体制の確立と監査体制の強化は表裏一体であることから、地方公共団体の内部統制の体系的構築に向けた議論を深め、技術的な助言など積極的な支援についても検討を行うことを求める。**
- ◆ 外部監査制度のあり方については、制度導入の経緯を踏まえその効果等について検証を行い、外部監査人と監査委員の連携等を含めた監査制度全体の有効性向上を念頭に、監査制度全体における適切な役割の検討を行うことを求める。
- ◆ 第31次地方制度調査会の調査審議に際しては、地方六団体から意見を得るとともに、監査実務を担っている全監をはじめとする地方公共団体監査委員組織から直接意見を聴く機会を設けることを求める。

# 地方6団体からの主な意見（ガバナンス関係）

（第31次地方制度調査会第27回専門小委員会における地方6団体提出資料より抜粋）

## 全国知事会

### <内部統制関係>

- ◆各都道府県では、既にそれぞれ工夫した内部統制の仕組みが整備されている。新たな体制整備や運用については、事務の増加や費用対効果を懸念する声も多い。

⇒効果に見合わない費用や労力を地方公共団体に強いることがないよう、自主性を尊重し、実情に合わせた対応ができるようにすべき。

### <監査制度関係>

#### ◆統一的な監査基準

- ・ 監査体制の脆弱な市町村に対する支援の観点から、必要性は理解。基準の策定は、都道府県の自主性を損なわないように基本的な方針に留めるべき。地方公共団体の規模や体制を踏まえ、柔軟に対応できるようにすべき。

#### ◆監査委員等の専門性を高める方策

- ・ 研修制度は、必要な研修を各地方公共団体が柔軟に決定できるものとするべき。  
（識見委員か議選委員か事務局職員か、都道府県が市町村かによっても必要な研修は異なる）

#### ◆議選監査委員のあり方

- ・ 議選監査委員を選択制とするならば、各地方公共団体が自主的に決定できる。

#### ◆全国的な共同組織の構築

- ・ 特に小規模な市町村の監査体制支援等の観点からは必要性が認められるため、更に検討を深めていくべき。
- ・ 仮に、新たに構築するとすれば、地方の自主性確保の観点からも、地方団体の共同の組織とすべき。  
（全都道府県監査委員協議会連合会などの既存組織との関係を整理する必要がある。）

### <住民訴訟関係>

- ◆軽過失の場合の損害賠償責任の追及のあり方の見直しは、創意工夫をこらしチャレンジする優秀な職員の確保や、国家賠償法とのバランスの観点から評価できるとの意見が多数。
- ◆損害賠償請求権の訴訟継続中の放棄の禁止は、一部の県から、議会の権能を縮限することになる、あるいは、事案は様々であるので放棄の時期については現行制度と同様に議会の判断に委ねるべきとの意見があった。

## 全国市長会

### <内部統制関係>

- ◆内部統制体制の整備及び運用のあり方については、その権限と責任を有する長が、基本的な方針を作成・公表するとされているが、長が何をすべきかを具体的に示す必要がある。

- ◆内部統制の制度設計にあたっては、全国一律ではなく、自治体の規模や実態を踏まえ、過度な負担とならないようにすべきである。

### <監査制度関係>

- ◆地方公共団体の監査を全国的に支援する共同組織については、その独立性が担保できる設置形態とすべきである。

- ◆地方公共団体に共通する監査基準の作成にあたっては、人口規模など地域の実情に応じたものとなるよう、配慮する必要がある。

### <住民訴訟関係>

- ◆住民訴訟制度は、国家賠償法との均衡を図る観点や、長や職員への委縮効果を低減する観点から、軽過失免責を実現すべきである。12

## 3 ガバナンスのあり方（議会）

### 基本的な考え方

- 団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

#### (1) 議会制度や議会運営のあり方

- ① 議会招集：議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となり、必要に応じて活用していくことが重要。
- ② 議決事件の対象：地方自治法第96条第2項に基づき、基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることが必要。
- ③ 予算審議：予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討。
- ④ 決算審議：議会が決算認定をせず、その理由を示した場合は、長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべき。
- ⑤ 議会活動に対する支援の充実：議会活動に関する議員への研修の充実や、議会事務局職員の資質向上等が必要。
- ⑥ 情報発信：ICTを積極的に活用しつつ情報発信等の充実を図っていくべき。
- ⑦ 意思決定過程への住民参加：公聴会等の積極的活用が重要。
- ⑧ 小規模な市町村における議会のあり方：住民参加等により議会機能を補完する必要。議会事務局の共同設置等を行うことも有効な方策。

#### (2) 議員に求められる役割

- ① 議員の位置付け・役割の明確化  
・ 今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討。
- ② 議員活動の透明性の確保  
・ 政務活動費の使途を含めた議員活動の状況について、各議員はより一層、住民への説明責任をさらに果たすための取組を進めていくべき。

#### (3) 幅広い人材の確保

- ① 議会や議員への理解  
・ 議会や議員の活動に対する住民の理解や信頼を高めていくための継続的な取組が求められている。
- ② 多様な人材の参画  
・ 選挙制度のあり方については、議会政治の根幹に関わる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要。
- ③ 立候補に伴う各種制度の整備  
・ 立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入は、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つ。企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要。  
・ 公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和も、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つ。公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要。

13

## 4 ガバナンスのあり方（住民）

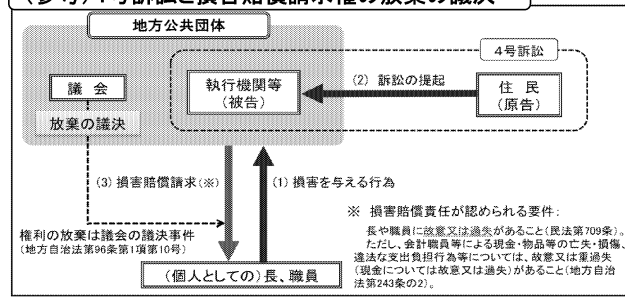
### 基本的な考え方

- 住民訴訟制度については、住民自らが地方公共団体の財務の適正性の確保を図ることを目的として、住民監査請求を経た上で、違法な財務会計行為等について訴訟を提起できる仕組みであるが、今回、長、監査委員、議会、住民が連携して地方公共団体の事務の適正性を確保する体制を強化する見直しを全体として行うこととあわせて、住民訴訟制度等を巡る課題を解決するための見直しが必要。

### 住民訴訟制度等を巡る課題

- 住民訴訟については、不適正な事務処理の抑止効果があると考えられる。
- 一方で、住民訴訟（4号訴訟）（※）における長や職員の損害賠償責任について、平成24年各最高裁判決の個別意見等においては、次に掲げる点等を指摘。
  - ① 長や職員への萎縮効果
  - ② 国家賠償法との不均衡（公務員個人への求償責任の要件：故意又は重過失）
  - ③ 議会の議決に基づく損害賠償請求権の放棄が政治的状況に左右されてしまう場合があること

### （参考）4号訴訟と損害賠償請求権の放棄の議決



### 見直しの方向性

- 内部統制体制の制度化や監査委員監査の強化など全体のガバナンスの見直しにより不適正な事務処理の抑止効果を高める。
- 長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要。
- 不適正な事務処理の抑止効果を維持するため、裁判所により財務会計行為の違法性や注意義務違反の有無が確認されるための工夫が必要。
- 4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄を禁止することや、損害賠償請求権を放棄する場合に監査委員等の意見の聴取を行うことが必要。

### ※ 住民訴訟（4号訴訟）：

住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすること又は賠償命令をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める訴訟であり、地方公共団体独自の制度

14

## 住民訴訟の件数（平成14年9月1日～平成26年3月31日）

区分	団体数 a	訴訟件数				1団体あたりの 平均訴訟数 b/a	
		1号訴訟 c	2号訴訟 d	3号訴訟 e	4号訴訟 f		
都道府県	(47)	581	110	29	71	483	12.36
指定都市	(20)	275	50	16	32	223	13.75
特別区	(23)	119	11	13	13	102	5.17
市町村（指定都市を除く。）	(1,698)	1,500	223	99	199	1,182	0.88
200,000 ～	(91)	443	59	31	75	369	4.87
150,000 ～ 199,999	(50)	106	18	6	12	84	2.12
100,000 ～ 149,999	(106)	202	37	10	14	169	1.91
50,000 ～ 99,999	(271)	247	27	10	32	199	0.91
40,000 ～ 49,999	(98)	87	8	7	3	74	0.89
30,000 ～ 39,999	(146)	104	10	9	19	77	0.71
20,000 ～ 29,999	(161)	99	20	9	10	76	0.61
10,000 ～ 19,999	(295)	130	30	10	26	77	0.44
0 ～ 9,999	(480)	82	14	7	8	57	0.17
全国体計	(1,788)	2,475	394	157	315	1,990	1.38

53号～57号より作成)

- ※ 平成14年9月1日～平成26年3月31日の間に提起された訴訟を対象としている。
- ※ 一の訴訟において、複数の請求があるものがあるため、cからfまでの合計とbは一致しない。
- ※ 人口は、平成22年度国勢調査人口による。
- ※ 団体数は、平成27年7月1日現在である。

15

## 住民訴訟に関する地方公共団体からのヒアリング結果

### 【概要】

- (1) 対象：地方公共団体(2団体：1億円以上の損害賠償が命じられた事例のある団体から抽出)の法務担当職員 (2) 実施者：事務局  
 (3) 実施日：平成27年8月  
 (4) ヒアリング内容：住民訴訟制度の現状や事務執行への影響に関する実情について、①長に関わるのか職員に関わるのか、②事務処理全般に関わるのか政策判断に関わるのか、という観点から、聞き取り。

		事務処理全般に関わる事項	特に政策判断に関わる事項
長	住民訴訟の現状	(関連法令の複雑性等) ・ 住民訴訟では、財務会計行為の先行行為や非財務会計行為の関連法令の解釈が問題となるが、違法とされたときに厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。 (監督責任) ・ 職員の専決・代決に委ねていても、指揮監督上の責任があるとして、厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。	(裁量逸脱の予見困難性) ・ 最少経費原則(地方財政法4条1項、地方自治法2条14項)等裁量逸脱の違法が問題となるケースでは、事前に裁量の逸脱があるかどうかを判断することはできないが、結果として過失による責任を負う場合があり得る。
	事務執行への影響	(政策形成への影響) ・ 事務の適正確保のために過剰なチェック体制を整備すること等により、長に期待される政策判断に注力できない事態が生じることも考えられるのではないかと。	(住民ニーズへの対応への影響) ・ 拡大する住民ニーズへの対応について、裁量に係る適切な判断を困難にしているのではないかと。
職員	住民訴訟の現状	(関連法令の複雑性等) ・ 住民訴訟では、財務会計行為の先行行為や非財務会計行為の関連法令の解釈が問題となるが、違法とされたときに厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。 (再掲)	(決定事項との関係) ・ 政策判断として決定した事項については、職員は、明らかに違法でない限り職務命令に従わざるを得ないが、その場合でも、厳しく過失による責任を負うことになる場合がある。
	事務執行への影響	(組織風土への影響) ・ 責任回避のため、他の職員への仕事の押しつけや、安易に前例踏襲に陥る事態が生じることもあり得るのではないかと。 (職員の心理的負担) ・ 迷惑施設の設置等のように、利害対立があっても実施する必要があるものについては、反対住民による住民訴訟の結果、厳しい過失責任まで負う可能性があることへの不安感が職員にはあるのではないかと。	(職員の心理的負担) ・ 政策判断で決定したことについても住民訴訟で追及されることが職員の心理的負担になっているのではないかと。 (管理職のなり手への影響) ・ 管理職は訴訟の対象とされる可能性が高い。住民訴訟だけが原因ではないが、近年は責任の重い管理職になりたがらないという傾向がある。

16

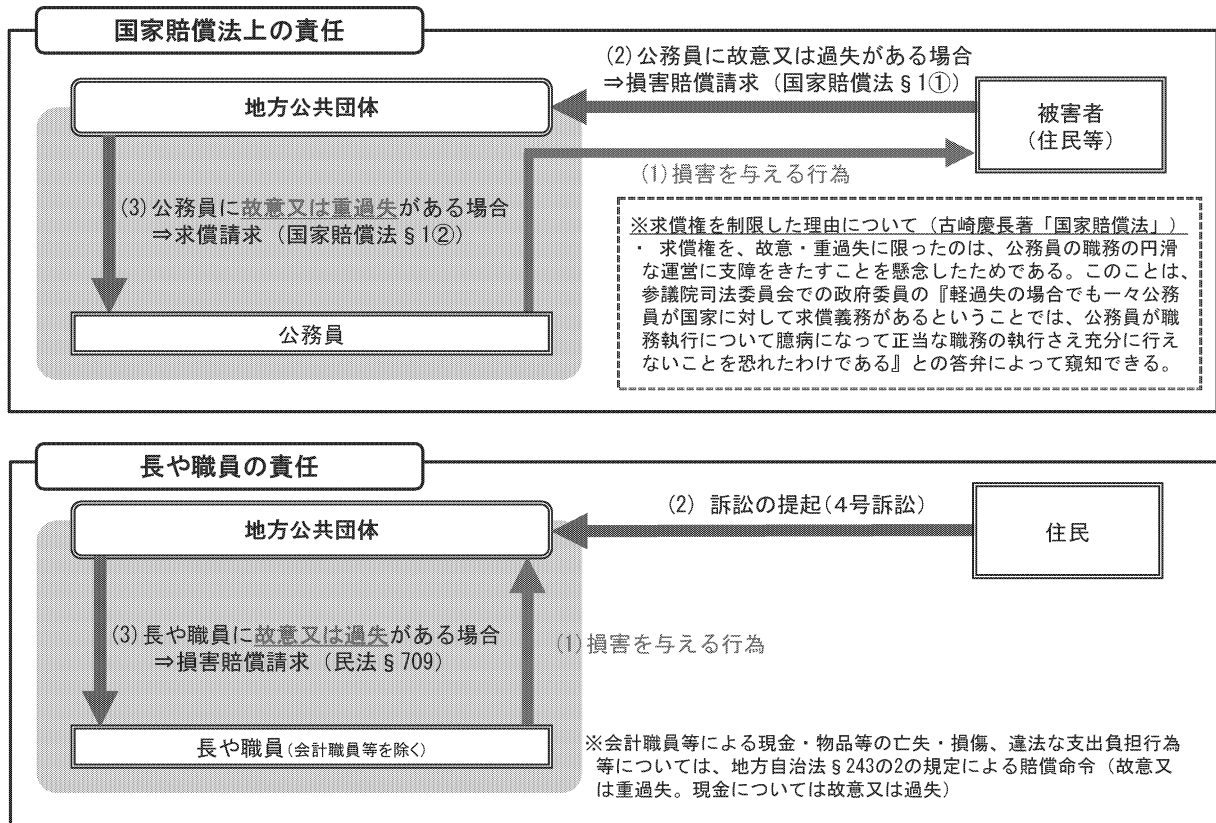
## 長や職員に対する高額（約1億円以上）の損害賠償が命じられた事例

- 平成17年4月1日～平成28年4月1日の間に、住民訴訟(4号訴訟)において、地方公共団体の長や職員に対する約1億円以上の損害賠償請求を命じる判決が言い渡されたもの。

	事案	賠償義務者	賠償額
1	市が締結した汚土収集運搬作業の委託契約	市長、助役	1億751万円
2	ゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者との民事調停	市長	26億1257万円
3	土地開発公社が先行取得した動物霊園等の建設予定地の買受	市長	1億3246万円
4	公共下水道に関する地方交付税算定	市長、助役、職員	4億5090万円
5	県職員の公務出張に対する旅費	知事	1億983万円
6	外郭団体に対する補助金	市長	2億5379万円
7	外郭団体に対する補助金	市長	55億3966万円
8	浄水場建設予定として購入した土地の代金	町長	1億2192万円
9	生活保護の支給決定	職員	1億3465万円
10	河川改修事業の委託料の過大支払	職員	1億4049万円
11	バイオマス事業への補助金の支出	町長	9279万円
12	リサイクル施設の事業停止に伴う補助金の返還	知事	1億9659万円

17

## 国家賠償法上の責任と地方公共団体の長等の責任の比較



## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決

平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決(民集66巻6号2583頁)【神戸市①事件】  
 平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決(裁判集民事240号185頁)【大東市事件】  
 平成24年4月23日最高裁判所第二小法廷判決(民集66巻6号2789頁)【さくら市事件】

### 【法廷意見 (各事件)】

(住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について)

- 地方自治法96条1項10号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法240条3項、地方自治法施行令171条の7の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。
- したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権を放棄するに当たって、その議会の議決及び長の執行行為(条例による場合は、その公布)という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。
- もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。



## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決

### 【千葉勝美裁判官の補足意見（各事件）】

- 国家賠償法においては、個人責任を負わせる範囲について、同法第1条2項が公権力の行使に当たる公務員が故意又は重大な過失のあった場合に限定しているのと比べ、住民訴訟においては、個人責任を負う範囲を狭めてはおらず、その点が制度の特質となっている。
- 住民訴訟制度が設けられた当時は、財務会計行為及び会計法規は、その適法・違法が容易にかつ明確に判断し得るものであると想定されていたが、その状況は、今日一変しており、地方公共団体の財政規模、行政活動の規模が急速に拡大し、それに伴い、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなってきている。そのような状況の中で、地方公共団体の長が自己又は職員の実行のミスや法令解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。
- 地方公共団体の長が、故意等により個人的な利得を得るような犯罪行為ないしそれに類する行為を行った場合の責任追及であれば別であるが、錯綜する事務処理の過程で、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、相当因果関係が認められる限り、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせることとしているこの制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考えからは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ない。
- 国家賠償法の考え方に倣えば、長に個人責任を負わせる方法としては、損害賠償を負う場合やその範囲を限定する方法もあり得るところである。（例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、故意により個人的な利得を得るために違法な財務会計行為を行った場合や、当該地方公共団体に重大な損害を与えることをおおよそ顧慮しないという無視（英米法でいう一種のreckless disregardのようなもの）に基づく行為を行った場合等に限ることとし、それ以外の過失の場合には、裁判所が違法宣言をし、当該地方公共団体において一定の懲戒処分等を行うことを義務付けることで対処する等の方法・仕組みも考えられるところである）。
- 現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることが期待される一方、場合によっては、前記のとおり、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。
- 議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。

20

## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決

### 【須藤正彦裁判官の意見（さくら市事件）】

- 一般論でいえば、長に対しておおよそ弁済能力を超える非常識に高額な金額の損害賠償請求権を行使するのも必ずしも適切でないという面も否定できない。すなわち、長による普通地方公共団体の効率的・建設的な公金使用あるいは複雑かつ多様な現代社会に対応し長期的な視野に立った積極果敢な行政運営や職務の遂行が求められる一方で、その職務の遂行過程で違法に普通地方公共団体に損害を与えるという場面があり得、その場合に、その損害の名目額にもかかわらず経済実質上のそれは僅かであると評価されるときや、帰責性がさほどではないとみられるときもあり得る。
- 他方また、公権力の行使に当たる公務員の職務の遂行における不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任について公務員個人は被害者に対し損害賠償責任を負わないこと、長以外の職員は議会の同意を得てではあるが、監査委員によって決定された賠償責任につき長から減免を受け得ること（法243条の2第8項）との権衡、長はそれ以外の職員と異なり住民による直接の選挙を通じて選出され、政治責任を問われ得る存在であることなどの事情を考慮すると、多額の損害賠償請求権を行使することが酷に失し、あるいは、行政運営を萎縮させたり、長の適任者を遠ざけることにもなりかねない面もある。
- もちろん、住民訴訟は、長などの生活を破綻させることを目的とするものではないし、また、そうさせてまで賠償をさせても地方公共団体の損害回復に寄与する程度は一般的にはいかほどのものでもないであろう。そうすると、事案によってはこの高額な損害賠償金額を一定程度減縮することが相当となる場合があるという考え方も成り立ち得る。
- 一般的に、議会において賠償金額を、例えば、長の資力などを考慮して過重とみられる分をカットし、あるいは、年間報酬額の何年分といった額にまで減縮する旨の一部放棄の議決をすることは一つの政治的判断として合理的で裁量権の範囲内とみられよう。

21





# 地方公会計の活用のあり方に関する研究会 報告について

平成28年11月15日(火)  
総務省自治財政局財務調査課  
課長補佐 中尾 正英

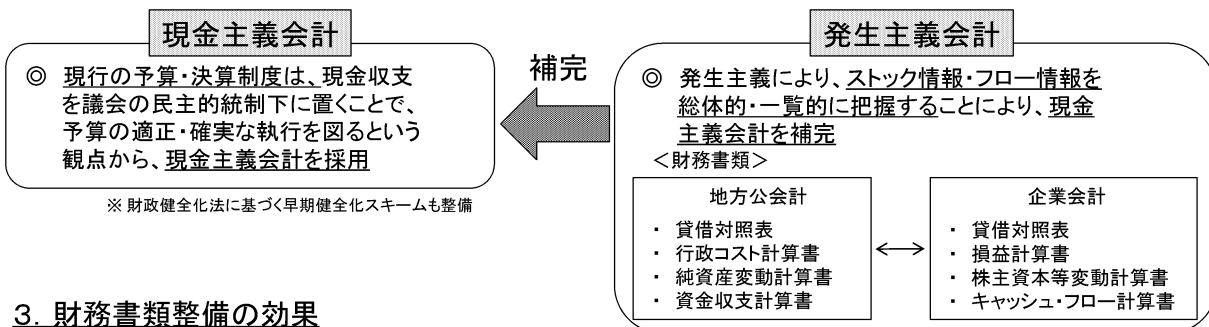


## 地方公会計の意義

### 1. 目的

- ① 説明責任の履行  
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化  
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

### 2. 具体的内容(財務書類の整備)

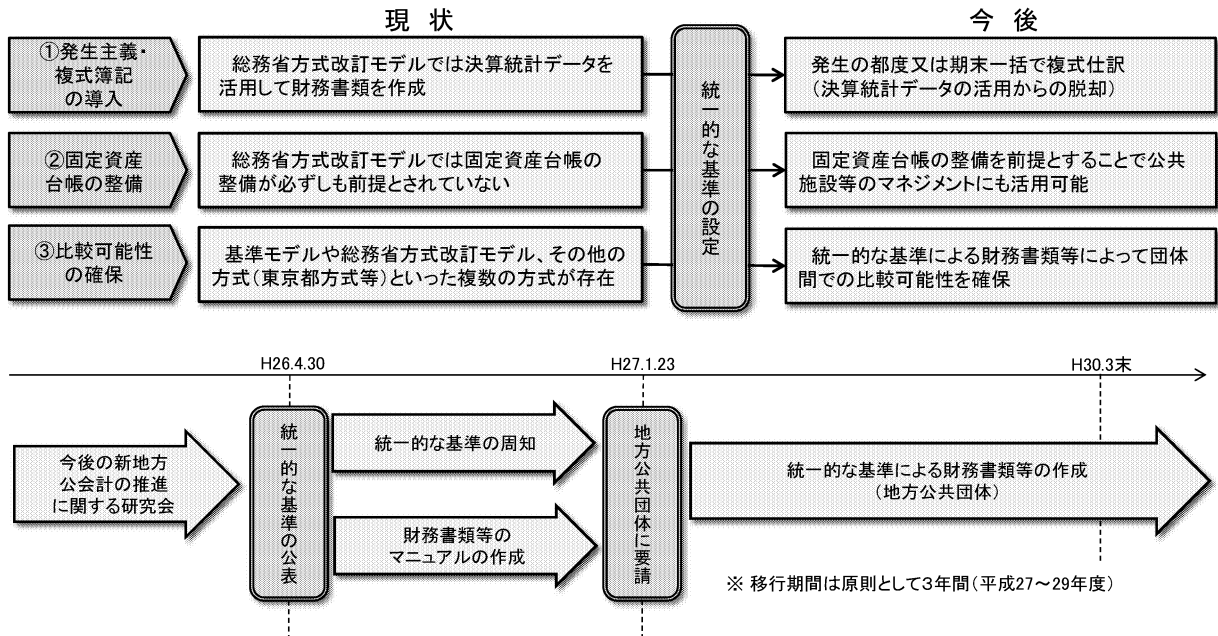


### 3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握  
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握  
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用  
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

## 今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



2

## 地方公会計の活用のあり方に関する研究会の概要

### 1. 背景・目的

統一的な基準による地方公会計について、課題や今後のあり方等を検討することにより、地方公会計のより一層の活用につなげる。(第1回:平成28年4月28日～第5回:平成28年9月23日)

### 2. 主な検討内容

- (1) 地方公会計の活用事例収集・普及
- (2) マニュアルQ&A集の充実
- (3) 各種指標の有用性の検証
- (4) 財政分析手法の検証

### 3. 構 成 員

- 天川 竜治 (熊本県宇城市総務部財政課長) (敬称略)
- 稲沢 克祐 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授) (五十音順)
- 遠藤 尚秀 (福知山公立大学地域経営学部教授)
- 柏木 恵 (キャノングローバル戦略研究所主任研究員)
- 座 長 小西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)
- 小室 将雄 (有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士)
- 菅原 正明 (公認会計士・税理士)
- 関口 智 (立教大学経済学部経済政策学科教授)
- 田中 弘樹 (愛媛県砥部町会計課課長補佐)
- 徳重 覚 (埼玉県企画財政部市町村課長)
- 中川 美雪 (有限責任あずさ監査法人マネジャー 公認会計士)
- 古市 将人 (帝京大学経済学部経済学科講師)
- 細井 雅代 (追手門学院大学経済学部経済学科准教授)

3

## 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書概要

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わることが期待されていることから、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証等、今後の地方公会計の活用のあり方について検討を行った。

### 1 活用事例について

- ・ 3団体(愛媛県伊予郡砥部町、京都府相楽郡精華町及び熊本県宇城市)から収集した先進事例について周知する。

### 2 Q&Aの追加について

- ・ 地方公共団体において汎用性の高い有用なQ&AについてマニュアルのQ&A集に追加する(31項目)。

### 3(1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

- ・ 耐用年数省令による耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標は、地方公共団体の資産の現状を比較可能な形で「見える化」することができる点に意義があり、今後、「有形固定資産減価償却率」として活用していくことが適当である。
- ・ 各地方公共団体は、「有形固定資産減価償却率」に加え、それぞれの判断により、資産を実際に使用できると考えている年数である「使用可能年数」の設定や各種の老朽化対策の取組の公表を行い、資産の実態を説明していくことが重要である。
- ・ 資産の保有量や「有形固定資産減価償却率」などのストック情報については、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごとに把握し、団体間比較を行っていくことが重要である。

### 3(2) 財政分析手法の今後の検討課題について

- ・ 類型設定の基準等について、現行の類似団体設定の基準である「人口及び産業構造」を、より有効に機能させるため、産業構造の変化を反映させ、以下のとおりとすることが適切である。
  - ・ 都市においては、第2次・第3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げる。
  - ・ 町村においては、第3次産業人口比率の区分を55%から60%に引き上げる。

## セグメント分析（予算編成への活用）

### 【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

#### 背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

#### 事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業(蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等)については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

#### 年間コスト比較（イメージ） [施設別のライフサイクルコスト(試算)]

	初期費用	初期費用/耐用年数
蛍光灯	300万円	150万円
蛍光灯型LEDランプ	1,000万円	100万円

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定  
※この他、電気代の削減も2割程度期待できる。

#### 効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

## 情報開示（財政を住民とともに考える）

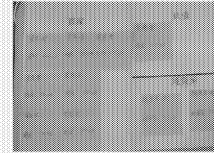
### 【事例】 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）

#### 背景・目的

- 広報誌とともに、多くの住民が楽しく参加できるイベントを通して財務情報を伝える。

#### 事例概要

- バランスシート探検隊(砥部町版)  
参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使って仕訳から財務書類ができるまでを体験したあと、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設を見学する。
- SIM2030inとべ  
参加者は、架空の地方公共団体の部長となり、限られた収入の中で、事業の実施、資金調達の方法等の選択をしながら、15年後までの地方公共団体の経営をシミュレートする。議会への説明も交えながら、特色あるまちづくりを目指す。
- 広報誌  
住民向けに「公会計」の必要性などを毎月掲載する。



#### 効果等

- 公会計を通じて町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することができ、財政改革に対する意識が向上した。

6

## 適切な資産管理（将来の施設更新等の財源確保）

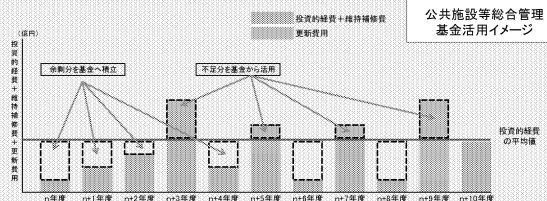
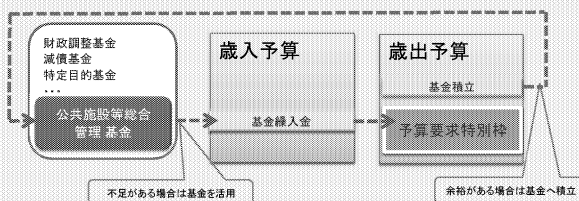
### 【事例】 適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

#### 背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

#### 事例概要

- 耐用年数が到来した資産を固定資産台帳から抽出し、資産所管課において、資産の取替・修繕・廃棄の可否について検討。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する更新費用や投資的経費の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



#### 効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

7

## 情報の管理（日々仕訳の活用）

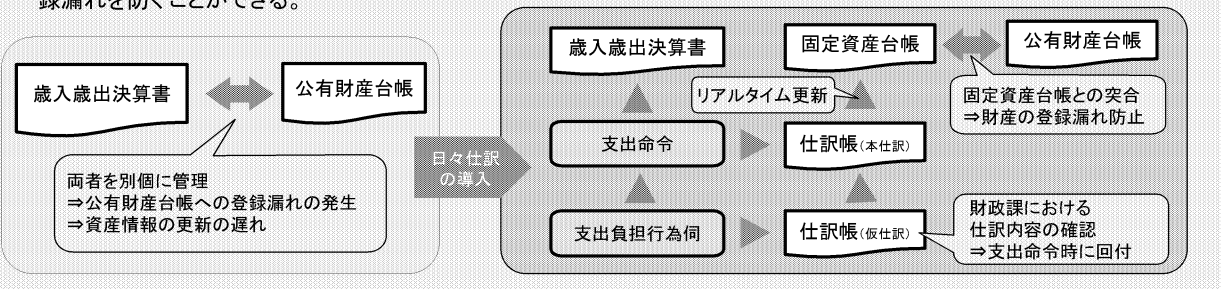
### 【事例】台帳の管理体制の強化（京都府相楽郡精華町）

#### 背景・目的

- 歳入歳出執行情報と公有財産台帳情報を別個に管理していたため、公有財産台帳への登録漏れが発生するとともに、資産情報を日々更新することができなかった。

#### 事例概要

- 日々仕訳を行うことにより、資産情報を固定資産台帳にリアルタイムで更新することができる。
- リアルタイムで更新される固定資産台帳と突合することで、公有財産台帳を日々更新することができるとともに、財産の登録漏れを防ぐことができる。



#### 効果等

- 日々仕訳を導入することにより、資産の増減に関する複式仕訳と固定資産台帳への登録を事務フローに組み込むことで、公有財産台帳への登録漏れを防ぐとともに、固定資産台帳をリアルタイムで更新することができる。
- 各資産担当課において、保有資産に対する責任意識の醸成が期待できる。

## セグメント分析（施設の統廃合）

### 【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

#### 背景・目的

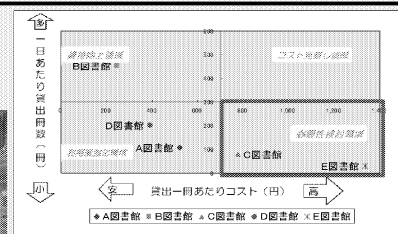
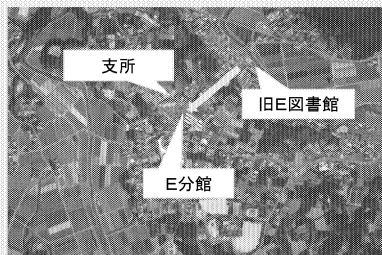
- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

#### 事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



#### 効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。



## セグメント分析（予算編成への活用）

### 【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

#### 背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

#### 事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

#### 効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

## 業務の効率化（効率的な日々仕訳の導入）

### 【事例】 日々仕訳の自動化による業務の効率化（熊本県宇城市）

#### 背景・目的

- 各事業担当課の職員が日々仕訳を行えるほど、公会計の知識が十分ではなかった。
- できる限り仕訳を行う職員の負担を軽減することが必要であった。

#### 事例概要

- 決算統計のために委託料・工事費・備品購入費等の節の下に細節を設定していたところに、追加して仕訳コードを付す。
- 仕訳コードを付すことにより、財務会計システムから出力される歳入歳出のデータを資金仕訳変換表に則して全ての自動で仕訳のデータに変換する。

#### 決算統計のためのコード化

会計	款・事業	事業名	節・細節
所属		説明名称	
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001
土木課土木係	101 長寿命化修繕計画策定業務委託料		
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003
土木課土木係	001 測量設計業務委託料		

システム  
改修後

細節のコード

#### 説明コード

#### 日々仕訳にも対応したコード化

会計	款・事業	事業名	節・細節	借方
所属				貸方
007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001		行政コスト計算書(PL) - 物件費(86)
土木係	101 長寿命化修繕計画策定業務委託料			資金収支計算書(CF) - 物件費等支出(132)
007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003		貸借対照表(BS) - インフラ資産 - 建設仮勘定(28)
土木課土木係	001 測量設計業務委託料			資金収支計算書(CF) - 公共施設等整備費支出(151)

仕訳コード

#### 効果等

- 複数ある仕訳パターンを一対一にすることにより、仕訳が自動で行われ、業務が効率化。
- 細節のコードと仕訳コードを連動させたことにより、日々仕訳から自動で決算統計が作成され、業務が効率化。

## 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

### 1. 趣旨

地方公会計の整備により把握される「資産老朽化比率」等について、今後の財政分析に活用していく上での有用性や課題を検証する。

#### ○資産老朽化比率

公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

#### ○債務償還可能年数

実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{(\ast 1)} - \text{充当可能基金残高}^{(\ast 1)}}{\text{業務収入等}^{(\ast 2)} - \text{業務支出}^{(\ast 3)}}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。  
 ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入等」=業務収入+高収補償特別分派行額+臨時財政対策債発行可能額とする。  
 ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

### 2. 検証結果

「資産老朽化比率」については、減価償却費により算出した指標であることをより端的に表現するため、今後は「有形固定資産減価償却率」と呼称することが適当。なお、算出方法に変更が生じるものではなく、継続した指標名を使用したい地方公共団体においては、「有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)」と表記することも考えられる。

12

## 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

### ○ 団体間比較の際の施設類型

都道府県(15類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
空港
学校施設
図書館
博物館等
体育館・プール
陸上競技場・野球場等
県民会館
保健所
試験研究機関
警察施設
庁舎

市区町村(16類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
認定こども園・幼稚園・保育所
学校施設
児童館
公民館
図書館
体育館・プール
福祉施設
市民会館
一般廃棄物処理施設
保健センター
消防施設
庁舎

13



## 類似団体区分の検証・検討

### 対応

1. 以下の現状を踏まえ、類型設定の基準の見直しを実施。

- 第Ⅱ次・第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で2.0ポイント減少<H17(92.1)→H22(90.1)>しており、より適切な団体間比較を実施すべく、影響を加味した区分の再設定が必要。
- また、町村においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 町村においては、5年間で1.9ポイント上昇<H17(57.7)→H22(59.6)>しており、産業構造の高度化が顕著であることから区分の再設定が必要。
  - ▷ 相対的な比較が可能となるよう、類型の設定基準である「産業構造」を都市(Ⅱ次、Ⅲ次比率95%→90%)、町村(Ⅲ次比率55%→60%)ともに変更。(1団体のみの類型、可能な限り10団体未満の類型をなくすことを考慮。)

### 見直し前

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造		Ⅱ次	Ⅲ次	95以上	95未満	95未満	95未満	計
人口		区分	0	2	1	0	0	
50,000	人未満	I	0	13	175	0	0	292
50,000	人以上	II	17	15	201	0	0	297
100,000	人以上	III	0	1	34	0	0	103
150,000	人以上	IV	2	1	49	0	0	55
計			29	34	307	117	0	607

### 見直し後

都市 人口・産業構造別団体数表

産業構造		Ⅱ次	Ⅲ次	90以上	90未満	90未満	90未満	計
人口		区分	0	2	1	0	0	
50,000	人未満	I	0	64	115	0	0	292
50,000	人以上	II	75	91	82	0	0	297
100,000	人以上	III	37	33	29	0	0	109
150,000	人以上	IV	25	13	19	0	0	55
計			169	201	242	79	0	691

町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造		Ⅱ次	Ⅲ次	80以上	80未満	80未満	計
人口		区分	2	1	0	0	
5,000	人未満	I	0	30	138	0	249
5,000	人以上	II	93	42	107	0	242
10,000	人以上	III	0	29	43	0	150
15,000	人以上	IV	77	17	29	0	123
20,000	人以上	V	133	71	8	0	162
計			464	199	325	0	928

町村 人口・産業構造別団体数表

産業構造		Ⅱ次	Ⅲ次	80以上	80未満	80未満	計
人口		区分	2	1	0	0	
5,000	人未満	I	0	54	136	0	249
5,000	人以上	II	69	75	107	0	242
10,000	人以上	III	0	60	45	0	150
15,000	人以上	IV	47	17	29	0	123
20,000	人以上	V	103	51	8	0	162
計			319	287	325	0	928

※赤色網掛けは団体数が10以上99未満の区分

14

## 類似団体区分の検証・検討

### 対応

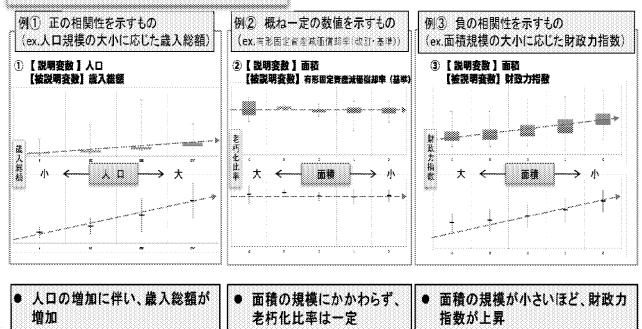
2. 人口や産業構造等の「説明変数」と市町村の規模、構造、性質を示す歳入総額や財政力指数等の「被説明変数」の相関性の有無を判定し、次頁のとおり見直す。

#### 【組合せパターン】

【類型設定に係る説明変数及び被説明変数の組合せ】計28パターンで検証・分析

説明変数	被説明変数	説明変数	被説明変数
① 人口	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	① 人口・産業構造	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
② 産業構造	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	② 人口・面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
③ 面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費	③ 人口・可住地面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費
④ 可住地面積	歳入総額 財政力指数 有形固定資産減価償却率 普通建設事業費		

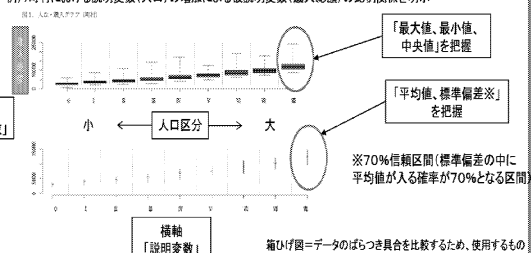
#### 【相関性の有無の判定例】



#### 【検証手法】

##### 【箱ひげ図イメージ】

例：町村における説明変数(人口)の増加による被説明変数(歳入総額)の比例関係を示す



15

# 類似団体区分の検証・検討

対応

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

説明変数	被説明変数	【既存】		【新規】										
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費				補助事業費				
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備			
【既存】	人口	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【既存】	産業構造	○	○	□	□	▲	▲	☆	☆	▲	○	○	○	○
【新規】	面積	△	●	□	□	○	○	△	○	○	○	○	△	○
【新規】	可住地面積	○	▲	□	□	○	○	△	○	○	○	○	○	○

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

説明変数	被説明変数	【既存】		【新規】										
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費				補助事業費				
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備			
【既存】	人口・産業構造	○	○	□	□	●	○	×	▲	●	●	●	●	●
【新規】	人口・面積	○	●	□	□	△	○	×	△	○	△	○	○	○
【新規】	人口・可住地面積	△	●	□	□	○	△	○	△	○	△	○	△	△

- ※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)  
 「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)  
 「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数  
 「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数  
 「☆」…都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数  
 「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数
- ※2 「有形固定資産減価償却率」…サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル)及び(基準モデル)を抽出して比較。

16

## 財政状況資料集の様式への反映 ①住民一人当たりコスト・性別別

財政状況資料集  
(イメージ)

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

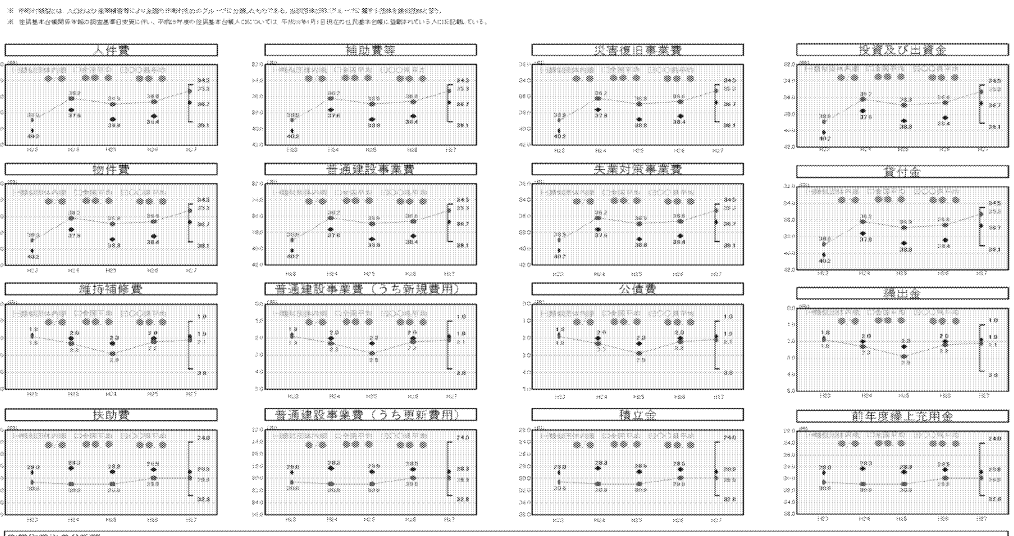
#### ① 性別別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

項目	ID	1,300,480	A(109.11増)	実質赤字率	-
うち日本人	1,301,000	A(109.11増)	実質赤字率	0	
性別	1,315,12	実質赤字率	5.7		
歳入総額	856,515,663	千円	実質赤字率	78.9	
歳出総額	846,205,681	千円	財政力指数	101	
実質赤字	5,738,283	千円	(年齢別)	107	
経常収支比率	846,205,681	千円	107	107	
地方債現在高	974,744,076	千円	107	107	

● 市町村別  
▲ 県別  
○ 全国平均

平成○年度 ○県○○市

⇒ 計 16項目



性別別歳出の分析欄  
主な項目に団体自らがコメントできる欄

17

## 財政状況資料集の様式への反映 ②住民一人当たりコスト・目的別

財政状況資料集  
(イメージ)

⇒ 計 15項目

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

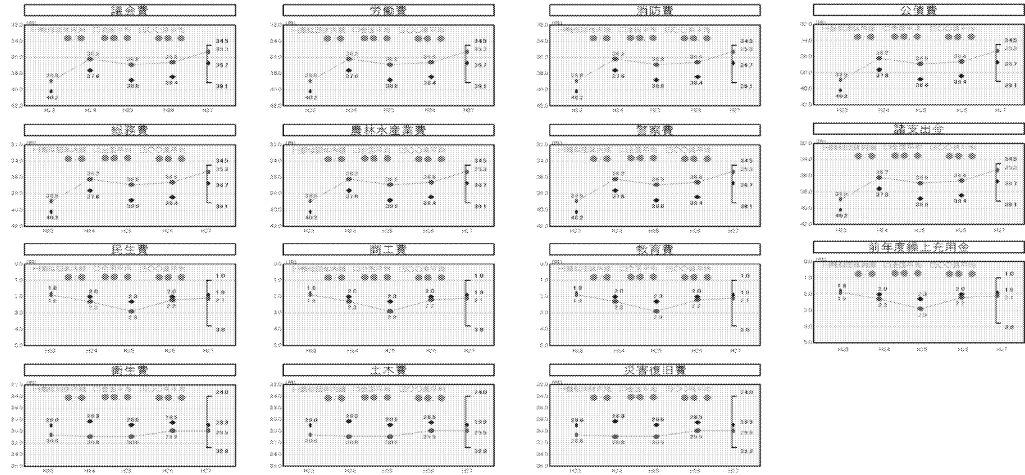
#### ② 目的別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

人口	1,301,498	A国(1.1)増減	実収率比率	-
法人数	1,971,029	A国(1.1)増減	金融機関比率	-
法人種別	1,777,372	増	実収率比率	8.7
法人種別	253,657	減	割合	19.3
法人種別	942,975	増	割合	72.5
法人種別	5,708,700	増	割合	4.5
法人種別	452,451	増	割合	3.5
法人種別	324,744	増	割合	2.5

● 当該団体の値  
○ 類似団体の値  
△ 全国平均の値  
◇ 全国平均の値

平成〇年度

〇県〇〇市



目的別歳出の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄

18

## 財政状況資料集の様式への反映 ③財政指標等組み合わせ分析表

財政状況資料集  
(イメージ)

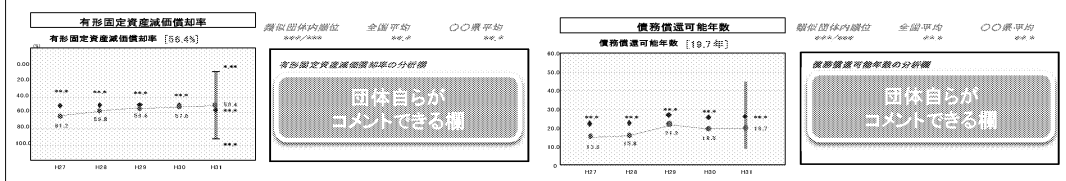
⇒ 計 4項目

### 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

#### ③ 財政指標等組み合わせ分析表

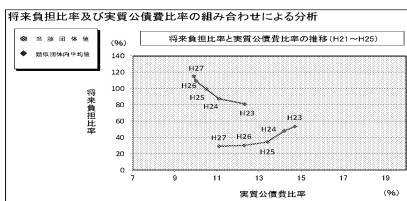
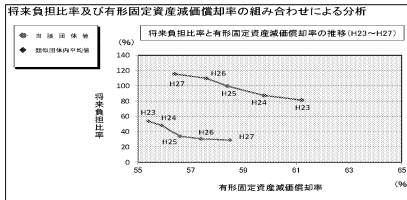
平成〇年度

〇県〇〇市



「有形固定資産減価償却率」・・・公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

「債務償還可能年数」・・・実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。



将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27	
当該団体	有形固定資産減価償却率	61.2	59.8	58.4	57.6	56.4
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	有形固定資産減価償却率	55.4	55.9	56.6	57.4	58.5
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27	
当該団体	実質公債費比率	12.3	11.1	10.5	10.0	9.9
	将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	実質公債費比率	14.7	14.2	13.4	12.3	11.1
	将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

19

財政状況資料集  
(イメージ)

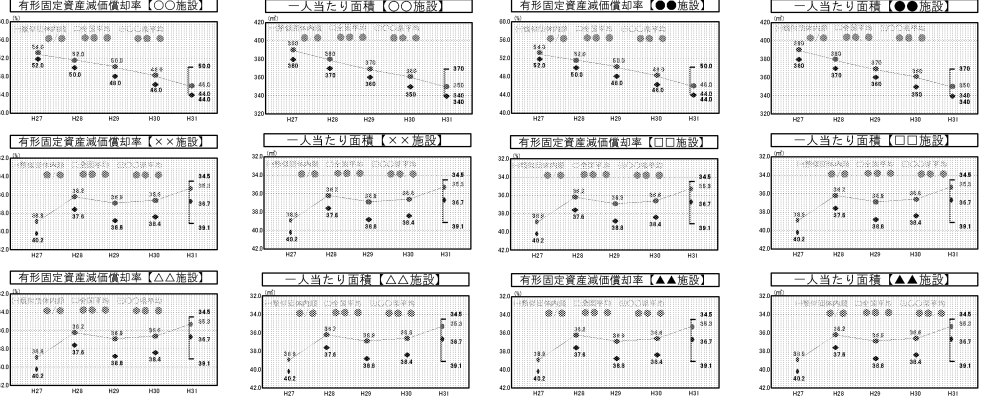
市町村財政比較分析表(普通会計決算)  
④ 施設情報分析表

人	1,920,466	人(国1.1(補正))	養育費率	—
うち日本人	1,920,070	人(国1.1(補正))	定額養育費率	6.7
世帯	1,193,12	世帯	養育費率	7.0
人口密度	302.65/平方	平方	養育費率	—
出生数	849,973,691	千円	養育費率	—
養育費	5,780,280	千円	国 計 費 率 H12 国費率 H13 国費率	—
経常収支	442,481,990	千円	( 年度毎 ) H12 国費率 H13 国費率	—
地方債発行	314,744,016	千円		

● 国費率  
● 国費率(補正)  
↑ 国費率(補正)

平成〇年度 ○県〇〇市

※ 市町村別は、人口及び世帯数等により異なる市町村をグループに分けたものである。当該グループに属する市町村を比較対象とする。  
※ 国費率(補正)は、人口及び世帯数等により異なる市町村をグループに分けたものである。当該グループに属する市町村を比較対象とする。



資産情報の分析欄

主な項目に団体自らがコメントできる欄



## 第5部 第三セクターと地方公営企業の改革



# 公営企業・第3セクターの経営改革 ～経済財政諮問会議での議論を受けて～

平成28年4月28日

総務省 自治財政局 公営企業課長

菅原 泰治

## 【目次】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1. 地方公営企業の制度概要と現状          | … p2  |
| 2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応      | … p16 |
| 3. 地方公営企業の見える化の推進          | … p25 |
| 4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進 | … p38 |
| 5. 公営企業の広域化・民間活用           | … p43 |
| 6. その他                     | … p46 |



# 1. 地方公営企業の制度概要と現状

2

## 地方公営企業の役割

○地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。

○こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

### 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	指標	全事業 (※)	左記にしめる 地方公営企業の割合 (※)	地方公営企業の 事業数(H26末) (総数8,662)
水道	現在給水人口	1億2,521万人	99.5%	2,097
工業用水	年間総配水量	44億16百万m <sup>3</sup>	99.9%	154
鉄道	年間輸送人員	236億6百万人	13.4%	9
自動車運送	年間輸送人員	44億5百万人	20.6%	30
電気	年間発電電力量	8,239億9百万kWh	1.0%	85
ガス	年間ガス販売量	1兆5,360億MJ	2.3%	28
病院	病床数	1,574千床	12.3%	639
下水道	汚水処理人口	1億1,216万人	91.3%	3,638

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。(1,982事業)  
 ※ 平成25年度地方公営企業決算の概況より

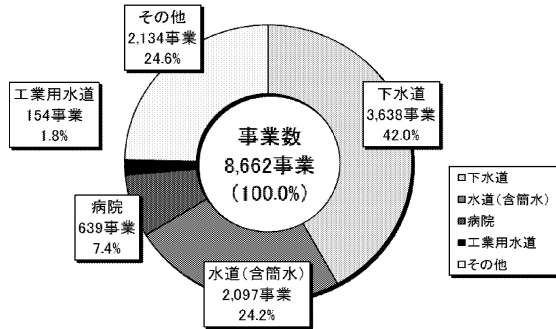
3

## 地方公営企業の事業数

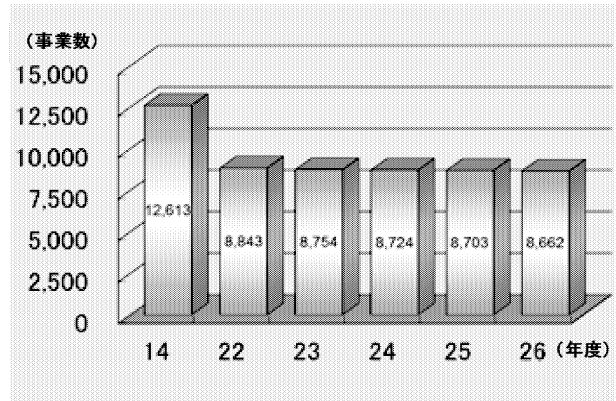
事業数は、平成26年度末現在8,662事業。  
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

平成14年度をピークに、市町村合併や経営の見直し等により、毎年減少しており、5年前の平成22年度の事業数との比較では、181事業、2.0%減少している。

地方公営企業の事業数の状況(平成26年度末)



地方公営企業の事業数の推移



4

## 地方公営企業の経営状況(事業別総収支) —平成26年度決算—

公営企業全体の総収支は、5,252億円の赤字。(対前年度△1兆333億円、△203.4%)

平成26年度は、会計基準の見直しに伴い、特別損失(退職給付引当金不足額等)の計上等による総費用の増加があり、平成12年度以来14年ぶりの赤字となった。

### 全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位: 億円、%)

区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F-E) / (E)
水道(含簡水)	2,466	1,762	△ 704	52	51	△ 0	2,518	1,814	△ 704	△ 28.0
工業用水道	274	△ 254	△ 528	-	-	-	274	△ 254	△ 528	△ 192.7
交 通	769	△ 1,130	△ 1,898	2	4	2	770	△ 1,126	△ 1,896	△ 246.2
電 気	119	135	16	39	35	△ 5	158	170	11	7.2
ガ ス	20	66	47	-	-	-	20	66	47	235.3
病 院	△ 429	△ 4,852	△ 4,423	-	-	-	△ 429	△ 4,852	△ 4,423	△ 1,030.4
下 水 道	829	1,389	561	576	590	14	1,405	1,979	575	40.9
そ の 他	111	△ 3,341	△ 3,452	254	292	37	365	△ 3,050	△ 3,415	△ 934.9
合 計	4,159	△ 6,223	△ 10,382	923	971	49	5,081	△ 5,252	△ 10,333	△ 203.4

(注) 総収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実収支であり、他会計繰入金等を含む。

5

## 地方公営企業の経営状況 —平成26年度決算—

黒字事業は、7,345事業(事業数全体の85.5%)で、前年度に比べ280事業の減少。  
一方、赤字事業は、1,246事業(同14.5%)で、前年度に比べ232事業の増加。

### 全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	25			26			増減額 (B) - (A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	2,135 (70.7%)	5,490 (97.7%)	7,625 (88.3%)	1,914 (62.5%)	5,431 (98.2%)	7,345 (85.5%)	△ 221	△ 59	△ 280
黒字額	5,987	1,357	7,343	5,632	1,343	6,975	△ 355	△ 14	△ 369
赤字事業数	885 (29.3%)	129 (2.3%)	1,014 (11.7%)	1,149 (37.5%)	97 (1.8%)	1,246 (14.5%)	264	△ 32	232
赤字額	1,828	434	2,262	11,855	371	12,227	10,027	△ 63	9,964
総事業数	3,020	5,619	8,639	3,063	5,528	8,591	43	△ 91	△ 48
収支	4,159	923	5,081	△ 6,223	971	△ 5,252	△ 10,382	49	△ 10,333

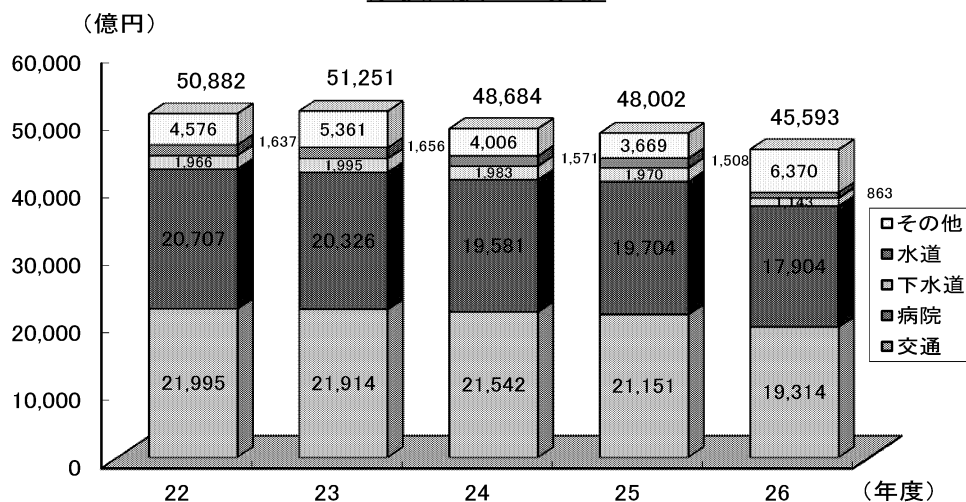
(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。  
2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。  
3. ( )は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

6

## 地方公営企業の累積欠損金の状況

累積欠損金は、4兆5,593億円となっており、前年度に比べ2,409億円、5.0%減少している。事業別にみると、交通事業が最も多く、次いで病院事業となっている

### 累積欠損金の推移



(注)累積欠損金は、法適用企業のみ対象としている。

7

## 地方公営企業の料金収入の状況 —平成26年度決算—

全体の料金収入は、8兆9,029億円。(対前年度 385億円、0.4%減少)  
過去5年間の推移をみると平成22年度の料金収入と比較して1,126億円、1.2%減少。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では4割程度、その他事業も6割程度となっている。

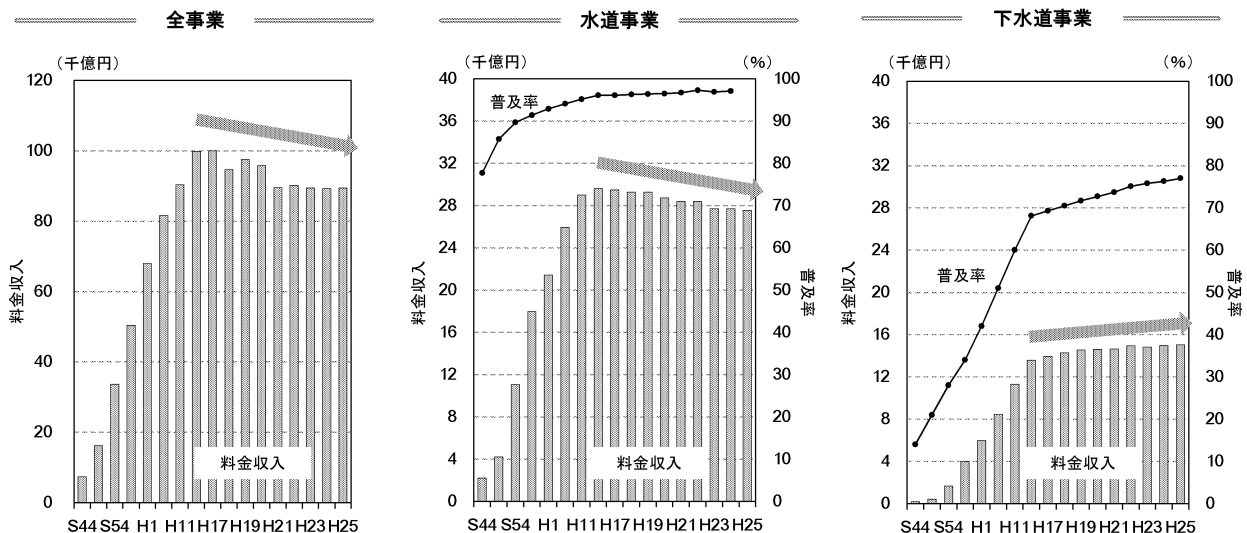
区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道(含簡水)	26,927 (90.6%)	26,520 (82.0%)	△ 407	611 (70.6%)	599 (70.1%)	△ 13	27,538 (90.1%)	27,118 (81.7%)	△ 420	△ 1.5
工業用水道	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	-	-	-	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	0.0
交 通	6,609 (85.6%)	6,592 (81.2%)	△ 18	40 (46.3%)	41 (44.8%)	1	6,649 (85.2%)	6,632 (80.8%)	△ 17	△ 0.3
電 気	704 (93.0%)	721 (81.7%)	17	91 (94.8%)	98 (92.8%)	7	795 (93.2%)	818 (82.9%)	24	3.0
ガ ス	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	-	-	-	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	2.0
病 院	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	-	-	-	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	△ 2.2
下 水 道	9,400 (53.3%)	9,674 (42.3%)	274	5,694 (42.0%)	5,500 (41.4%)	△ 195	15,095 (48.4%)	15,174 (41.9%)	79	0.5
そ の 他	1,925 (71.0%)	2,724 (62.4%)	799	2,980 (69.2%)	2,831 (70.7%)	△ 149	4,905 (69.9%)	5,555 (66.4%)	650	13.3
合 計	79,998 (79.6%)	79,961 (71.3%)	△ 37	9,417 (49.8%)	9,068 (49.4%)	△ 348	89,414 (74.9%)	89,029 (68.2%)	△ 385	△ 0.4

(注) ( ) 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

8

## 地方公営企業の料金収入の推移

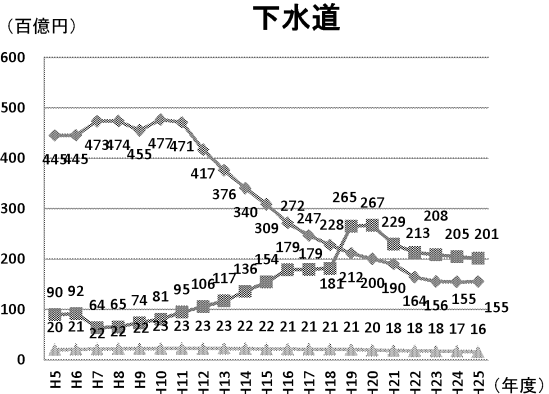
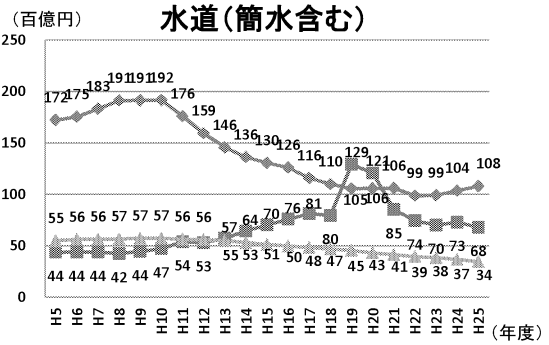
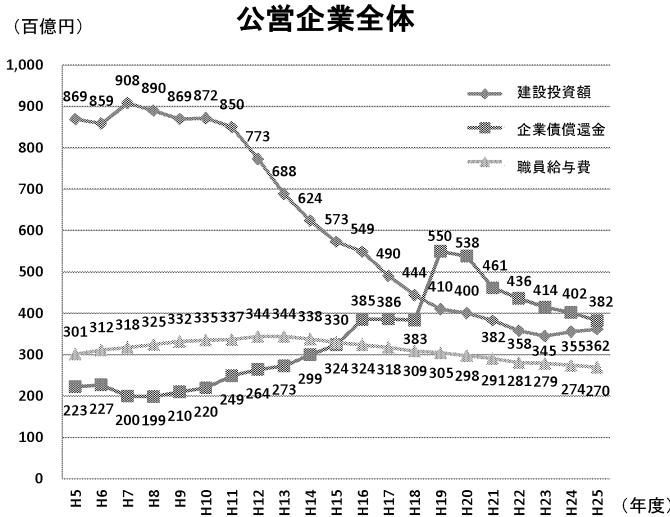
- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。



9

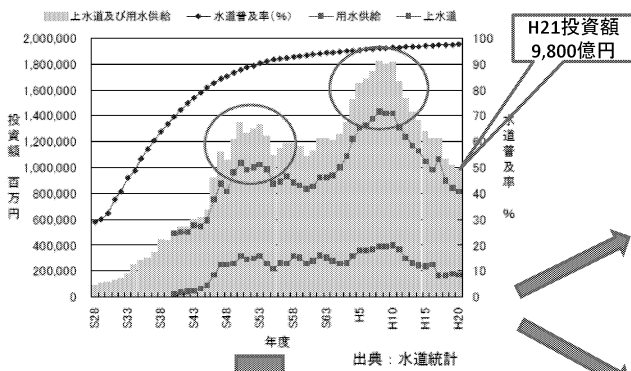
# 公営企業に関する建設投資費の推移

・平成11年度から連続で減少していたが、施設の更新需要の高まりにより、平成24年度から2年連続で増加している。



# 水道事業の更新投資の推計

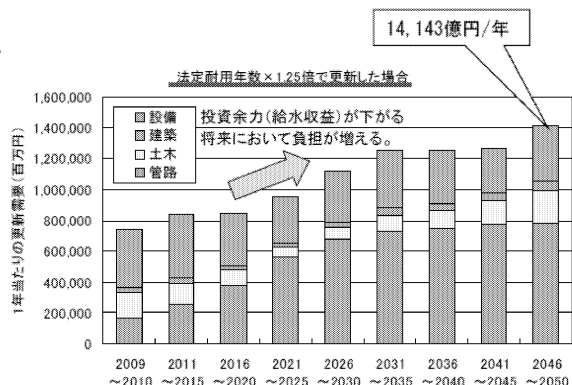
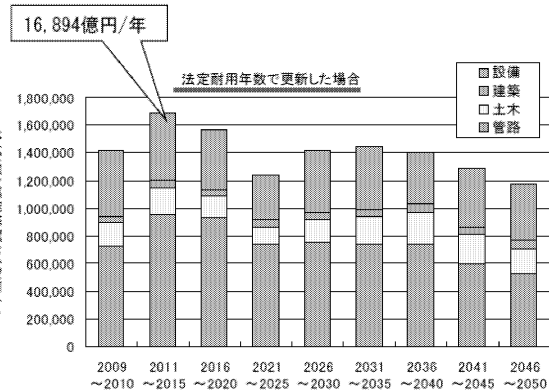
水道への投資額の推移(平成20年価格)



平成20年度末資産額 46.7兆円

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77	0.77	0.79
法定耐用年数を超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5	9.5	10.5

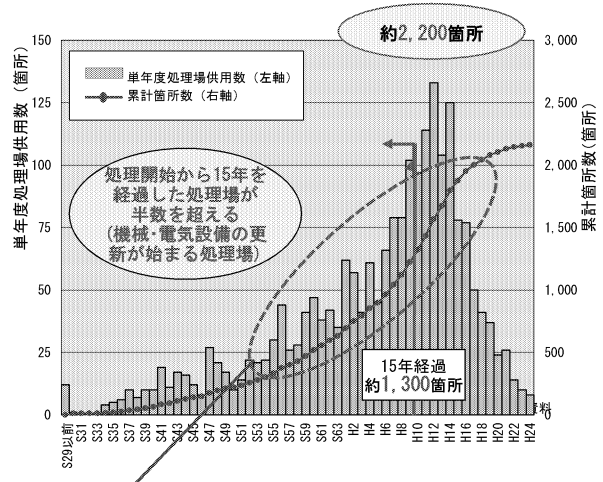
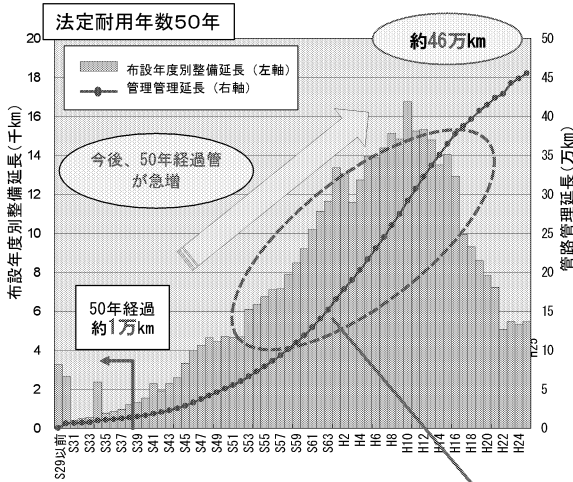


## 下水道ストックの現状

- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

■ 管路施設の年度別管理延長 (H25末現在)

■ 処理場の年度別供用箇所数 (H25末現在)



投資時期に偏在が見られる

出典:国土交通省資料

12

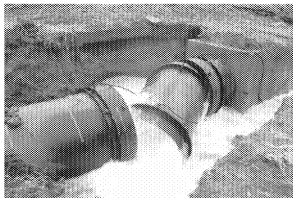
## 管路の老朽化等に起因した障害の発生事例①

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壤に管路が埋設されていることなどが原因。

### A水道事業

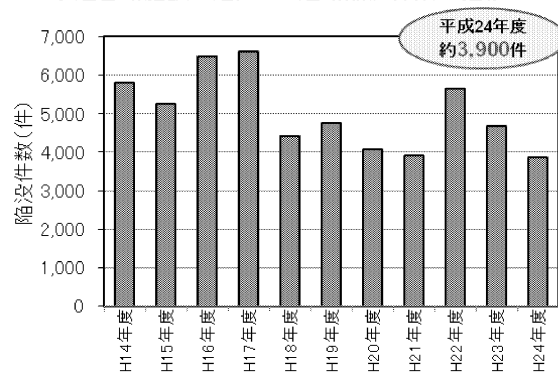
ゴム可とう管の破断による配水管からの漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)
- 市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)



※写真はイメージ

■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



13



## 管路の老朽化等に起因した障害の発生事例②

<b>B水道事業</b>	配水管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水管の破損により、約1,500戸で断水及び濁水</li> <li>○ 破損した配水管から噴出した水が土砂を巻き込みガス管を破損し、約14,800戸でガス供給も停止(ガス事業者に損害賠償)</li> <li>○ 発生から復旧まで約1日</li> </ul>
<b>C水道事業</b>	老朽化に伴う配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水管の破損により、約33,000戸(約74,000人)で赤水や濁水、断水等</li> <li>○ 発生から復旧まで約1日</li> </ul>
<b>D水道事業</b>	配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冠水による幹線道路通行止め(3時間)</li> </ul>
<b>E下水道事業</b>	下水道管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 布設後33年経過した鉄筋コンクリート管の破損</li> <li>○ 長さ約10メートル、幅約6メートルにわたる中央分離帯の陥没</li> <li>○ 発生から緊急復旧まで約1ヶ月半</li> <li>○ 下水道管の補強工事と道路機能の復旧まで約4ヶ月</li> <li>○ 復旧工事期間中における夜間交通規制の実施</li> </ul>

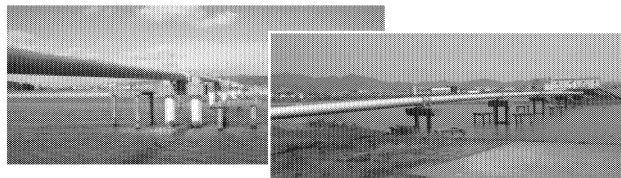


※写真はイメージ

## 震災対策に取り組む団体の事例

### 1 水管橋の地震・津波対策

- ・耐震性のない水管橋の横過トンネル化



### 2 管路の耐震化・老朽化対策

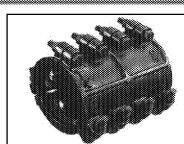
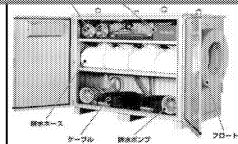
- ・老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- ・老朽管路の総合評価と優先度の決定
- ・耐蝕、被覆による管路の長寿命化



### 3 工業用水給水のバックアップ対策

- ・給水ルートへの2重化とループ化
- ・他管理者の管路との接続給水
- ・緊急給水設備の整備

- ・災害時支援協定の締結
- ・工業用水被災時の復旧訓練
- ・工業用水管路の復旧資材の備蓄



## 2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応

16

### 総務省による地方公営企業の改革に向けた取組

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

#### 経営状況の把握・経営管理

地方公営企業会計の制度等の見直し

- 資本制度の見直し  
(平成24年4月から)  
→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。
- 地方公営企業会計基準の見直し  
(平成26年度予算・決算から)  
→損益、資産等の正確な把握。

#### 経営改革

□ 公営企業の抜本改革

- (平成21年度～25年度)
- 事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知)

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少(平成20年度:61会計→平成25年度:18会計)

17



## 地方公営企業の抜本改革等の取組状況(平成26年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		PFI (導入数)		指定管理者制度 (導入数)		公営企業型 地方独立行政法人(導入数)	
368事業(240事業)		272事業(118事業)		59事業(15事業)		776事業(172事業)		43法人(32事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
35(19)	333(221)	42(20)	230(98)	29(5)	30(10)	121(24)	655(148)	25(18)	18(14)
宅地造成	92(66)	介護	143(67)	下水道	23(7)	介護	217(50)	病院	43(32)
観光施設その他	58(31)	病院	30(13)	病院	15(3)	観光施設その他	178(47)		
介護	55(33)	観光施設その他	25(8)	水道	10(4)	駐車場	157(23)		
病院	49(26)	交通	24(7)	観光施設その他	4(0)	病院	74(18)		
簡易水道	35(25)	ガス	19(5)	工業用水道	2(1)	港湾整備	34(7)	包括的民間委託 (導入数)	
駐車場	22(18)	電気	9(5)	港湾整備	2(0)	下水道	33(2)		
と畜場	11(8)	市場	8(5)	市場	1(0)	市場	36(18)	87事業	
水道	8(5)	駐車場	5(3)	宅地造成	1(0)	と畜場	24(3)		
交通	7(5)	と畜場	4(3)	駐車場	1(0)	簡易水道	8(1)	県・政令市等	市町村等
電気	7(4)	宅地造成	3(2)			宅地造成	7(0)	11	76
下水道	9(8)	工業用水道	1(0)			水道	4(1)	水道	42
市場	7(6)	港湾整備	1(0)			工業水道	2(1)	工業用水道	2
港湾整備	5(3)					交通	2(1)	下水道	35
工業用水道	2(2)							簡易水道	7
有料道路	1(0)							港湾整備	1

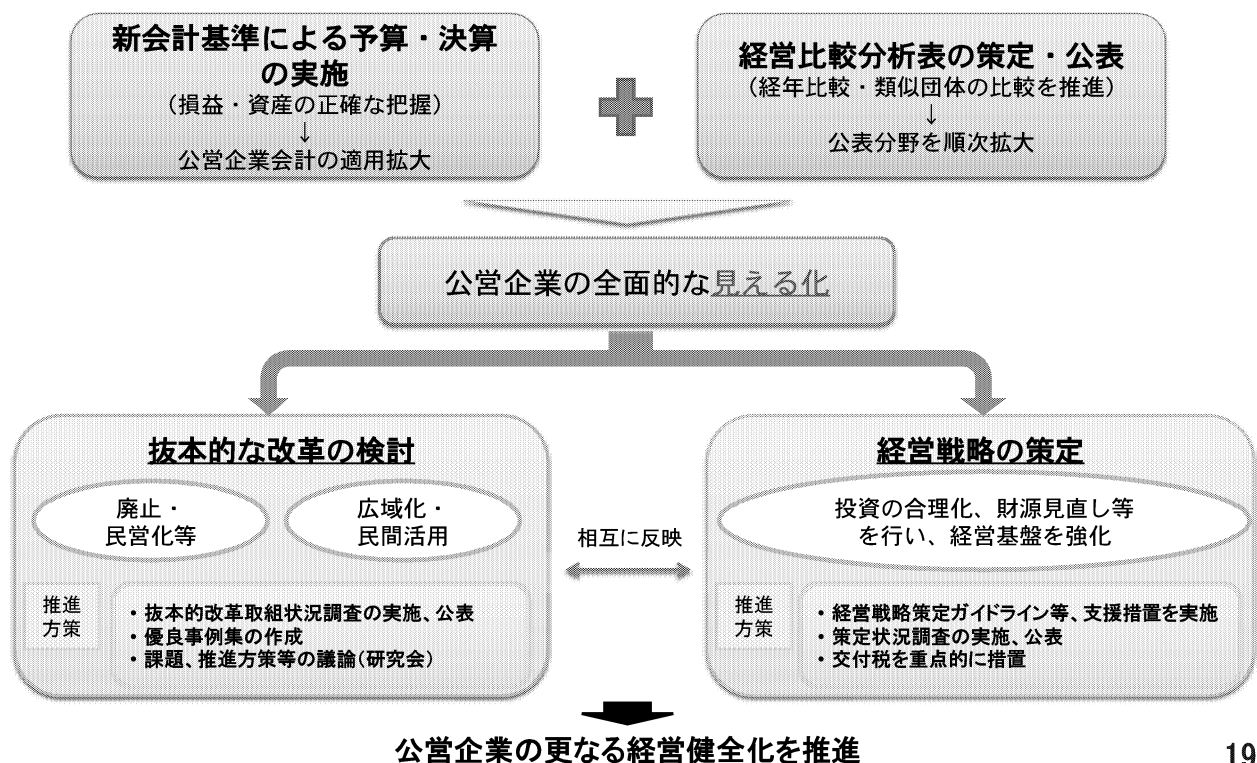
(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)  
 (※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成26年4月1日の実績で内数。  
 (※)包括的民間委託については、平成24年4月2日から平成26年4月1日の実績。

### ＜平成21～25年度までの「集中取組期間」の実績＞

事業規模に占める資金不足額の割合が経営健全化計画の策定を要する基準以上である会計  
 平成20年度:61会計→平成25年度:18会計(▲70.5%)

18

## 公営企業の抜本的な改革への取組



19

# 経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)(抄)

## 公営企業・第三セクター関係部分

### 3. 主要分野毎の改革の取組

#### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

##### (1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(取組方針・時間軸)

「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。(中略)公営企業・第三セクターの改革については、既に総務省から自治体に対して各種指針の発出・要請等が行われており、これを踏まえ、計画期間内のできるだけ早期に取組を進める。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数(人口3万人以上)、経営戦略の策定率や収支赤字事業数の減少を確認するとともに、収支、繰出金等の指標を用い、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する。

##### (2) 地方行財政の「見える化」

(取組方針・時間軸)

(中略)あわせて、公営企業会計の適用を推進するとともに、公共施設等の集約化・複合化等の成果の検証を行う。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数を確認することにより、公営企業会計を全面的に「見える化」する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。

・ 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

20

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会 概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革	<b>&lt;④公営企業、第三セクター等の経営の改革&gt;</b>						
	○公営企業会計の全面的な「見える化」						
	○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015年1月)	地方財政措置等により支援					・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象自治体の100%】 【人口3万人未満の自治体については進捗検証】
		重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進 <small>(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)</small>					
○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015年9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表	公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)						
	「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業会計の全面的な「見える化」を強力に推進						
	《総務省自治財政局》						

21

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>《④公営企業、第三セクター等の経営の改革》</p> <p>○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の検討の推進</p> <p>○2014年度 ・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請(2014年8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請(2015年3月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進</p> <p>(優良事例を抽出)</p>	<p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p>			<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</p>	
		<p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p> <p>個別事業における広域化等の推進 (連携中核都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p>	<p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進</p> <p>(課題等を抽出)</p>	<p>検討結果に基づき、左記の方策を実施</p>	<p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>			

22

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>《④公営企業、第三セクター等の経営の改革》</p> <p>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p> <p>○2014年度 ・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請(2014年8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請(2015年3月)</p> <p>○2015年度 ・「経営戦略ガイドライン」の策定 ・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進</p>	<p>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進</p>	<p>策定の遅れている団体・分野の取組を促進</p>		<p>・経営戦略の策定率【2020年度までに100%】</p> <p>・新公立病院改革プランの策定率【2018年度までに100%】</p> <p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</p>
		<p>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>						

23

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○第三セクター等の改革</p> <p>○2014年度 ・「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方自治体に対し、2014年度以降においても、引き続き、関係を有する第三セクター等について効率化・経営健全化に取り組むことを要請(2014年8月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表	(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)	健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進			第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等)【減少】	

24

3. 地方公営企業の見える化の推進

- ・ 地方公営企業会計基準の見直し
- ・ 公営企業会計の適用拡大
- ・ 「経営比較分析表」の策定・公表

25

## Ⅱ 地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

### 【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中において、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

### 【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金（＝借入資本金）を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

➡ **地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。**

【（参考）新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

<b>固定資産</b> 92,000  <b>流動資産</b> 8,000	<b>固定負債</b> 5,000	<b>固定資産</b> 82,000  <b>流動資産</b> 8,000	<b>固定負債</b> 42,000	<b>【変化の主な要因】</b> ・借入資本金を負債に計上 ・退職給付引当金を負債に計上 ・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少
	<b>流動負債</b> 20,000		<b>流動負債</b> 25,000	
	<b>資本金</b> 35,000		<b>資本金</b> 5,000	
	<b>資本剰余金</b> 30,000		<b>利益剰余金</b> 18,000	
	<b>利益剰余金</b> 10,000			

26

## 新会計基準に基づく地方公営企業決算の公表(H27.9)

新会計基準導入(H26年度予算・決算～)のねらい

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れ
- 民間企業比較、地方公共団体間比較の容易化
- よりの確な経済性の検証が可能

平成26年度決算のポイント

- ① 資産価値の実態を適切に表示
  - ・時価評価の導入（造成した土地等を減額▲0.8兆円）
  - ・収益性が低下した資産を減額
  - ・すべての償却資産をフル償却
 （固定資産の減額▲6.7兆円） ➡ 総資産規模が減少（▲7.5兆円）
- ② 資本と負債を明確化
  - ・借入資本金の負債計上
 ➡ 負債比率が上昇（資本：負債＝3：7）
- ③ 将来必要な費用も的確に計上
  - ・退職給付引当金等の計上（特別損失1.5兆円の増）
 ➡ 総収支が赤字（H26年度▲0.6兆円）

見直しの効果

資産状況や損益構造がより一層明確化

負債及び費用の増等により、**215事業が資本不足**

今後の方針

- 新会計基準に基づく予算・決算を行う団体を拡大（公営企業会計の適用拡大）
- 各公営企業が決算結果を活用し、廃止、民営化等の抜本改革の検討や経営戦略の策定を推進

27

# 会計基準見直しによる財務諸表への影響と留意点①

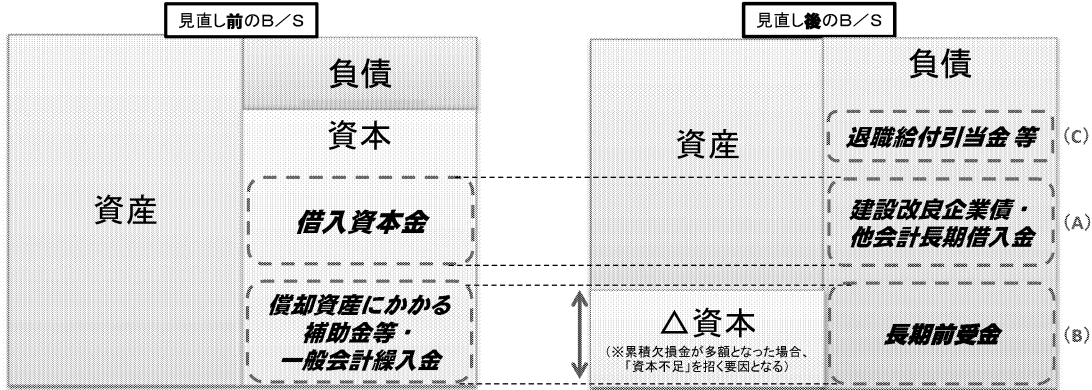
## 会計基準見直しの内容

- ・ 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更
- ・ 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更
- ・ 引当金の計上義務化(退職給付引当金等)



資本金から負債へ・・・(A)  
 資本剰余金から負債へ(長期前受金(繰延収益)へ)・・・(B)  
 負債の増・資本の減(過去の退職給付引当金の計上の影響が大きい)・・・(C)

【一部の公営企業では、以下のようなB/Sとなる場合がある】



## 公営企業における負債＞資産となる場合の考え方

□ 以下の通り、一層の経営の健全化を推進する必要があることを示している。

- ・ 貸借対照表において負債が資産を上回る状態(「資本不足」)となる場合、一般的に累積欠損金が多額となっていることが多く、相対的には厳しい経営状況にあること。
- ・ 累積欠損金は、公営企業で負担すべきコストを料金等で回収できなかったことを意味することから、資本不足の原因となっている累積欠損が改善に向かうよう、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められること。

□ ただし、負債が資産を上回った場合においても、公営企業の場合、通常は即座に経営が立ちゆかなくなるものではない点に留意(民間企業との相違)。

# 公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

## 公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業  
 工業用水道事業  
 軌道事業  
 自動車運送事業  
 鉄道事業  
 電気事業  
 ガス事業

病院事業

簡易水道事業  
 下水道事業  
 船舶事業  
 港湾整備事業  
 市場事業  
 と畜場事業  
 観光事業  
 宅地造成事業 等

### ① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

### ② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

### ③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

## 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

### 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・ より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・ 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・ 経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

### 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・ 住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

### Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大

**【現状】**

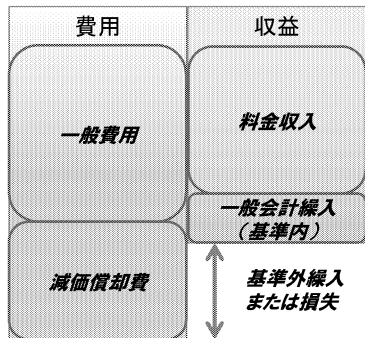
地方公営企業の約2/3は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

**【課題】**

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

⇒ **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

**【下水道事業で想定される損益構造】**



- ◆ 下水道事業は地方公営企業法・任意適用事業であり、約9割を占める法非適用企業の計理は官庁会計方式で行われている。
- ◆ 企業会計方式で下水道事業の財務諸表を作成した場合、以下のような経営の実態が明らかになる可能性あり。
  - ・従来の建設投資に係る減価償却費が膨大。
  - ・費用を賄うだけの料金収入が確保できていない。
  - ・損失を埋めるために多額の基準外繰入が行われている。

⇒ **企業会計方式は、公営企業の経営実態を住民等に知ってもらうためのツール** 30

### 地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,662事業のうち、法適用事業は、平成26年度は前年度に比べ44事業の増加となり、3,077事業(事業数全体の35.5% H25比0.6ポイント増)となっている。

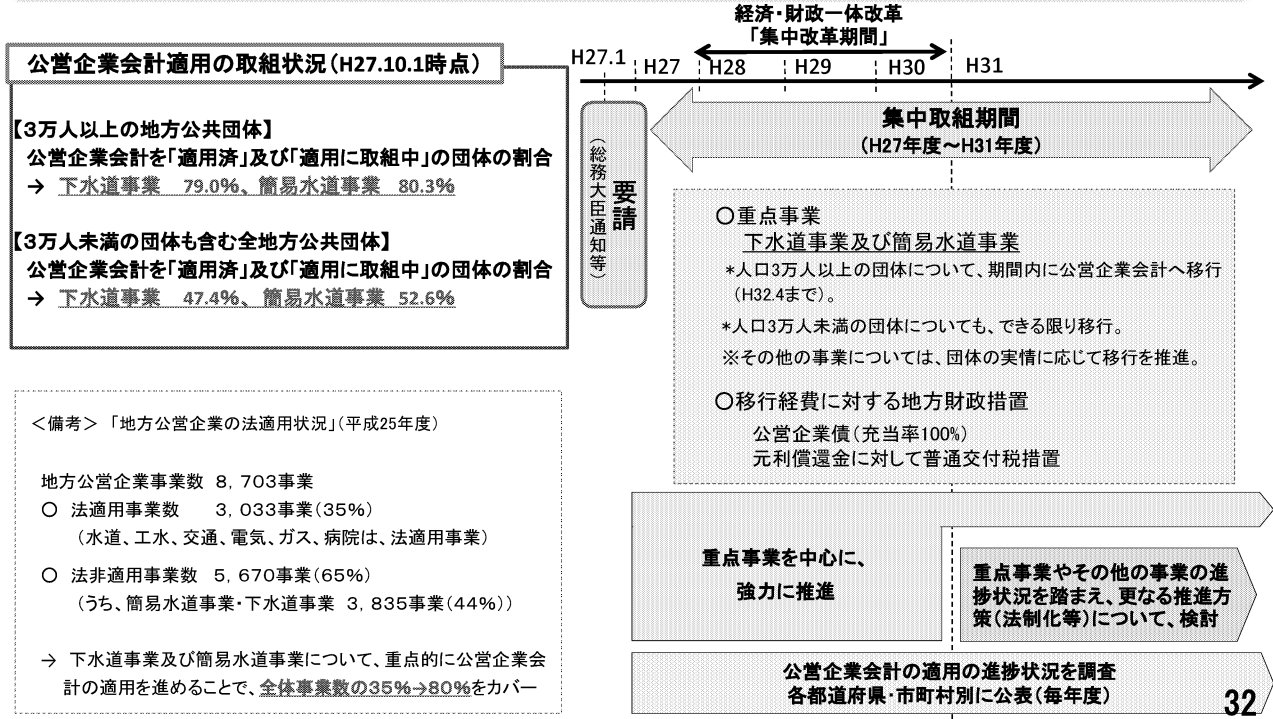
事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合 (a)/(b) (%)
		25	26(a)	増減	25	26	増減	25	26(b)	増減	
水道		1,377	1,374	△ 3	734	723	△ 11	2,111	2,097	△ 14	65.5%
うち簡易水道		25	26	1	734	723	△ 11	759	749	△ 10	3.5%
工業用水道		154	154	0	0	0	0	154	154	0	100.0%
交通		53	53	0	38	38	0	91	91	0	58.2%
電気		28	28	0	51	57	6	79	85	6	32.9%
ガス		28	28	0	0	0	0	28	28	0	100.0%
病院		642	639	△ 3	0	0	0	642	639	△ 3	100.0%
下水道		538	591	53	3,101	3,047	△ 54	3,639	3,638	△ 1	16.2%
その他		213	210	△ 3	1,746	1,720	△ 26	1,959	1,930	△ 29	10.9%
合計		3,033	3,077	44	5,670	5,585	△ 85	8,703	8,662	△ 41	35.5%

# 公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の**経営基盤の強化**や**財政マネジメントの向上**等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、**経営・資産等の状況の正確な把握**、**弾力的な経営**等を実現することが必要。



# 「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討

・「経営戦略」の策定

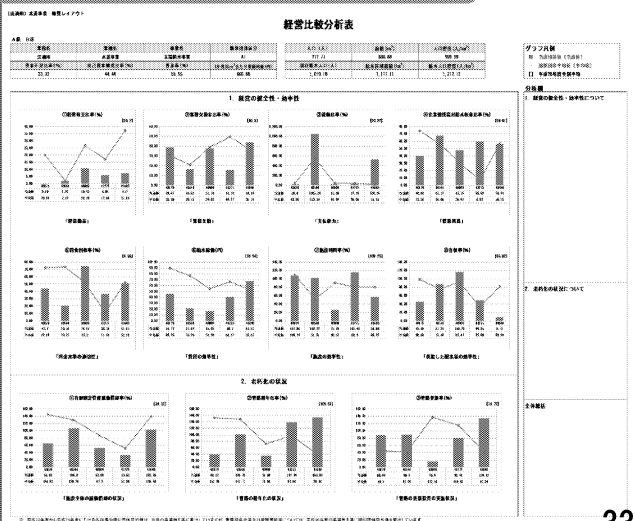
を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

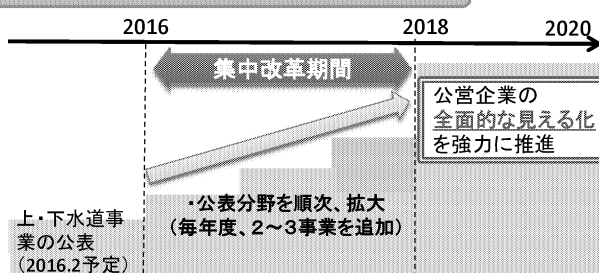
○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

誰もが比較検討しやすいイメージで公表



更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表





# 「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(平成27年11月30日付通知)概要

## 1. 経営指標による分析の意義

- 経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能。
- 経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、今後の見通しや課題への対応に活用。
- 「経営比較分析表」により各公営企業では、経営分析や「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報を得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明に活用が可能。

## 2. 「経営比較分析表」を策定する事業

- (1) 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）
- (2) 下水道事業

(注) すべての公営企業について取り組むことが望ましいが、住民生活に密着し、施設・設備の規模も膨大である一方で、施設・設備の老朽化と料金収入の減少傾向(先細り)等を課題として抱える、当該事業を対象とする。今後も順次対象事業を拡大する予定。

## 3. 経営指標

### (1) 水道事業

- 【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対給水収益比率  
⑤料金回収率 ⑥給水原価 ⑦施設利用率 ⑧有収率

- 【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管路経年比率 ⑪管路更新率

### (2) 下水道事業

- 【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対事業規模比率  
⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価 ⑦施設利用率 ⑧水洗化率

- 【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管渠老朽化率 ⑪管渠改善率

## 今後の方針

- 経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定)において、「経営比較分析表」の公表分野の拡大や指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の「見える化」を強力に推進することとしている。

# 公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について ①

## 公営企業の全面的な見える化の推進

### 公営企業会計の適用拡大

#### 【公営企業会計適用の取組状況を団体別に公表】

- ・ 平成27年10月時点における全都道府県・市町村の個々の取組状況を総務省HPにおいて公表(28年2月)。

<公営企業会計を「適用済」・「取組中」の団体の割合>

→ (人口3万人以上) 下水道 79.0%、簡易水道 80.3%  
(全団体) 下水道 47.4%、簡易水道 52.0%

<公表イメージ>

団体名	国勢調査人口(H22)	公営企業会計適用の取組状況			
		①適用済	②取組中	③検討中	④検討未着手
〇〇県	1,700,000		○		
△△市	500,000	○			
××町	15,000			○	

#### 【都道府県別の法適化推進担当者の設置】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(27年11月)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(28年1月)。

今後、毎年度調査を実施し、見える化を徹底するとともに、取組の遅れている団体が多い都道府県に対しては、個別にヒアリングを実施するなど、取組を強力に後押し。

### 経営比較分析表の策定・公表

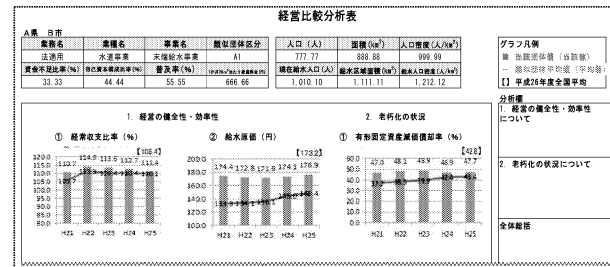
#### 【経営比較分析表を活用した経営の見える化】

- ・ 上水道・下水道事業(約5,600事業)の経営比較分析表を公表(28年2月末予定)。

<見える化のコンテンツ>

- ・ 各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・ 経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す11指標の経年変化・類似団体比較を示したグラフ・表
- ・ 各公営企業による分析コメント
- ・ 毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

<公表イメージ>



今後、公表分野を順次拡大するとともに、追加指標を検討するなど、公営企業の経営の見える化を徹底。

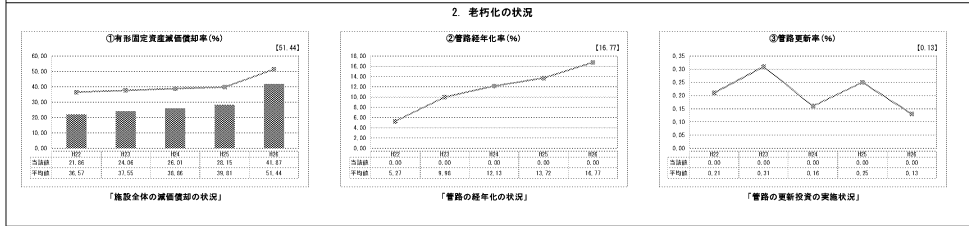
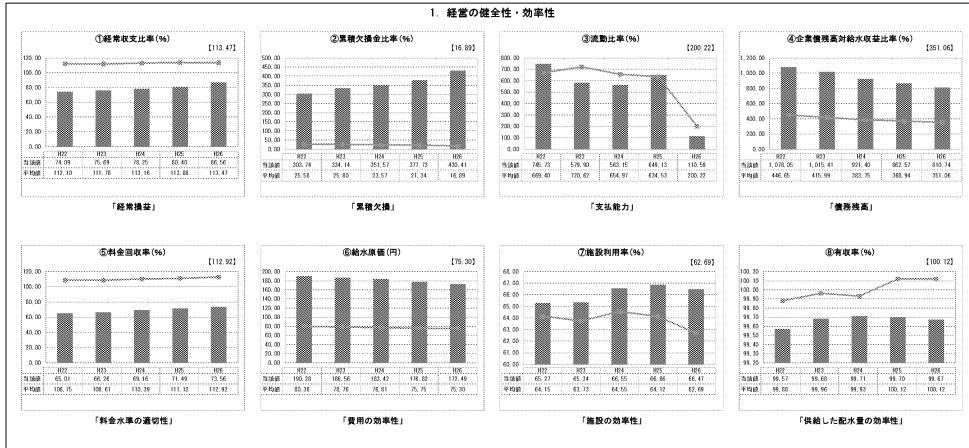
## 経営比較分析表

岡山県 岡山県広域水道企業団

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	用水供給事業	B
資金不足比率(%)	自己資本増殖比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	69.77	99.00	0

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	-	-
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,689,691	5,083.78	328.43

グラフ凡例
■ 類似団体値 (※取組)
— 類似団体平均値 (※取組)
① 平成22年度企業団平均



※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

#### 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

施設利用率は類似団体平均値を上回るともに、有効率はほぼ100%に近い値であることから、施設の稼働状況は良好であると考えられる。

経常収支比率は、少しずつ改善しているものの、依然として100%を下回っており、このため、異種欠損比率が年々増加している。さらに、給水単価は類似団体平均値より高水準であることから、経常収支比率は100%を下回っており、事業に必要な経費を賄うことができていない状況である。また、④の施設利用率や給水単価、企業価値等の改善を推進するために多額の企業価値の増入をおこなっており、企業価値相対給水収益比率が高い水準にある。短期の支払い能力については、流動比率が100%を上回っており、問題ないと考えられる。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較して低い。これは類似団体と比較して供給開始から日が浅い(管理年数-供給開始年)のためと考えられる。なお、法定耐用年数を経過した管路はない。

全体総括

また、異種欠損比率が増加するなど非常に厳しい経営状況が窺われる。

また、老朽化した施設の更新や耐震化に係る田畑の財産を企業価値に依存しているため、「企業価値相対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなってしまっています。これらのことから、早期に料金水準の改善が必要状況であります。

このため、今後は、維持管理費のさらなる削減に努めるとともに、更新に係る施設更新費計画を策定の上、中期の財政収支や料金等の見直しと経営改善等について、適切な取組を進めたい。

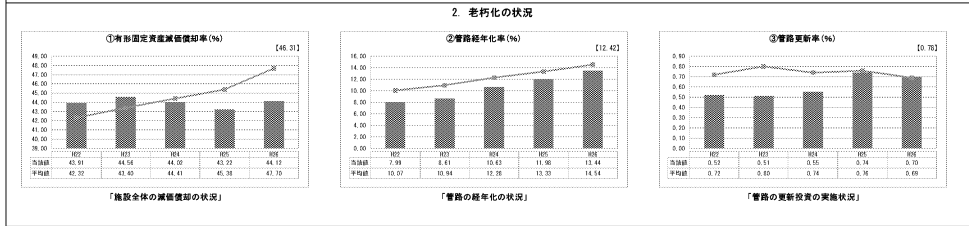
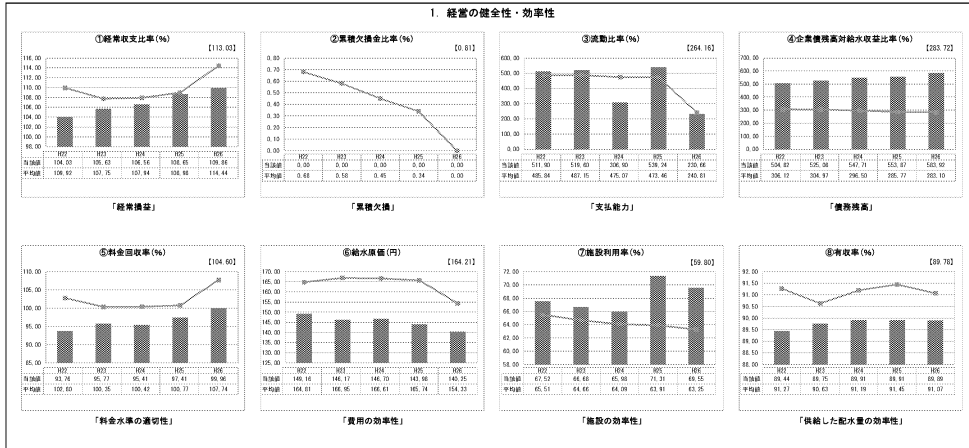
## 経営比較分析表

宮城県 宮崎市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末梢給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本増殖比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	45.71	98.95	2,462

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
406,780	643.67	630.37
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
399,998	324.14	1,234.03

グラフ凡例
■ 類似団体値 (※取組)
— 類似団体平均値 (※取組)
① 平成22年度企業団平均



※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

#### 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

●経営の健全性について 経常収支比率は100%以上を維持し、異種欠損もなく、「流動比率」も年次より上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。

一方、「料金回収率」が100%を下回っているため、現時点では、給水に係る費用を賄っていません。

また、老朽化した施設の更新や耐震化に係る田畑の財産を企業価値に依存しているため、「企業価値相対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなってしまっています。これらのことから、早期に料金水準の改善が必要状況であります。

●効率性について 「施設利用率」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均より低く、費用と施設の効率性は高いと考えられます。

「有効率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いため、今後もさらなる改善した維持管理を実施し、供給した配水水の効率性を高める必要があります。

注) 「経常収支比率」、「流動比率」、「料金回収率」、「給水単価」の4年度の数値については、会計処理上による変動も含まれております。

2. 老朽化の状況について

●有形固定資産減価償却率については、老朽化した施設の更新や耐震化等を促しているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなってしまっています。

●管路経年率については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも低い状況であり、「管路更新率」が低い。今後も「管路経年率」は悪化していくと見込まれます。

全体総括

料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、田畑の財産として資産への依存度の高いため、経営の健全性や田畑の財産を企業価値に依存し、早期に料金水準の見直しが必要状況であると考えられます。

また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮の上、優先度の高いものから実施し、対応が望めます。

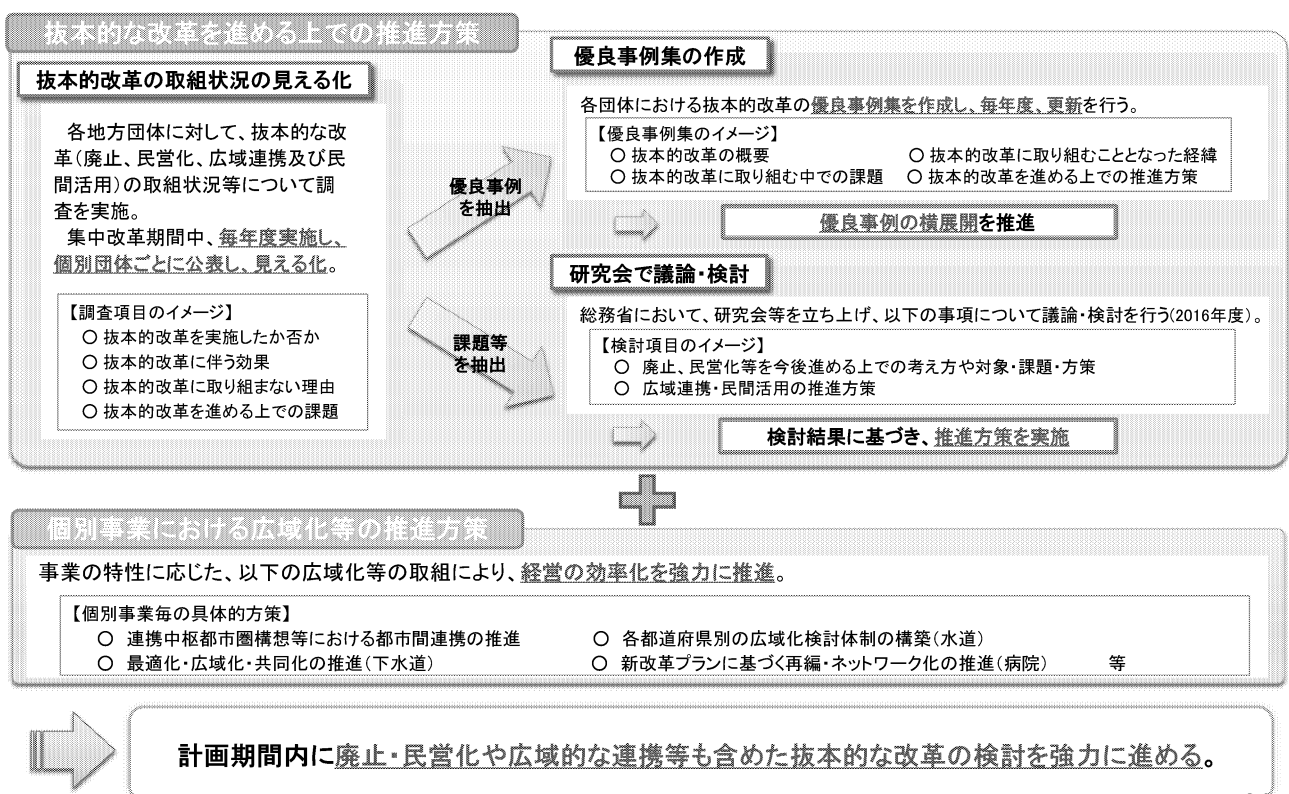
【参考】このように状況であることから、11月以降に検討を進めておりました料金水準の見直しについて、2027年1月期において、2028年1月より料金水準を改定することが決定しております。

## 4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進

- ・ 抜本的な改革の検討の推進
- ・ 経営戦略の策定推進

38

### 抜本的な改革の検討の推進について



39

## 「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

### 経営戦略【イメージ】

#### 効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(ICT活用等)

反映

#### 投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ等

#### 財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し等

#### 投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

### 経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)



- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

#### 対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等

#### 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援。

40

## H28 公営企業の経営のあり方に関する研究会について

### 【趣旨】

- 公営企業の経営環境については、人口減少に伴う料金収入の減や、施設等の老朽化による更新需要の増大等、今後厳しい状況が待ち構えている。また、繰出金等を依存している一般会計についても今後社会保障関係経費等の増大が見込まれ、公営企業の経営支援のためにこれまで以上に負担を負うことは困難な状況である。
- 一方、一部の地方公共団体では、民営化やコンセッションの導入など、民間経営主体の活用による、より効率的な経営手法の導入が模索されている。また、上下水道事業では、広域連携や事業の最適化に向けた検討も進められている。
- このような情勢を踏まえれば、地方公営企業について、廃止・民営化・広域化・民間活用といった抜本的な改革の検討を行うことは急務となっており、本研究会を設置し、公営企業の各分野について、抜本的な改革の検討を推進する上での考え方や、対象、課題、方策等について整理を行うものである。

### 【主な検討項目】

- 抜本改革の考え方・対象・課題の整理  
→公営企業の各分野について、事業特性や経営環境等を踏まえつつ、抜本的な改革の検討を推進する上での考え方や対象、課題、方策等を整理。
- 抜本改革の検討に資する指標の検討(⇒[指標(イメージ)]参照)  
→多大な財政的リスクが生じている事業や、収益性やコストについて課題を抱える事業について、将来世代への重い負担や一般会計への過度な負担をもたらさないよう、収益性、持続可能性・財政的リスク等の観点から指標を設定し、抜本的改革の検討を促す。
- 改革の成果の検証方法の検討

## 検討スケジュール（案）

回数	時期 (目安)	これからの公営企業のあり方に関する研究会(仮称)	
第1回	5月	事業別の抜本改革の考え方・対象・課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業全体の抜本改革の考え方、課題等を整理</li> <li>・論点提示</li> </ul>
第2回	6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業別(例:経営室関係)の現状・課題等を説明</li> <li>・事業別の抜本改革の考え方・対象・課題を整理</li> </ul>
第3回	7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業別(例:準公室関係)の現状・課題等を説明</li> <li>・事業別の抜本改革の考え方・対象・課題を整理</li> </ul>
第4回	8月	抜本改革の検討に資する指標の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営比較分析表の説明</li> <li>・新指標設定の観点や論点を説明</li> <li>・新指標案を提示</li> </ul>
第5回	9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新指標の各事業ごとの有効性や課題を議論</li> </ul>
第6回	10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新指標を確定、指標の活用方法を議論</li> </ul>
第7回	11月	改革の成果の検証方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果を検証する際の観点や方法等を議論</li> </ul>
第8回	1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(骨子)の審議</li> </ul>
第9回	2月	最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(案)の審議</li> </ul>

42

## 5. 公営企業の広域化・民間活用

43

# (事例3)八戸圏域水道企業団を中心とした新たな水道広域化の展開

## 1 概要

北奥羽地区では、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、団塊世代の退職に伴う職員の不足等の諸課題に対応するため、八戸圏域水道企業団を中心として県境をまたいだ広域連携が展開されている。事業統合にこだわらない多様な形態での新たな水道広域化の先進事例として注目を集めている。



## 2 水道広域化の流れ

- 昭和61年 4月 青森県南の水道事業を統合し、八戸圏域水道企業団として事業開始
- 平成13年 4月 企業団に八戸市、階上町、南部町の簡易水道事業を統合
- 平成17年 3月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成20年 1月 青森県南及び岩手県北の水道事業体により北奥羽地区水道事業協議会設立
- 平成24年 4月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成25年 4月 協議会に管工組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業が準会員として参加
- 平成26年 4月 企業団に南部町の簡易水道事業を統合

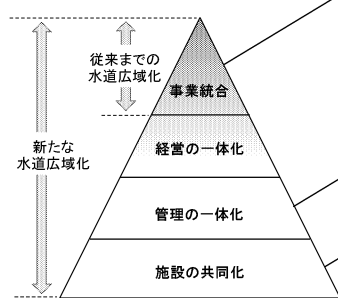
## 3 北奥羽地区水道事業協議会について

### ○会員構成

- ・正会員 : 21水道事業体 (青森県内12、岩手県内9)
- ・準会員等 : 15団体

○平成26年6月以降、以下のテーマ毎に専門部会を設置し検討を進め“できるところから”広域化

- ・施設の共同化 (水源・施設)
- ・水質データ管理の共同化
- ・施設管理の共同化 (設備台帳の整理)
- ・システムの共同化 (管路情報システム・料金管理システム・財務会計システム)



- 【①事業統合】
  - ・八戸圏域水道(企)と周辺事業体との統合
  - ・簡易水道事業の上水道事業への統合
- 【②業務の共同化】
  - ・営業業務の包括委託(一括委託)
- 【③施設管理の共同化】
  - ・運転管理業務の第三者委託(一括委託)
  - ・保守点検業務の包括委託(一括委託)
- 【④水質管理の共同化】
  - ・水質検査結果のデータ管理、評価の共同化
- 【⑤システムの共同化】
  - ・各システムの導入、仕様統一
  - ・標準仕様書、マニュアル、基準額の共同作成
- 【⑥施設の共同化】
  - ・浄水場、配水池等の合理的配置
  - ・水源、施設の統廃合
- 【⑦災害対策の共同化】
  - ・緊急時用連絡管の整備
  - ・緊急用資機材の共同備蓄

# 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

## (背景・経緯)

- 水道事業の厳しい経営環境
  - ⇒施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来 ⇒人口減少に伴う料金収入の減少
- 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知)
  - 経営戦略の策定にあたっては、広域連携についても経営基盤の強化の推進等を図るための一方策として検討するよう要請。
- 「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)
  - 各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)
- 推進役としての都道府県への期待
  - 市町村を包括する広域自治体として、広域連携について検討する場を提供する役割が期待されている。

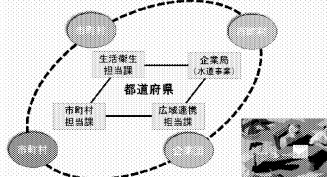
## (通知内容)

### 1. 広域連携に関する検討体制の構築等

#### (1)検討体制の構成

- 都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)
- 各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等
  - ※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



#### (2)検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

#### (3)検討事項

- ①各市町村等の現状分析及び将来予測

### ②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

#### (留意点)

- ※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。
- ※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。
- ※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。
- ※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

#### (4)検討の目的

平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

#### (5)検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

#### (6)検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

### 2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

### 3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

## 6. その他

46

### 集中強化期間の取組方針について(概要)

平成26年6月16日  
民間資金等活用事業推進会議

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

#### ○重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1)事業規模目標 : 2~3兆円(今後10年間の目標を前倒し)  
(2)事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

#### ○重点的な取組

##### 【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備

等

##### 【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等

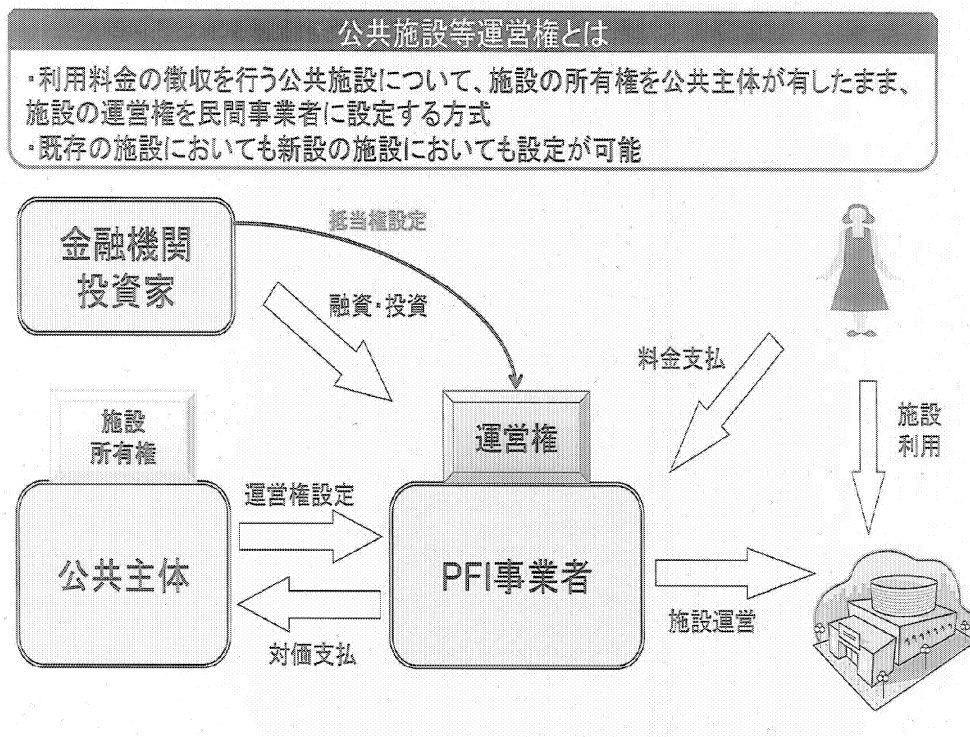
等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

47

## 公共施設等運営権(コンセッション方式)



48

## 公営企業の経営形態の多様化に関する検討 ①

### 【背景・趣旨】

#### (1. 複合的な経営形態の検討)

- ドイツでは、自治体が設立した第3セクター等(シュタットベルケ)が電気、ガス、熱供給、水道、交通等の複数の公共サービスを一体的に提供し、電力事業や上水道事業などの比較的収益が見込まれる事業から得た収益などを、交通事業などの収益の得にくい事業に移転させることで、都市の行政サービス・インフラ事業を最低限の自治体負担の下で実現していく仕組みが活用されている。
- 日本では、各事業単位での独立採算の原則の下、経営が行われているが、繰出金等を依存している一般会計が今後更に厳しい財政状況となることを踏まえれば、一般会計への負担を増やすことなく持続的にサービスを提供する手法として、ドイツの複合的な経営形態は、非常に参考になる仕組みである。また、ドイツのシュタットベルケは地域資源の活用や地域内の経済循環、産業・雇用の創出においても重要な役割を果たしており、地方創生を進める日本においても注目値する。(資源・エネルギー戦略調査会(分散型エネルギーシステム分科会)において、務台座長より「日本版シュタットベルケの実現には公営企業を絡めるとできそうな気がする」旨の発言あり。)
- 一方、日本でも、地域のインフラを支える地元企業が自治体と協力して三セクなどを設立し複合的な経営を行う例もあるところ。また、コンセッション等、従来直営で実施されてきた公営企業について、民間活用する仕組みも整備が進んできたところである。
- このような情勢を踏まえ、コンセッション等の民間活用の手法も活用しながら複合的に公共サービスを提供する経営形態について検討する必要がある。

49



## 公営企業の経営形態の多様化に関する検討 ②

〔背景・趣旨〕 続き

### (2. 地方独立行政法人制度の活用)

- 今後の公営企業の厳しい経営環境に鑑みると、コンセッション等、民間経営主体を活用した効率的なサービスの提供が期待できない地域では、公営企業の経営形態や経営手法のさらなる効率化は避けて通れない課題である。
- 一方、地方独立行政法人制度については、地方自治体のガバナンスの下、経営について一定の独立性を有し、弾力的・効率的な運営が可能であり、民営化が期待できない地域でも、効率的な経営を実現できる経営形態として、活用が期待される。
- また、既に設立された地方独立行政法人に他の市町村が窓口事務を処理させることを可能とする新たな広域連携の手法が検討されており、公営企業においても広域化を進める際の受け皿として期待できるところである。
- しかしながら、現在、地方独立行政法人制度は病院事業においてしか活用されておらず、今後、他の公営企業の分野でも活用が進む方策について検討する必要がある。

〔主な検討項目〕

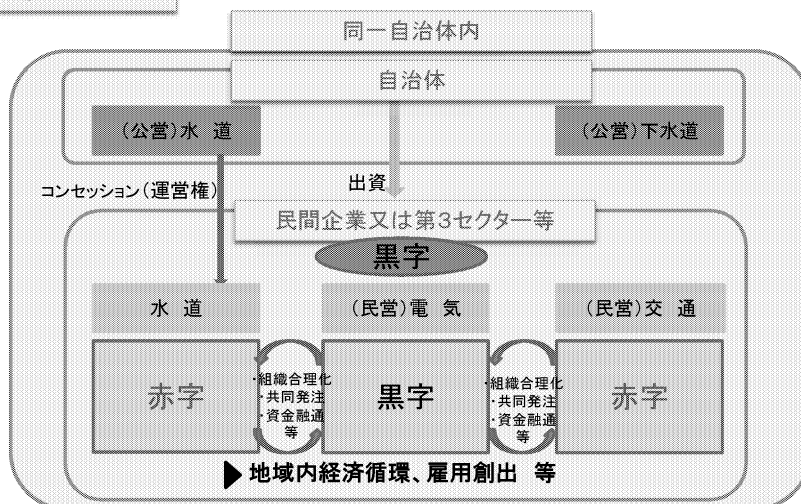
- 複合的な経営形態のあり方について検討
  - ・コンセッションを活用して、民間事業者が公営事業を複合的に経営することの可能性・制度上の課題等について
  - ・公営企業、地独法において複合的な経営を行うことの可能性・制度上の課題等について
- 効率化・広域化を進める方策として地方独立行政法人制度の活用について検討
  - ・病院以外の事業分野における地方独立行政法人制度の活用可能性及び課題
  - ・広域化の受け皿として地方独立行政法人の活用可能性及び課題

50

## 複合化のイメージ

参考

複合化

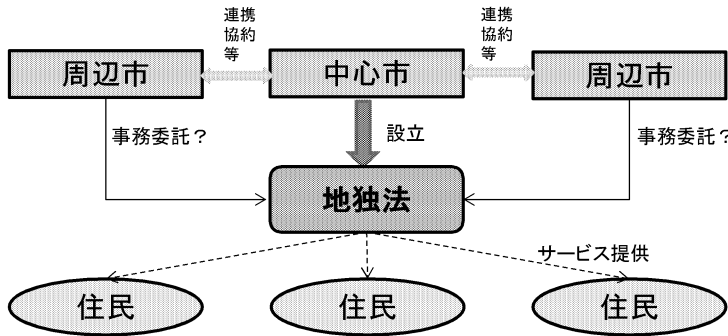


・民間企業や第3セクター等の民間経営主体  
 ・公営企業  
 ・地方独立行政法人  
 が複合的経営を行うことの可能性・制度上の課題等について検討

- ➡ ○ 企業全体で「黒字」を確保することにより、一般会計への負担を増やすことなく持続的にサービスを提供することが可能。
- 地域資源の活用や地域内の経済循環、産業・雇用の創出に貢献する地域密着型の事業体を創出することが可能。

51

地独法活用



【地独法の特徴】

- ・市町村からの独立性
- ・市町村によるガバナンス
- ・弾力的・効率的で透明性の高い運営
- ・事務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営

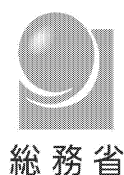
- ➡ ○地独法を活用することにより、自治体からの財政支援を削減することが可能
  - ・非公務員型の地独法とすることにより、人件費等を削減(自治体の定員も削減)
  - ・弾力的な契約方式の採用や、予算・人事に拘束されない機動的な事業執行・任用等により、効率的な運営を実現
- 中心市だけで広域化の受け皿を設立することができ、その後連携協約等により広域化を進めることが可能(企業団の設立や地独法の共同設立よりも手順が容易)
- 法人の長に権限が集中しており、議会がないため企業団よりも運営が効率的
- 柔軟な給与条件の下、経営感覚や業務専門性に優れた理事長等の役員を採用



## 第6部 平成 29 年度予算



## 平成29年度地方財政計画について



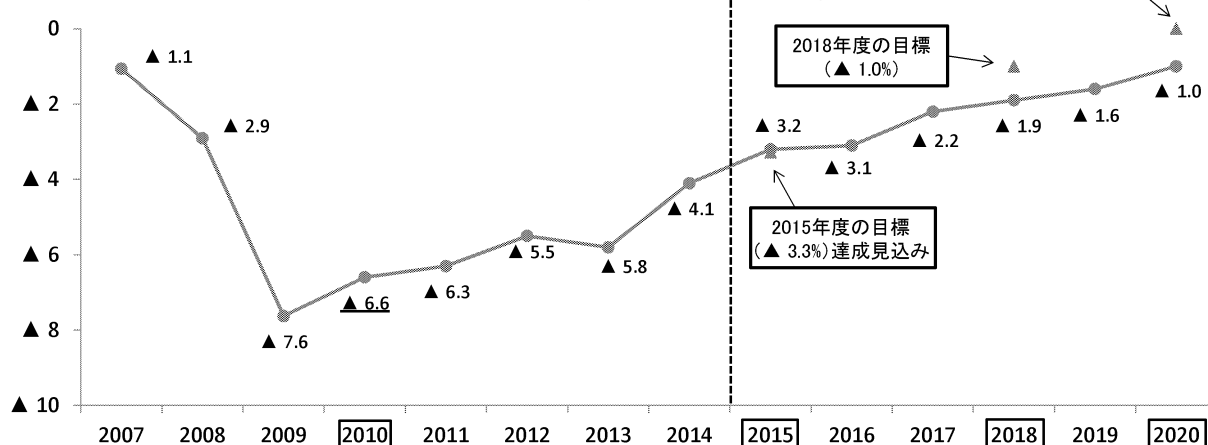
平成29年3月10日  
 総務省自治財政局財政課  
 財政企画官 和田 雅晴

### 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

#### 財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移  
 (「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年7月26日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2014年度	2015年度	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス(対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲20.0兆円 [▲4.1%]	▲15.8兆円 [▲3.2%]	黒字化	▲5.5兆円 [▲1.0%]

# 経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

## 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

### 3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

#### （1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安\*に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

\* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2

## 地方交付税法定率分増減の場合の対応状況

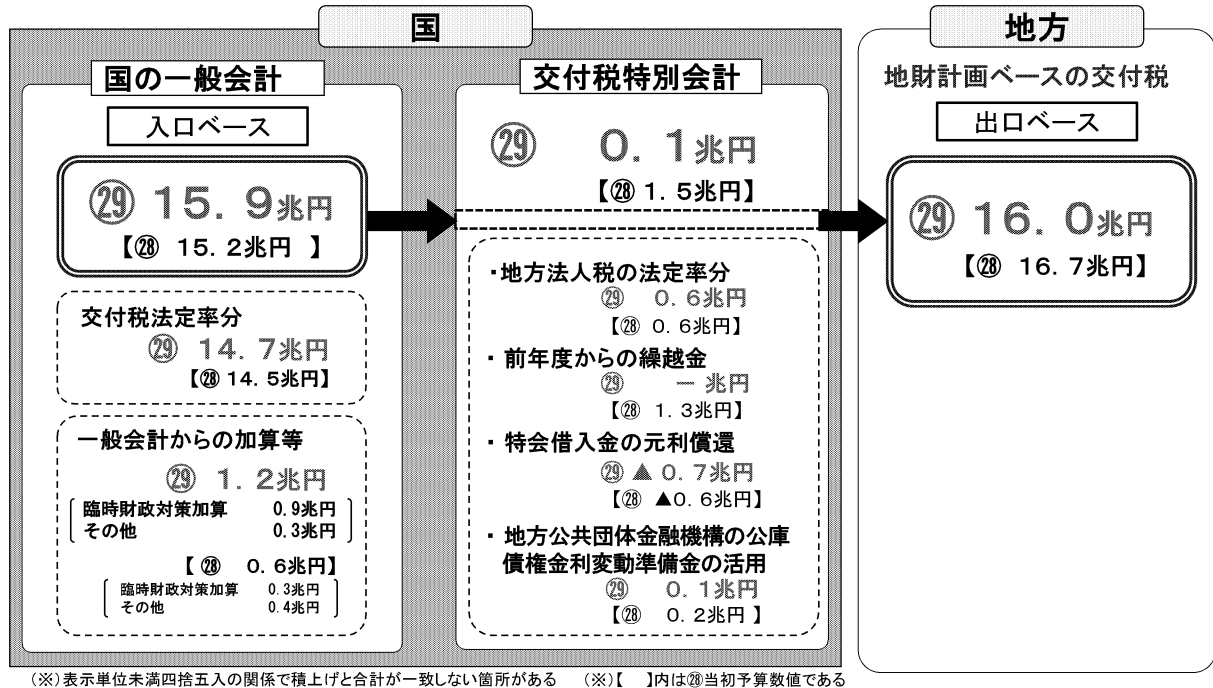
（単位：億円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
前年度 国税決算	▲5,016	▲4,994	▲6,596	5,758	5,455	2,244	4,176	4,569	6,372	▲1,519
当該年度 補正予算	▲2,992	▲22,731	▲29,515	7,368	3,608	662	7,432	4,969	6,741	
合計	▲8,008	▲27,725	▲36,111	13,126	9,063	2,906	11,608	9,538	13,113	
一般会計加算	2,992	22,731	29,515	—	—	—	—	—	—	—
調整復活	—	—	—	304	881	707	259	315	469	
その他	—	—	—	再算定・特交増額 2,696	特交増額 3,573	—	—	—	—	
翌年度繰越	—	—	—	10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644	?

※国税決算の減に伴う精算分及び補正予算の減に伴う一般会計加算分については、後年度に精算。

3

## 平成 29 年度仮試算 地方交付税の姿



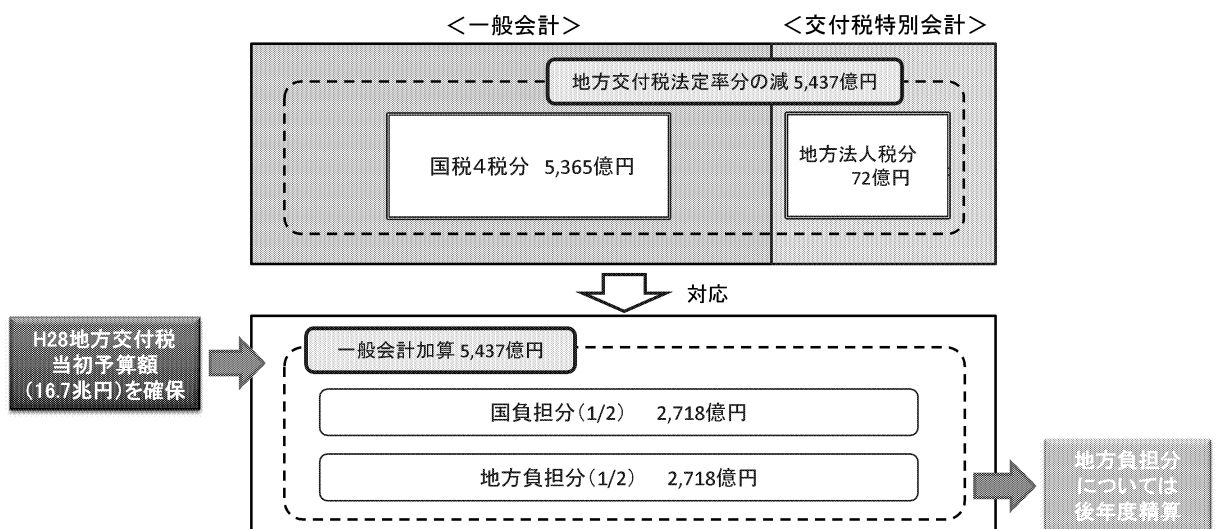
(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある (※)【 】内は㉑当初予算数値である

・一般財源総額 ㉑ 62.1兆円 (60.3兆円) ㉑ 61.7兆円 (60.2兆円) ※( )は水準超除きの一般財源総額  
 ・臨時財政対策債 ㉑ 4.7兆円 ㉑ 3.8兆円

4

## 平成28年度補正予算（第3号）に伴う地方交付税の取扱い

- 補正予算に伴う地方交付税法定率分の減については、既に当初予算額の大半を地方団体に交付していることから、一般会計から全額を補てんすることが必要。⇒ 補正交付税法改正事項
- 一方で、補正予算に伴う地方交付税法定率分の減についても、折半ルールにより対応することが基本であることから、一般会計からの補てん額のうち半分は地方負担分(2,718億円)として、平成29年度から5年間(各年度544億円)で精算。⇒ 補正交付税法改正事項

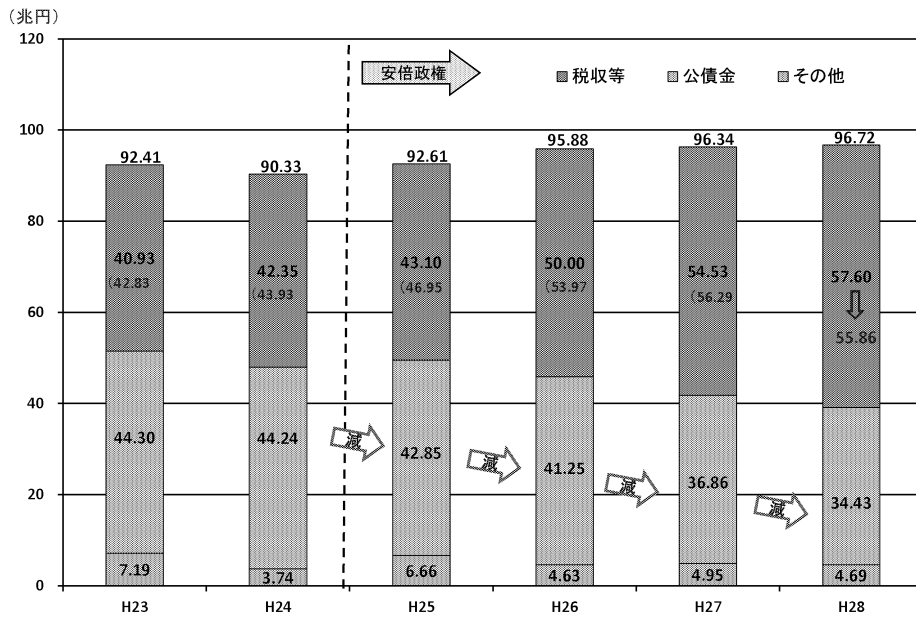


※表示単位未満四捨五入

5

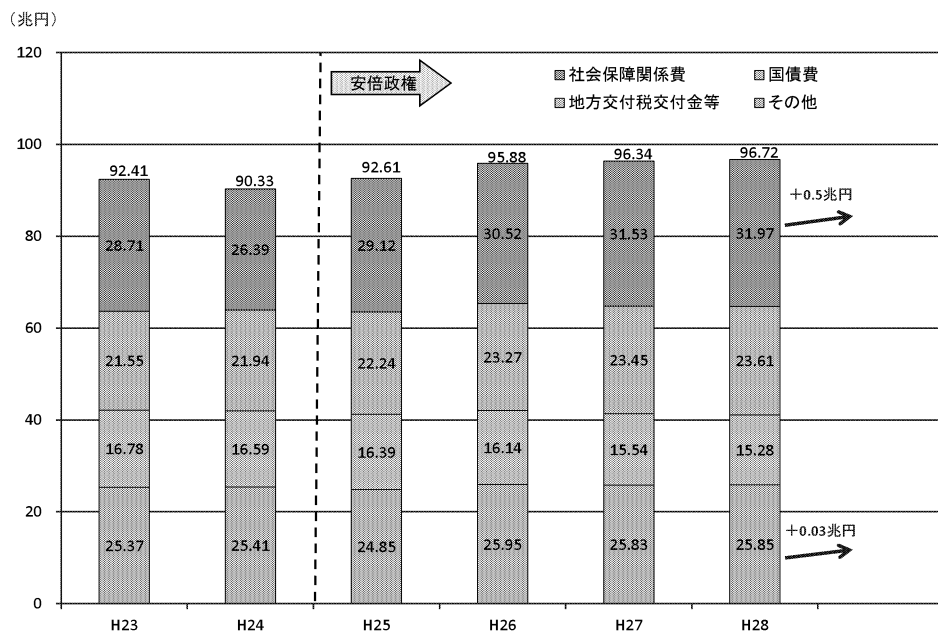


## 国の主な歳入予算の推移（当初予算ベース）



6

## 国の主な歳出予算の推移（当初予算ベース）

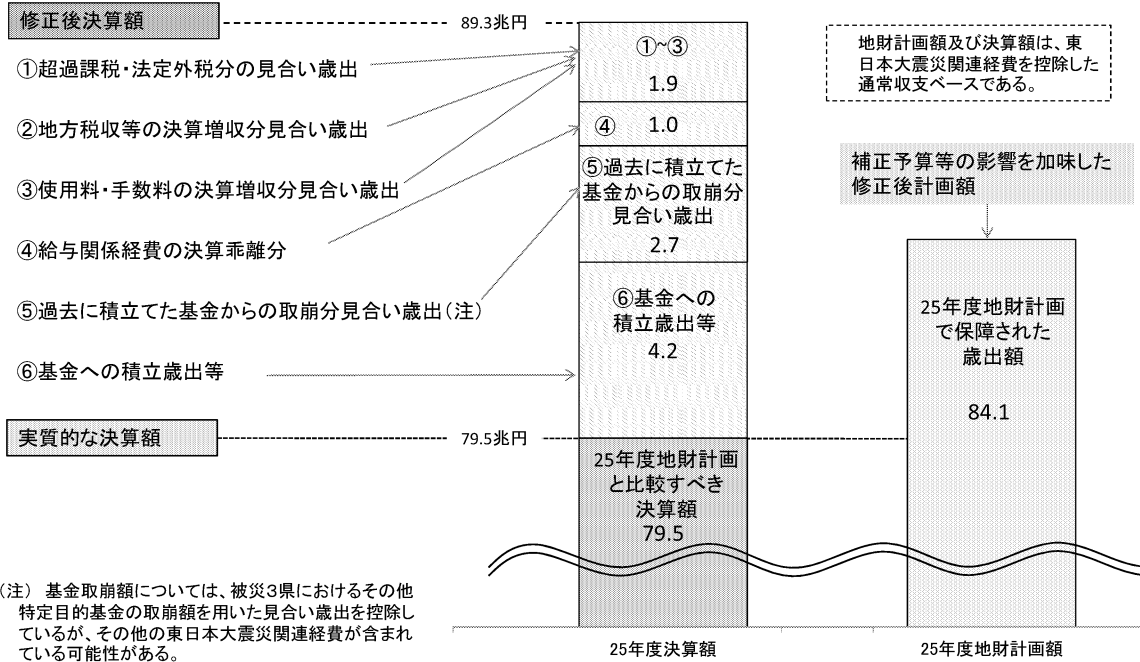


7

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について①

平成28年11月17日  
財政制度等審議会

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせると、  
実質的な決算額(79.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)

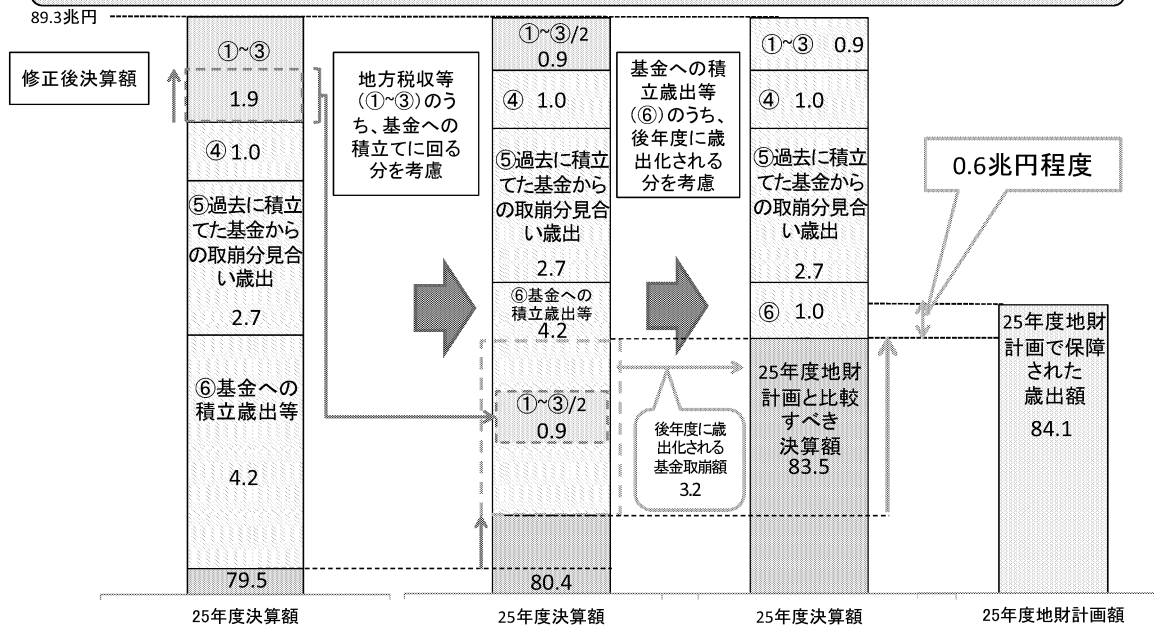


8

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について②

平成28年11月17日  
財政制度等審議会

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせ、さらに前頁の仮定を反映すると、  
実質的な決算額(83.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)



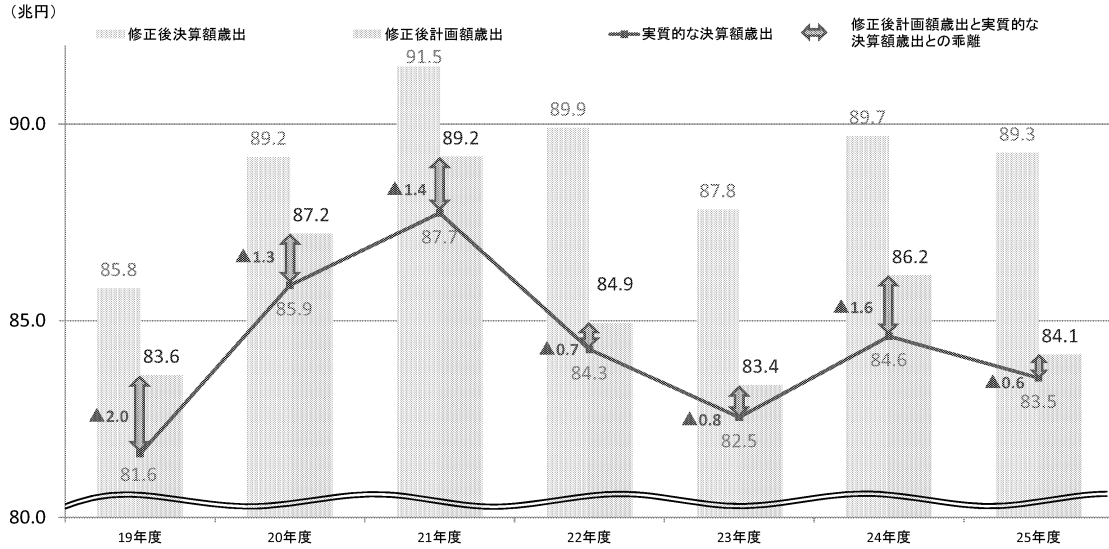
(注) 「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」のうち、基金への積立歳出は3.1兆円。したがって、上記の「後年度に歳出化される基金取崩額3.2兆円」は、本来は2.1兆円(=3.1-1.0)であるが、本試算では簡略化のため、「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」から1.0兆円を引いて3.2兆円としている。

9

## 決算額歳出と計画額歳出の乖離推移

平成28年11月17日  
財政制度等審議会

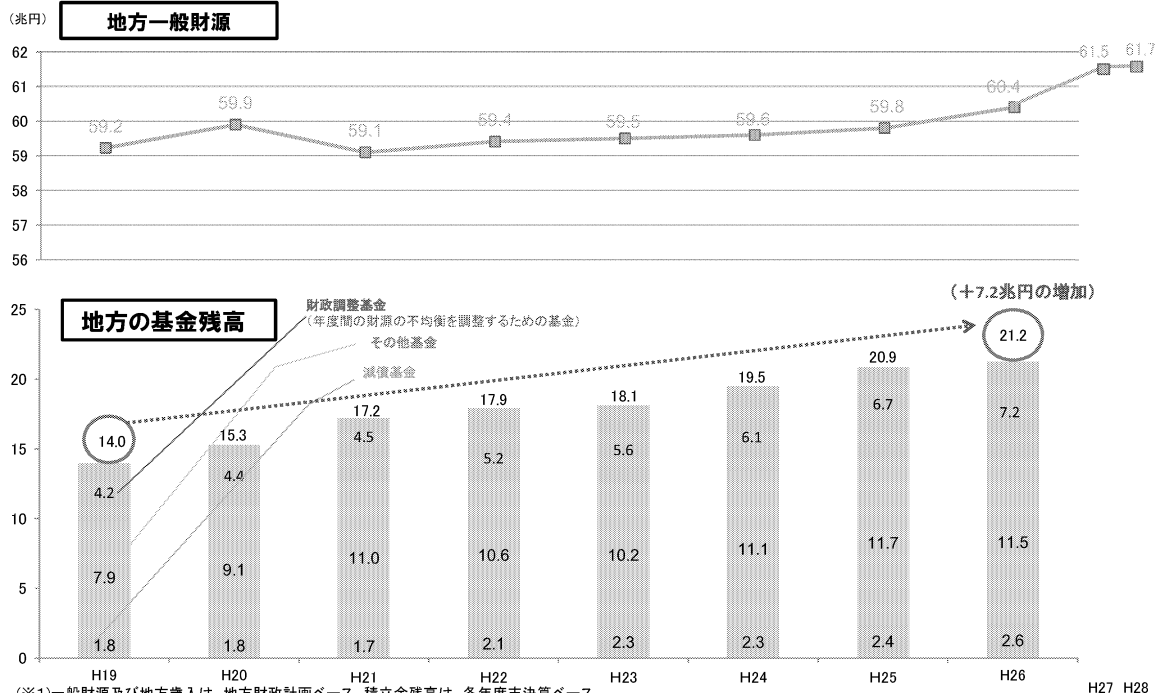
- 近年の実質的な決算額と計画額を比較すると、継続的に1兆円前後、計画額歳出の方が決算額歳出を上回っていると試算される。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して地方一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。



10

## 地方の基金残高の推移

平成28年11月17日  
財政制度等審議会



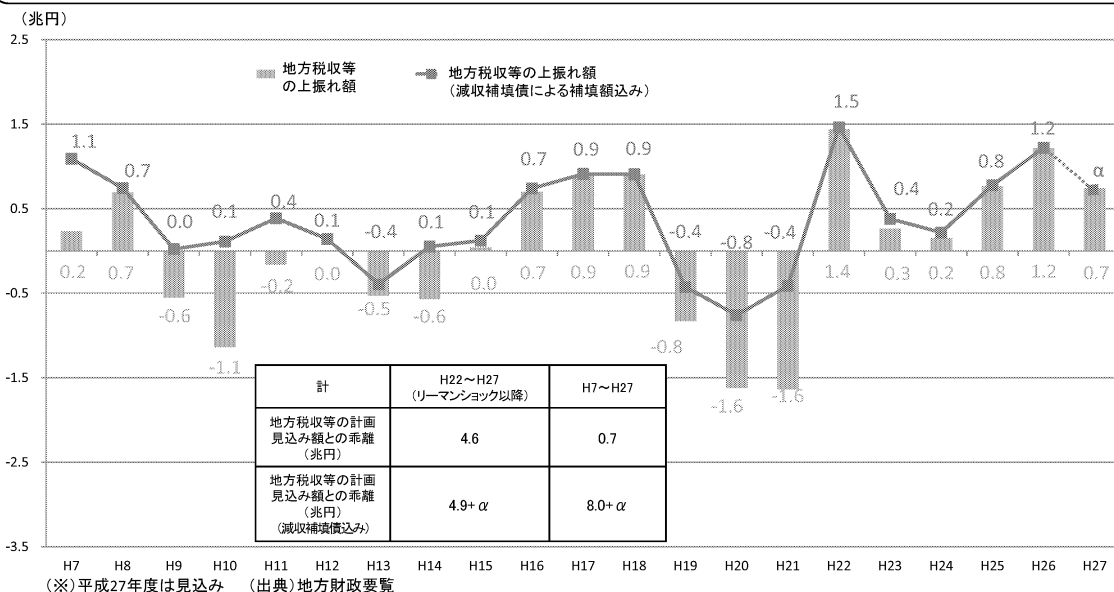
(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。  
 (※2)平成23年度から26年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円、26年度:1.4兆円)を除いた額。

11

## 地方税収等の計上の適正化

平成28年11月17日  
財政制度等審議会

- リーマンショック以降、地方税収等は決算での上振れが続いており、22～27年度までの累計で+4.6兆円の決算増収。
- より長期で見ても、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行(元利償還費を地財計画に計上)され、計画見込みからの下振れ分が補填されている。



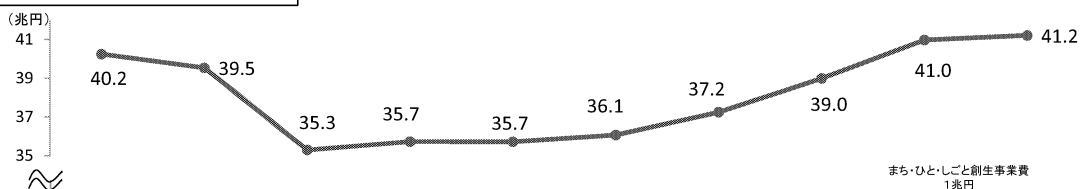
12

## 歳出特別枠の廃止・純減(平時モードへの切り替え)

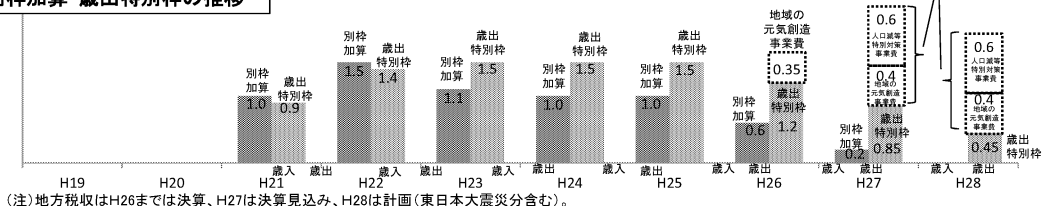
平成28年11月17日  
財政制度等審議会

- リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、地財計画の歳入面では「別枠加算」、歳出面では「歳出特別枠」が措置され、「歳出特別枠」は今も継続している。しかしながら、その後に経済状況は回復し、地方税収は過去最高となっている状況。
- また、「歳出特別枠」は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、各地の「人口」を指標に配分されているが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。
- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性も踏まえれば、歳出特別枠については廃止も含めた大幅な見直しが必要。

### 地方税収(地方譲与税含む)

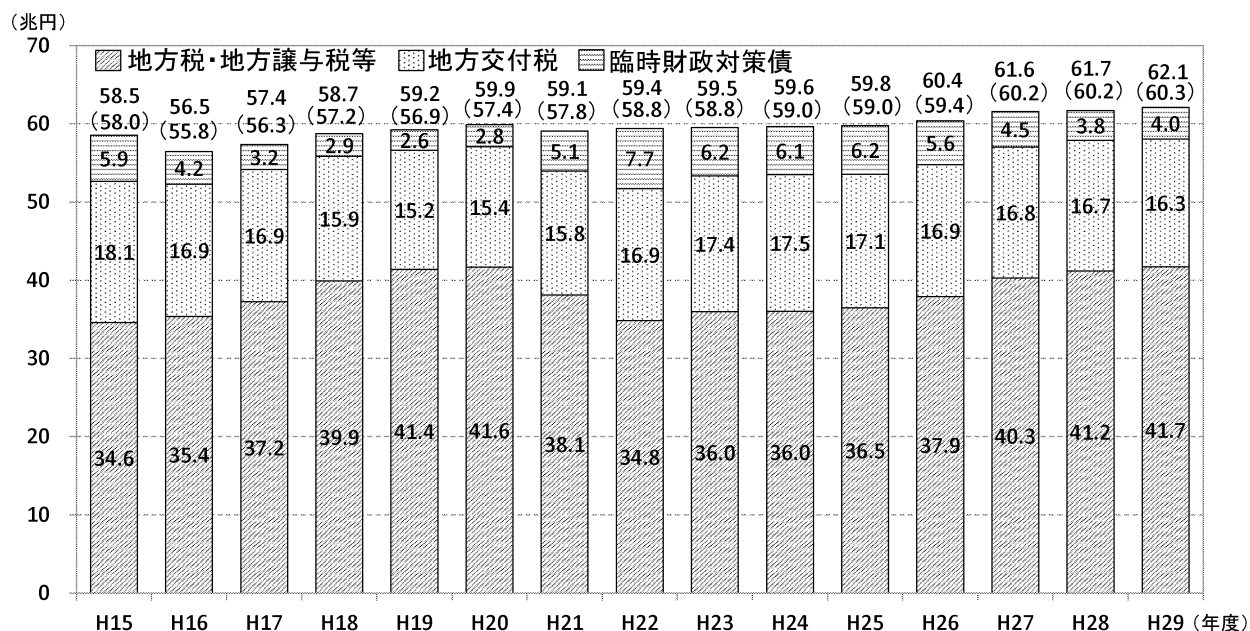


### 別枠加算・歳出特別枠の推移



13

# 地方一般財源総額



※ 地方財政計画ベース  
 ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた  
 ※ ( )書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース  
 ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

## 平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

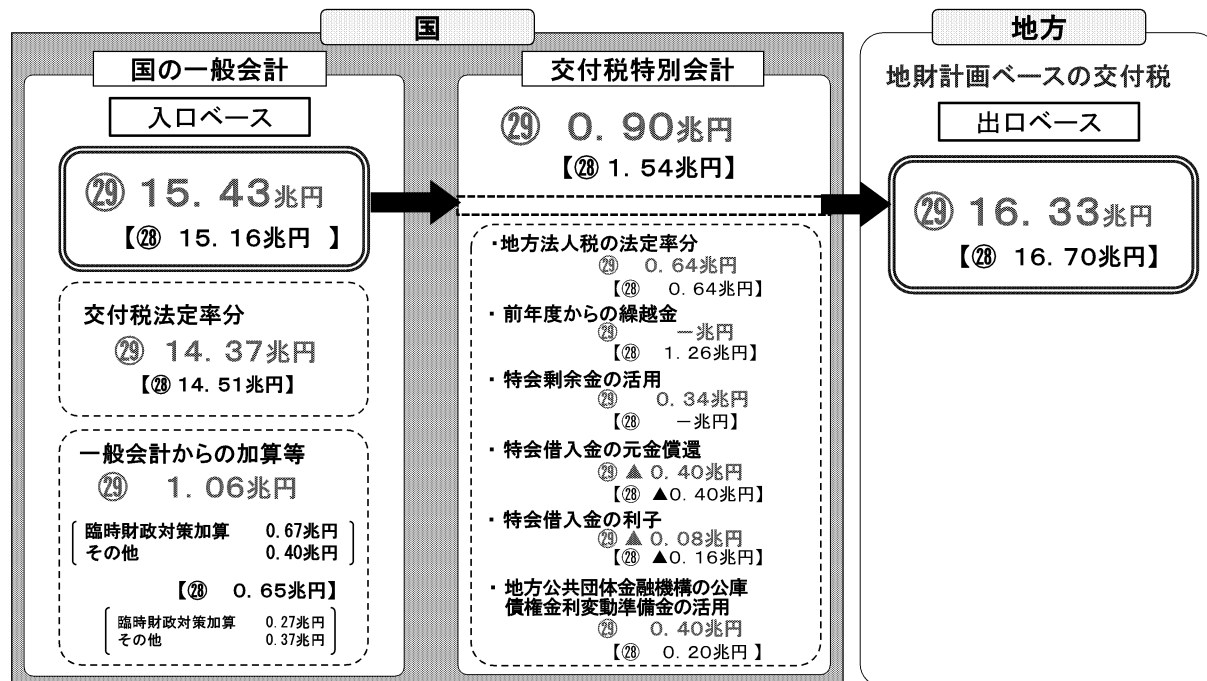
厚生労働省資料

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 <sup>(注1)</sup>		(参考) 平成28年度 予算額
		国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	345
	育児休業中の経済的支援の強化	17	6	67
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904	301	904
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	724	241	724
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	1,196	592	1,196
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	429	215	390
	国民健康保険への財政支援の拡充	612	612	612
	・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高)	1,100	0	580
	・ 上記以外の財政支援の拡充	(1,700)	0	(600)
	被用者保険の拠出金に対する支援	2,464	832	1,664
	70歳未満の高額療養費制度の改正	700	0	210
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	248	31	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	218
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	10	—
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	3	32
合計		18,388	7,877	15,295

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。  
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。  
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

## 平成29年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある (※)【 】内は㉑当初予算数値である

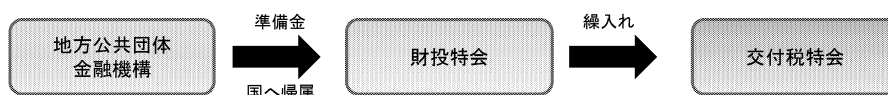
・一般財源総額 ⑳ 62.08兆円(+0.40兆円) ㉑ 61.68兆円 ・一般財源総額 ㉑ 60.27兆円(+0.04兆円) ㉒ 60.23兆円 (水準超除き)	・臨時財政対策債 ⑳ 4.05兆円(+0.26兆円) ㉑ 4.72兆円(+0.93兆円) ㉒ 3.79兆円 ・交付税総額(出口ベース) ⑳ 16.33兆円(▲0.37兆円) ㉑ 15.96兆円(▲0.74兆円) ㉒ 16.70兆円	(※) ( )は対前年度増減額
---	--	-----------------

## 地方公共団体金融機構の準備金の活用について

- 平成29年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内を目途に追加で国に帰属させ、交付税特会に繰入れて、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用
- 平成29年度は、当初活用することとしていた1,000億円を含め、4,000億円を活用

### (参考)公庫債権金利変動準備金

- 地方公共団体金融機構(平成20年設立。以下「機構」)は、旧公営企業金融公庫(以下「公庫」)から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに備えて「公庫債権金利変動準備金(以下「準備金」)」(注1)を確保している  
(注1) 機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で行っている。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要
- 機構が公庫から承継した業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金は、国に帰属させることが法定されている(地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第14条)  
【過去の国への帰属実績】平成20年度:3,000億円(経済活性化・生活対策臨時交付金(平成20年度補正:6,000億円)の財源に活用)  
平成24年度:3,500億円、平成25年度:6,500億円(全額を交付税特会に繰り入れ、交付税の財源として活用)  
平成27年度:3,000億円、平成28年度:2,000億円(全額を交付税特会に繰り入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用(注2))  
(注2)平成29年度までの3年間で6,000億円以内を目途に国へ帰属(平成29年度は1,000億円を予定)
- 機構の資金収支面から試算すると、8,000億円の国への帰属を追加で実施しても、将来の金利変動リスクに対応した機構の必要な財務基盤及び円滑な資金収支が確保される見通し  
※ 貸付残高及び資金調達額の減少に伴い、金利変動リスクが低減したことから、準備金の率を引き下げる



## 交付税特別会計借入金の計画的な償還

(単位: 億円)

年度	償還計画	年度	償還計画	
			変更前	変更後
平成22年度 末残高	<b>336,173</b>	29	<b>5,000</b>	<b>4,000</b>
23	<b>1,000</b>	30	<b>6,000</b>	<b>4,000</b>
24	<b>1,000</b>	31	<b>7,000</b>	<b>4,000</b>
25	<b>1,000</b>	32	<b>8,000</b>	<b>5,000</b>
26	<b>2,000</b>	33	<b>9,000</b>	<b>6,000</b>
27	<b>3,000</b>	34	<b>10,000</b>	<b>7,000</b>
28	<b>4,000</b>	35	<b>10,000</b>	<b>8,000</b>
平成28年度 末残高	<b>324,173</b>	36	<b>10,000</b>	<b>9,000</b>
		37~61	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>
		62	<b>9,173</b>	<b>10,000</b>
		63	—	<b>10,000</b>
		64	—	<b>7,173</b>

18

## 公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債(仮称)」を創設(地方財政計画に計上予定の「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

### 公共施設等適正管理推進事業債(仮称)

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①~⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

#### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ③ 除却事業

充当率:90%  
 (現行75%)

#### ④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
 【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※立地適正化計画に基づく事業が対象

#### ⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
 〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本  
 ※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

19

## 「一億総活躍社会」の実現に向けた取組

厚生労働省資料  
をもとに作成

### ○保育士・介護人材等の処遇改善

29年度所要額：1,913億円  
(国：952億円、地方：961億円)

#### 保育士等（民間）の処遇改善

29年度所要額：1,098億円  
(国：544億円、地方：554億円)

##### 保育園等に勤務する全ての職員

- 2%（月額6千円程度）の処遇改善

##### 技能・経験を積んだ保育士等

- 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。
- ※ 放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を実施

#### 介護人材・障害福祉人材の処遇改善

29年度所要額：815億円  
(国：408億円、地方：407億円)

##### 介護人材・障害福祉人材

- 臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み（キャリアアップの仕組み）を構築した事業者に対し、新たな上乘せ評価を行う加算を創設 ⇒ 月額平均1万円相当の処遇改善
- 障害福祉人材についても、同様の処遇改善を実施

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費（128億円）が全額国費により措置されている。

20

## 緊急防災・減災事業の拡充・延長について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

### 1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

#### (1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

#### (2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

#### (3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

### 2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

### 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

21



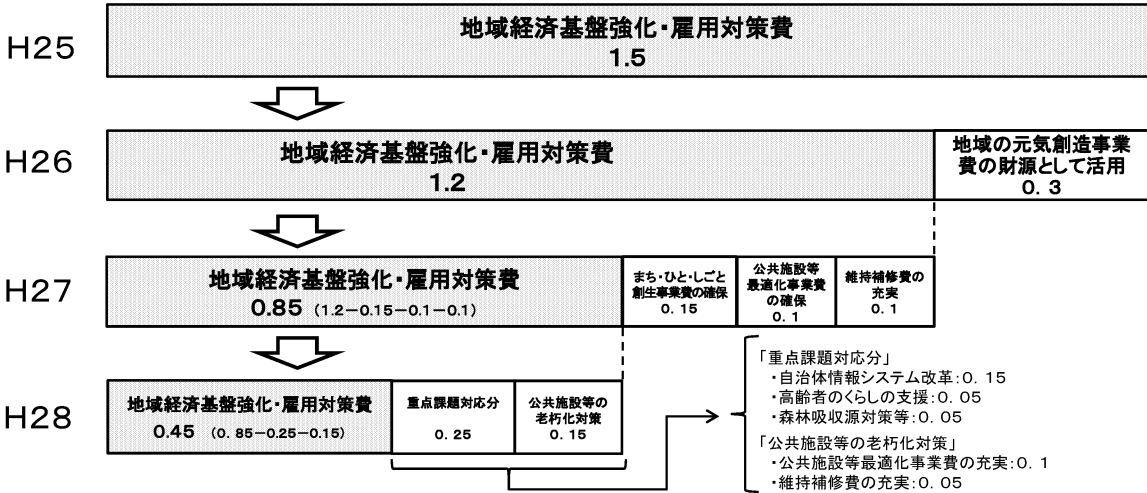
## ＜参考＞ 歳出特別枠の推移

(単位:億円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方再生対策費(※)	4,000	4,000	4,000	3,000	-	-	-	-	-	-
地域雇用創出推進費	-	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活性化・雇用等対策費 (②は地域活性化・雇用等臨時特別費)	-	-	9,850	12,000	-	-	-	-	-	-
地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	-	-	-	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950
合計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950

※ 地方再生対策費は、地方税の偏在是正等により財源を確保したものである。

(単位:兆円)



22

## 歳出特別枠の見直し

平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(0.25兆円)した上で、同額を歳出特別枠(⑳0.45兆円)から減額(㉑0.2兆円)。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定)】

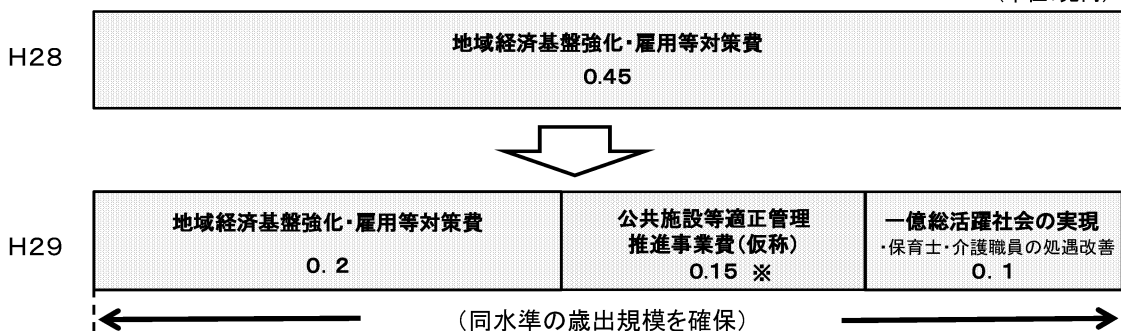
別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく

【平成28年度地財対策における総務・財務両大臣覚書(抄)(平成27年12月22日)】

四 地方財政計画の歳出に設ける「特別枠」(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の金額については、四、四五〇億円とする。「特別枠」の平成二十九年度以降の取扱いについては、経済再生の進展を踏まえて、総務大臣及び財務大臣が協議して定めるものとする。

＜イメージ＞

(単位:兆円)



※現行の「公共施設等最適化事業費(2,000億円)と合わせて3,500億円の規模で創設

23

## トップランナー方式の推進について

平成28年11月25日  
経済財政諮問会議  
高市議員提出資料

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

### 平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

### 平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

24

## 【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

平成28年11月25日  
経済財政諮問会議  
高市議員提出資料

検討対象業務	業務改革の内容	今後の方針
◇図書館管理	指定管理者制度導入	以下の地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとする。
◇博物館管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等)</li> <li>・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館)</li> <li>・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等)</li> <li>・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
◇公民館管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。</li> <li>○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。</li> </ul>
◇児童館等管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。</li> </ul>
◇窓口業務(戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>地方団体において、以下の政府の取組を注視している等の意見があり、今後の業務改革の進捗状況等を踏まえて検討する必要があることから、平成29年度の導入を見送り、引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定である。</li> <li>○ 第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。</li> </ul>

25

# 参 考 資 料

## 平成 2 9 年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.6兆円 (85.8兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 36.5 (35.8)	地域経費を 雇用等 対策費 0.2 (0.4)	投資的 経費 11.4 (11.2)	その他 5.6 (5.2)

国・地方で折半

歳入 86.6兆円 (85.8兆円)	国庫 支出金 13.5 (13.2)	地方 債等 11.0 (10.9)	地方税・地方譲与税等 41.7 (41.2)	臨時財政 対策債 〔元 還利 分等〕 3.4 (3.5)	地方交付税 16.3 (16.7)	臨時財政 対策加算 0.7 (0.3)
						臨時財政 対策債 折半分 0.7 (0.3)

※( )内は平成28年度当初の数値

地方一般財源総額 ㉑ 62.1兆円(㉒ 61.7兆円)

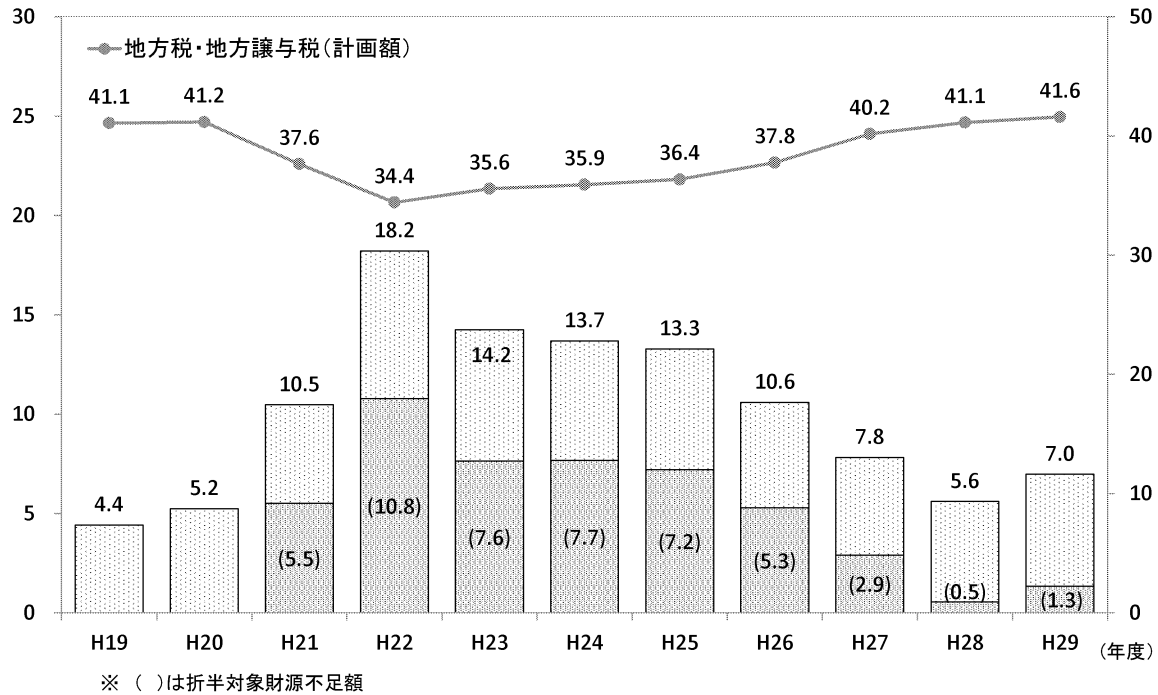
<参考> 財源不足額 ㉑ 7.0兆円(㉒ 5.6兆円)  
折半対象財源不足額 ㉑ 1.3兆円(㉒ 0.5兆円)  
臨時財政対策債発行額 ㉑ 4.0兆円(㉒ 3.8兆円)

1

## 地方の財源不足額と地方税収

(財源不足額 兆円)

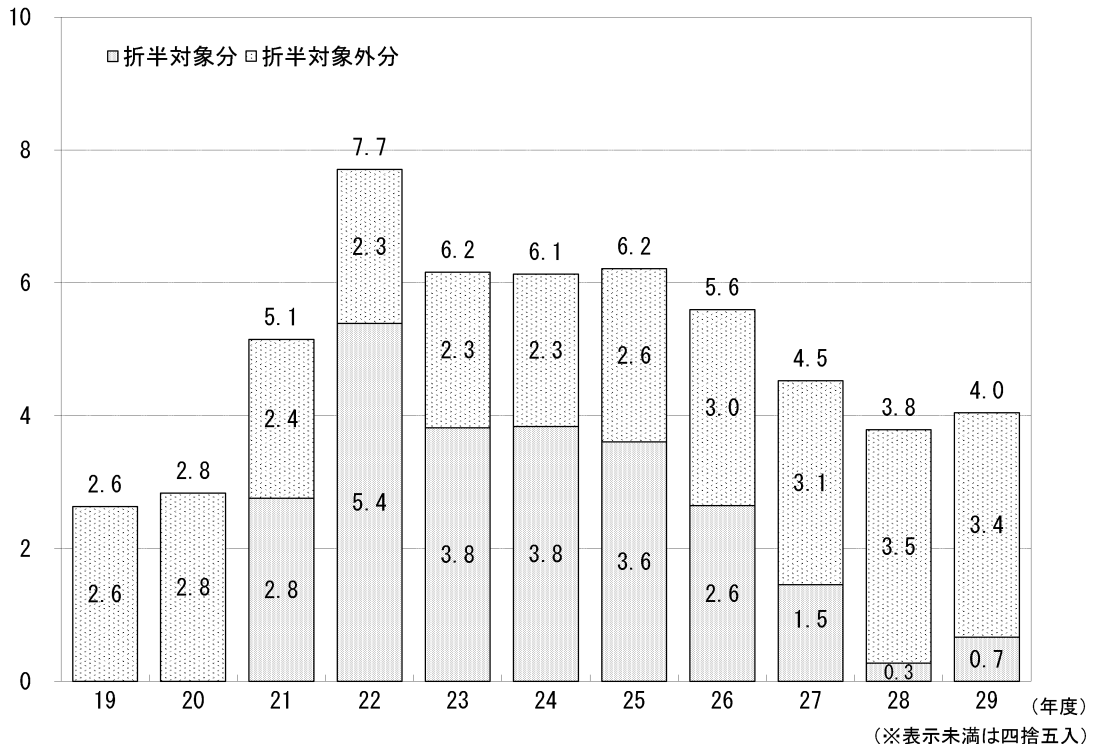
(地方税・地方譲与税 兆円)



2

## 臨時財政対策債の発行額 (計画ベース)

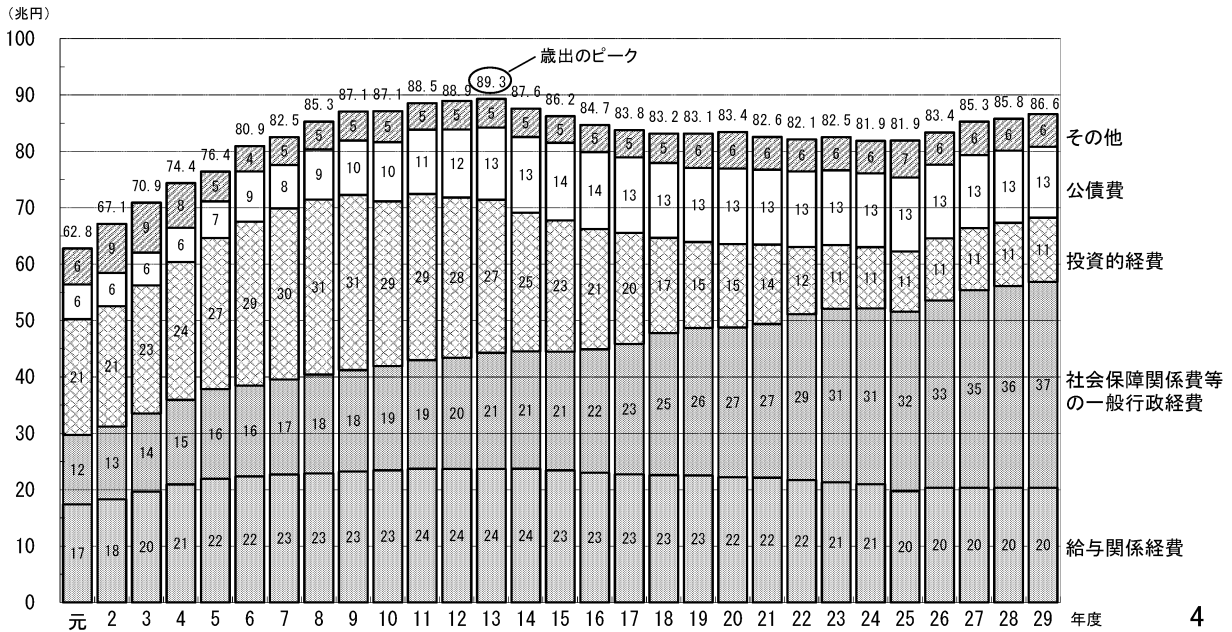
(兆円)



3

## 地方財政計画の歳出の推移

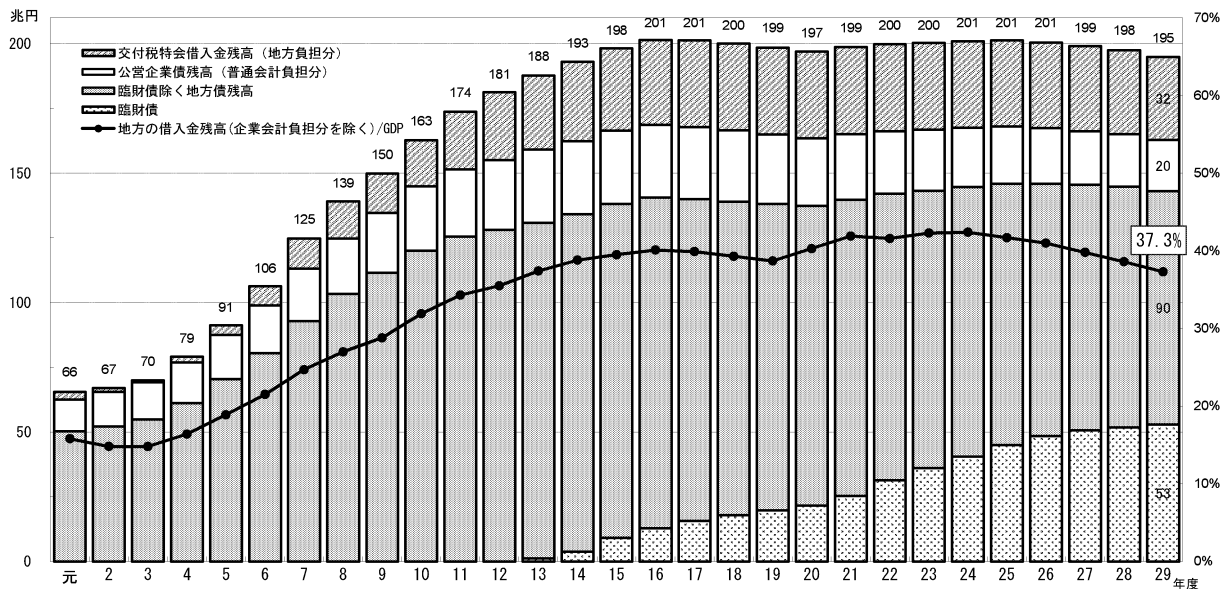
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



4

## 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、29年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。  
 ※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27、28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

5

# 平成29年度の「社会保障の充実」等について



平成29年3月10日  
総務省自治財政局調整課  
理事官 君塚 明宏

1

## 平成29年度予算 概算要求基準（平成28年8月2日閣議了解）（抄）

### 1. 要求・要望について

- 年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う増加額として6,400億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成25年度予算から平成28年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去4年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成29年度予算に反映させることとする。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度（平成32年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

### 2. 予算編成過程における検討事項

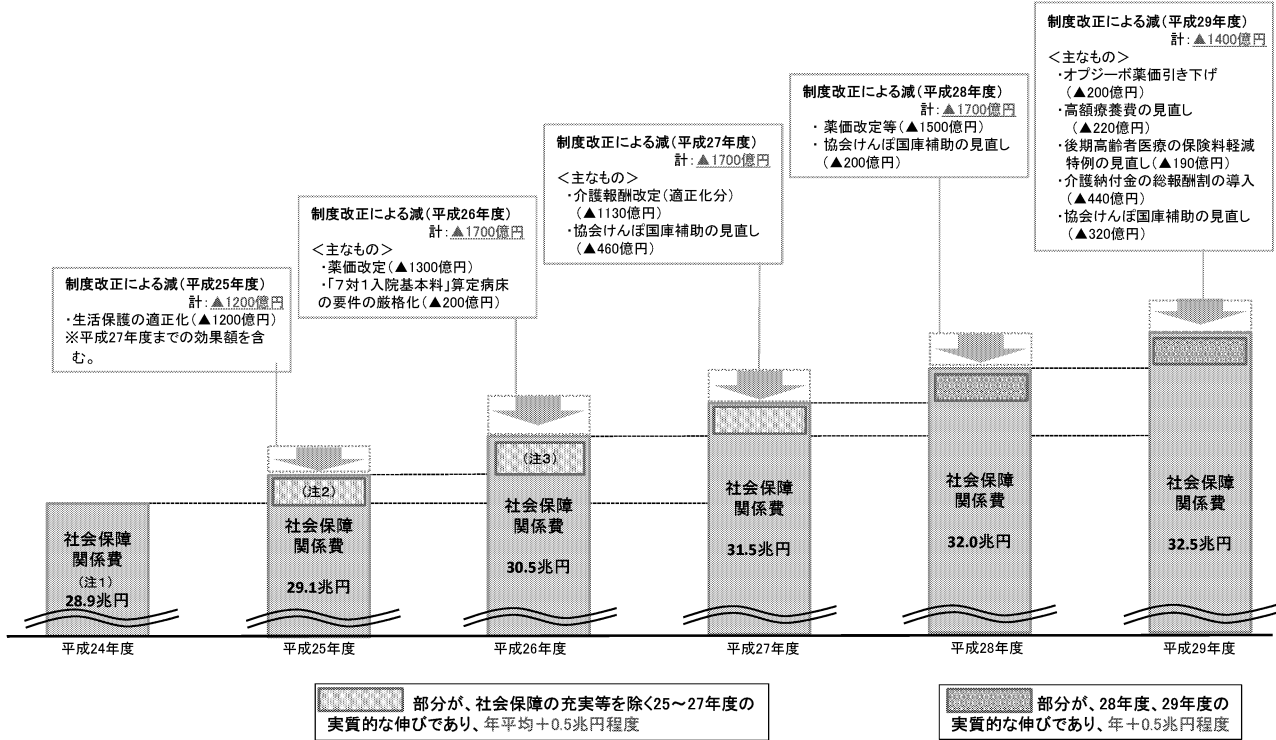
- 消費税率引上げと併せ行う充実等（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障4経費」という。）の充実及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増をいう。）その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

- 一億総活躍社会の実現に向けた施策については、「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「『経済・財政再生計画』の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していく」との方針、「経済財政運営と改革の基本方針2016」で示された「アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する」との方針を踏まえ、予算編成過程で検討する。

2

# 最近の社会保障関係費の伸びについて

厚生労働省資料

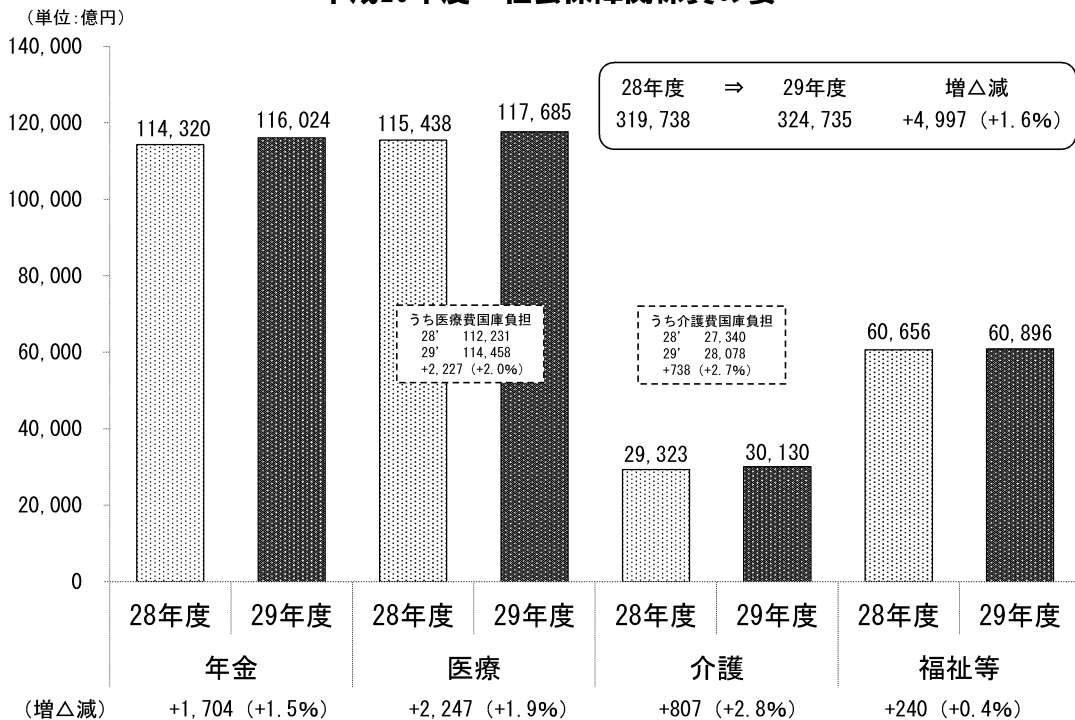


(注1)年金国庫負担2分の1ベースの予算額。  
 (注2)基礎年金国庫負担の受入超過による精算(▲0.3兆円)の影響を含めない。  
 (注3)高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化(+0.4兆円)の影響を含めない。  
 (注4)社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。

3

財務省資料

## 平成29年度 社会保障関係費の姿



4

社会保障の充実については、給付と負担のバランスを考えれば、消費税率の引き上げを延期する以上、全てを行うことはできません。

また、赤字国債を財源に社会保障の充実を行うような無責任なことは私たちは行いません。

しかし、安倍政権の子育て世帯を応援する決意は揺らぎません。消費税財源を活用して行う社会保障の充実のうち、待機児童ゼロや介護離職ゼロを目指した保育・介護の受け皿整備は予定どおり着実に進めます。

また、無年金の問題は喫緊の課題です。年金の受給資格期間の十年への短縮を実行します。

さらに、保育士・介護職員などの処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用を含め、財源を確保し、優先して実施していきます。

その他の施策についても、優先順位をつけながら、税収の動向や、重点化・効率化の効果を見きわめつつ、今後の予算編成過程の中で最大限努力をしてまいります。

## 平成29年度の社会保障の充実・安定化について

平成28年12月22日  
第4回社会保障制度改革推進本部資料

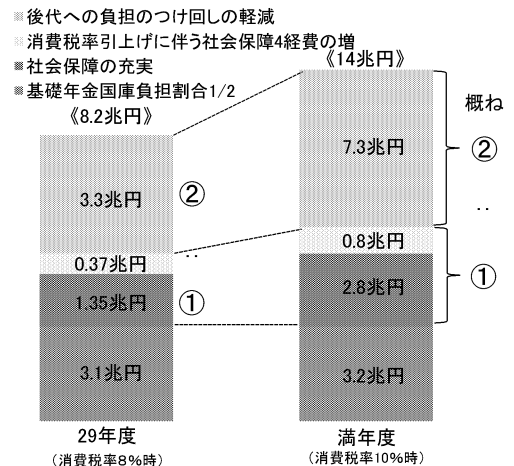
- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
  - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
  - ② 残額を満年度時の
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

### 〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○ 社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○ 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

### (参考) 算定方法のイメージ



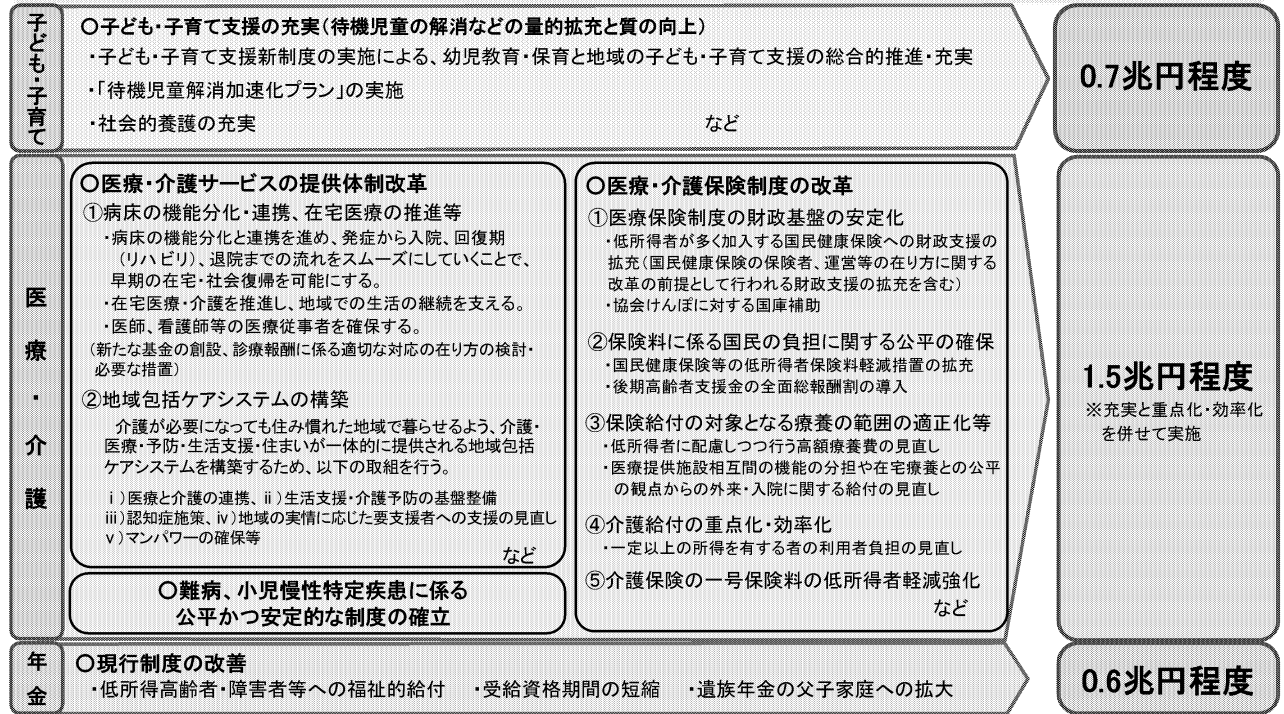
(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。  
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。  
 (注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。



# 社会保障の「充実」の全体像

平成28年4月21日  
第6回社会保障制度改革推進会議資料

○ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。  
\*2018年度時点では、3.2兆円程度の見込み。



(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

**所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度**

7

## 平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

平成28年12月22日 第4回社会保障制度改革推進本部資料(一部加工)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 <sup>(注1)</sup>		平成28年度 予算額 <sup>(参考)</sup>
		国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526 <sup>(注2)</sup>	2,985	3,541
	社会的養護の充実	6,942	416	208
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10 <sup>(注4)</sup>	6
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904	602	301
	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	1,196	604	592
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・上記以外の財政支援の拡充	429	215	215
	被用者保険の拠出金に対する支援	612	0	612
	70歳未満の高額療養費制度の改正	1,100	1,100	0
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	(1,700)		(600)
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,464	1,632	832
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	700	700	0
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	248	217	31
年金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	221	111	111
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	2,089	1,044	1,044
合計		18,388	10,511	7,877

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

8

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

平成28年12月22日 第4回  
社会保障制度改革推進本部資料  
(一部加工)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
消費税	●8%への引上げ					●10%への引上げ
子ども・子育て支援		●予定通り27年4月から実施	子ども・子育て支援新制度			
	●育児休業中の経済的支援の強化					
医療・介護	●診療報酬改定	●介護報酬改定	●診療報酬改定		●診療報酬改定	●介護報酬改定
	(医療分)		地域医療介護総合確保基金			
	(介護分)					
	●国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充					
	●国保への財政支援の拡充					
	●被用者保険の拠出金に対する支援					
	●高額療養費の見直し					
	●地域支援事業の充実					
	一部実施	●介護保険1号保険料の低所得者軽減強化				●完全実施
●難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等						
年金					●年金生活者支援給付金	
	●遺族基礎年金の父子家庭への拡大				●受給資格期間の短縮	

(注)年金生活者支援給付金と介護保険1号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実に従って記載。(消費税率10%時までに実施)

9

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目(所要額)

平成28年12月22日  
第4回社会保障制度改革推進本部資料

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%~5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充(地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%~5%) など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。 10

# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

厚生労働省資料  
(一部加工)

～持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立）～

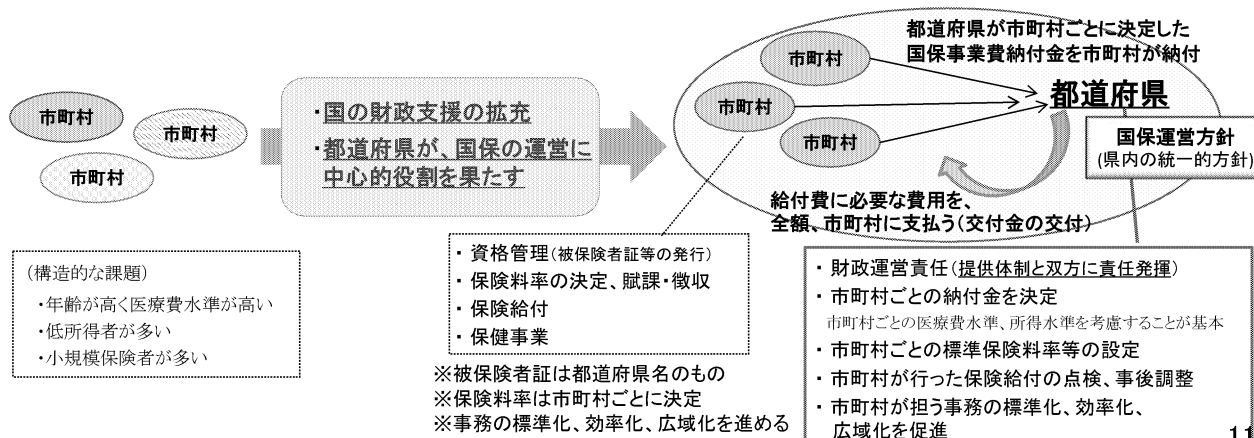
## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



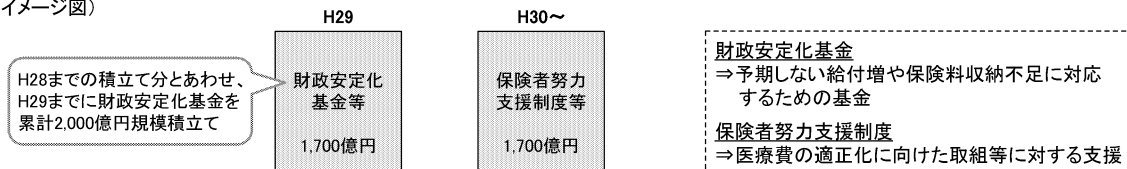
## 国民健康保険への財政支援の拡充

### <医療保険制度改革骨子（H27.1.13社会保障制度改革推進本部決定）等における約束事項>

#### ○平成29年度以降、毎年約1,700億円の国費を投入することにより、「国民健康保険への財政支援の拡充」を実施し、

- ① 平成30年度の国保新制度施行後は、毎年約1,700億円の財政支援を実施すること
- ② 財政安定化基金を2,000億円規模で確保すること

（イメージ図）



### <今後の社会保障改革の実施について（H28.12.22社会保障制度改革推進本部決定）における対応方針>

- ① 平成30年度以降、毎年約1,700億円の財政支援を確実に実施
- ② 平成29年度において、財政安定化基金を1,700億円確保
- ③ 平成32年度末までに、財政安定化基金を2,000億円規模確保

# 年金受給資格期間の短縮(25年→10年)

平成28年12月22日  
第4回社会保障制度改革推進本部資料

- 年金受給資格期間の25年から10年への短縮について、平成29年8月から実施する。

## 概要

- 老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年へ短縮。
- 平成29年8月1日施行(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる。)
- 対象者数(見込み)  
約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)  
※ 上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、今回の措置により新たに受給権を得る者の総数は、約64万人
- 所要額  
平成29年度(公費) 256億円  
(平成29年9月～平成30年1月の計5ヶ月分の支給)

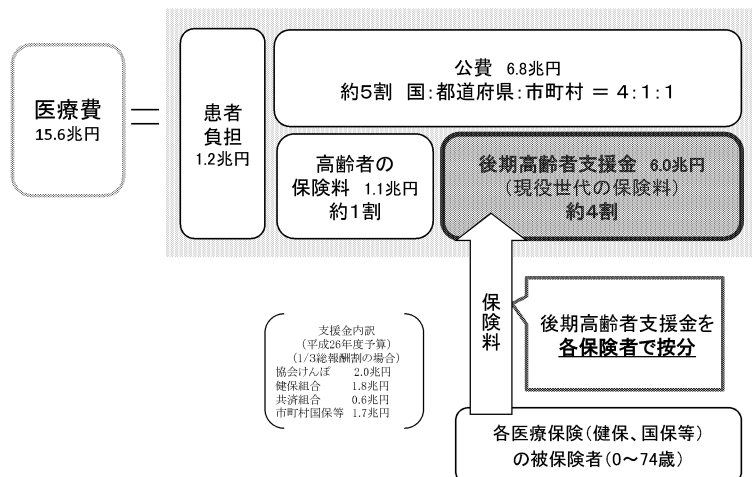
13

# 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

平成27年4月10日  
第4回社会保障制度改革推進会議資料

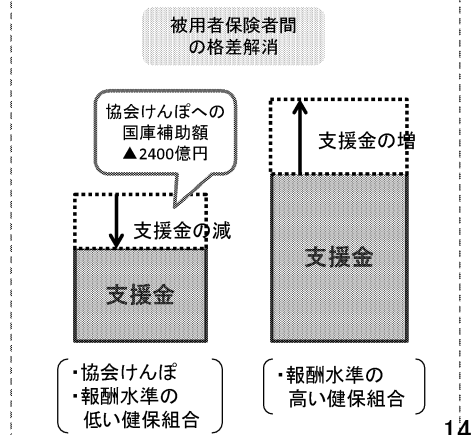
- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施
- あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す

## 【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】



## 後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施

〔保険者の総報酬額の多寡に応じて支援金を負担〕



14

## 保育士・介護人材等の処遇改善について

29年度所要額：1,913億円  
(国：952億円、地方：961億円)

### 保育士等(民間)の処遇改善

29年度所要額：1,098億円  
(国：544億円、地方：554億円)

#### 保育園等に勤務する全ての職員

- 2% (月額6千円程度)の処遇改善

#### 技能・経験を積んだ保育士等

- 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円(園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象)
- 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。
- ※ 放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を実施

### 介護人材・障害福祉人材の処遇改善

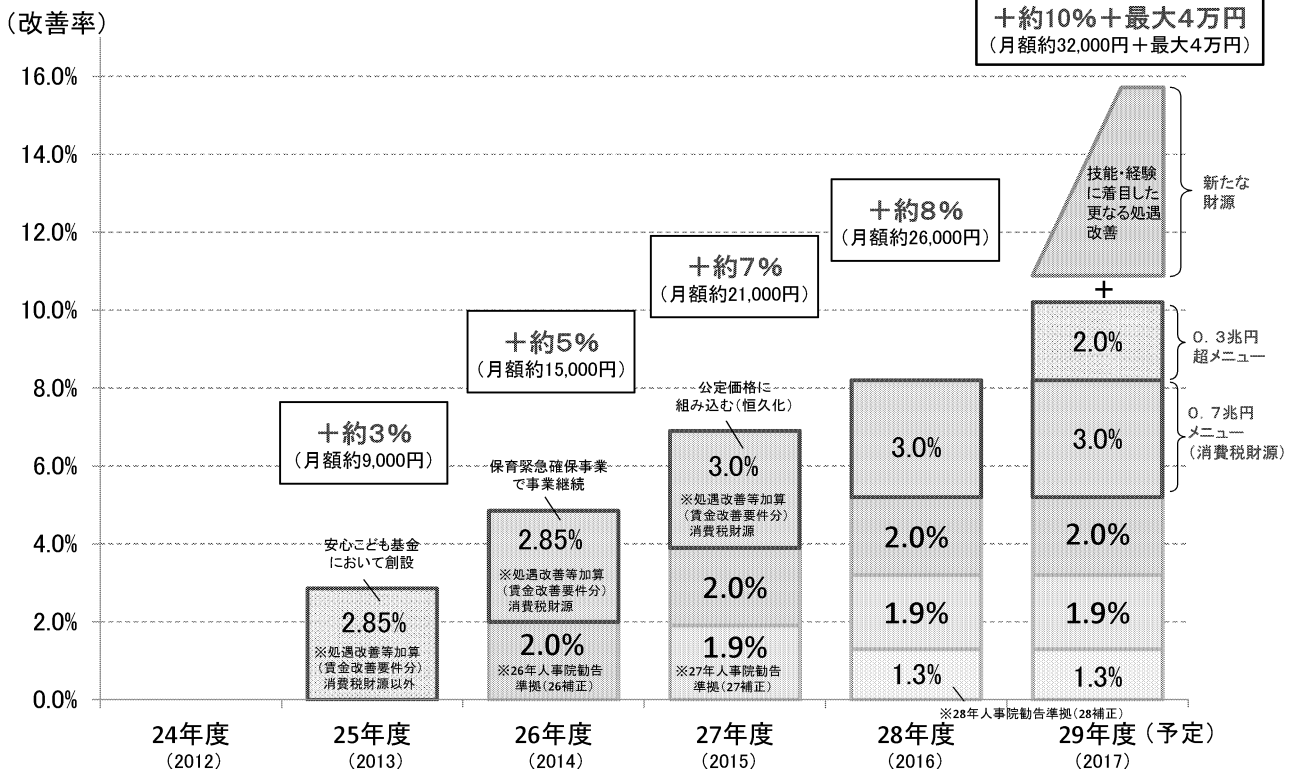
29年度所要額：815億円  
(国：408億円、地方：407億円)

#### 介護人材・障害福祉人材

- 随時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に対し、新たな上乗せ評価を行う加算を創設 ⇒ 月額平均1万円相当の処遇改善
- 障害福祉人材についても、同様の処遇改善を実施

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費(128億円)が全額国費により措置されている。

## 保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

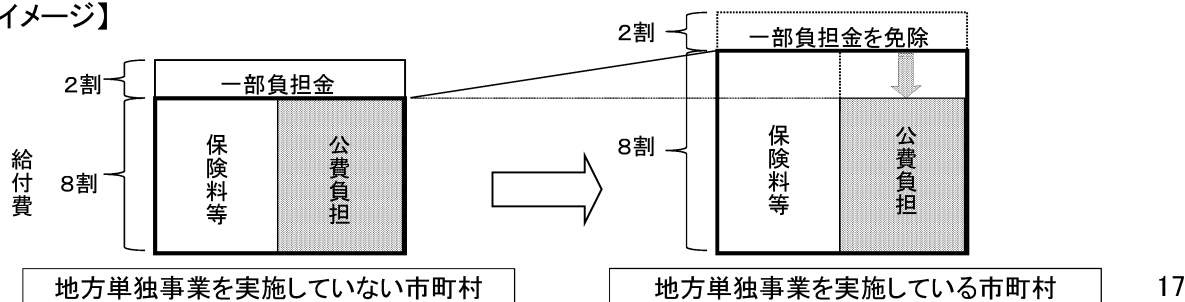
## 地方単独事業に係る市町村国保の公費負担の調整

厚生労働省資料  
(一部加工)

- 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。 [昭和59年～]

平成26年度	子ども		高齢者	障害者	全体
	乳幼児	小学生以上			
減額調整の規模	75.6億円	37.6億円	23.7億円	290.3億円	486.4億円
うち国費	62.0億円	30.8億円	19.5億円	238.1億円	398.9億円
うち県費	13.6億円	6.8億円	4.2億円	52.2億円	87.5億円
対象市町村数	1,410	1,188	221	1,113	1,421

### 【イメージ】

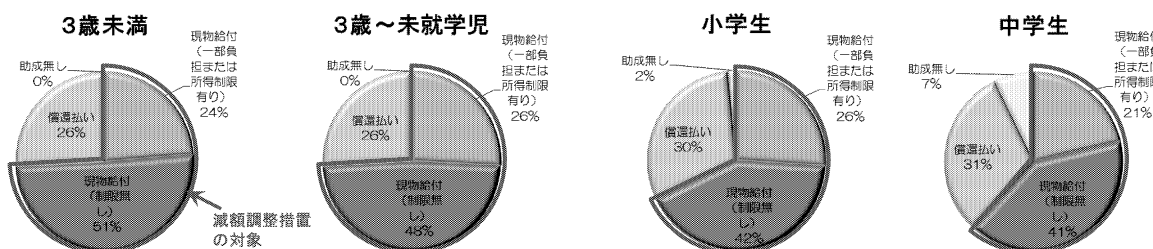


## 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置について

厚生労働省資料

- 地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 議論の取りまとめ」(平成28年3月28日)を踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得るとされていた。
- 本年10月に、医療保険制度における子どもの自己負担額(3割、ただし未就学児は2割)分に係る医療費助成について調査したところ、市町村ごとに、対象年齢、自己負担の有無等で様々な違いがあるが、未就学児に限定すれば、すべての市町村が何らかの医療費助成を実施していることが明らかとなった。
- このような実態や社会保障審議会医療保険部会等の議論も踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととした。(「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について」(保国発1222第1号平成28年12月22日付け国民健康保険課長通知))
- ※ 見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成に拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることを求める。

(参考)子ども医療費助成の実施状況(入院・市町村数ベース)



※平成28年10月6日付け「乳幼児等に係る医療費の援助についての追加調査」(速報) 18



## 第7部 今年度の研究のまとめ





## 投資的経費の財源措置のあり方をめぐって

### －事業費補正・災害財政・投資補助金・公会計・地方公営企業

関西学院大学 小西砂千夫

#### 1. バラマキ公共事業と呼ばれる問題

かつてバラマキ福祉という言葉があった。学術用語ではないので、定義があるわけではないが、敬老祝い金のような現金給付を指すことが多かった。現金なので、ばらまくという表現になる。安易な選挙対策と揶揄されることすらあった。そうした財源があるなら、介護福祉サービスなどの現物給付を充実させ、ニーズにピンポイントで対応することが望ましい。福祉はばらまくものではない、という論点からの批判である。

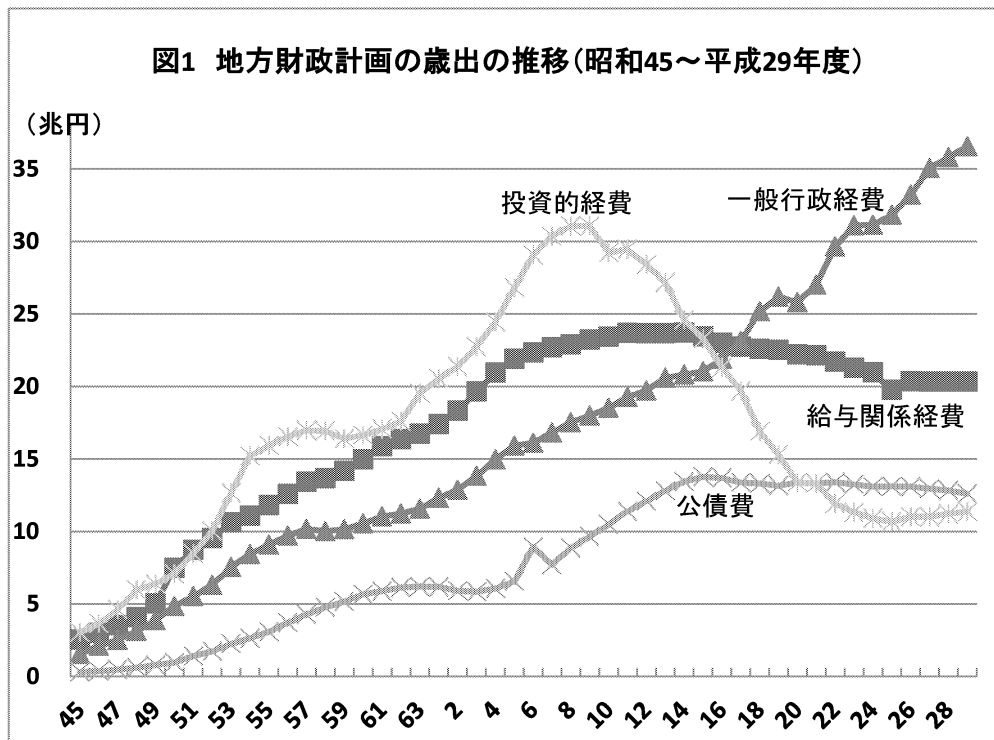
それに対して、バラマキ公共事業というのは、何ともよくわからない言葉である。公共事業の場合には、いわゆる箇所付けの問題がある。公共事業を社会資本整備と読み替えると、その内容は、道路、橋梁、港湾、河川、砂防、農業基盤整備、下水道、海岸、都市公園、市街地整備、住環境整備などからなる。そこでは費用対効果を十分に考慮して、どの箇所を優先的に整備するかを選択が重要である。公共事業のバラマキとは、費用対効果を考えない箇所付けという意味で使っているとすれば、わからなくもない。しかし、おそらくそうではないであろう。公共事業という言葉は使っているが、どちらかといえば公共施設、つまりハコ物が乱立するイメージである。もっとも、小学校建設に対しては、バラマキ公共事業などという表現は該当しない。利用価値のないあるいは華美で無駄なハコ物を建設するというのが、バラマキ公共事業という珍妙な言葉に込められたニュアンスなのではないか。

公共事業というよりも、正確には投資的経費というべきであるが、それがいかに無駄であるかというイメージが、一般に相当強く定着してしまっているところがある。投資的経費の増大というだけで、それ自体が悪であって、政治的利権が動いているなどといったイメージすらついて回る。しかし、地方財政制度のなかで、投資的経費の執行をいかに円滑に進めるかは、大きな課題であった。いまでこそ、社会保障に主役を譲ったが、高齢化が進むずっと以前、高度経済成長でひずんだ国土整備を進め、製造業や農業の生産基盤を整え、港湾などの物流や交通の基盤整備を行うことが重要課題であった時代には、社会資本整備が地方財政の主役であった。現在、必要以上に投資的経費が悪者扱いになっていることに対して、懐疑心を持たなければならない。

図1は、地方財政計画の歳出の主な項目の推移を示している。給与関係経費は平成11年度までは増加していたが、その後は減少し、25年度に東日本大震災の復興財源の一部を捻出するために国家公務員の給与を2年間限定して削減したことに対して、1年間、それに倣って削減した後に回復し、その後はほぼ同額で推移している。その一方で、投資的経費は、バブル崩壊後の経済対策の意味で投資的経費を引き上げた平成9年度がピークであり、その後、14年度から始まる小泉内閣での予算編成時に大幅に削減され、27年度にはピーク時の3分の1程度になっている。その水準は昭和50年代の前半と同額であるが、物価水準が異なるので、実質的には、それよりも以前の水準にまで落ち込んでいる。この投資的経費の激減が、今日さまざまな問題を引き起こしている。投資的経費と主役が交代するように増え続けているのが、一般行政経費である。いうまでもなく、近年では、高齢化に伴う社会保障給付が押し上げている。さらにこの4年間は、社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援新制度の推進などによる給付額の増加が大きく響いている。一方、公債費は投資的経費の激減によって、長期的に低落傾向にある。臨時財政対策債の発行額が大きいいながらも、公債費の減少は、今後も続く見込

みである。地方債残高は補正予算に伴う起債額の追加分を含めても減少傾向にある。平成 29 年度の地方財政計画ベースの基礎的財政収支は、公債費が 12 兆 5,902 億円であるのに対して、9 兆 1,907 億円と 3 兆円を超える黒字である。

地方財政計画は、基本的に国の当初予算を前提に作成されているので、国が経済対策等で補正予算を組んだときには、それに伴う地方の歳出増などは盛り込まれていないことに注意を要する。また、近年では、東日本大震災の収支は別枠になっており、図 1 の平成 24 年度以降は通常収支分のみということになる。



投資的経費はなぜこのように急激に圧縮されたのであろうか。その背景には、冒頭で述べた、公共事業悪者論による後押しがある。当時、週刊誌に毎週のように、事業が途中で中止になって残骸をさらしている工事跡や、使用が停止された建物や施設の無残な姿がグラビアで取り上げられ、いわゆる公共事業（必ずしも社会資本整備という正確な意味ではなく）が、いかに無駄であるかが喧伝されていた。それが時代的な雰囲気であった。

社会資本整備は、当時は 5 カ年計画等で目標水準は設定されていたが、その整備について法律的な義務付けがあるわけではない。計画の裏付けといえるものは特定財源であった。そのなかでも道路特定財源は額が大きく、その収入見込みに従って事業計画を延伸させていけば予算付けができた。しかし、その道路特定財源も平成 21 年度予算で姿を消した。その一方で、社会保障給付については、法令に裏付けられた制度として施行されている部分が大半を占めているので、法令を改正して制度そのものを見直さなければ、歳出の圧縮はできない。社会保障・税一体改革でも、重点化や効率化とされている部分について、実際に成果を上げるのは至難の業である。すなわち、投資的経費は、政治的応援団は別としても、整備水準が確定したものではないだけに、予算規模の圧縮が比較的容易であった。そこで、改革の成果をあげるために、投資的経費は、公共事業悪者論の世論に乗りかかって、構造改革における犠牲者となってしまった印象は拭えない。

仮に、昭和 45 年度以降の投資的経費が全額執行されたとして、単純に減価償却期間を 60 年と置いて、減価償却費を試算すると、当初は小さい額であった減価償却費が次第に増加する一方で、投資的経費の減少のペースが速いので、平成 22 年度あたりには逆転現象が起きる。そのことが公共施設等の総合管理の必要性が強調される理由になっている。実際には、投資的経費の全額が執行されない決算乖離が問題となることがある一方で、補正予算で多くの事業が実施される年度もあるので、あくまで試算にすぎないが、傾向として、ここまで投資的経費の額が圧縮されると、単純に置き換え投資をしようとしても、現在の歳出規模ではとても不可能になっていることは、各地方公共団体で作成している公共施設等総合管理計画における試算でも確認できる。

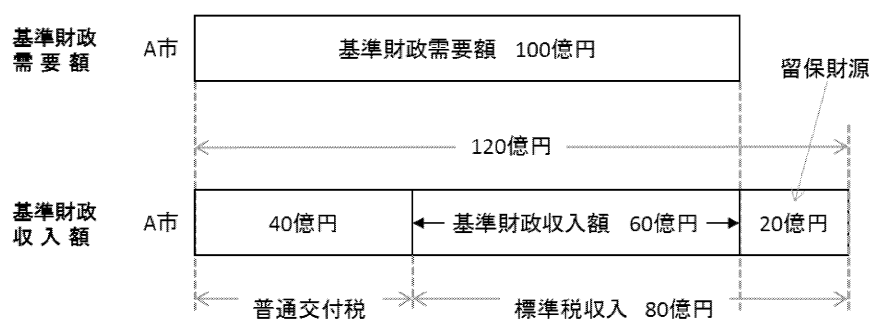
投資的経費は必要以上に圧縮され、過小に評価されている、あるいは構造改革の犠牲になった。そのような問題意識を持って、投資的経費の財源措置のあり方やそれに関連したテーマについて再考する。その前に、まず投資的経費に対する地方財政制度について振り返る。

## 2. 投資的経費に対する財源措置の基本的なスキーム

図 2 は、いうまでもなく普通交付税のしくみを示したものである。その詳細な解説はここではしないが、「基準財政需要額は標準的な経費である」については簡単に言及しておきたい。

地方自治体における標準的経費というようなものを法律的に定義するのは難しい。法令に照らして、義務付けのある経費ならば列挙できるとしても、義務付けのある経費について、歳出の標準額を定めることができないものも多い。たとえば、小学校を開設して運営することは義務付けられているが、小学校の建物の内容までは細かに決まっていないように、個々の公共サービスについて、その水準まで法令が定めていないものも多いからである。また、財源として保障すべき額は義務付けのある経費が中心となるものの、それがすべてではない。

図2 普通交付税のしくみ



出所)総務省資料から一部加筆

地方自治体にとって標準的経費というべきものがあるとすれば、それは地方財政計画の歳出にほかならない。すなわち、基準財政需要額と標準的経費の関係を見ようとすれば、地方財政計画の歳出・歳入と、図 2 の基準財政需要額の関係に注目しなければならない。詳細な説明を省けば、地方財政計画の歳出・歳入から、特定財源（都市計画税等を含む）を除いて一般財源部分だけとして、さらにそこから不交付団体水準超経費分を落としたうえで、簡単化のために臨時財政対策債がないものとする、残った財源は、交付団体ベースで一般財源ベースの地方財政計画であって、それは次の算式で著すこ

とができる。

交付団体ベースで一般財源ベースの地方財政計画

＝地方税（交付団体ベースの普通税等）＋地方譲与税＋地方交付税（普通交付税＋特別交付税）

図 2 で示しているように、

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付税

であって、かつ、

基準財政収入額＝地方税（交付団体ベースの普通税等）＋地方譲与税－留保財源

であることを踏まえると、

交付団体ベースで一般財源ベースの地方財政計画

＝基準財政需要額＋留保財源＋特別交付税

となる。すなわち、交付団体ベースで一般財源ベースの標準的経費は、基準財政需要額に算入されるか、特別交付税で対応するか、留保財源対応となるかのいずれかであるということになる。それが地方財政制度のつくりかたの導かれる制度の基本ということになる。

すなわち、基準財政需要額が標準的な経費であるという理解は間違いである。交付団体ベースで一般財源ベースの地方財政計画を、一般財源ベースの標準的経費であると呼ぶとするならば、基準財政需要額はその一部にすぎない。基準財政需要額は、標準的経費を算入するものであって、それ以上のものではない。

基準財政需要額＋留保財源のことを、財政指標などでよく使われる標準財政規模と定義しているが、それは言い替えれば特別交付税で対応すべき財政需要を割落とした部分であって、まさに標準と呼ぶにふさわしい額ということになる。ここで重要なことは、地方財政計画の作り方から演繹されることとして、基準財政需要額と留保財源の内訳は、税金の変動の影響を受けて変わるものであって、地方税収＝留保財源の「増減」の影響を受けて、結果として基準財政需要額は「減増」するものである。したがって、基準財政需要額は、それ自体が標準的な財政需要というようなものではあり得ない。

さらに、特定の財政需要が、基準財政需要額と留保財源のどちらかに区分されるとは限らず、一部が基準財政需要額に算入されるが、残りは留保財源対応とされているものもあれば、包括的に基準財政需要額に算入されているものの、個々の地方自治体の財政需要の多寡に基準財政需要額が連動せず、一部の団体では留保財源対応とならざるを得ない場合もある。同じことは、特別交付税で対応すべき財政需要についてもいえており、その全額が特別交付税でカバーされるわけではなく、留保財源分に対応することを前提に、算定上、割落とすことがある。そのことが、図 2 で示した普通交付税のしくみの背景にある考え方である。基準財政需要額が標準的経費であると考えれば、そうしたものが見えなくなり、地方交付税制度の機能を見誤るので、特に注意が必要である。

それでは、投資的経費に対する財政需要は、普通交付税の算定ではどのように行われてきたのか。石原信雄氏（元内閣官房副長官、元自治事務次官）が、昭和 38 年に『地方財政』に執筆した「地方交付税の算定上の地方債の取扱」という論文には次のような記述が出てくる。

- ・地方財政法第 5 条の規定によつて、地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないものとされている。／このような原則に即応して、地方公共団体の財源の保障を目的として配分される地方交付税の算定に当たっては、地方債は特定財源として控除されないこととされている。

各種の施設の建設事業等臨時的な経費の財源とする場合

- ・（学校等の教育施設に対して地方債の発行が認められることについて）地方交付税の算定上は、こ

これらの経費については施設の耐用年数に応じて、その減価償却費が基準財政需要額に算入されており、これらの経費の財源に充てるために発行された地方債の償還は基準財政需要額に算入された減価償却費を引当てとして行われる建前となつている。

- ・一時に多額の経費を支出しなければならない場合で、その財源を地方税、地方交付税等の当該年度の経常収入に求めることが適当でないものについて、地方債の発行が認められるものであつて、これらの経費については、地方交付税の算定上は毎年度平均的に所要額が基準財政需要額に算入されており、地方公共団体としては毎年度の経常財源によつて当該地方債の償還を行なつていく建前とされている。したがつて、これらの地方債については、当該事業が補助事業であるか、単独事業であるかにかかわらず、その元利償還額そのものが基準財政需要額に算入されることはない。

#### 災害に伴う経費の財源とする場合

- ・(災害復旧のための経費や災害による地方税の減収に対応するために地方債の発行が認められるが)地方交付税の配分の基礎となる基準財政需要額は、各地方公共団体ごとに人口その他の客観的な数値を基準として、当該年度において通常必要とされる経費を算定するものであり、基準財政収入額は、前年度の所得税額等客観的な資料に基づいて各地方公共団体が当該年度において通常収入し得べき額を算定するものである。したがつて、災害に伴う財政負担の増加又は財政収入の減少は普通交付税の算定上は考慮されていない。
- ・災害復旧事業の財源に充てるため発行を認められた地方債については、その各年度の元利償還額は当該年度の基準財政需要額に算入され、また、災害応急対策および災害に伴う税等の減収を補てんするため発行を認められた地方債の各年度の元利償還額は当該年度の特別交付税の配分の基礎に算入されることとなつている。

#### 辺地対策事業の財源に充てる場合

- ・辺地をかかえた市町村においては、辺地住民の生活水準の維持向上のため各種の公共施設の整備を行わなければならないが、辺地をかかえた市町村は一般に財政力が劣弱であるので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市町村が自治大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費については地方債の発行が認められ、その毎年度の元利償還額は、当該年度の基準財政需要額に算入される。

以上のように、地方交付税の算定の考え方として、地方債は特定財源として控除されず、その償還財源は、基準財政需要額に建前として算入されているとするのが原則である。元利償還金そのものを直接算入することは原則ではない。

図2で示したように、元利償還金は、基準財政需要額に単位費用等で算入されている額で対応するということになるが、それは団体ごとの元利償還金の多寡に財源保障の額が連動するものではないので、事実上、留保財源対応ということになる。基準財政需要額への算入は建前であつて、減価償却分の算入では元利償還金の財源としていかにも不十分である。そうなると、投資的経費に対する財源保障は、事実上ほとんどなく、財政力の違いで整備可能な水準が決まるということになる。しかし、はたしてそれでよいのかという問題意識は、当時も当然あつた。石原論文が発表された昭和38年は、給与関係経費と経常経費に対する財源保障がなんとか充実してきて、次に投資的経費への財源保障を段階的に充実させていく時期に当たる。そのための財源保障の手法をどう見直していくかが重要な論点となつていた。

そうしたなかで、例外として災害復旧関連だけが最初から財源保障が充実していた。そこでは、起債が認められるだけでなく、元利償還金が基準財政需要額に算入されることとされている。その制度は、シャープ勧告が求めた災害復旧事業費の全額国庫負担制度が昭和 25 年度の 1 年限りで廃止になったことを受けて、翌年度の 26 年度から地方財政平衡交付金制度の下で始まっており、その算入率は現在と同じ 95% である。

さらに注目されるのは、昭和 37 年度に開始された辺地対策事業債の説明として、一定の政策目標にかなう事業であって自治大臣に提出した計画に基づいているものについて、起債を認めるだけではなく、財政力が弱いことに着目して公債費を基準財政需要額に算入するとしていることである（算入率は当初は災害復旧対策債の 6 割で 57%、後に 80%）。地方交付税制度の下で、結果として財政力が弱くいわゆる留保財源が小さい地方自治体では、多額の非算入公債費は財政負担として過重であるという事実に着目したしくみである。その手法が過疎対策事業債を始め、後の地域総合整備事業債等に広がっていくこととなる。

同論文では、以下に引用した箇所、地方債の発行は、地方交付税の算定における限界を補うものという趣旨の記述がされている。その延長線上に、地方債の負担軽減のために、基準財政需要額への一部算入の拡大があるといえる。

基準財政需要額の算定に当たっては、客観性と公平の要請が強いため、各地方公共団体の投資的経費を長期的平均的にみて妥当な姿で算定できるよう努力が払われることとなる。その結果はどうしても或る程度画一的となり勝であり、団体によつては各年度の基準財政需要額と当該年度の地方負担額との間にギャップを生じることとなるので、これを調整するために地方債の発行が認められているわけである。

投資的経費の財源保障のあり方については、石原信雄『新地方財政調整制度論 改訂版』（ぎょうせい、2016 年）では、特に 1 章を設けて（第 2 編第 3 章「投資的経費と基準財政需要額」）、制度の変遷が解説されている。表 1 は、普通交付税における投資的経費の算定方式の変遷を示したものである。昭和 30 年代には、財政力に恵まれない団体の投資的経費のための財源確保をめぐってさまざまな試行錯誤がされ、昭和 40 年代には事業費補正が段階的に整備されていったことが読み取れる。

そして、昭和 53 年度には、投資単独事業に対して地域総合整備事業債が開始されている。当時は、起債措置を認めたただけであったが、その後、基準財政需要額への算入が行われ、地域総合整備事業債は事業費補正の象徴的な存在となった。まさに無駄なハコ物建設を助長するしくみとしてである。日米経済構造協議を受け、いわゆる地方単独事業の充実として、またバブル崩壊後の経済対策の手段として、地方の投資的経費の拡大のために事業費補正の手法が多用された。その結果、そうした手法に対する批判が高まり、平成 14 年度には大幅な見直しが行われている。

地方交付税が昭和 29 年の施行 30 年の際に行われた座談会「地方交付税 30 年の歩み」（柴田護・山本悟・横手正・石原信雄・花岡圭三・土田英作・遠藤安彦による、『地方財政』、昭和 59 年 12 月号）において、石原信雄氏は昭和 50 年代の単独事業に対する事業費補正の拡大について、次のように述べている。

単独事業については、実績を基準財政需要額に反映させることは非常に危険でありまして、ある意味では交付税の基本理念に反するんですけども、実態を見てみますと、客観的な数値によって算定したのでは、明らかに足りない団体がある。すなわち客観的な数値だけではどうしても捕捉できない要素があると考えられる団体がありますので、特殊な要因は除きまして。実績との乖離が相当長期間にわたって生じている団体につきましては、その一部を基準財政需要額に反映させていいん

じゃないかということで、これを取り入れたわけです。／しかし、この方式は率直に言いまして危険を伴うわけですから、57年度から試みに導入したんですけれども、59年度から始めましたまちづくり特別対策事業の方に吸収していくことが望ましいと思います。(116頁)

そこでいう特別対策事業費は、地方の創意工夫を反映するしくみであると同時に、広域市町村圏整備総合事業等の計画に基づくことで、その事業の必要性を示す根拠に基づくことが重視されている。加えて、地域間格差の拡大に対処するために公共事業の実施が一定の役割を果たしてきたものの、今後はどれが不可能という問題認識に立って、次のように述べている。

交付税の配分に当たりまして、投資的経費の算定については、単に客観性、中立性だけじゃなくて、交付税が地域間格差をある程度是正するという役割を持っていいんじゃないだろうか。そういう意味で単独事業債の償還費を需要に算入するという方式を、弊害が起こらないように、交付税の共有財源としての性格の基本的な枠を超さない範囲で、地域間格差の是正に役立てていくということが必要ではないか。(138頁)

以上、2つの引用箇所で強調されているのは、投資的経費の単独事業の算定において中立性や客観性だけに重きを置くことは逆に問題があることから、事業費補正方式の導入は不可避であることである。そこで石原氏という弊害が起きない範囲とは、この場合、投資的経費の単独事業が何らかの計画等に基づいたものであることと、公債費の算入はあくまで一部であって残りは留保財源対応とすることの2つの要件を満たすことを指す。また、そこで単独事業がもつばら問題となっているが、補助事業については、基準財政需要額への算入率は従来でも100%ではなく(災害復旧事業費さえ95%)、国の公共事業等に関する計画に基づいているものが中心であるので、弊害が起きない範囲であることが自明であるからだとなる。

### 3. 投資的経費の財源措置に関連した政策課題

投資的経費に対する財源措置のあり方について、以上のように問題意識なり考え方を整理した上で、今年度の研究会で取り上げたテーマについて振り返ってみる。

#### ① 災害復旧・復興のための財政スキーム

災害に対する主な地方財政措置は、①施設の復旧にかかる地方財政措置(地方債+地方交付税:補助災害復旧事業、単独災害復旧事業、小災害復旧事業、公営企業災害復旧)、②災害時の個別の財政需要に対する地方財政措置(特別交付税:災害廃棄物処理、応援職員派遣の受入、応援経費、文化財の災害復旧)、③災害時の財政需要に対する包括的な措置(特別交付税:災害復旧事業費に基づく算定、り災世帯数等に基づく算定)、④その他個別の災害状況に応じた措置(被災者支援のために国庫補助事業の拡充にあわせた特別交付税措置、国庫補助事業の隙間を埋める単独事業のための復興基金に対する地方交付税措置)などからなる。このうち、前節で災害復旧事業債に対する元利償還金の基準財政需要額への算入率が95%としたのは補助災害復旧事業債についてであり、単独災害事業債の算入率はその5割から9割の47.5%~85.5%、1カ所の工事が国庫補助対象外である小災害復旧事業債の算入率は6割から10割の66.5%~95%である。そのほかに、地方税の減収に対応する歳入欠かん債や、国庫負担金や国庫補助金の交付を受けて実施する災害対策事業のための災害対策債がある。

一方、補助災害復旧事業については、補助率が通常の場合よりもかさ上げになり、激甚災害法の指定を受けると、さらにかさ上げ率が上乘せになる。地方財政措置は、補助災害事業に対する国費の積み増しに対応して、残る地方負担分への地方交付税措置を拡充させることが原型である。そこでは、国費投



入とのバランスが重視されている。図 2 でいえば、国費の投入は地方の一般財源対応分を圧縮することにつながり、地方交付税措置は留保財源対応分を圧縮するための措置である。投資的経費は起債と普通交付税措置、経常経費は特別交付税措置が基本である。補助災害復旧事業にはならない単独分や小災害等には、補助対策事業に準じるものとして、地方交付税措置が行われるが、基準財政需要額への算入率は抑制される。そのほか、国費で対応しきれない単独事業等については包括的な措置や基金造成のための地方交付税措置などが行われる。それらは、時代があとになるほど、段階を踏んで拡充されてきた。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、そうした基本的なスキームに対して、災害復旧を中心に対象事業の拡大や財政支援の充実が、財政援助法と予算措置によって実現している。その一方で、災害復興に対する財源措置はなお萌芽的なものとどまっていた。それに対して、平成 23 年の東日本大震災になると、財政援助法と予算措置を通じて、復興事業に対する財源措置が格段に充実している。さらに、これまでは、投資的経費であれば、起債事業であって元利償還金の基準財政需要額への算入は 100%ではなく留保財源対応となる部分が残っていたが、東日本大震災では国費のかさ上げに対応した地方負担に復興特別交付税を充てることで起債が不要となり、それに伴って留保財源対応分もなくなされた。もともとそれは集中復興期間の最初の 5 年間までであって、6 年目からは一部であるが、留保財源対応となる部分が復活している。東日本大震災では、復興増税等によって復旧・復興の財源を捻出したこともあって、留保財源対応部分は例外的になくされている。

災害復旧・復興のための地方財政措置については、先述の国費とのバランスを図ることに加えて、過去の災害において講じられた財政支援策を参照し、災害の規模を念頭において、妥当と考えられる復旧・復興事業を実施したことで、被災団体が財政的に行き詰まることがないように総体的に配慮して、さまざまな財源措置が講じられる。後年度の災害になるほど、復旧・復興に対する財政支援は段階的に拡充されていく傾向がある。

平成 28 年 4 月の熊本地震では、大きな被害が発生した。その反面で、東日本大震災と比較すると、死者数や被害額は規模が小さい。東日本大震災のような復興増税は実施されないので、まったく同じことはできない。そのなかでも、熊本地震でも被災団体の復旧財源に対しては、国費の拡充に対応して丁寧に地方財政措置の拡充が図られた印象がある。また、大規模災害時の特例措置である復興基金の創設が図られたことなどの財政支援が実現している。

## ②投資的経費にかかる補助金

表 1 で示したように、投資的経費に対する財源措置として、地方交付税措置よりも先に設けられたのが、国庫支出金を通じたものである。昭和 30 年に成立した地方財政再建促進特別措置法に基づいて財政再建が進むなかで、財政再建団体においても国の方針に基づいて一定の社会資本整備が進むように手当てされたのが国庫補助率のかさ上げである。

ついで、昭和 36 年には、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律に基づく後進地域特例によって、財政力に恵まれない道県について公共事業費の補助率のかさ上げが実施された。その趣旨は、「後進地域の開発のため重要な開発指定事業の実施を推進するため、当分の間、後進度の強い都道府県（財政力指数が 0.46 未満）について開発指定事業に対する国の負担又は補助の割合の特例を定める措置によって、財政力の乏しい都道府県における開発指定事業に係る負担を軽減し、後進地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を図ろうとするもの」（国土交通省ホームページより）である。対象事業は、河川（一級河川及び二級河川に係る小規模河川改修事業で総額 5 千万円

未満以外のもの)、海岸(海岸保全施設に係る直轄事業及び一部の補助事業)、砂防(直轄砂防事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川流域におけるものに係る補助砂防事業)、林地荒廃防止施設(森林保安施設事業で土砂の流出又は崩壊を防備するための事業のうち、直轄事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域における補助事業)、地すべり防止施設(直轄地すべり防止事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助地すべり防止事業)など、法律では12種類の事業が列挙されている。

補助金制度については、その後、いわゆる超過負担の見直しや高率補助金の引き下げ問題などが大きな課題として浮上する。平成22年度には直轄事業負担金の見直しが実施された。それらは、基本的に、国と地方の負担区分のあり方をめぐる課題である。

一方、平成16年度予算から3カ年かけて実施された三位一体改革では、国庫補助負担金の改革が課題となったが、そこでは国庫支出金のあり方が問題となった。一般財源化あるいは廃止・縮減に注目が集まりがちであったが、補助金のあり方を見直しとして、まちづくり交付金が創設されている。まちづくり交付金は、「都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付」(国土交通省ホームページ)するものであり、平成22年度からは、社会資本整備総合交付金の創設に伴って、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業に対する交付金に改組されている。

社会資本総合整備交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一括したものとして創設されたが、1年後の平成23年度には、民主党政権下による予算編成で、いわゆる一括交付金である地域自主戦略交付金に、その一部が組み込まれたかたちとなった。しかし、自公政権に復帰した平成25年度には、地域自主戦略交付金は廃止され、従来の社会資本整備総合交付金と、インフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)や生活空間の安全確保の取組を支援する防災・安全交付金の二本立てのかたちになった。

国庫支出金改革として社会資本総合整備交付金をみたときに、そこにはいくつかの技術的課題はあるとはいうものの、地方自治体の自由度を確保したという意味で、一定の成果があったと評価できる。現在は、地方自治体からの要望額に対して、予算額が不足して、十分に対応できない状況にある。財政再建の過程にあるとはいえ、投資的経費の総額が抑制されている状況は、決して望ましいとはいえない。

### ③「地方財政の見える化」と公共施設総合管理

経済財政諮問会議で検討されている「地方財政の見える化」は、社会資本整備や公会計の推進と公共施設等総合管理計画の策定と運営などに力点が置かれている。基本方針2014では、社会資本整備については、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画(行動計画)等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。／特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う」とされている。また、地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメント

の強化として、統一的な基準による地方公会計の整備、ICTを活用した固定資産台帳等の整備などを進めるとしている。基本方針2015では、「公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など」についての「見える化」を徹底して進めるなどと記述されている。

インフラの長寿命化や公共施設等のダウンサイジングが必要であるのは、図1で示したように投資的経費の総額が大きく圧縮されたことがあるが、資源の効率的な利用という点で公共施設の最適化を図ることは必要なことである。平成29年度地方財政計画では、公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を3,500億円に増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充している。具体的には、地方債計画で公共施設等適正管理推進事業債として3,150億円を確保し、①集約化・複合化事業（延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業）、②長寿命化事業（公共用建物について：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業、社会基盤施設（道路・農業水利施設）について：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業）、③転用事業：施設の他の用途への転用事業、④立地適正化事業：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業、⑤市町村役場機能緊急保全事業：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等、⑥除却事業、について活用される。

#### ④財務会計制度のあり方

地方公会計の推進は従来から進められてきたが、現在は、統一的な基準に基づいて整備するとされており、そこでは固定資産台帳の整備が必要になることから、それと公共施設等総合管理計画の推進とを関係づけることで、公会計整備の意義は明確となったところがある。現金主義会計による予算・決算は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から不可欠なものである。そうしたなかでも、公会計を推進する意義は、発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完することであると整理されている。公会計の整備を通じて導かれる指標である有形固定資産減価償却率等を活用していくことが求められている。

一方、財務会計制度の見直しについても、総務省が設けた「地方公共団体の財務制度に関する研究会」で検討が進められた。そこでは、クレジットカードによる収入方法の見直し、電子マネーによる収入方法の確立、口座引き落としによる支出方法の導入、行政財産の貸付けの範囲の拡大、会計年度の独立の原則の弾力化、支出方法の多様化、新たな契約方法等の導入、指定金融機関に係る制度の見直し、などからなる方策を取りまとめた報告書を、平成27年12月に公表している。その主眼は、現金主義会計のなかでの運用のあり方についてである。

現金主義会計は現金収支を見るものであるため、借入を前提とする場合、それで健全財政を担保することは難しい。企業会計では発生主義会計が採用されているのもそのためである。それに対して、政府会計では、建設公債主義というかたちで借入に制約を置くことで、その問題の解決を図ってきた。わが国の地方財政における再建法制である自治体財政健全化法でも、現金主義会計＋建設公債主義であることを前提に、赤字比率を主要な財政指標として再建のための規制発動のトリガーとしている。

#### ⑤第三セクターと地方公営企業の改革

経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）は、地方公営企業・第三セクターに関して、「地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革」として「取

組方針・時間軸：「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営 基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。(中略) 公営企業・第三セクターの改革については、既に総務省から自治体に対して各種指針の発出・要請等が行われており、これを踏まえ、計画期間内 のできるだけ早期に取組を進める」とし、「地方行財政の「見える化」では、「取組方針・時間軸：公営企業会計の適用を推進するとともに、公共施設等の集約化・複合化等の成果の検証を行う」としている。

第三セクターについては、第三セクター等改革推進債を、期限を限って設けて廃止を含めた抜本改革を強く促すなど、その改革に努めてきた。なお、一部の第三セクター等で経営改善が期待できないまま、赤字等が累積しているが、全体としては少数にとどまっている。同時に、地方公営企業も住民生活の維持向上に直結しないものであって、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター同様に廃止を含めて抜本改革を促されてきた。その一方で、住民生活の基盤的な公共サービスを担っている地方公営企業については、引き続き存続することを前提に経営改善等が進められてきた。経営戦略の策定を求め、抜本的な改革の取組状況の「見える化」を行っている。事業別に見た抜本的な改革の考え方や経営状況を表す指標などは、総務省に設けられた「公営企業の経営のあり方に関する研究会」で平成 28 年度に検討されている。存続すべき地方公営企業における改革方策としては、民間委託や PFI、コンセッション方式の導入などが検討課題になっている。それに加えて広域化や広域連携の推進も課題となっている。

地方公営企業の「見える化」の推進では、これまで取り組んできたものとして、地方公営企業の会計基準の見直し、公営企業会計の適用拡大のほか、「経営比較分析表」の策定・公表がある。そのうち、公営企業会計の適用の拡大については、平成 27 年 1 月 27 日の総務大臣通知によって、平成 27 年度から 31 年度までを集中取組期間として、下水道事業と簡易水道事業を重点事業として、人口 3 万人以上の団体について期間内に公営企業会計に移行し、3 万人未満の団体についてもできる限り適用することを要請している。

地方公営企業は多様であり、その経営のあり方についての考え方を整理することは難しい。そこで問われることは、公営企業会計の適用を推し進めつつ、独立採算制の考え方をどこまで柔軟に見直していけるかである。その検討はまだ十分進んでいるとはいえない。

## おわりに

この 20 年近く、投資的経費が大きく圧縮されたことで、その影響は大きい。現状では、課題が少しずつ見え始めているが、近い将来、さらにもっと深刻な政策課題として浮上することも十分考えられる。公共施設の適切な管理によって、投資の最適化を図ることで、投資的経費の財源が限られるなかで社会資本の整備水準を維持しようと試みられている。それ自体は財源の効率的な活用という観点で重要であるものの、社会資本総合整備交付金や緊急減災・防災事業へのニーズを見る限り、投資的経費に対するニーズに財源面で十分に応えられていない状況である。

そのなかで、災害復旧・復興のための財政支援制度は、相当程度整備されてきた。東日本大震災は、災害規模も大きく、そのために復興庁という推進組織まで設けられ、復興増税など財源面でも特別な手当がされた。しかしながら、東日本大震災で講じられた財源措置は、それ以降の災害でそのまま維持することは難しい。そのなかで発生した熊本地震であったが、その財政スキームは東日本大震災でも復旧・復興のしくみを一部取り入れたものとなり、今後の災害財政の安定的なスキームをつくったと

いえる。その点は高く評価できる。

バラマキ公共事業などといわれ、投資的経費に対する批判はなお大きい。それ自体は行き過ぎたところがある。投資的経費の拡充のうえでは、事業費補正等の財源措置は不可欠であり、そうした手法への過度な批判には警戒しなければならない。

地方公会計については、従来から進められてきたが、そのことを通じて固定資産台帳の整備を推進し、それを公共施設等の適切な管理に積極的に結びつけていくことが重要である。地方公会計は財務会計制度の改革や財政診断を目的としたものではなく、財政情報の開示手段の充実という意味で、一歩引いたところに意味を見いだすことが適当である。

その一方で、第三セクター等の抜本改革と同じ文脈での地方公営企業の抜本改革も必要である。あわせて、地方公営企業として存続すべきものについても、経営健全化の維持のために改革課題は大きい。地方公営企業に対して、広域化や民間活用に対する要請が強く、それに対しても応えていかなければならない。同時に、地方公営企業法の任意適用である事業について、公営企業会計の適用拡大を進めることは、地方公営企業の経営改革と結びつく重要課題である。その際に、人口減少社会が到来している現状において、独立採算の考え方をどのように整理するかについて十分な検討が必要となる。

表1 普通交付税における投資的経費の算定方式の変遷

年度	投資的経費の算定	関連する制度(法改正等)
地方財政平衡 交付金法時代	標準的な施設を想定し、その施設の耐用年数に応ずる減価償却費を毎年度単位費用に算入、単独事業の財源は留保財源対応が原則	災害復旧債の元利償還金は95%算入、災害復旧事業への補助率のかさ上げ <sup>(※1)</sup>
昭和31年度	地方財源の強化に伴って、地方債の大幅減額と投資的経費に係る基準財政需要額の増額、あわせて公共施設の整備が遅れている後進地域の道府県に対する投資財源確保のために特別態容補正(後進地補正)の適用	昭和30年の地方財政再建促進特別措置法では、財政再建団体に対して、公共事業費の補助率のかさ上げ
32年度	投資的経費の動態化として、道路延長および木橋の延長を測定単位とする算定として道路改良費及び木橋架替費の算入、人口急増補正による投資的経費の割増算入	
34年度	人口および面積を基準とする投資的経費の包括算入方式(人口について段階補正係数を定めることで後進県に有利に)	昭和36年に後進地域特例 <sup>(※2)</sup> によって財政力に恵まれない道県について公共事業費の補助率のかさ上げ
37年度	港湾費およびその他の土木費における海岸費において、公共事業費の地方負担額の一部を基準財政需要額に直接算入するための密度補正いわゆる事業費補正 <sup>(※3)</sup> の適用	昭和37年に辺地整備法における辺地債の導入、40年に新産業都市等の整備のための財政上の特別措置導入
41年度	地方財政対策の一環として特別事業債が認められたことに伴い、同年度に限り事業費補正および特別態容補正の適用が停止 <sup>(※4)</sup>	
42年度	投資的経費の算入のための各種補正を整理統合し、投資態容補正を新設して客観的指標による補正である投資補正と事業費補正 <sup>(※5)</sup> の2本建てに	
44年度	減価償却費算入方式が廃止され計画的事業費算入方式 <sup>(※6)</sup> に各費目において、経常的経費と投資的経費を分離	昭和45年に過疎対策債の導入、46年に沖縄振興特別立法、その後相次いで道路・住宅・土地の地方3公社の法整備
51年度	地方財政対策の一環として財源対策債の発行が認められた際に、従来の包括算入方式分と事業費補正または計画的事業費算入分を振替え、その元利償還金は、前者については100%、後者については100%ないしは80%の額を算入 <sup>(※7)</sup>	
53年度	地域総合整備事業債の開始	昭和60年に半島振興法、61年民活法、62年にリゾート法
63年度		ふるさと創生1億円事業(の一部)が実施 この時期から、バブル期およびバブル崩壊後の経済対策において、いわゆる地方単独事業の大幅な拡大が進捗
平成14年度	事業費補正の大幅圧縮	
22年度	事業費補正の大幅圧縮 <sup>(※8)</sup>	

出所)小西砂千夫『日本地方財政史』有斐閣、近刊。

備考)「投資的経費の算定」の欄の昭和51年度分までは、石原信雄『新地方財政調整制度論』(ぎょうせい、2000年)、第3章「投資的経費と基準財政需要額」をもとに作成。

※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年)、その後の災害でも特別法で補助率のかさ上げが実施、恒久法である激甚災害法は昭和37年の成立。

※2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律。

※3 各年度の地方負担額から従来の減価償却費算入方式によって算出された額を控除した額の一定割合の額(当初の割合は25%)を加算するもの。

※4 特別態容補正は昭和34年度には制度として不適切という理由で縮小。

※5 事業費補正はその後も多様化し、公共事業費等の地方負担額の一部を算入する方式のほか、小・中学校校舎の新増設および危険改築費等についての理論計算による必要事業費を算入する方式、河川や義務教育施設等の整備事業費の財源に充てるための起債の元利償還金の一部を算入する方式が加えられた。

※6 標準事業費または調整事業費を一定の計画に従って算入する方式。

※7 昭和52年度に包括算入分のみ復元、財源対策債はその後も一部の年度を除き継続されている。

※8 平成23年度にもさらに圧縮されている。



## 委員名簿等





人口減少社会における公共施設等に関する地方行財政制度の在り方に関する調査研究  
(平成28年度 地方行財政ビジョン研究会)

委員名簿

平成29年3月末日現在

委員長	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
委員	伊集 守直	横浜国立大学経済学部准教授
	井手 英策	慶応義塾大学経済学部教授
	宇野 二郎	札幌大学地域共創学群教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	相馬 直子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授
	田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富江 直子	茨城大学人文学部准教授
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科准教授
	西岡 晋	東北大学大学院法学研究科教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部講師
	黒田 武一郎	自治財政局長
	池田 憲治	大臣官房審議官（財政制度・財務担当）
	大西 淳也	大臣官房審議官（公営企業担当）
	事務局	前田 一浩
原 邦彰		自治財政局調整課長
大沢 博		自治財政局交付税課長
吉川 浩民		自治財政局地方債課長
滝川 伸輔		自治財政局公営企業課長
石黒 久也		自治財政局公営企業課公営企業経営室長
植村 哲		自治財政局公営企業課準公営企業室長
溝口 洋		自治財政局財務調査課長
今長 岳志		自治財政局財政課参事官
岡 裕二		一般財団法人地方自治研究機構調査研究部長 兼 総務部長
山本 周		自治財政局調整課課長補佐
天野 純之介		自治財政局調整課主幹
前田 健一		自治財政局調整課総務事務官
下島 正幹	一般財団法人地方自治研究機構調査研究室長兼総務室長	
嶋田 匡寿	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員	



## 平成28年度の開催経緯

委員会	テーマ・報告者	報告書該当部分
第1回委員会 (平成28年4月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地方財政の『見える化』」 仁井谷 興史 総務省自治財政局財務調査課課長補佐</li> <li>○「公営企業・第3セクターの経営改革」 菅原 泰治 総務省自治財政局公営企業課長</li> </ul>	<p>第3部 第1章</p> <p>第5部 第1章</p>
第2回委員会 (平成28年5月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「財務会計制度の見直しと監査制度について」 山口 憲明 総務省自治行政局行政課監査制度専門官</li> <li>○「財務会計制度の歴史的展開について」 小西 砂千夫 委員長 関西学院大学大学院 経済学研究科・人間福祉学部教授</li> </ul>	<p>第4部 第2章</p> <p>第4部 第1章</p>
第3回委員会 (平成28年7月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「後進地域特例制度と過疎・辺地対策について」 西川 亨 総務省自治財政局財務調査課理事官</li> <li>○「事業費補正について」 進 龍太郎 総務省自治財政局交付税課理事官</li> <li>○「災害における主な地方財政措置について」 八矢 拓 総務省自治財政局財政課理事官</li> </ul>	<p>第2部 第1章</p> <p>第2部 第2章</p> <p>第1部 第1章</p>
事例視察 (平成28年8月25・26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新潟市財産経営推進計画による取り組み」</li> </ul>	<p>第3部 第2章</p>
第4回委員会 (平成28年11月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告について」 中尾 正英 総務省自治財政局財務調査課課長補佐</li> <li>○「社会資本整備総合交付金について」 志賀 真幸 総務省自治財政局調整課課長補佐</li> <li>○「熊本地震に係る地方財政措置について」 八矢 拓 総務省自治財政局財政課理事官</li> </ul>	<p>第4部 第3章</p> <p>第2部 第3章</p> <p>第1部 第2章</p>
第5回委員会 (平成29年3月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成29年度地方財政計画について」 和田 雅晴 総務省自治財政局財政課財政企画官</li> <li>○「平成29年度「社会保障の充実」等について」 君塚 明宏 総務省自治財政局調整課理事官</li> <li>○「投資的経費の財源措置のあり方をめぐって」 小西 砂千夫 委員長 関西学院大学大学院 経済学研究科・人間福祉学部教授</li> </ul>	<p>第6部 第1章</p> <p>第6部 第2章</p> <p>第7部</p>



人口減少社会における公共施設等に関する  
地方行財政制度の在り方に関する調査研究

—平成 29 年 3 月発行—

一般財団法人 地方自治研究機構  
〒104-0061  
東京都中央区銀座 7-14-16 太陽銀座ビル 2 階  
電話 03-5148-0661 (代表)

